

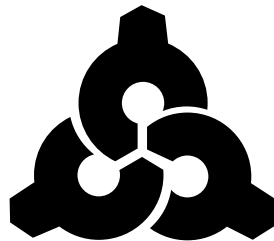
令和 5 年

# 豊見城市議会会議録

第 3 号

第 5 回臨時会 令和 5 年 8 月 7 日 会期 1 日間  
令和 5 年 8 月 7 日

第 6 回定例会 令和 5 年 9 月 5 日 会期 17 日間  
令和 5 年 9 月 21 日



豊見城市議会



豊見城市議会会議録 第5回臨時会 目次  
第6回定例会

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和5年第5回臨時会 —8月7日— (1頁~19頁)				
	会期日程	1	—	—
	応招議員	2	—	—
	第5回臨時会議案一覧及び審議結果	3	—	—
8月7日(本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 —8月7日—	5	—	—
	地方自治法第121条による出席者	6	—	—
	本日の会議に付した事件	6	—	—
	議事日程(第1号) —8月7日—	7	—	—
	会議録署名議員の指名	8	—	—
	会期の決定	8	—	—
議案第37号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	8~13	即決	原案可決 13
議案第38号	附帯控訴の提起について	13~16	即決	可決 16
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	16~17	即決	承認 18
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	16~17	即決	承認 18

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
報告第7号	専決処分の報告について	18～19	報告	報告 19
◎令和5年第6回定例会 —9月5日～9月21日— (21頁～295頁)				
会期日程		21～22	—	—
応招議員		23	—	—
第6回定例会議案一覧及び審議結果		24～25	—	—
9月5日(本会議 初日)				
出席議員及び事務局職員 —9月5日—		27	—	—
地方自治法第121条による出席者		28	—	—
本日の会議に付した事件		28～29	—	—
議事日程(第1号) —9月5日—		30～31	—	—
	会議録署名議員の指名	32	—	—
	会期の決定	32	—	—
	議長諸般の報告	32		
	市長の市政一般報告	32		
議案第40号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	32～34	即決	原案可決 34
議案第41号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第1号)	34～35	即決	原案可決 36

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第42号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算 (第1号)	36~37	即決	原案可決 37
議案第43号	豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の 一部改正について	37~38	即決	原案可決 38
議案第45号	豊見城市火災予防条例の一部改正について	38~39	即決	原案可決 40
議案第46号	豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5) の請負契約について	40~46	即決	可決 47
議案第47号	豊見城市職員用端末の買入れについて	47	即決	可決 48
議案第48号	電子黒板の買入れについて	48~49	即決	可決 49
同意案第5号	監査委員の選任について	49	即決	同意 50
同意案第6号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	50	即決	同意 50
同意案第7号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	50~51	即決	同意 51
同意案第8号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	51	即決	同意 52
同意案第9号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	52	即決	同意 52
同意案第10号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	52~53	即決	同意 53
同意案第11号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	53	即決	同意 54
同意案第12号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	54	即決	同意 54
同意案第13号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	55	即決	同意 55
報告第8号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告 及び決算報告書について	55	報告	報告 55

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第39号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)	55~56	総財委員会	原案可決 285
議案第44号	豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	56	経建委員会	原案可決 289
議案第49号	令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	56~57	経建委員会	原案可決及び認定 289
議案第50号	令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	57~58	経建委員会	原案可決及び認定 289
陳情第7号	県産品の優先使用について(要請)	58	総財委員会	採択 286
陳情第5号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳(年度末)までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書	58	教民委員会	採択 287
陳情第6号	認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書	58	教民委員会	採択 288
<b>9月12日(本会議 2日目)</b>				
出席議員及び事務局職員 — 9月12日 —		59	—	—
地方自治法第121条による出席者		60	—	—
本日の会議に付した事件		60	—	—
議事日程(第2号) — 9月12日 —		61	—	—
	会議録署名議員の指名	62	—	—
《 一般質問 》 9月12日(一般質問の1日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 宜保安孝議員、大田善裕議員、仲田政美議員、川満玄治議員、新垣龍治議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
<b>9月13日（本会議 3日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月13日—	113	—	—
	地方自治法第121条による出席者	114	—	—
	本日の会議に付した事件	114	—	—
	議事日程（第3号） — 9月13日—	115	—	—
	会議録署名議員の指名	116	—	—
《 一般質問 》 9月13日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 新垣亜矢子議員、長嶺吉起議員、要 正悟議員、瀬長恒雄議員、伊敷光寿議員、 吉濱智也議員				
議案第51号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	171	総財 委員会	原案可決 286
<b>9月14日（本会議 4日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月14日—	173	—	—
	地方自治法第121条による出席者	174	—	—
	本日の会議に付した事件	174	—	—
	議事日程（第4号） — 9月14日—	175	—	—
	会議録署名議員の指名	176	—	—
《 一般質問 》 9月14日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 波平邦孝議員、宮城 恵議員、宜保龍平議員、真栄里 保議員、赤嶺吉信議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
<b>9月15日（本会議 5日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月15日—	221	—	—
	地方自治法第121条による出席者	222	—	—
	本日の会議に付した事件	222	—	—
	議事日程（第5号） — 9月15日—	223	—	—
	会議録署名議員の指名	224	—	—
《 一般質問 》 9月15日（一般質問の4日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 大田正樹議員、高山美雪議員、瀬長 宏議員、楚南留美議員、新垣繁人議員				
<b>9月21日（本会議 6日目）</b>				
	出席議員及び事務局職員 — 9月21日—	279	—	—
	地方自治法第121条による出席者	280	—	—
	本日の会議に付した事件	280～281	—	—
	議事日程（第6号） — 9月21日—	282～283	—	—
	会議録署名議員の指名	284	—	—
議案第39号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	284	総財 委員 長 報 告	原案可決 285
議案第51号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	284	総財 委員 長 報 告	原案可決 286
陳情第7号	県産品の優先使用について（要請）	284	総財 委員 長 報 告	採 択 286



議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
陳情第5号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	286～287	教民 委員 長 報 告	採 択  287
陳情第6号	認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書	286～287	教民 委員 長 報 告	採 択  288
議案第44号	豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	288	経 建 委員 長 報 告	原案可決  289
議案第49号	令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	288	経 建 委員 長 報 告	原案可決 及び認定  289
議案第50号	令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	288	経 建 委員 長 報 告	原案可決 及び認定  289
認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	290	予 算 決 算 委 員 会	継続審査  291
認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	290	教 民 委 員 会	継続審査  291
認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	290	教 民 委 員 会	継続審査  291
認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	290	教 民 委 員 会	継続審査  291
認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	290	教 民 委 員 会	継続審査  291
報告第9号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	291～292	報 告	報 告  292
意見書案第8号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書	292～293	即 決	原案可決  294

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員会）	294	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）	294	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	294	—	—
議案等処理一覧表（297頁～299頁）				
議長諸般の報告（32頁） — 詳細は301頁～302頁参照 —				
市長の市政一般報告（32頁） — 詳細は303頁～309頁参照 —				
一般質問（62頁～278頁） — 詳細は次頁参照 —				

# 令和5年第6回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程＝9月12日、13日、14日、15日、4日間)

◆ 9月12日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号1) …………… (P 62～72)

- 質問事項
- (1) 夜間救急について
  - (2) 自衛隊について
  - (3) 台風6号について
  - (4) 障がい者雇用について
  - (5) 公私連携認定こども園について
  - (6) 火葬場について

答弁者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、消防長、  
教育部長

質問者 (17番) 大田善裕議員 (通告番号2) …………… (P 72～80)

- 質問事項
- (1) 農業行政について
  - (2) 環境行政について

答弁者 副市長、市民部長、経済建設部長

質問者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号3) …………… (P 80～90)

- 質問事項
- (1) 防災対策について
  - (2) 児童福祉について
  - (3) モノレール延伸について
  - (4) 地球温暖化防止対策について
  - (5) 安全・安心のまちづくりについて

答弁者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、  
教育部長、都市計画課参事

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号4) …………… (P 90～101)

- 質問事項
- (1) 環境行政について
  - (2) 給食センターの建替えについて
  - (3) 防災行政について
  - (4) 教育行政について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号5) …………… (P101～111)

- 質問事項
- (1) 福祉行政について
  - (2) 基金について
  - (3) 学校教育について

答 弁 者 総務企画部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

◆ 9月13日 (一般質問の2日目) ◆

質 問 者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号6) …………… (P116～124)

- 質問事項
- (1) 防災について
  - (2) 脱炭素社会の構築について
  - (3) 保育行政について
  - (4) 更生保護について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、こども未来部長

質 問 者 (4番) 長嶺吉起議員 (通告番号7) …………… (P124～136)

- 質問事項
- (1) 保育行政について
  - (2) 子育て支援について
  - (3) 教育行政について
  - (4) 防災行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (15番) 要 正悟議員 (通告番号8) …………… (P136～147)

- 質問事項
- (1) 豊崎中学校建設工事の進捗状況について
  - (2) 市道21号線と県道東風平豊見城線の接続について
  - (3) スクールロイヤーについて
  - (4) 森の風テラス構想の進捗状況について
  - (5) 地域懇談会・各種団体懇談会について
  - (6) 最近の台風被害状況について
  - (7) ネーミングライツについて

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号9) …………… (P147～157)  
質問事項 (1) 台風第6号による被害状況とその復旧等について  
(2) 与根体育施設について  
(3) 与根漁港多目的広場について  
(4) マイナンバーカードについて  
答弁者 総務企画部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (16番) 伊敷光寿議員 (通告番号10) …………… (P157～166)  
質問事項 (1) 自治会について  
(2) 防災対策及び自主防災組織について  
(3) 台風被害について  
(4) 教育行政について  
答弁者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、教育部長

質問者 (8番) 吉濱智也議員 (通告番号11) …………… (P166～171)  
質問事項 (1) 市民生活を支える仕組みについて  
(2) 未来への投資について  
(3) 災害対策について  
(4) 市民生活環境について  
(5) 広がる市民生活について  
(6) スポーツ振興について  
答弁者 福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

◆ 9月14日 (一般質問の3日目) ◆

質問者 (12番) 波平邦孝議員 (通告番号12) …………… (P176～186)  
質問事項 (1) 教育行政について  
(2) 農業・漁業振興について  
(3) スポーツ振興について  
(4) 保育行政について  
(5) 企業誘致について  
答弁者 市長、教育長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (21番) 宮城 恵議員 (通告番号13) …………… (P186～195)  
質問事項 (1) 教育行政について

- (2) 豊見城団地の安全整備について
- (3) 市長公約に掲げる全天候型室内公園整備等について
- (4) 安心・安全な街づくりについて
- (5) 市民の生活を守る為にできることについて
- (6) 保育行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、こども未来部長、都市計画部長、教育部長

質 問 者 (2番) 宜保龍平議員 (通告番号14) …………… (P 196～202)

- 質 問 事 項
- (1) フッ化物洗口について
  - (2) 災害復旧について
  - (3) フードロスについて

答 弁 者 市長、福祉健康部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (13番) 真栄里 保議員 (通告番号15) …………… (P 202～213)

- 質 問 事 項
- (1) 災害避難について
  - (2) 自衛隊について
  - (3) 窓口業務委託職員について
  - (4) 教職員の働き方改革について
  - (5) 公共施設のLED化について
  - (6) 水道の漏水について
  - (7) 公立学校浸水対策について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、上下水道部長、教育部長

質 問 者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号16) …………… (P 213～220)

- 質 問 事 項
- (1) 学校給食センターの建物について
  - (2) 道路行政について
  - (3) 公営墓地について
  - (4) 生活環境行政について

答 弁 者 市長、市民部長、経済建設部長、教育部長

————— ◆ 9月15日 (一般質問の4日目) ◆ —————

質 問 者 (19番) 大田正樹議員 (通告番号17) …………… (P 224～234)

- 質 問 事 項
- (1) 保育行政について
  - (2) 市民の健康状況について

(3) 令和6年度予算について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長

質 問 者 (6番) 高山美雪議員 (通告番号18) …………… (P 234～245)

- 質問事項
- (1) 学校給食について
  - (2) 農業振興について
  - (3) 瀬長島の観光振興について
  - (4) 下原雨水幹線事業について
  - (5) 市道191号線及び当該沿線の整備について
  - (6) 豊崎中学校について

答 弁 者 総務企画部長、経済建設部長、上下水道部長、教育部長

質 問 者 (14番) 瀬長 宏議員 (通告番号19) …………… (P 245～254)

- 質問事項
- (1) パワハラ防止条例制定について
  - (2) 南斎場の利用について
  - (3) 30人以下学級について
  - (4) 市育英会の運用改善について
  - (5) 全国青年市長会参加について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、市民部長、教育部長

質 問 者 (18番) 楚南留美議員 (通告番号20) …………… (P 254～265)

- 質問事項
- (1) 福祉行政について
  - (2) 行政改革について
  - (3) スポーツ振興について
  - (4) 教育行政について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、消防長、教育部長

質 問 者 (3番) 新垣繁人議員 (通告番号21) …………… (P 265～278)

- 質問事項
- (1) 公務員像 (全体の奉仕者) について
  - (2) 与根体育施設について
  - (3) 道路行政について
  - (4) 豊崎中学校の開校について
  - (5) 公園整備について
  - (6) 教育行政について
  - (7) 民間活力の導入について

(8) 新たな街づくりについて

答 弁 者

市長、総務企画部長、総務企画部参事監、市民部長、  
市民部参事監兼福祉健康部参事監、福祉健康部長、経済建設部長、教育部長



令和5年

# 豊見城市議会会議録

## 第5回臨時会

第5回臨時会	令和5年8月7日	会期1日間
	令和5年8月7日	



# 令和5年第5回豊見城市議会臨時会会期日程

開 会 8月7日  
閉 会 8月7日  
会 期 1日間

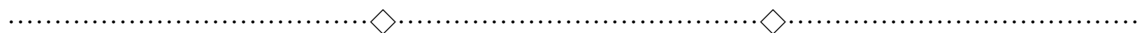
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
8月7日	月	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第37号 議案第38号 承認第6号 承認第7号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第7号

# 令和5年第5回豊見城市議会臨時会

令和5年第5回豊見城市議会臨時会は令和5年8月7日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 19人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(15番) 要 正悟 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	



応招しなかった議員 3人

(4番) 長嶺 吉起 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(18番) 楚南 留美 議員	

## 令和5年第5回豊見城市議会臨時会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第37号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
2	議案第38号	附帯控訴の提起について	即決	可決
3	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
4	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	即決	承認
5	報告第7号	専決処分の報告について	報告	報告



— 令和5年第5回 —

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年8月7日（月）





豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年8月7日（月曜日）午前10時開会

出席議員 19人

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員    | (12番) 波平 邦孝 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員   | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (3番) 新垣 繁人 議員   | (14番) 瀬長 宏 議員  |
| (5番) 新垣 龍治 議員   | (15番) 要 正悟 議員  |
| (6番) 高山 美雪 議員   | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員   | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員   | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員   | (21番) 宮城 恵 議員  |
| (10番) 川満 玄治 議員  | (22番) 仲田 政美 議員 |
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 |                |

欠席議員 3人

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (4番) 長嶺 吉起 議員  | (19番) 大田 正樹 議員 |
| (18番) 楚南 留美 議員 |                |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- |           |            |
|-----------|------------|
| 事務局長 金城 悟 | 主 査 大城 利枝  |
| 次 長 比嘉 豊  | 主任主事 嘉数 信仰 |
| 班 長 比嘉 剛  |            |

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
総務企画部長	内原英洋	市民部長	上地五十八
福祉健康部長	久手堅勝	こども未来部長	森山真由美
都市計画部長	嘉川聡子	経済建設部長	城間保光
上下水道部長	大城堅	消防長	高良寛
教育部長	赤嶺太一	総務課長	上原元樹
財政課長	宮城盛秀	企画調整課長	東上里豊
障がい長寿課長	比嘉徹夫	こども応援課長	安谷屋元
保育こども園課長	屋宜圭太	道路課長	大城英貴
公園緑地課長	金城司	上下水道部長 総務課長	比嘉幸治
上下水道部 施設課長	新垣栄	教育総務課長	赤嶺渚

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4. 議案第38号 附帯控訴の提起について
- 日程第5. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
以上2件一括上程
- 日程第6. 報告第7号 専決処分の報告について

令和5年第5回豊見城市議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年8月7日（月） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第37号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）	即 決
4	議案第38号	附帯控訴の提起について	〃
5	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	〃
	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	〃
		以上2件一括上程	
6	報告第7号	専決処分の報告について	報 告

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和5年第5回豊見城市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保安孝議員、川満玄治議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

再 開 (10時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について議題

に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和5年第5回豊見城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の皆さんのご出席を賜り、誠にありがとうございます。今臨時会もどうかよろしくをお願いいたします。

では、議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,729万3,000円を追加し、予算の総額を342億3,364万5,000円とする補正を行う提案となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

それでは先ほど市長から提案のありました議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について説明します。

今回の令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)の概要としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、電気・ガス・食料品等の価格高騰重点支援交付金の推奨メニュー分として、物価高騰に伴う家計負担の緩和対策事業による支援と、県の補助金を活用して保育施設と放課後児童クラブで給食等を提供している施設に対して、食材費等の物価高騰相当額を支援するための補正予算となっております。

それでは事項別明細書の3ページをお願いします。歳入予算について説明します。14款2項1目総務費国庫補助金は、地方創生臨時交付金(新型コロナ対策分)として推奨メニュー分の1億9,017万1,000円を増額して計

上し、本市に配分された臨時交付金の重点支援交付金の全額を計上したことになります。

次に、15款2項2目民生費県補助金は、県が6月の補正予算において原油価格・物価高騰等の影響を軽減するため、新たに保育施設と放課後児童クラブへ食材費負担軽減補助金として補助率100%の補助事業を実施することに伴い、本市においても保育施設及び放課後児童クラブを支援するため、合わせて564万2,000円の予算を計上しております。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金は、物価高騰に伴う家計負担の緩和対策事業の一般財源対応分として財政調整基金から7,148万円の繰入金を計上しております。以上が歳入予算となります。

次に4ページの歳出予算をお願いします。3款2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の放課後児童クラブ食材費負担軽減給付金は、物価高騰等の影響による食材費高騰の負担軽減を図ることを目的に、放課後児童クラブに給付金を支給する予算として120万2,000円を計上しております。次、2目児童措置費の認可外保育園給食委託料（物価高騰分）は、物価高騰等の影響により、認可外保育園における給食配膳委託料、ケータリングの1食当たりの単価改定に対応する予算として110万9,000円を増額して計上しております。同じく2目の保育施設食材費負担軽減事業給付金についても、物価高騰等の影響による食材費等の高騰の負担軽減を図ることを目的に、保育施設に給付金を支給する予算として988万9,000円を計上しております。

次に、7款1項2目商工振興費のクーポン券発行等運營業務委託料は、物価高騰に伴う家計負担の緩和対策及び消費喚起事業に要する予算として2億5,484万1,000円を計上して

おります。事業の内容につきましては、5,000円分のクーポン券を全世帯に配布し、市民生活を支援していきたいと考えております。特に高齢者は日中の時間を自宅で過ごすことが多くなるなど、日常経費への負担の影響を鑑み、高齢者世帯及び高齢者が同居する世帯には1万円分を上乗せしてクーポン券を配布する予算と事務委託経費の予算を計上しております。

以上が議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

一般会計補正予算（第2号）について何点か伺います。

今、県の補助100%で歳入のほうを説明し、歳出については、国・県の支出金100%で予算を組んでいるのですが、その金額が違うというのは臨時交付金をここにも充てているというふうに理解していいのでしょうか。

あと、今年の3月28日に閣議決定した豊見城市への臨時交付金の決定額は3億7,700万円。これに対して6月定例会では2億5,000万円余りの補正予算を組んでいたのですが、今回さらに1億9,000万円余りの臨時交付金を予算計上しているのですが、こういう数字をプラスしてみると、豊見城市の3億7,700万円から6,322万円増になっているというふうに見るのですが、それについてはどのような歳入になっているのかどうか説明をしていただきたい。

あと、臨時交付金は県内でも学校給食費の負担軽減で活用している自治体が何か所もありますが、今回学校給食費の負担軽減には充

てなかった理由について伺います。

もう一つは、当初予算の段階で学校給食の食材費の物価高騰への対応は一定予算化をしているのですが、今回は新たな予算化をしながらも間に合うというふうになっているのかどうか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時13分)

再 開 (10時14分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、県の補助金と事業費の差額だと思えますが、補助金等については臨時交付金を充当しておりますので、数字が若干一致していない部分があると思えます。給食費につきましては、臨時交付金を活用した食材費の充当につきましては、今回当初予算のほうでこども未来基金を活用して物価高騰分等については補填をしております。それでもってそういう事業をしておりますので、今まで高齢者に対して臨時交付金を活用したものがなかったものですから、今回はその辺を優先的に予算を計上したということになります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

県の100%補助の件については答えていないのですが、県からの歳入についてはそれ以上に予算計上しているの、それは臨時交付金のほうで充てたというふうになっているのかということについては再度答えていただきたい。一致しないところがある臨時交付金だからという説明なのですが、令和4年度の臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という名目でやったのは補

正予算として7,500億円、臨時交付金に出しますと。2兆4,000億円を予備費から出しますと。そのうちの1兆2,000億円を重点交付金として3月28日に出しますということを閣議決定したと。その内容について政府の資料もいろいろ見たのですが、当初予算で令和4年度の予算の支出を計上した部分も当然あるわけで、それ以外について3月28日に閣議決定したことについては、豊見城市は配分額としては3億7,700万円ですと。それが6,300万円の差があるのはどういう根拠なのかということを知っているの、こんなに大きな額が一致しないというのがあるというのは理解できません。そのときの予備費からは2兆2,226億円支出決定しているのですが、それは病床を確保するために病院に対して緊急包括支援交付金を7,300億円、所得の低い世帯に1人5万円、これは1,551億円予算計上しましたと。それ以外に重点交付金として今の臨時交付金を1兆2,000億円。これを合計すると2兆916億円になって、あと1,310億円の政府の発信する中身からは説明がないので、それ以外の臨時交付金以外の交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金以外、これに類似した交付金が1,300億円の中に何らかの形で潜り込んでいるのか。それが政府のいろいろな資料を見ても把握できないものですから、その6,300万円の違いというのはどういうことなのですかというのを聞いています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時18分)

再 開 (10時20分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、臨時交付金のことにつきましては、低所得者世帯分の支援分があります。それにつきまして県のほうからは70%の見込みでの決定通知しか来ていないのですが、市としては、これについては100%を見込んで今予算を計上しているところであります。先ほど国の予算の話もいろいろ瀬長宏議員がされたと思いますが、国の予算の内容については手持ちの資料がないということから確認ができない状況です。

○ こども未来部長 森山真由美

県補助分での事業分で3款2項1目、3款2項2目の予算についてお答えしたいと思います。

3款2項1目の放課後児童クラブ食材費の負担軽減分の給付金につきましては、県で2分の1補助を行っております。市の持ち分2分の1につきましては、地方創生臨時交付金にて対応しているところであります。

同じく3款2項2目の12節の委託料につきましては、認可外保育施設へのケータリング分の物価高騰によるアップ分については、全額を地方創生臨時交付金にて充てております。

同じく18節の保育施設に対する食材料費負担軽減分の事業については放課後児童クラブと同等の扱いになりますが、認可園と認可外で補助率が違いまして、認可園に対しては県・市2分の1ずつ、市の分については地方創生臨時交付金。認可外施設につきましては、県の補助分が4分の3、残り4分の1が市の負担分となっており、その分については地方創生臨時交付金にて対応しているところであります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時22分)

再 開 (10時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどの説明に補足で説明していきたいと思えます。

臨時交付金につきましては、先ほどもお答えしましたように、県から示された重点交付金につきましては今70%の配分ですが、私たちとすればもう100%を見込んでいます。この差額が先ほどおっしゃる6,000万円になるかと思えます。それと私たちの予算の計上につきましては、国の予算の配分もありますが、県からの予算の配分を受けて、それを予算化しているという状況であります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時25分)

再 開 (10時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋 —訂正—

先ほど私のほうから「国の予算について把握してない」という答弁をしていましたが、修正をお願いしたいと思います。国の予算については把握していないというわけではなく、国が示した内容について確認ができていない状況でありますので、「手持ちの資料がないということから確認ができないという状況」に修正をしたいと思えます。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの修正については、議長にて許可いたします。

ほかに質疑はございませんか。

○（7番）瀬長恒雄議員

7款1項2目の商工費のクーポン券発行等運營業務委託料ですが、これの内訳をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。対象が一般世帯、高齢者世帯が何世帯ずつなのか。この事業を委託する委託料が実際幾らなのか。支給額ではなくて行政の委託料ですね。それが幾ら予算化されているのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

7款1項2目の商工費のクーポン券発行等運營業務委託料の件にお答えしたいと思いません。

まず、一般世帯につきましては1万8,700世帯を見込んでおりまして、予算額が9,350万円、先ほどの高齢者の世帯と高齢者が同居している世帯につきましては、9,800世帯で1億4,700万円を見込んでいるところであります。それに係る事務費につきましては、2,636万6,000円を見込んでおります。

○（3番）新垣繁人議員

私のほうも一点だけ質疑させてください。

まずその前に、先月の7月のときに物価高騰対策をしていただきたいということで、私たち党派の風と公明党が合同で要請文を出して、早速の補正対応をしていただきましてありがとうございます。そこで一点ほど質疑をさせていただきます。

このクーポン券、早めに市民の方に渡す必要があると思っておりますけれども、実際の時期を改めて、市民もこのリモートを見ているかもしれないので、そこも含めて答弁いただきたいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時35分）

再 開（10時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、クーポン券の発送を10月末までには完了したいと考えております。このクーポン券の使用期間につきましては、11月から年明けの1月末ということは今考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質疑一

このクーポン券というのは、市内・市外も含めて対応できるものなのかということも含めて、市民の方に分かりやすい答弁をもらっていいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

クーポン券につきましては、市内の事業者を対象として使えるように今考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再々質疑一

今後なのですが、クーポン券ですと場合によっては行き渡らないところもあるかもしれないですし、当初市長は電子クーポンも含めて考えていらっしやって、私たち党派と調整もいろいろありました。ただ、これは質疑ではないのですけれども、今後の速やかな対応という意味も含めて、やはりマイナンバーと口座番号をひも付けることによって、それは現金で直接対応することもできると。また、実際市民に行き渡る期間も早めにできるということも確認が取れていますので、今後はそういうマイナンバーの強化も含めて、そういう対策をしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

（質疑者なし）



以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第37号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第38号 附帯控訴の提起についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第38号 附帯控訴の提起につきましては、福岡高等裁判所那覇支部に附帯控訴を申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める提案となっております

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは先ほど市長よりご提案のありました議案第38号 附帯控訴の提起についてご説明を申し上げたいと思っております。

まず、今回の附帯控訴につきましては、児童の保護者が第一審の判決を不服といたしまして、令和5年4月1日付で福岡高等裁判所那覇支部に提起されました控訴事件に係るものとなっております。この控訴事件、令和5年（ネ）第64号損害賠償請求控訴事件につきましては、児童の自死及び事件発生後の対応についての損害賠償として、市に対しまして第一審請求額7,830万円余から、本件について独立行政法人日本スポーツ振興センターが支払いました死亡見舞金2,800万円余と第一審で認めた市の責任とされた44万円を控除した4,989万円余の支払いを求める内容となっているものでございます。

今回控訴が提起されたことによりまして、裁判所は第一審の判決を再度審議することになりますが、児童の保護者は市の責任が認められた部分を超える部分についても再度審理

するように求めていることから、市は第一審と同様の主張を行う必要があるものと考えております。そのため附帯控訴を行いまして、第一審と同様に、この請求額の全てについて再審理を求めることとなっております。この附帯控訴につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要することから、今回の提案となっております。

議案の内容は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

議案第38号については3月に判決が出ておりますが、その判決内容について改めて説明を求めます。44万円の支払い命令が出たという根拠について伺います。

あと一つ、判決を市長が受けて、その後にコメントを出されました。判決を精査し、今後の取組に生かしたいと。それは何らかの形で現場に指示を出したことがあるのかどうか。今後こういう事件が起こらないように市長からの何らかの指示が出されているのかどうか。気になるのは、控訴によって市に対して何か懸念材料はないのかどうか伺いたいと思います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

3点ご質疑があったと思います。まず、第一審の判決内容につきましてご説明をしたいと思います。

判決内容につきましては、3月定例会でもご説明申し上げたところでございます。市の事後の対応につきまして一部に責任があることといたしまして、各20万円等の慰謝料と弁護士費用各2万円、合計44万円の損害賠償を判決では認容いたしまして、それ以外の請求につ

いてはいずれも理由がないとして、棄却する内容となっているところでございます。

2番目の市長の指示ということでございます。判決を受けまして3月に総合教育会議を開催いたしまして、その中でその判決内容を踏まえ、今後このような自死の事案が起こらないような体制づくりについて、市長、教育長、教育委員を含めて会議を開きまして、その中で今後も引き続ききちんとした対応を取っていくと。再発防止に努めていくということを確認しているところでございます。

3番目でございます。控訴事件の懸念材料ということでございますが、再判決の中では、市の主張がおおむね認められた判決になったものというふうに思っております。ただ、今回控訴事件におきましては、その全部についてまた新たに再審査を求める原告からの控訴が出されておりますので、今回この議決をいただいて、きちんとした審理要請を求めているということでもあります。また、内容につきましては、第一審において長きにわたって審理が行われて、その判決が出ていることから、この控訴審について、その審理期間が短くなる可能性があるということで、そうしますと本市の主張について口頭弁論が開かれる場もなく結審してしまいますと、本市の主張について十分に主張することができないということで今回附帯控訴をさせていただいて書面を提出して、この原告の主張に対して市のほうの主張を踏まえながら対応していきたいと考えているところでございます。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

44万円については、当時の市の教育長の記者会見や保護者会での発言が、両親が受けていた風評被害を助長させた、その理由、根拠を裁判長が述べたというふうに記録されて

おります。これについて私がとても懸念しているのは、以前から第三者委員会の報告の中で、豊見城市議会議員の一人がこういう風評被害の一方になったということが記載されていて、豊見城市議というだけで私も含めて疑われるということなので、こういう発信をした風評被害に関わった議員は自ら名乗り出て遺族に謝罪するなり、身の振り方をきちんとしてほしいと。そうしなければ私も市議の一人として疑われる身になりますので、それは今からでも遅くないと思います。明確に謝罪をしていただきたい。

あと私が懸念しているのは、この判決の内容を見ておきますと、自殺の場合に実施されたいじめのアンケートの内容に、児童が自殺すると直ちに思わせるようなものが含まれていないことから、児童が自殺する危険が生じていると担任の教諭が予見することができたとまでは認めがたいとして訴えを退けたと。ただ、この第三者委員会の報告を見ると、自殺の2週間前にアンケートを取っていたと。自殺を図ったということで報告を受けた学校側は、アンケートはまだ確認されていなかったのを確認したら、どうもこの子のアンケートじゃないかというのが見つかって、それを病院で確認して転校の検討をしているのか両親に聞いたら「そうだ」ということで、本人が書いたものだということを確認したと。これは自死の約2週間前に書かれたものであったと。これに対して第三者委員会としては、小学校において適宜適切に対応がなされていれば、本件児童に対するいじめを相当程度減少させる。いじめを減らし、そして本件児童が極限まで追い込まれる事態に至ることを防ぎ、もって本件事故の発生を防止し得た蓋然性は十分に認められるものとする。という

ことは、可能性じゃなくて蓋然性、確かな見込みがあるというところまで言い切っているんですね。ですから事前にアンケートを把握して、そしていじめを減らす。そして自殺にまで至らないことの対応は可能だったんじゃないかと第三者委員会がまとめて報告しているのですが、それを見た場合には、控訴されたときにこのことが再度問題になることはないのかどうか。当時の校長先生の対応としては、第三者委員会の報告によりますと、あの程度のことはいじめじゃない、要するにトラブルですと。トラブルの範囲であれば上まで報告が来ませんと。そのような見方をしていることに対して第三者委員会としては、いじめに対する認識がなさすぎると。いじめをきちんと認識できていればこういうことにはならなかったらというふうに結論づけておりますので、その辺が争点になることはないのかどうか。そこはとても懸念しているのですが、そこはどうなのですか。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

かなり広い範囲の質疑をなされているので、早速順次お答えしていきたいと思っております。

今回の控訴審につきましては、一般論として、第一審の中でこれまで瀬長宏議員がご指摘された内容、第三者委員会の報告書を踏まえて審理が長期間にわたって慎重になされまして、さきの判決になっております。さきの判決では、先ほども答弁いたしましたとおり、事故の対応について一部市に責任があるとして44万円、それ以外の請求についてはいずれも理由がないとして、棄却する内容になっております。当然第三者委員会の報告書も原告・被告、市も共に両方引用しながら審理されております。それを踏まえて、それ以外の

請求についてはいずれも理由がないとして棄却されておりますので、議論についてはそれに尽きているものというふうと考えているところでございます。

また、第三者委員会の報告書の中では、今後の再発防止についていろいろな貴重な提言をいただいているところであります。本市はそれを受けまして、沖縄弁護士会と連携をして、命の授業を毎年開催しておりますし、また児童の状況を把握するためのアンケートもきちんと対応して、すぐ分析するような状況を整えております。さらにQ-Uテストも実施しながら、児童生徒の状況を把握することも務めております。また、毎年校長会におきましては、この第三者委員会の報告書を踏まえた対応について教育長自らご発言なさって、校長、教頭先生には、このようなことが二度と起こらないようないじめ防止対策を徹底してほしいということは重ねてお願いをしながら取り組んでいるところでございます。そこも含めながら取り組んでいるところということでご理解をいただけたらと思っております。

また、今後の訴訟の争点につきましては、今係争中でございますので、詳細についての言及は差し控えさせていただきたいと思っております。ご理解、よろしくお願ひします。

#### ○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号 附帯控訴の提起については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号 附帯控訴の提起については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第38号 附帯控訴の提起について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第38号 附帯控訴の提起については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

### ————— ◇ 日程第5 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括して議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

承認第6号及び承認第7号 専決処分の承認を求めることにつきましては、伊良波汚水中継ポンプ場(場内配管)工事に係る予算措置のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の

規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 上下水道部長 大城 堅

承認第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（専決第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1枚目をご覧ください。

第2条 令和5年度豊見城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,221万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,914万円、過年度分損益勘定留保資金1,787万円、当年度分損益勘定留保資金1億5,521万1,000円、減債積立金取崩額9,999万円、建設改良費積立金取崩額2億8,000万円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億4,033万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,914万円、過年度分損益勘定留保資金6億1,119万5,000円に改める。

支出の第1款資本的支出、第3項他会計貸付金として5,812万4,000円を増額します。これは下水道事業会計の貸し付けでございます。

続きまして、承認第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（専決第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1枚目をご覧ください。

第2条 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款資本的収入、第4項他会計借入金を5,812万4,000円増額します。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費も同じく5,812万4,000円増額するものでございます。

これは伊良波汚水中継ポンプ場敷地内にある圧送管において漏水が確認されたことから、市内公共下水道の管理運営に多大な影響を与えるおそれがあり、緊急に安全対策を確実に施工工事を行うため、その財源として水道事業会計からの借入金を受けるためのものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第6号、承認第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第6号、承認第7号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、賛成多数であります。よって、本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、報告第7号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第7号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第7号 専決処分の報告についてご説明いたします。

専決処分書のほうをご覧ください。車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故発生日時、令和5年2月27日(月)午後2時43分頃。事故発生場所、豊見城市字名嘉地、名嘉地自治会コミュニティセンター近くの交差点。事故の概要について、市道5号線から市道4号線へ田頭向けに左折する際に、一時停止し、徐行したが右側から来た軽自動車の左側方に接触し、破損させた。当日は雨が降っており、カーブミラーは見えづらい状況であった。損害賠償額、9万6,684円(治療費等分)。内訳としまして、医療機関への支払い分7万434円、相手方への支払い分2万6,250円。和解の内容、豊見城市は、相手方に損害賠償金として9万6,684円を支払い、

相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。

なお、物件損害分52万2,000円につきましては、令和5年第4回豊見城市議会定例会において報告を行ったところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決を要しませんので、以上をもって報告第7号 専決処分の報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第5回豊見城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (9番) 宜 保 安 孝

署名議員 (10番) 川 満 玄 治





令和5年

# 豊見城市議会会議録

## 第6回定例会

第6回定例会 令和5年9月5日 会期17日間  
令和5年9月21日



## 令和5年第6回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 9月5日                      会 期 17日間  
閉 会 9月21日

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月5日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 同意案第5号 同意案第6号 同意案第7号 同意案第8号 同意案第9号 同意案第10号 同意案第11号 同意案第12号 同意案第13号 ○ 議案の上程（委員会付託案件） 議案第39号 議案第44号 議案第49号 議案第50号 陳情第5号 陳情第6号 陳情第7号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第8号
9月6日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月7日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
9月8日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
9月9日	土	休 会		
9月10日	日	休 会		
9月11日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
9月12日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月13日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月14日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問

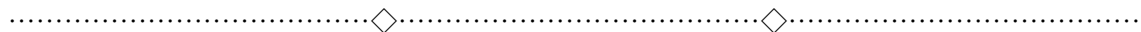
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
9月15日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
9月16日	土	休 会		
9月17日	日	休 会		
9月18日	月	休 会		敬老の日
9月19日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
9月20日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
9月21日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件） ○ 議案の上程（追加案件）  閉 会

## 令和5年第6回豊見城市議会定例会

令和5年第6回豊見城市議会定例会は令和5年9月5日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員



応招しなかった議員 なし

## 令和5年第6回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第39号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	総財 委員会	原案可決
2	議案第40号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
3	議案第41号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
4	議案第42号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
5	議案第43号	豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
6	議案第44号	豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	経建 委員会	原案可決
7	議案第45号	豊見城市火災予防条例の一部改正について	即決	原案可決
8	議案第46号	豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約について	即決	可決
9	議案第47号	豊見城市職員用端末の買入れについて	即決	可決
10	議案第48号	電子黒板の買入れについて	即決	可決
11	議案第49号	令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建 委員会	原案可決 及び認定
12	議案第50号	令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	経建 委員会	原案可決 及び認定
13	議案第51号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	総財 委員会	原案可決
14	認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算 委員会	継続審査
15	認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	継続審査
16	認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	継続審査

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
17	認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	継 続 審 査
18	認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	継 続 審 査
19	報告第8号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告	報 告
20	報告第9号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告	報 告
21	同意案第5号	監査委員の選任について	即 決	同 意
22	同意案第6号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
23	同意案第7号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
24	同意案第8号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
25	同意案第9号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
26	同意案第10号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
27	同意案第11号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
28	同意案第12号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
29	同意案第13号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	即 決	同 意
30	陳情第5号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	教 民 委 員 会	採 択
31	陳情第6号	認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書	教 民 委 員 会	採 択
32	陳情第7号	県産品の優先使用について（要請）	総 財 委 員 会	採 択
33	意見書案第8号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書	即 決	原案可決





— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年9月5日（火）



豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開会

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
デジタル推進課長	後 間 大 輔	国保健康保険課長	吉 元 美 幸
公園緑地課長	金 城 司	農林水産課長	比 嘉 真 人
上下水道部長 総務課長	比 嘉 幸 治	上下水道部長 施設課長	新 垣 栄
予 防 課 長	宮 平 一 史	教育総務課長	赤 嶺 渚
農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 田 靖		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告
- 日程第5. 議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6. 議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7. 議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8. 議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9. 議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約について
- 日程第11. 議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについて
- 日程第12. 議案第48号 電子黒板の買入れについて
- 日程第13. 同意案第5号 監査委員の選任について
- 日程第14. 同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第15. 同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第16. 同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第17. 同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第18. 同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第19. 同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命について

- 日程第20. 同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第21. 同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命について
- 日程第22. 報告第8号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について
- 日程第23. 議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24. 議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第25. 議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第26. 議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第27. 陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）
- 日程第28. 陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書
- 陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書
- 以上2件一括上程

# 令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	議案第40号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即 決
6	議案第41号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
7	議案第42号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
8	議案第43号	豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃
9	議案第45号	豊見城市火災予防条例の一部改正について	〃
10	議案第46号	豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約について	〃
11	議案第47号	豊見城市職員用端末の買入れについて	〃
12	議案第48号	電子黒板の買入れについて	〃
13	同意案第5号	監査委員の選任について	〃
14	同意案第6号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
15	同意案第7号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
16	同意案第8号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
17	同意案第9号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
18	同意案第10号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
19	同意案第11号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
20	同意案第12号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
21	同意案第13号	豊見城市農業委員会の委員の任命について	〃
22	報告第8号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告
23	議案第39号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	総務財政 委員会付託

日程 番号	議案番号	件名	備考
24	議案第44号	豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	経済建設委員会付託
25	議案第49号	令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
26	議案第50号	令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
27	陳情第7号	県産品の優先使用について（要請）	総務財政委員会付託
28	陳情第5号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	教育民生委員会付託
	陳情第6号	認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書 以上2件一括上程	〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

おはようございます。ただいまから令和5年第6回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に新垣亜矢子議員、波平邦孝議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきますと思います。

次に令和5年8月22日に開催された第180回沖縄県市議会議長会定期総会において議員

表彰がございましたので、この場を借りて報告いたします。

議員在職40年以上の特別表彰に儀間盛昭前議員、議員在職32年以上の特別表彰に瀬長宏議員、議員在職12年以上の一般表彰に赤嶺吉信議員、新垣亜矢子議員、大田正樹議員、そして私、外間剛。議員在職8年以上の一般表彰に新垣繁人議員、大田善裕議員、楚南留美議員、比嘉彰前議員が表彰されました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和5年第6回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会もどうぞよろしくお願いいたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の議会から今回までの間における報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万5,000円を減額し、



歳入歳出予算の総額を歳入支出それぞれ73億8,236万5,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

おはようございます。議案第40号について、先ほど市長からご提案のありましたことについてご説明申し上げます。

事項別明細書で3ページをお開きください。

はじめに歳入予算からご説明申し上げます。4款1項3目の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金につきまして、11万9,000円の増額。

次に、5款1項1目2節の保険給付費等交付金376万2,000円を増額。

次に、7款1項1目一般会計繰入金のうち、3節の職員給与費等繰入金531万6,000円の減額をします。

次に4ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。1款1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費など、人件費の合計802万6,000円の減額補正については、定期人事異動に伴う職員人件費の減額分となっております。また、同じく一般管理費の10節需用費の11万9,000円の増額につきましては、来年秋からマイナンバーカードと健康保険証一体化に伴う周知広報のためのチラシ印刷費用となっております。

次に、1款2項1目の12節委託料647万2,000円につきましては、国民健康保険シス

テム改修委託料となっております。内容につきましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を改正するためのシステム改修と、地方税共通納税システム対象税目に国民健康保険税を追加し、被保険者の納付機会の充実を図ることを目的として、納付書にQRコードを印字できるようなシステム改修を行う予算計上となっております。

以上が議案第40号の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (14番) 瀬長 宏議員

議案第40号については、議案の中身が一部訂正されて、当初の説明からすると118万円が376万円に増額ということで訂正されました。389万円が647万円に訂正されているのですが、そのことによって予算書の6ページにわたって訂正されているのですが、数字的にも大きいものですから、どういう理由でこんなミスが起こったのか。まず、それを説明していただきたい。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議案の事前説明から補正予算の内容が若干変わった理由につきましては、国からのシステム改修に関する要件、定義が細かったことで、当初システム会社の見積もり依頼に含まれていなかった項目が確認されたことから修正を行ったものであります。内容としましては、当初国保の部分で免除とする要項がありまして、それが軽減というような表現に変わりました。その軽減措置に対応するためシステムの改修がより細かく項目が多くなったこ

とで、今回の増額となっております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質疑一

二重三重にチェックをして、議案になって議会に提案するという流れからすると、これはあまりにも慎重さを欠いているのではないかと。今回の提案内容については、数字的にも間違いがないのかどうかというのは、一般会計の補正でも訂正が今回なされております。そういう意味でいうと、なぜこんなミスが起こったのかという今後の改善について、皆さんとしては何らかの形で方向性を見いだしているのかどうか。そこはどうなんですか。

○ 市民部長 上地五十八

今回大きく訂正となったことについては、大変申し訳なく、おわび申し上げたいと思います。今後はシステム会社と国の要件等の定義もしっかり確認しながら、二重三重のチェックをしていきたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

（質疑者なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第40号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条により、水道事業費用に598万2,000円を追加し16億2,583万3,000円とする補正を行います。

第3条により、資本的支出に1,846万3,000円を追加し、8億376万7,000円とする補正を行います。

以上が議案第41号 令和5年度豊見城市水

道事業会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○ 上下水道部長 大城 堅

議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容については、人事異動に伴う人件費の調整及び無停電電源装置の購入費、また下水道事業への貸付金に係る増額でございます。

第2条、収益的収入及び支出について、第1款水道事業費用の既決予定額16億1,985万1,000円に補正予定額598万2,000円を加え、計16億2,583万3,000円に改める補正で、主に新年度人事異動に伴う職員給与費についての増額でございます。

続いて、第3条、資本的収入及び支出について、第1款資本的支出、既決予定額7億8,530万4,000円に補正予定額1,846万3,000円を加え、計8億376万7,000円に改める補正でございます。第1款第1項建設改良費は、主に職員給与費とそのほか無停電電源装置購入費のための補正でございます。第3項他会計貸付金は、水道事業会計から下水道事業会計への貸付金でございます。

また、第3条本文中に記載のとおり、今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6億4,033万5,000円から6億5,879万8,000円に改め、その不足額を補填する財源のうち、過年度分損益勘定留保資金を6億1,119万5,000円から6億2,965万8,000円に改めております。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ

流用することができない経費でございます。(1)の職員給与費につきましては、既決予定額1億3,913万8,000円に補正予定額918万3,000円を加え、計1億4,832万1,000円とする補正でございます。

詳細につきましては、7ページ以降の実施計画明細書をご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第1号）について、これを原

案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第41号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第2条により、下水道事業費用に367万円を追加し、9億8,300万3,000円とする補正を行います。

第3条により、資本的支出に496万3,000円を追加し、12億7,371万4,000円とする補正を行います。

以上が議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 上下水道部長 大城 堅

議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明い

たします。

今回の補正の主な内容の支出につきましては、人事異動に伴う人件費の増額で、収入につきましては、支出増の財源として、水道事業からの借入金の増額でございます。

第2条、収益的収入及び支出について、第1款下水道事業費用の既決予定額9億7,933万3,000円に補正予定額367万円を加え、計9億8,300万3,000円に改める補正でございます。加えて、第2条本文中に記載のとおり、補正増額分の367万円の財源として、水道事業会計からの長期借入金2,926万7,000円を3,293万7,000円に改めております。第1款第1項営業費用の内訳につきましては、主に新年度の人事異動に伴う職員給与費についての増額補正となっております。

続いて、第3条に定める資本的収入及び支出について、第1款資本的支出の既決予定額12億6,875万1,000円に補正予定額496万3,000円を加え、計12億7,371万4,000円に改める補正でございます。第1款第1項建設改良費の内訳につきましては、全て新年度の人事異動に伴う職員給与費の調整によるものでございます。

また、第3条本文中に記載のとおり、今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億4,908万3,000円から1億5,404万6,000円に改め、その不足額を補填する財源のうち、過年度分損益勘定留保資金を1億2,396万4,000円から1億2,892万7,000円に改めております。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。(1)職員給与費につきましては、既決予定額3,279万5,000円に補正予定額822万4,000円を加え、計4,101万9,000円とする補正で

ざいます。

詳細につきましては、7ページ以降の実施計画明細書をご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。

以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第42号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

#### ————— ◇ 日程第8 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

議案第43号、先ほど市長から提案のありましたことについてご説明申し上げます。

新旧対照表2ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条文の改正については下線部分について行っておりますので、ご確認をお願いします。

第10条、印鑑登録証明書の交付の改正内容につきましては、第1項中の印鑑登録証明交付申請書に「印鑑登録証を添えて」を加え、第2項では、条文の内容につきまして、市役所窓口で印鑑登録書の交付申請に際して、申請者本人に限り個人番号カードの提示により

交付申請が可能となるような条文が追加されております。

また、同条第1項の次に第2項が加わったことにより、項の番号が1項ずつ繰り下げになります。

次に第10条の2、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等の条文の内容につきましては、個人番号カードを所有する者について、スマートフォン等の移動端末設備を利用し、今後コンビニ等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするための条文が改められております。

次に第15条申請等の印鑑登録証の添付につきましては、第10条において本人に限り、個人番号カードで印鑑登録証の交付が可能となることにより、印鑑登録証の添付がなくなったことから、第10条第1項の文言を削る内容となっております。

次に1ページの附則に戻りまして、第10条の2のスマートフォンを利用した印鑑登録証の発効の施行日を、公布の日から起算して6か月を超えない範囲として規則に委任し、第10条と第15条は公布の日から施行する内容となっております。

以上が議案第43号の説明となります。ご審議のほどをよろしくお願ひします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第43号 豊見城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

#### ————— ◇ 日程第9 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正につきましては、対象火気設備等の位置、

構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものがあります。

なお、詳しい内容等につきましては、消防長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○ 消防長 高良 寛

おはようございます。それでは、議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長のほうから説明があったとおりでございます。

それでは、新旧対照表の9ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後となっております。

それでは、急速充電設備の項目をご覧ください。第11条の2につきましては、電気自動車等の普及により国が定める基準が一部改正され、電気自動車等の充電のための急速充電設備の全出力200キロワットとした上限が撤廃され、電気自動車等に船舶、航空機、その他、それらに類するものという文言が加えられるなどの所要の改正が行われております。

次に14ページをご覧ください。第23条の喫煙等の項目では、平成30年7月、健康増進法が改正されたことにより、喫煙所に標識の設置が必要となりました。これまで火災予防条例でも同様に標識の設置が求められており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、火災予防条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定が改正されました。また、それに関係して23ページになりますが、別表第7が削除されております。

次に25ページをご覧ください。第13条の蓄

電池設備につきましては、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池、キロワット時に依存すると一般的に考えられることから、単位のアンペアアワー（A h）、それからキロワット時（k W）に改正が行われております。

次に27ページの別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離も定められ、厨房設備に固体燃料の項目が加えられております。

5ページに戻っていただき、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行する。ただし、急速充電設備に係る改正規定は令和5年10月1日から、第2条の規定、蓄電池設備に係る改正規定等は、令和6年1月1日から施行する。

以上が議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第45号 豊見城市火災予防条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5)の請負契約についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5)の請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5)の請負契約の提案理由につきましては、先ほど市長から説明があったとお

りでございます。

詳細をご説明いたします。1 契約の目的 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5)。2 契約の方法 指名競争入札。3 契約金額 消費税込み1億4,494万7,000円。4 契約の相手方 (株)東江建設・琉球開発(株)建設工事共同企業体。代表者 浦添市内間一丁目10番7号、株式会社東江建設、代表取締役 東江丈二。

1ページをご覧ください。令和5年8月10日に執り行いました入札結果報告書を添付してございます。11組の共同企業体の提出のあったうち、9組の入札参加の結果でございます。入札書指名欄の4番目でございます。株式会社東江建設、琉球開発株式会社JVが落札しておりまして、落札率が91.0%となっております。

2ページをご覧ください。図面左側へ位置図を添付してございます。工事箇所につきましては、豊崎美らSUNビーチの北側のビーチとなります。

3ページをご覧ください。全体計画平面図を添付しております。緑色の部分が仮の栈橋となっております。浮栈橋の先端部分から沖のほうへ赤色の枠で囲っている部分が今回の浚渫工事箇所となっております。延長約260メートル、幅約14メートルを浚渫してまいります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

#### ○ (7番) 瀬長恒雄議員

幾つか質疑をしたいと思います。

今回の美らSUNビーチですが、議案説明会でも赤嶺吉信議員からあったように、この



地域は台風のと看になると砂が押し寄せてくると。そのような影響まで計算しての工事なのかということが一点と、その工事をやる目的というか、どのような利用を想定しての工事なのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎美らSUNビーチの台風後の状況ですけれども、ビーチの一部の砂が陸上のほうに上がっているのは確認しております。今回の工事につきましては、台風の影響による砂とは別のものございまして、工事につきましては、先ほど説明したとおりの浚渫工事となっております。この部分の今後の使用ですけれども、まず浚渫工事をした後は、そこに船がつくわけですので、バナナボートとか、ビックマーブル、水上バイク、シーカヤック、パラセーリング、グラスボート、そういうものの利用が想定されておりますので、その使用目的でございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員

今回費用対効果でどうなのかというふうに今回の浚渫工事では気になっていて、これまで瀬長の船たまり場の浚渫工事を漁民から要請されても、1回当たり5,000万円前後費用がかかるので、費用対効果を考えて与根漁港のほうに移ってほしいということでやってきているのですが、今回1億4,490万円余りかけてやって、この浚渫が何年ぐらいいもつというふうに見込んでいらっしゃるのか。ここは当然砂地ですから年に何回か台風があれば、一定の砂の移動も想定できるわけで、最低何年間は今後浚渫しなくても利活用が可能というふうに見込んでいるのか。気になるのは、豊見城ハーリー大会をやったあの場所は、砂が堆積しない場所です。ハーリーで競争する

ときに、下りていくときに石が積まれているのですが、そこにはあまり砂が堆積していないのを見れば、ここはそんなに砂が流れ込まない場所だというふうに素人目でも見るのですが、ここを活用することを検討しなかったのかどうか。当然、台風ときの砂の上がり方というのは、ビーチの中の砂の上がり方とは若干違う様相があるかもしれませんが、この海域について砂の流れというのが一定ある場所というのは私たち素人でも分かる範囲で、皆さんとしては今後大幅な260メートルという長い距離を浚渫するわけですから今後何年間は浚渫しなくても利活用は十分できるという見込みが立っているのかどうかを説明していただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時46分)

再 開 (10時46分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今回のビーチでの砂の陸上へ上がっている状況は、南側のビーチのほうは今回ひどい状況でございまして、北側については砂が堆積するのは少ない状況がありますので、今回北側のほうを検討しております。

あと、今後何年間大丈夫なのかというのは、ちょっと即答のほうはできませんけれども、最低でも——以上もつと考えております。

今回の浚渫工事につきましては、砂だけの浚渫ではなくて、岩礁の破碎もございまして、そういう意味では通常の浚渫とは違って、土砂がたまりにくい状況にはなると考えております。



沖のほうへ出ていくということで、今回の場所については検討して決定しております。

それと、今回ビーチの浚渫につきましては、指定管理者等からの要望もございまして、また今回一括交付金を活用しての事業になりますので、そういう形で一括交付金で認められたということで事業を開始したいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

先ほど5年間というふうに申し上げたわけですが、こちらのほうは自然が相手ですので、数値、何年という形での答弁は控えたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再々質疑一

これは税金を使って事業をやるわけですから、それが妥当かどうか、無駄遣いにならないのかどうかということで我々議会がチェックをするという関係ですから、1、2年で使い物にならないということになるのか。それとも最低5年間は浚渫をしなくてもいいという、こういう工事のやり方をするということになっているのかどうか。最低5年間はそういうお金をかけて浚渫しなくてもいいという根拠を持つべきだと思うのですね、市長。それは、これから事業に入る前であっても専門家の知見を得て、ここの砂の流れ、本来であれば砂防堤を沖に造って、砂の流れを防いだほうが本当は合理的なのですが、今の状況でやるのであれば、これだけの浚渫に対して砂が何年ぐらいで堆積していくというような専門家の知見をもって事業を進める。これは議会でも通っても担保をきちんと確保して事業に踏み切るというふうな対応をしていただけませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時09分)

再 開 (11時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

場所につきましては、与根漁港の利用者、それとビーチの利用者等もございまして、今回の場所については要望等もございまして、ビーチから出港するような形で今回の場所を選定しております。また、砂の堆積につきましては、今回岩礁のほうも破碎して、さらに深く掘りますので、そういう面では、これまでであったような砂の堆積等は数年は長くもつのではないかとということで決定しております。場所につきましては、そういう要望等もございましたので。その結果、今回南側ビーチのほうは砂が台風のときでもたまってくと。北側については南側よりはそこまで堆積しないということで、北側のほうを選定しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時13分)

再 開 (11時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

専門家の意見、調査等につきましては、海流調査が必要だと認識するわけですが、その調査につきましては、また別途単費での対応となりますので、今回は南側ビーチより北側ビーチのほうは砂の堆積は少ないということで、今回は調査は実施してございません。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時16分)

再 開 (11時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

今、一連の流れの中での答弁をさせていただきたいと思うのですが、おっしゃるようなので、これだけ1億4,000万円かけて浚渫するわけなので、どのぐらいの耐用年数があるのかというのは当然根拠として持つておかなければいけないのですが、今部長からも答弁があったように自然が相手なのでどうなのかという部分、本当に調査をしなければいけないとなると、やはりそれなりの費用がかかってきますので、専門家の意見、どういう方が専門なのかということも含めて検討はさせていただきたいと思います。そこに費用がかかるのかかからないのかも含めて検討していきたいと思います。また、このビーチの浚渫には、当然長年の指定管理者の皆さんも含めて、利用者の皆さんからの要望がこれまであったと思います。いよいよこのタイミングで浚渫に向かって、より魅力ある美らSUNビーチの浜辺になるのかというふうにみんなが期待しているわけでありまして。当然そこでマリレジャーができるようになると収益が生まれるわけでありまして。我々にとっての収益にも跳ね返っていくということを見込んでの今回の事業でありますので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時18分)

再 開 (11時18分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

現場の状況を見て、いつやるかとかというところも含めて総合的に判断していきたいと思います。

○ (9番) 宜保安孝議員

すみません、質疑をする予定はなかったんですけども。

議案説明会的时候にはこういう質問はほぼなかったと思いますし、もしこれが問題になるようなことがあれば、付託されて委員会ですっかり審議がなされることであつたにもかかわらず、今共産党の二人の方々が手を挙げて質疑をしたかったから、議事録に残したかったから、パフォーマンスをしたかったから、そのように捉えております。

まず、瀬長の漁協とは、与根の船着き場に関しては全く関係ありません。瀬長の船たまり場は上流に河川がありますので、河川からの土砂が流出してたまっていく。これは専門家の方に聞かなくても分かることです。もし、今瀬長宏議員が言っているようなことであれば、与根のビーチを浚渫するために専門家の声が必要であるのであれば、それをやるのであれば同じように瀬長もやらないといけないです。今、瀬長の漁業協同組合の方々は、しっかりと瀬長の船たまり場をどうにか生かせないか。もし無理であれば少し沖合に出して、瀬長島の近くにも船たまり場ができないかという話になりますけれども、そういうことにまで全て専門家の意見を聞くとなると何も前に進みません。特に私は自分で船を持っていますし、マリーナから浅瀬にも入る船ですので、オリオンECO美らSUNビーチの沖合にはルアー釣りとか、よく行きます。浅瀬だったら干潮時に見えるんですね。いつもあるところにある岩礁はいつ行ってもありま

す。確かに台風があったときなどは少し変わりますけれども、1週間、2週間、大潮があれば潮は流れて、砂は全部出ていきます。今回のビーチの浚渫に関しては、今まで干潮になるとバナナボートもできないし、マリンレジャーが全くできない状況。一日の大潮、中潮の満潮の時間帯に合わせないとできないことを、ここ十数年いろいろな方が訴えてきたことをやっと1億4,000万円をかけて一括交付金を使えるようになったということで、これはしっかりと議員として進めるべきだと思っています。

これは執行部の方に問いたいのですが、これをやることによって、今後観光振興、またビーチを訪れる方々、様々な影響が出てくると思いますが、なぜ1億4,000万円もかけてそういう事業を取り入れようと思ったのでしょうか。それをお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時21分)

再 開 (11時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

こちらのビーチにつきましては、マリンメニューで指定管理者による自主メニューとし、シュノーケリングやバナナボート、ビックマーブル、それと水上バイク、シーカヤック、また与根漁港関係者からのパラセーリングやグラスボートの要請がございますので、それをやることによって地域の活性化につながるものと考えておりますので、今回の事業を行うことにしております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質疑一

今回このビーチ内にフロートがあって、浮きがあって、そこからマリンレジャーに出発するわけですから、それを今ハーリーをやっているような場所で浚渫すべきではないかという話自体がそもそも全然話になっていないと思いますし、浚渫するにしても、ハーリーをする場所から与根漁港の水路までといったら相当な距離があります。今回に関しては260メートル、これは沖の水路まで浚渫するわけではなくて、ビーチから与根漁港であったり、この海域で遊べるように岩礁を破碎して、ちゃんとした水路を干潮時でもできますということですので、全然問題ないことだと思っています。共産党の皆さんの判断がどうなるか、ちょっと楽しみにしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

休憩いたします。

休 憩 (11時24分)

再 開 (11時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

市長より、先ほどの瀬長宏議員の質疑に対して発言の追加をしたい旨の申出がありましたので、市長の……。

休憩いたします。

休 憩 (11時25分)

再 開 (11時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

市長の発言の追加を行います。

○ 市長 徳元次人

先ほど瀬長宏議員の質疑に対して答弁した内容ですが、今回の議決を無事経ることができましたら、すぐさま工事に移っていくとい

うことでありますし、この北側の部分に関しては、部長からも答弁があったように南側とは状況が違っておまして、砂が堆積しないということで決定した経緯がありますので、この議決を経た後には、すぐさま工事に移らせていただきたいと思います。もちろんこれから根拠に関しては検討しますが、その前にやるかどうかという質疑でありましたので、そこに関しては議決を経た後、工事を進めさせていただきますと思います。

#### ○ 議長 外間 剛

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○（14番）瀬長 宏議員 一賛成討論一

議案第46号については、いろいろ質疑をさせていただきました。答弁としてはとても不十分であります。私としては、1億4,000万円余りの大きなお金を投入して浚渫工事をするということであれば、それが3年、5年、今後浚渫を必要としないという見通しを持って、こういう大きな予算を使っただけの工事はやるべきであって、今市長からは、じゃあ工事

に入る前に調査をするのか、そういう知見を持った方の意見を聞いて工事に入るのかということについても、それを否定されましたが、私としては、これは場合によっては1、2年で使い物にならない、また浚渫工事をしなければならないということが懸念されます。それは台風によってすぐ埋まるということも当然気になります。市民的に見れば、この辺を一定、専門家の意見も聞いた上で工事をすべきだというふうに、当然市民からはそういう声も上がってくるものと思います。そういう意味で言うとまだまだ時間がありますので、事前に具体的な調査を必要としない専門家の意見を聞いた上で、ある一定、この潮の流れであれば何年間は埋めるということにはならないだろうという、こういう見通しをもって工事に入るということをしていただきたい。このことは再度重ねて強く求めて、賛成討論としたいと思います。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事（R5）の請負契約について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第46号 豊崎美らSUNビーチ航路浚渫工事(R5)の請負契約については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れにつきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

それでは、今市長から提案のありました議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについて説明をしたいと思います。

まず、1 買入物件は、職員用端末のノート型パソコン119台で、職員が通常業務で使用するパソコンの買入れとなります。2 契約の相手方は、豊見城市宇高安30番地3、株式会社オフィスとよみ、代表取締役西原政彦。3 契約の方法は、指名競争入札により業者の選定を行っております。4 買入価格は、税込みで2,335万1,680円。5 納入期限は、令和6年1月30日となっております。

2枚目の入札結果報告書をご覧ください。中段の明細書の2番目のほうにありますが、株式会社オフィスとよみの欄の右側の摘要欄に記載されていますが、落札率は93.98%となっております。

3枚目が職員用端末購入の仕様書となりますので、ご確認をお願いします。

以上が議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについての説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについて、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第47号 豊見城市職員用端末の買入れについては、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、議案第48号 電子黒板の買入れについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第48号 電子黒板の買入れにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは、議案第48号 電子黒板の買入れについてご説明いたします。

今回の電子黒板の買入れにつきましては、平成25年に市内3中学校の各教室に整備いたしました電子黒板について機能強化を図り、電子黒板の更新整備を行うものとなっております。

買入物件、電子黒板63台、これは75インチの電子黒板ということになっております。契約の相手方は、浦添市字港川458番地、株式会社オキジム、代表取締役橋本翔太。契約の方法は、指名競争入札ということになっております。買入価格につきましては、消費税込みで3,423万4,200円でございます。納入期限につきましては、令和5年11月30日となっております。

続きまして、議案の次のページをご覧ください。こちらは令和5年8月3日に執行いたしました入札結果の報告書となっております。

ます。予定価格4,435万2,000円、落札決定額3,423万4,200円、落札率77.2%となっております。

議案の次のページ以降は、購入予定の電子黒板の仕様書となっております。ディスプレイ一体型で75インチの電子黒板を購入予定ということにしているところでございます。

機能強化というところでございますが、これまでの平成25年に導入したものにつきましては、電子黒板にOSが入っていない電子黒板だけで起動するようなものではありませんでしたが、今回は機能強化ということで内部、電子黒板の中にクロームOSというOSが入った電子黒板の購入ということになっているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員

この入札の件ですが、令和5年8月3日の10時が締め切りとなっております。この入札業者はちゃんと時間どおり来られましたか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご質問の入札に当たりましては、対象事業者については遅滞なく出席されていたものと理解しております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質疑一

当然時間どおり来られていると思いますけれども、なぜこの質疑をしたかということ、以前の山川市政では入札、プロポーザル案件で時間に大雨が理由で遅れたということも受け入れるような自治体ということで全県的に有名になっているものですから、まさかそれを踏襲されていることはないかという確認でし



たけれども、市長、徳元市政でこういうことはいいですね。大丈夫でしょうか。

○ 市長 徳元次人

当然ルールに基づいて実施をしていくということを決めてやっていくということを決めておりますので、それはいいというふうに承知しております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号 電子黒板の買入れについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号 電子黒板の買入れについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第48号 電子黒板の買入れについて、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第48号 電子黒板の買入れについては、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、同意案第5号 監査委員の選任についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第5号 監査委員の選任につきましては、監査委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、長谷川徹也氏を選任することについて、議会の同意を求められます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号 監査委員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第5号 監査委員の選任については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第5号 監査委員の選任について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第5号 監査委員の選任については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第14、同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、上里さゆり氏の農業委員会の委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第6号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第15 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第15、同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、上原啓一氏の農業委員会の委員への任命について、議

会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第7号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。

よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、金城敏満氏の農業委員会委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第8号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、金城朝之氏の農業委員会の委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第9

号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第9号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、金城道夫氏の農業委員会委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第10号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時53分)

再 開 (11時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいま総務企画部長より資料の修正の申出がありますので、修正させたいと思えます。

○ 総務企画部長 内原英洋

大変申し訳ありません。同意案第10号の議案に添付してあります2枚目の経歴書のほうに修正が一点ありますので、お願いします。

3の経歴の欄の上下水道部長の期間が平成3年からとなっておりますが、これは令和3年4月からに修正をお願いしたいと思えます。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、瀬長澄子氏の農業委員会の委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第11号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第20、同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、比嘉強氏の農業委員会委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第12号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第21 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第21、同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、比嘉友明氏の農業委員会委員への任命について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第13号 豊見城市農業委員会の委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、報告第8号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第8号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第8号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)について議題

に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,706万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億1,070万9,000円といたします。同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとします。

第3条により、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会におきまして担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第24 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第24、議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきましては、豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画の決定に伴い、地区計画区域内における建築物の制限等について定めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会におきまして担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第25 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第25、議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業



会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当該事業年度に生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

それでは主な内容を説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額17億4,025万181円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額14億4,380万7,068円、不用額1億8,354万5,932円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額1億8,917万7,883円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額6億7,297万2,125円、翌年度繰越額1億6,479万9,000円、不用額1億3,197万9,875円となっております。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧ください。一番下の項目にあります当年度未処分利益剰余金は3億7,268万8,859円となっております。その処分計算書案が8ページとなります。内容としましては、資本金への組入れ、減債積立金への積立て及び建設改良積立金への積立てとなります。

以上が令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第26 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第26、議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

#### ○ 市長 徳元次人

議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当該事業年度に生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

それでは主な内容を説明いたします。決算書の1ページ及び2ページをご覧ください。上段の収益的収入につきましては、決算額9億4,665万1,430円となっております。下段の収益的支出につきましては、決算額9億3,469万5,443円、不用額5,776万9,557円となっております。

続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。上段の資本的収入につきましては、決算額7億3,067万4,269円となっております。下段の資本的支出につきましては、決算額8億7,570万4,883円、翌年度繰越額3億3,167万8,000円、不用額5,894万7,117円となっております。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧

ください。一番下の項目にあります当年度未処分利益剰余金は124万9,676円となっております。その処分計算書案が8ページとなります。内訳としましては、利益積立金への組入れとなります。

以上が和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の主な内容となります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第27 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第27、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

#### ————— ◇ 日程第28 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第28、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第5号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求

める陳情書、陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書、以上2件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

#### ○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月12日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (12時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（11番） 新 垣 亜矢子

署名議員（12番） 波 平 邦 孝

— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年9月12日（火）



豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
管 財 課 長	大 城 光	企画調整課長	東上里 豊
協働のまち 推進課長	喜久里 則 子	生活環境課長	国 吉 有 貴
税 務 課 長	運 天 俊 郎	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	安谷屋 元
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	都市計画課参事	譜久山 誠
道 路 課 長	大 城 英 貴	農林水産課長	比 嘉 真 人
上 下 水 道 部 施 設 課 長	新 垣 栄	警 防 課 長	金 城 智
学校教育課長	金 城 徹	学校施設課長	石 川 ミ コ

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問       |

令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月12日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に真栄里保議員、瀬長宏議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号1 (9番) 宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、宜保安孝議員の質問を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。城の風、宜保安孝でございます。本日より一般質問初日、トップバッターをさせていただきます。一般質問に入る前に、所見を述べたいと思っております。

9月4日月曜日に、市長室に少年硬式野球ポニーのブロンコの部(U12)で世界一になりました豊見城中学校1年の宜保尚吾君の報告に伺いました。先日は、豊見城中学校の野球部が沖縄県大会で優勝して九州大会に出場する。でも、台風のさなかで参加できるかどうかというのがありましたけれども、父兄の皆様、そして関係者の皆様が一生懸命取り計らいしていただき、無事九州大会に行けたも

のだと思っております。そういう中で同じ豊見城中学校の野球部の1年生、中学校の野球部に入ったわけではなくて硬式野球部に入った宜保尚吾君が、日本の代表としてU12で6月にはフィリピン、アジアで開催されている大会に出て優勝しまして、7月下旬にはアメリカテキサス州に行きまして、世界一となっております。そういう中で市長と私も同席しましたので、やはり派遣費用が大変だったという話も話題になりましたけれども、九州大会、豊見城中学校の野球部が全体的に19名、176万円費用がかかったうちの2分の1、82万円を市が出してくれたと、すごく喜んでおりました。1人当たりに換算すると4万3,000円出ておりますけれども、ただ、実際同じ豊見城中学校の野球部の宜保尚吾君が、フィリピン大会で30万円、そしてテキサスの世界大会で37万円出しているのにもかかわらず、全部自費で行っております。今回は長嶺吉起議員の質問もあると思いますが、その中で触れると思っておりますけれども、今市長が掲げる豊見城市の子どもたちがどんどん世界に羽ばたいていくというときに、九州、全国だけではなくて世界に羽ばたく子どもたちいるときに、そういう子どもたちへの支援の体制がまだ整っていない状況が見えましたので、ぜひその辺、市長もいろいろ担当課の職員と話をさせていただき、ご配慮をいただきたいと思っております。

では、一般質問に入りたいと思います。

(1)夜間救急について。

自民党青年局は、7月13日に沖縄県庁にて玉城知事に対し、「小児救急体制を支援し、24時間安心して医療にかかることができる医療行政の確立を求める要請書」を手交しました。県立病院のみならず、民間医療施設や市



との連携も必要不可欠なことから以下の質問を行います。

①市民の夜間救急の利用状況についてお尋ねいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

市民の夜間救急の利用状況につきましては、本市消防本部の令和4年1年間の午後6時から翌日午前8時までの診療時間内の救急搬送件数は1,741件となっております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。②に行きます。

②小児夜間救急の利用状況についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

本市消防本部の小児夜間救急搬送は、256件となっております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

この7月13日の知事に対する要請書の手交の際は私も同席しましたが、その際に担当の部長さんからお話を伺うことができました。渡す前までは、その小児科医の人数が足りていないとか、様々なところに不備があるであろうことから、その改善を一日も早くというような趣旨が主だったんですけども、その日、また別日を設けていただいて勉強会を重ねましたところ、いろいろなデータが出てきて、その中では実際、例えば今回は小児だけではなくて、市民の夜間救急の利用の状況についてということも聞いていますけれども、実際救急に値するのかどうかというような方々も救急を利用している。救急車を利用したりとか、また病院にも、例えば体調がお

かしいときに、本来であればすぐ病院に行くべきなのにもかかわらず、5時以降、仕事が終わってから行かないとその日の日当が切られてしまうとか、沖縄県の貧困状況にもよると思いますが、そういう状況の中で、やはり夜間を通してそういう患者が多いというような状況がありました。そういうものを鑑みたときに、我々大人も、また市民もそういう状況を改善する努力も必要だなというふうに考えております。そういう中で③に行くのですが、#8000、小児医療にかかる前に、例えばお子さんが熱を出したりとか、普段と違う行動を起こしたときに、親御さんは心配になって、今すぐにでも病院に連れていきたいというのが普通の親の考えだと思いますが、#8000に電話をして、今子どもの現状がこういう状況なんだけどというような話をしたときに、一旦落ち着いて担当の方の話を聞いたときに、こういう状況であればしばらく様子を見てみようかという、そういうことになっていくと思います。そういうものもうまく活用していくべきではないかという提言を受けましたので、本市の状況についても伺いたいのですけれども。

③#8000の利用状況について（他市町村との比較データも求める）よろしくお願ひします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

#8000の利用状況につきましては、沖縄県へ問い合わせたところ、令和4年1年間の利用回数を南部市町村別に見てみますと、那覇市が5,046件、次いで豊見城市が1,289件の統計が出ております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

手元には参考資料ということで各市町村、

南部構成6市町村の統計が出ておりますけれども、再質問で#8000の周知について、今後周知すべきだと思うんですけども、どのように考えているのかをお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

#8000の周知につきましては、昨年引き続き救命講習会やSNS配信、新たに市広報紙、または市役所の電光掲示板等を活用し、市民へ分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。乳幼児健診とか、様々な方法はあると思いますので、ぜひ周知のほどよろしくお願いします。

(2)自衛隊についてであります。

①自衛隊の日々の活動について本市の考え方を伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。それではお答えします。

自衛隊の任務や日々の活動につきましては、国の防衛、災害派遣、国際平和協力活動、警戒監視活動など多くなっており、特に沖縄県内においては多くの不発弾処理に対応していただいております。自衛隊の活動については、国民の安全と財産を守り、防災行政を推進していく上で必要不可欠であると考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

本市は、本島内にありますから病院も近く、何か病気になったり、事故を起こしたときには救急車を呼んだりということが出来ますが、離島の方々からすると、何か大きな病気をしたり、事故を起こしたときには、県のへりも含めて、自衛隊のへりに相当助けられている

現状があります。復帰後、自衛隊が沖縄に配備されて以降、本当に多くの方々の命を救ってきた自衛隊でありますけれども、今回豊見城ハーリーが行われました。そういう中でも準備の段階から自衛隊の方々に助けられて、運営がなされたものだと思っております。これは実行委員会の方に聞いてもらったら本当に分かると思いますが、自衛隊なしではハーリー大会の成功はできなかったぐらい、ものすごい貢献がなされたものだと思っておりますけれども、そこで再質問です。

今年行われた豊見城ハーリー大会で自衛隊の方も本営、レスキューでも参加されたと思います。把握しているのであれば、実際私も見ました。転覆している船もありました。転覆したハーリー船の数、そこで救助された人数をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

7月23日に開催された豊見城ハーリー大会におきまして、自衛隊の方々におきましても、いろいろとお力をお借りしたところであります。今回のハーリー大会では、80チームが出場しており、そのうち5チームのハーリー船が転覆いたしました。1艇当たり基本18人が乗船されていますので、5艇で約90の方が救助されたというふうに認識しております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

4年ぶりに開催されたハーリー大会、前回は与根漁港の皆様が船を出したりということで救助されておりました。前回も言い方悪いですがけれども小さな船で救助された方を船上げるのが大変だったというような状況を私は見ておりましたけれども、今回私が参加しました昭和52年チーム、豊見城中学校、長嶺

中学校、伊良波中学校で出た際に、ある中学校の船が転覆したときに、ものすごい速さで自衛隊の船がすぐそばに2台、3台つけて、そこで転覆された方が救助されているのを見たときに、何気ない活動をされているように見えて、日々の訓練があつてこそそのものごとということにすごく感銘を受けましたし、市長も副市長も私も一緒に見学に行きましたが、このハーリー大会に向けて、それ以外でも日々様々な訓練の中で、イーアスとビーチの間の運河ですね。河川のほうでも日々訓練をする中で本当に若い、高校を卒業したばかりの若き自衛隊の方々が、いつ何かがあつたときのために、そしてハーリー大会とかのときに一人でも犠牲者を出さないためにとということで影の努力をしているのを見たときに、やはりこういう方々に支えられて我々市民は、県民は、国民は安心安全な生活を全うできているんだなということで、本当に感謝しかない思いであります。

そこで、②これまでの本市との連携についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市と自衛隊との連携につきましては、自衛官募集業務として市のホームページや市広報紙、横断幕による自衛官募集の周知を行っております。また、防災行政につきましては、不発弾処理の共同実施、防災訓練、防災フェスタの共同開催など、これまで多くの連携を図り、様々な取組を行っているところであります。今後も自衛隊との連携を図り、防災行政を推進してまいりたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

②の再質問に移るのですが、市内の自衛隊募集相談員の人数とその業務内容をお伺い

いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市内における自衛官募集相談員は、現在7名いらっしゃいます。業務内容としましては、自衛官志望者への相談対応、自衛官の職務内容などの情報提供のほか、志望者を自衛隊地方協力本部へ紹介するなど、地域と自衛隊の架け橋を担う業務内容となっております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

この自衛官募集相談員7名いらっしゃるということですが、私も含めてこのメンバーであります。議長も含めて、豊見城市議会から4名の方が自衛官募集相談員になっておりますけれども、ぜひ議員の皆様も、関心がある方は業務内容を私どもにも聞いていただきまして、一緒に力になっていただければと思っております。

私たちは、直接若い方々を自衛隊に誘導するのではなくて、我々が逆に自衛官募集相談員をされているということを知って相談に来たり、そういう親御さんが、「自分の子どもは勉強はできるけど生活態度がちょっとだらしないんだよね」とか、そういうときに、「僕は専門家ではないですから、そういう詳しいことは言えませんが、そうであれば、そういうことも含めて話を一緒に聞いてみましょうか」ということでつなげたりとか、そういう話をしたときに、この子が自衛隊に行かなくても、いろいろな意味でこの子の将来の人生設計において本当に大事なもので、この7人が様々な業務を行っていると思えますけれども、これはぜひ市のほうでも市長を含めて私たち、毎年任命式がありますし、前山川市政のときにももちろんありました。そ

ういう中で負託を受けている者として、今後も頑張っていきたいと思っているんですけども。市民課のほうで自衛官募集業務に関する住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行っていると思います。これについて違法なのか、適法なのか。ちょっと勘違いされている方もいらっしゃると思うので、その辺の回答をお願いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

住民基本台帳法、自衛隊法、自衛隊法施行令、豊見城市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規程に基づき、適正な閲覧の事務処理を行っており、適法であると考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

新聞等の書き方も、見出しもちょっとおかしいなと思う部分もありますけれども、名簿の提供については豊見城市はしていませんけれども、閲覧はしていると。それをある一定の政治家が、その一部分だけを切り取ってワーワーする方がいますけれども、我々がやっていることは、また豊見城市がやっていることは違法ではなく適法だということですので、今後も当たり前のようにやっていただければと思っております。

そして、③自衛隊の存在意義について、市長の見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

本市と自衛隊は、これまで不発弾処理の共同実施や防災訓練、防災フェスタの共同開催など、そして各種イベントも含めてなのですが、多くの連携、取組を行ってきたところでございます。繰り返しの答弁になるかと思うのですが、自衛隊におきましては、我が国の

平和を守るための活動に加え、これまで多くの災害派遣や国際協力など、活動実績において大きな期待が寄せられているものと認識をしております。自衛隊ならではの的確な救出並びに迅速な活動は、多くの国民の信頼と共感を得ているところでございます。また、一度災害が発生すると自衛隊の皆様への派遣要請は必須であることから、市民の安全安心を守るためには今後も必要不可欠な存在であると考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、(3)台風6号についてであります。

①本市の被害状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号における本市の主な被害状況としましては、令和5年9月1日時点ではありますが、人的被害が5件、住宅被害等が17件、消防の出動件数が143件、地滑り等は12件、農業被害につきましては、6,554万8,000円程度の被害の見込みとなっております。また、宜保安孝議員から確認のありました主な地滑りにつきましては、伊良波小学校の運動場の一部が地滑りを起こしており、また饒波農道2号線の災害復旧箇所上部の民間土地ののり面が地滑りにより被災しております。また、市内で5,100戸の停電が発生し、その停電の影響により、一部の世帯で断水となる状況がございました。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

今回の台風6号、本当に行って戻ってくるという状況の中で大変長い、また大きな被害を及ぼした台風になりましたけれども、今回の一般質問でも多くの議員の皆様が、それぞ

れ各項目ごとに聞いていくと思いますが、そういう中、すみません、急な質問となるのですけれども、市内の小中学校の保護者のほうより、今回の台風の影響でクーラーが故障して暑い状況が続いていると。動かなくなっているという報告があって、そういう環境を守る意味も含めて、それが事実であれば、なるべく早く対応していただきたいのですが、これについてはいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

宜保議員のご指摘のとおり、市内の一部の学校においてクーラーの故障が生じていることは事実であります。また、保護者、児童生徒の皆さんに、このように不便をかけていることについては、大変申し訳なく思っているところであります。現状といたしましては、長嶺中学校、座安小学校等において、特に一つの室外機で複数の室内のクーラーがぶら下がっているビルマルチエアコンを導入している学校のほうで、こういった故障が生じております。台風によるものなのか、台風の後、それを契機として経年劣化による故障なのか、ちょっと判明しづらいところがございますが、現時点でほかの学校でも、伊良波小学校、中学校でも故障しております。個別に対応できるところについては、既決予算の中で対応しておりますが、今申し上げましたビルマルチエアコンにつきましては影響が大きく、長嶺中学校、座安小学校を全部修理しますと1,500万円弱の費用が必要になっております。早急に修理したいところではあります。その財政面の確保と工事手配等の兼ね合いもありまして、今すぐの修理が難しい現状にあることをご理解いただけたらと思います。早急に対応をして、できるだけ早い時期に復旧で

きるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

保護者及びPTAの方の声ですけれども、隣の教室はクーラーがついているのに、我が子ども、特に低学年の子どもの親御さんから話を聞きましたが、台風の影響でクーラーが使えない。それを学校側に話してもやはり予算のほうという話が聞こえております。これこそ、ぜひ早急な予算措置をしていただきたいものだと思っております。また、担当課の皆様、そして財政課の皆様とも話をさせていただいて、早めの被害復旧に向けて動いていただきたいと思っております。

続きまして、②豊見城市役所が我が市は避難所となっておりますが、プライバシー確保はできていたのか。それについて伺いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風における避難場所の設置につきましては、地域防災計画に基づき、市役所庁舎を避難所として開設しております。台風6号につきましては、8月1日火曜日から7日月曜日までの合計7日間、台風の影響により市内で最大5,100戸の停電が発生したことから、延べ人数ではあります。避難世帯数が47世帯、避難者の数92名が避難しております。避難者の中には高齢者19名、乳幼児15名、障害者2名が含まれている状況もありました。市役所庁舎1階の市民交流広場、2階の保健センターを避難所として、プライバシーの確保として展示用パネルを活用するなど、一定のプライバシーの確保に努めたところであります。また、乳幼児の要支援者がいる避難世帯につきましては、避難者の状況に応じてベビー

ベッドがある小会議室へ案内するなどの対応をしたところであります。

**○（9番）宜保安孝議員 一再質問一**

この件につきましても避難された方より、また役所を通った方からプライバシーの確保ができていなかったのではないかというような声もありました。今回一般質問に取り上げ調整をする中で、豊見城市として仕方ないと感じた部分もあります。というのが1階の市民交流広場、1階というのは市民課であったり、市民の多くの方々が利用するソファがあります。このソファ自体が倒れてベッドになるとかというような状況で、それを迅速にやれる場所が1階であるというのがあって、メインが1階となっている。その中で配慮をして、乳幼児がいる家庭であったり、高齢者がいる世帯であったり、プライバシーが特に気になる方は2階や、時によっては5階の多目的広場も利用するというような話を聞きました。その辺は一定程度理解しましたけれども、今はSNSでいろいろな情報が入る中では、那覇市であったり、浦添市でその避難所の状況を見たときに、テント的な形で各フロア各家庭のプライバシーが確保されているというような状況を見たときには、やはり豊見城市においても一定の今後の避難体制の在り方についても議論を深めていくべき時期ではないかと思いましたので、その辺はまた検討のほどよろしく申し上げます。

続きまして、(4)障害者雇用についてであります。

先日、市長及び担当職員の皆様と一緒になりまして、私と以前よりつき合いのある方が豊崎にオープンしました障害者雇用施設に行きました。本当におもしろい取組で、障害者

の方々の直接雇用というよりも企業、大手の企業などでは法定雇用率2.3%、100人いれば2.3人、1,000人いれば23人は障害者を雇用しようという取組がある中で、そういう方々をもちろん自社の生産ルートであったり、病院であればその方々ができるような仕事を一緒になってやっていくというルートもありますけれども、それ以外の部分で何かできないかというときに、一つの大きな工場を活用して、例えばそこが大手のトヨタだったり、日産だったり、沖縄で言えば沖縄電力だったり、大手の企業が、そこのブースを借り上げるような形で、そこでその方々の能力に合った仕事をしてもらう。それが室内型での農業栽培という形で、今までにない取組ということで視察に行きました。そういう中で豊見城市の今後の障害者雇用について飛躍的に枠が広がり、これがまた県内外のモデルケースにもなっていくだろうと思質問するのですけれども。

(4)障害者雇用についての①市内における現状についてお伺いいたします。

**○ 福祉健康部長 久手堅 勝**

お答えいたします。

現在の市内における障害者の就労系サービスの利用者数につきましては、就労移行支援事業に21名、就労継続支援A型に61名、就労継続支援B型240名の状況となっております。

**○（9番）宜保安孝議員 一再質問一**

ありがとうございます。

②農福連携支援についてお伺いいたします。

**○ 福祉健康部長 久手堅 勝**

お答えいたします。

市内に新たに設立された一般企業の障害者雇用を支援している企業につきましては、現に就労系サービスを利用している障害者の一

般就労への可能性の拡大となるものと期待できますことから、市内の障害者就労支援事業所や相談員等への周知を図り、一人でも多くの方が自分らしい働き方を選択できるような環境づくりのサポートをしてまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

再質問であります。水耕栽培、様々私たちが視察をしたときにレタスを作っていたり、クレソンを作っていたり、卸元ももう決まっていると。それも県内では名前を言えば皆さんが分かるような、どちらかというとな高級的な食材を扱えるようなところが、福祉的な意味合いも含めてそういう障害者の方々が一生懸命作った野菜を、我々企業として皆様に提供していますというような、そういう観点から単価もものすごく高い金額で売れるというケースも聞きましたし、水耕栽培で年に４回糖度の高いメロンが収穫できるということで、これからこのメロンに対しても豊見城市ならではの名前をつけて全国に販売をしていきたい。それも通常は１個例えば２,０００円のメロンが、障害者が一生懸命作ったメロンというだけで正直な話、５,０００円になったり、１万円になったりということになります。それをぜひ豊見城市のふるさと納税の返礼品という形で提案していただきたいと思うのですが、その可能性についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

生産の場が本市であることが明らかであれば、本市の返礼品として取り扱うことは可能であります。新たな返礼品として取扱いができること。ほかとは差別化が図れるなどの付加価値を持った返礼品となるため、多くの方々に興味を持っていただけるものと考えて

おりますので、ふるさと納税を生産物の販路選択肢の一つとして活用いただければというふうに思っております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

先ほど法定雇用率の２.３％の話もしましたが、そこで働く方々も例えば何々会社の社員ということで、あなたの担当はここで、こういうことをやりますということで動きますけれども、就労者の何々さんというよりも研究員の何々さんという形で名前がつけられるらしいんですね。でも、そういうことによって障害者の方々も自分の仕事に本当にやりがいを持って、その自分たちで作ったものが目に見えた形であるホテルで使われている、あの一流のレストランで使われている、ふるさと納税で１個幾らで全国に販売されているというふうになると、そういう障害者の先ほど言ったＡ型、Ｂ型就労支援２１名とか、そういう方々でもどちらかという、もちろん仕事はできる。ただ、その方々の状況もあるし、もしかしたら気持ち的な部分で自分の仕事に自信がなくて、前のめりじゃないのでちょっと億劫になっているような方々も、そこでそういう仕事にやりがいを感じたときに、本当にその仕事が生きてくるし、給料体系も聞きました。もう本当にびっくりするような給料がもらえるということで、市民の方々がそういうことがあったら、本当にこの一番ここに就職したいというふうになっていくのかなと思うぐらいいい施設でありました。そういう中で一緒に視察に行かれた市長の見解について、また今後の見通しについてお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今まさに話題に出しております施設については、宜保安孝議員に同行していただき、私も視察にまいりました。スタートできていない状況のところの視察であったんですけども、今後の展望が非常に高いという印象であります。新たな農作物を作って、これを豊見城産として、その障害者の皆さんが生産したものだとしてふるさと納税にも活用ができるということも今、部長からも答弁がありましたとおり、非常にいろいろな方面からプラスが大きく働くような施設であるというふうに思いましたので、私たちができることのサポートは一生懸命やっていきたいというのが感想でありました。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございました。

(5)公私連携認定こども園につきましては、前6月議会で認定こども園の園長先生方が傍聴に来る中、市の見解についてお伺いしました。一般的に見た賃料、地代を査定した場合に、ものすごく各園の負担が上がっていきたくらうということで、これまでの市との連携と認可園が果たす役割、市のメリット・デメリットも含めた形で考えたときに、家賃を無料にしても、また極端に値下げしてもそのメリットのほうがあるんじゃないですかということも含めて提案させていただきましたけれども、前議会で提案した公私連携認定こども園について、賃料値下げについての見解をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園に係る不動産の貸与につきましては、建物は無償貸与、土地は5割減額による有償貸与としております。今年度及び次年度が協定の更新時期と

なっていることから、土地の賃借料の見直しが必要となりますが、こちらにつきましては6月定例会において答弁させていただいておりますが、公私連携施設への支援として新たな負担は求めない方向で考えております。現状といたしましては、土地賃借料の検討を進めているところではございますが、普通財産に係る賃借料の算定方法等につきましては、豊見城市普通財産の管理及び処分規程などで明確に定められておりますので、このルールの範囲内でどのような負担軽減が図られるか検討中であります。時間を要していることにつきましては、申し訳なく感じておりますが、慎重な精査を行っていることにご理解をいただければと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

年内にはこの見直しを決定していただきたいと思っておりますけれども、見解についてお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

確定の時期につきましては、協定の更新及び賃貸借契約の締結の作業もございますので、今安孝議員からありましたように、遅くとも年内には確定する必要があると考えておりますが、これにこだわらず、可能な限り早めに確定できるよう努めてまいりたいと考えます。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。最悪でも12月、その前になるべく早く決定していただいて、報告のほうをいただければと思います。

最後に、(6)火葬場についてであります。

①南斎場の利用状況についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八



お答えします。

南斎場の利用状況について、令和元年度から令和5年度現在までの各年度の利用実績を南斎場からの報告書にて確認したところ、令和元年度は南斎場を構成する関係6市町が2,134件、その他の市町村が1,404件、合計で3,538件、利用割合は関係6市町が60.32%、その他市町村が39.68%となっております。令和2年度におきましては、関係6市町2,177件、その他市町村1,584件、合計3,761件、利用割合は関係6市町57.88%、その他市町村が42.12%。令和3年度は関係6市町2,346件、その他市町村1,585件、合計3,931件、利用割合は関係6市町59.68%、その他市町村40.32%。令和4年度は関係6市町2,708件、その他市町村1,454件、合計4,162件、利用割合は関係6市町65.06%、その他市町村34.94%。令和5年度は8月末時点で押さえておりますが、関係6市町1,074件、その他市町村592件、合計1,666件、利用割合は関係6市町64.47%、その他市町村が35.53%となっております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

8月の初旬に業者の方、また市民の方より相談がありまして、南斎場に火葬の申込みをしたくてもなかなか予約が取れない。10日過ぎて待つのもあるというふうな話を聞きました。今回は特に台風の影響もあったということもあると思いますが、そういう中、そういう声を当局のほうにもお届けしているところではありますが、再質問です。

台風による影響で火葬待ちが長引くという事態が生じておりました。何か対策を講じたのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南斎場に確認をしたところ、台風の影響により長引く火葬待ちの対策として、旧盆のウークイに当たる8月30日、本来休場日、休みとなっておりますが、休むことなく対応を行ったというところは伺っております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

②増炉計画についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

火葬炉増炉計画について南斎場に確認したところ、令和4年9月に策定した南部広域市町村圏事務組合斎苑・斎場適正管理計画書により、火葬炉増設の検討は令和6年度となっておりますが、現状の火葬炉6炉では当初の計画をはるかに上回る稼働率となっており、今後も火葬件数の増加が見込まれるため、火葬炉本体設備等に対する負担、負荷が大きく、炉本体の消耗が早まることから、増炉により稼働率を見直すことで設備消耗の負担を抑えて延命を図ることができること。また、3市町議会、南城市、南風原町、八重瀬町からも増炉を求める意見書が提出されていることから、前倒しして令和5年度より2炉増設計画を推進したいとのことであります。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

利用者より、早急に増設計画を推進していただきたいという話があります。切実な声が届いておりますが、組合議会等を開催して、今年度着工をすることはできないかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南斎場に確認したところ、今後令和5年10月の南部広域市町村圏事務組合幹事会、理事会の承認を得て、組合議会に予算案を上程し、早ければ令和5年度内に着工する予定で進め

ているとのことでありませう。ただ、完成につ  
きましては、早くても1年半以上かかるとの  
話がありました。

○（9番）宜保安孝議員 ー再質問ー

ありがとうございます。

この南斎場を6市町で開設するときの予測  
した人口と実際のもが乖離していると。それ  
もありますし、今後増える予定もあるので、  
やはり6炉ではない。そもそも8炉という話  
から様々な反対運動もあり、6炉になったと  
いう経緯も聞いておりますけれども、今回予  
約システムも変更されたということで中身を見  
ますと、4月からは市民の方、圏域の方々  
も2万5,000円から3万5,000円に値上げを  
しておりますし、圏外、那覇市だったり、西原  
町だったり、そういう方々は5万円から6万  
円に、そしてその他、沖縄市とかうるま市と  
か、そういう方は6万円から8万円、そうい  
う形で上がっても、それでももう足りないか  
ら早くやっってくださいという声がありました。  
そういう中で担当の皆さんも、その炉の保存  
状況とか、稼働状況もあると思ひますが、話  
を聞きますと、目いっぱいのできる限りのこ  
とをやっているという話でありましたけれど  
も、それでもやはり人口増加に追いつけない  
ような状況がある中、令和6年度からという  
検討が今の答弁でありましたように、それを  
早急に進めていく必要がある。そして、うち  
からは赤嶺吉信議員が行っていますが、今年  
中に議会が開催されるということですので、  
ぜひとも早急に炉を増やすということを目算  
化して提案していただきまして、それを議会  
で承認していただきまして、この状況を打破  
していただきたいと思ひております。

これにて、私の一般質問を終わります。あ  
りがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時42分）

再 開（10時55分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号2（17番）大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○（17番）大田善裕議員 ー登壇ー

おはようございます。それでは通告に従い  
まして、質問を始めます。

（1）農業行政についてお尋ねいたします。

①県道東風平豊見城線沿道（エコシティと  
はしな東口～翁長南交差点区間）の農用地区  
域を今後、土地改良事業（農業用水や区画整  
理などの農業土木）を要する整備等について、  
それを実施する考えをお持ちでしょうか。お  
尋ねいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

土地改良事業につきましては、原則として  
受益を受ける農家からの申請、同意により実  
施される事業であり、事業の実施を行う際は、  
事業区域内の3分の2以上の同意を得て実施  
することになります。また、土地改良事業に  
ついては、道路整備事業などの公共事業と違  
い、事業費の一部について農家の費用負担も  
ございます。議員ご質問の区域については、  
今後県道東風平豊見城線の開通に伴い、土地  
の高度利用が図られることが見込まれ、農用  
地以外の土地活用の可能性もあることから、  
現時点で土地改良事業導入の予定はございま  
せん。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

市長、こういう資料が届いていると思います。これは色がついていないので少し見にくいと思いますが、中心部分の楕円部分が今回議論をしたい区域になっておりまして、前の豊見城市役所が近くにあります。豊見城南高校の前の翁長南交差点から渡橋名団地までつながるその先には、宜保交差点ですか、旧豊見城中央病院の、いわば本市の中心市街地からつながる幹線道路が整備される予定になっておりまして、今経済建設部長のほうからもありましたとおり、市としても農業の土地改良については、今のところ土地の所有者、また農家の皆さんからそのような要望の声も上がってる様子もないようですし、また徳元市長がお唱えになられています高度な土地利用を図っていくという部分の中で、この地域は、周辺には下田原一帯の土地改良が入った区域、そして渡嘉敷、市内であれば保栄茂、饒波等、いわゆる優良農用地ですね。そういうものがある中で、これだけ広大な農用地区域でありながらも、過去土地改良についてもそうですし、また地域の皆さんからもそのような要望、以前には土地改良を入れるということまでは、村政の時代だと思うんですけども、提起したいきさつがあった中でなかなかうまくまとまらなかったという事情もありまして、このような形で言うならば良好な農用地とは言えない状態の農用地区域が大きく広がっているという状況があります。そういう中で、先月8月31日に大城副市長にも出席していただきましたが、私が知り得る限りのこの地域に、土地を所有する農家の皆さん、もしくは農地は所有しているんですけども、もう農業をやっていないくて小作の方にお貸ししている。いわゆる土地持ち非農家の皆さん、

おおよそ12、3名だったと思いますが、この地域の今後の自分たちの考えについて、市としても把握していただく必要があるのではないかとということで市役所のほうにお招きしまして、農林水産課をはじめ副市長を交えて意見交換会をさせていただきました。そういう中で私が意外だったのは、農家の皆さんが逆に長い間生業として農業を営んできていますので、土地利用の転換を議論する中で、言わば自分のこれまで農業をやってきた部分に対する尊厳だとか、もしくはこれまでの思いが、ある意味で私が発するメッセージが勘違いされて、農業を奪うような形になってしまわないかということ勘違いされないか、少し心配をしていたんですが、それどころか、私が考えている以上に農家の方々が現実に即した考えを持っていらっしゃるって、ある農家の方などは逆に市のほうに、早くこの幹線道路が開通した暁に、農業以外の土地活用を図れることによって、これは大城副市長もお聞きになったと思いますけれども、財政が潤うでしょうと。農地のままでは固定資産税も含めてそうですけれども、いわゆる市税に対する、ある意味ではメリットみたいなものが市には、今の現状では感じられないでしょうと。しかし、違う土地利用を図ることによって市は潤うでしょうと。固定資産税だったり、具体的に何々が上がるとかというようなことを述べられる、そういう知識をお披露される農家の方もいて、逆に私どもよりも農家の皆さんのほうが市の将来を案じて、そのような発言をされる場面が多くあったように思います。そういう中で県の道路事業であります、あれだけの片側2車線、中央分離帯付きの幹線道路が農地のど真ん中を歩いていくわけですけれども、農家の皆さんの言葉を借りたら、「あ

んなに立派な農道は要らない」と。「むしろこういうような計画がある中で、もう自分たちの考えは違うところに発展しているんだ」と。言わば子や孫、そしてこの街の将来のために、ある一人の地権者の方がその場でおっしゃっていたのは、「これほど良好な土地は豊見城市にはないよ」と。ある意味では、これだけ広大に、平野ではないですけど、そのような形で整備しやすい。逆に区画整理事業を入れて商業地域であったり、準工業地域であったり、そういう市の発展に即転ずる、資するような土地利用を計画してほしいというような発言をされる方もいらっしゃいました。そのようなことから、ぜひとも市政においては徳元市長の「富を生むまち とみぐすく」、そして高度な土地利用を図っていくという市民の皆さんにした公約を実現するためには、具体的にこの区域の土地利用の見直しの検討を行っていくべきだというふうに考えております。

そこで②に移りますが、県道東風平豊見城線沿道（エコシティとはしな東口～翁長南交差点区間）の農用地区域を農業振興地域から除外することを検討すべきだと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農業振興地域とは、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域で、沖縄県知事により指定された地域を言います。当該地域のうち、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域と言い、市が策定する農業振興地域整備計画に定められております。当整備計画については、おおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果、または経済事情、その他情勢の変化に

より、農用地区域への編入、除外の必要が生じた場合に変更できるとされており、変更にあたっては沖縄県と厳正に協議を重ねた上で知事の同意を得る必要があります。議員ご質問の区域につきましては、先ほども答弁したとおり、今後県道東風平豊見城線の開通により高度利用が図られる見込みがある地域と認識しております。当該地区を農用地区域から除外し、農用地以外の用途に供する場合、法に定める6つの要件を全て満たす必要があることから、今後市の上位計画及び社会情勢の変化等を鑑みつつ、各要件を満たす状況となった場合に、計画の見直し等について検討していきたいと考えております。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

県が最終的にはどうするかという。市と協議が必要になってくるわけですが、そのときにも農振除外の要件というものが6項目ありまして、幾つかのものに対して議論をさせていただいたわけですが、しかしながら、これに合致するかしないか、そういうことでもってこの区域の土地利用の見直しの議論が前進したり、後退するということは、私はあってはならないことだと思います。なぜかと申しますと、沖縄県がこれだけの道路を、東風平からつながると思いますけれども、この広域の道路計画、幹線道路をやっている。そういう中で県の事業にこれだけ影響される地域でありながら、ましてや県の道路計画の中でいわゆる費用対効果、よくB/C（ビーバイシー）の話をしますけれども、これだけの道路が通るといことはどれだけの経済効果が生まれて、それでどれだけの地域発展が見込まれるのかという議論までした上で道路は多分計画されていると思います。そういう中で、県は通したいところから道路を通して、

そして市はそれに応ずるわけですが、しかしながら、それに見合った発展を市が望んだ場合に、県がノーだというようなことは、私はこれはあってはならない議論だと思うんです。ですからそういう視点で、農振を除外するに当たってはいろいろな細かい、当然農業も国の食料自給を考えた上で、たとえ一坪の農地でも大事な農地でありますけれども、しかしながら、この道路計画と包括的に地域の道路に影響される、また経済の効果とか、もしくはこれらの人々の考え、思いみたいなのも勘案しながら、ぜひとも道路が開通する暁には、豊見城市の目指すべき、そういう市長の政策の帰結すべき地域、これは新天地だと私は思っていますけれども、夢の空間になり得ます。

もう一点は、区画整理をすぐ入れる。地区計画を入れて例えば市街化編入するということは、どうも難しそうだと。やはり農業を続けたいという方も一部いるでしょう。そういう中ですぐにそういうところのステージに発展させるのではなくて、少しずつこの沿道沿いを中心としながら、もしくは農業に意欲のある方はそれを尊重しながら、しかしながらもう私の代で農業として土地活用をするというのは考えていないという皆さんのコンセンサスも得ながら、慎重に進めていただきたいと思います。ぜひ大城副市長、その際に、一緒に出席していただいた中で副市長が感じられたことをぜひお話ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○ 副市長 大城 正

お答えいたします。

8月31日に東風平豊見城線沿線の地権者と意見交換を行ったのですが、12名ぐらいでしたか。おのおの意見を聞いたところ、皆さん、やはり将来的には農用地以外の土地利用をし

たいという意向がございましたので、そのときにおいては、私は、市の考えとしては、将来的にそこは農地として残すようなエリアではないと。有効利用、高度利用を図るようなエリアだということで説明もいたしましたし、今後は市としてもこういう形で取り組んでいきたいと考えております。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

よろしくお願いします。

最初の質問のところに戻しますが、確かにそこは農振地域でありますけれども、具体的に、これから決して本市の予算、農業関連予算を見ましたけれども、1%にも満たないような予算が組まれています。そういう中で今後広大な地域に例えば灌漑設備を入れたり、排水路を整備したり、もしくは区画整理を入れたり、そういう形ではほかの農振地域と同じような形で、農業として今後その基盤整備をしていくということは、現実的に私は将来性がないのかなということも踏まえて、今回の提議とさせていただいておりますので、ぜひとも徳元市長を含め、農林水産課の皆さんにおきましてはなるべく早く、令和7年でしたか、意向調査も控えておりますけれども、地権者の皆さんと膝を交えながら、最短の農振除外が図られるような、そうでなければもう高齢化も始まっていますし、また今回の台風6号であの地域を回ってみましたけれども、本当に甚大な被害で出荷できなくなった。被害を受けた農作物を泣く泣く皆さんに配ってもらってもらえるような、大の大人が背中を丸めて涙をこらえて、そのように台風が明けた次の日に私は見て回りましたが、これはほかの農業区域とちょっと違う光景があるんじゃないかということを思って、8月31に慌てて招集してやりましたので、少し見ていただき

たいと思います。

次に移りたいと思います。

③農地の管理についてお尋ねいたします。

(ア)農地から流出した土やごみ(肥料の入っていたビニールや農薬のボトル等)が排水路や側溝の詰まりの原因となり、大雨時に洪水被害を呼び起こすケースが後を絶ちませんが、市の所見をお尋ねいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

排水路の側溝の詰まりの原因として、一部農地からの土砂やごみ等が側溝に流れ込み、排水機能を低下させ、道路冠水などの被害をもたらしていることは、市としても認識しているところでございます。農地の管理につきましては、所有者において適切に行っていた必要があるため、市では適正な管理がなされていない農地の所有者に対し、対面または文書による指導を行うほか、市のホームページにおいても被害防止のための適正管理を呼びかけているところでございます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

(イ)市はこれらの処理や復旧の費用に毎年どの程度の予算を費やしているのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問のこれまでの処理や復旧の費用につきましては、今まで行ってきた排水路浚渫及び農家から排出された廃プラスチックの処分に費やした費用と認識してお答えいたします。まず、排水路の除草、浚渫に関しましては、平成31年度から令和4年度までに約5,900万円の費用を捻出しております。なお、この費用につきましては、農道の除草費も含まれておりますのでご理解願います。

次に、台風等により破損したハウスのビ

ニール、いわゆる廃プラスチックの処分に係る費用につきましても、個人負担軽減のための助成を行っており、これまでの処理費用に対する市の負担額について確認できる範囲でお答えしますと、平成21年度から令和4年度末までの処理費用約3,100万円に対し、市が負担した費用は1,200万円となっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

5年間で5,900万円、この排水路浚渫にかかるということでありました。私も前期の経済建設常任委員会で、たしか瀬長自治会のほうにおじゃまして、下田原の排水路の農用地の管理が、ちょっと高台のところだったと記憶しているんですけども、土が流出して排水路を詰まらせたりする。また、もっと下のほうの低地のところでは、こういうビニール袋も含めて様々な農薬の薬品が入ったボトルなどが排水路を詰まらせて、大雨時に大きな冠水だったり、浸水の被害を及ぼすということを見せてもらいました。そういう中でこれだけ単費で、恐らく毎年1,000万円以上の浚渫に係る費用がかかるわけですけども、これは単純に道路をするにしても、市の持ち出し分の裏負担と考えた場合に、どれだけたくさん道路が整備できるのかということを考えてときに、決して安くはない金額だと思えます。しかしながら、生産性がない形で、言わば復旧、もしくは私が次に述べますけれども、こういう農地の管理、こういうごみの不始末とか、そういう部分で場合によっては、ケースによってはそのような予算が執行されることが強いられることがあるというようなことでもありますので、ここは少し掘り下げてやっていきたいんですけども、悪質なケースの場合、もちろん災害級の大雨が降っていたり、もしくは常日頃から農地を見

回りして、誰がそのときにこういう状況を生んだのかということを実行犯で確認できるわけではありませんが、しかしながら大方常習性がある、もしくは明らかにその痕跡からそれを確認することができる場合、そういうこともあると思います。そういうときに、いわゆる悪質なケースの場合に、市としてどのような対応を取っているのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

適切な管理がなされていない農地については、現場確認の際に状況を写真に記録し、当該農地の所有者宛て、画像を添付した通知書を送付し是正を促すほか、必要に応じて所有者宅を訪問し、状況を説明した上で現場の確認依頼、改善の指導を行っております。議員ご質問の悪質なケースとして、さきに述べた指導に対しても改善が見られない場合が想定されますが、このようなケースについても繰り返し所有者と対話を重ね、市民生活の安全を守るため、当該農地が適正に管理される必要がある旨を理解していただき、改善につなげてまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

実際に地道な努力でもって、今このような状態が維持されているということは、よく理解できました。しかしながら、今度の質問(エ)なのですが、これは農家さんのほうからこのような条例をつくったほうがいいのかという問題提起を受けました。決して私が質問の中で農家さんを、ある意味では厳しく罰するべきだということよりも、どちらかと言えば農家さんのほうが隣に接している、適正な管理ができないような農地をお持ちの方に直接注意をするとトラブルになりかねないと。しかしながら、このような形で条例が

あるとなれば、こういう条例があるからお互いに気をつけようよと。もしくは、条例が実際にできて、それが実際に発動せずとも、こういうものがあるがゆえに農家の意識啓蒙、そして、そういうことが起こらないように抑止になるのではないかというようなことを考えていらっしゃる農家さんがいまして、なるほどな、これは一理あるということを思って質問をさせていただくわけですが、地方自治法第14条第3項では、普通地方公共団体は、法令に特別な定めがあるものを除くほか、その条例中に条例に違反した者に対して、2年以下の懲役もしくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑、または5万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができるということで、地方自治体でもこういうものの範囲の中であればできるものだということを理解しております。

そういう中で(エ)に移りますが、罰則規定を備えた市条例の整備を行う考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の罰則規定につきましては、地方自治法第14条第3項に基づき、条例中に罰則の規定を設けることができるとされておりますが、台風や大雨による土砂やごみの流出については、その原因となる農地及び所有者を特定することが困難であることから、処罰の対象者として制限及び義務を科すことについては、慎重に判断する必要があると考えております。市と農地所有者における信頼関係の構築、本市の農業施策への理解促進を図るためにも引き続き対話を重ね、改善に向けた指導を行ってまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

農地だけの農家さんの間でも問題ではなくて、いわゆる調整区域あたりではよく住民の方から聞かれるんですけども、農地に隣している住居の皆さんなどは、そういう大雨のときに畑から側溝に土を詰まらせて、そこで大雨のときには床上浸水をしたり、そういう被害もよくあるわけです。そういう中で罰則を設けたから、少しでも疑わしきは罰すると。一網打尽にするというわけではなくて、あまりにも常習性がある、何度皆さんが話し合いを重ねても、これらのものに対して改善が見られない場合、もしくは、こういう周辺の住民も含めてそうですけれども、被害を及ぼすような実態があった場合はこのような条例があることが問題の整理、もしくは解決になる一つの考えとしてあると思いますので、すぐに条例を整備するという考えはないということでしたけれども、ぜひとも今後研究をしていただきながら、また、これが実際に適用できるものなのかどうかということも含めて、上位団体、もしくは周辺の市町村とも意見交換を交わしながら研究を深めていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、(2)に移ります。環境行政についてお尋ねいたします。

清掃事業の組織化について。これは1年半前から、山川市政のときから、この清掃委託を受けている皆さんの中で比較的古株の、もう30年、40年やっている皆さんが、たまたま偶然にも同時期に2人の方から私のほうに連絡があって、何十年もやっていますが、長い間、月に1回の会議で車を増やしてほしいとか、いろいろな改善を促してきたんですけども、なかなか一顧だにして行政がそれに対して応ずることがないというような話をした

いきさつがありまして、今般の組合化に向けて、また、この内容にありますとおり、この内容の中身、体制をしっかりと豊見城市のスケールに合わせた環境行政を実現していこう、そういう思いで質問を用意させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

そういう中で清掃組合の事業化に向けて、今生活環境課のほうと私も少し間に入りながらでありますけれども、具体的に作業を進めるかどうかというところにありますが、そういう中で市としてどのようなスタンスに立っているのかということを少し確認させていただきたいと思います。

(ア)組織化に向けてどのような課題がありますでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の粗大ごみを除く家庭ごみの収集運搬は、現在一般廃棄物収集運搬業務委託として8地区を7業者へ委託し、毎年度契約更新を行っている状況であります。委託事業者の組織化につきましては、これまでも委託業者の皆様と意見交換を行ってきているところです。また、令和5年度からは全ての委託業者が法人となり、全事業者が寄り集まった組織化は有効なものと考えております。現在組織化に向けた主な課題としては、新たに必要となる組合事務所の家賃、光熱費、事務職員の人件費、通信費等に係る経費などが課題になると考えております。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

何から始めましょうか。まず、これを少し説明します。市長、こちらにお配りさせていただきました、手前が作成した資料なんですけれども、平成4年に今の8台の体制が始まっていまして、そのときは恐らく可燃ごみ、



燃えないごみ、そして粗大ごみ、そういうものだったと思います。恐らく記憶の違いがなければ、まだ黒いごみ袋などを使って、そういう状況だったと思います。そういう中で平成4年に8台に始まって、1世帯当たり、1台を世帯数で割りましたけれども、1,511世帯回収をしているんですね。しかしながら8台に増やすということは、恐らく人口の増加が著しくて、その前年には1,963世帯あったのを8台にして負担軽減をするという意味があったと思います。そういう中で現在は人口が6万5,954人で世帯数が、これは昨年12月の時点なんですけれども、2万8,033世帯で1台当たり3,505世帯。これはしっかりと生活環境課と糸豊環境美化センターが毎日統計を取っているデータを基にこの数字は算出していますけれども、8台に増やした頃と比べたら2.5倍ぐらい増えているんですね。しかしながら、最近はその間に門口収集が始まったり、そして可燃ごみ、不燃ごみだけじゃなしに危険ごみであったり、燃えないごみだけでなく資源ごみというのもありまして、資源ごみもその当時は、最初は今の皆さんは集めていなかったんですが、月額4万円で結局その資源ごみを回収していた業者がギブアップして、たしか今の皆さんにお願いをされたいきさつがあったと思います。そういう中で今回、次の質問の中で清掃事業の組織化に向けて、やはり今のままでやると確かに行政としては効率的になりますし、また内容いかんによっては委託業者の皆さんがお仕事をするに当たっては幾つかの環境がよくなりますけれども、本質的な世帯数を見ても労働量が、あと労働の質がよくなる限りは組合化する意味が見いだせないというところで、今皆さんが予算を、次年度に組合化した

暁に、これらの要望について応えられるかどうかということが、彼らが最終的には組合化に移行するかどうかという一つの判断の材料にもなっているということもありまして、私は今回9月の時点がいいだろうと。これから予算要求、予算折衝が始まる中で、土壇場にやるよりも少し余裕を持って議論をしながら、お互いが到達点を高めて、言わば水道と同じように、毎日出されるごみの収集というものは市民にとって大事な生活インフラですから、ぜひともこの意味を酌み取っていただいて、次の質問に移らせていただきたいのですが。

これは少し語弊がありまして、令和5年7月28日に委託業者の皆さんから出された要望書ということが明記されておりますけれども、実際には公文書としては、しっかりとした要望書ということで受理されたものではありません。私に少し不備があったものですからそうならなかったわけですけれども、その内容については、そのとき提出されている中で皆さんもう既に精査されたと思って、この質問をさせていただきたいと思います。

#### ○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

委託事業者2名の方から組合化に向けての意見交換をしたいとの相談があり、去る7月28日に意見交換を行っております。その際に見せていただきました資料の主な内容につきましては、ごみ収集車を現行より2台増車するための予算措置と事務移譲に係る新たな経費の予算措置についての2点がありました。

#### ○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

その中で一番ネックになっているのが、恐らく業者を2業者増やす。これは当然、一度予算をつけたら終わる話ではなくて、これからずっとランニングコストとして予算の中で

枠が取られるわけですから、この部分については市長もすごく逡巡されていることだと思います。しかしながら、この表でもう一度説明をさせていただきますが、下のほうのパッカー車の横に、彼らが言う8業者を4トン車10台にしてほしいという中でやった場合でも、それでも2,804世帯。これは平成3年に2台増やしたときに比べてもまだ1,000軒以上多い。実際に平成3年に増やすことになった世帯数1,900世帯に近づけるとなれば、今の私たちの2万8,000世帯の中では13台、あと5台業者が必要なんです。つまりは、そういうところまで来ている中で、これは私、非常に理解のある皆さんだとかねがね敬服しているんですけども、それでも2台でいいというお話をされて、今回そのような形で生活環境課のほうにお願いに行ったというお話でした。

私は先ほども申し上げたとおり、水道と同じようにごみ収集の生活インフラというものは市民からすると重要なもので、様々な政策があると思います。例えば一般的に言えば野球場を造ったり、テニスコートを造ったり、何かを造ったりというものは、野球をやる方、そういう市民の皆さんに提供する。もしくは、テニスをやる方に提供する。もしくは、保育園であれば子育ての世帯の方に提供する。しかしながら水道とごみに関しては、そういう階層だとか、もしくは世代には関係なく、全ての全世代の皆さんが毎日行政のサービスを受けられる重要なインフラだということを考えたときに、今後市長が温めておられる新しい新規の政策需要や公約に対する予算配分を考える中で次の予算をつくっていくと思えますけれども、しかしながら、これを置き去りにしていったら、市長は豊見城市はより発展す

る。もしくは、先ほどの土地利用の見直しの問題でも、今後旺盛にそのような予算が必要となる中で、ここを置いていってまちづくりを拡大していくと、非常にアンバランスな行政体になるということを私は危惧していますので、しっかりとここの足元、基盤を固めてから、その上で次のステップに政策需要に予算を配当していくということが私は大事ではないかということをおもうわけです。徳元市長も10月になれば、選挙にお勝ちになって1周年を迎えるわけですけども、ぜひともこの次の予算、そして1周年を迎えるに当たって、徳元市政の中でこういう改革がしっかりと。いろいろな公約に比べれば少し目の行き届きにくい予算になると思いますが、しかしながら、ここをしっかりとやるということで、徳元市政の本質というものをぜひ市民にも理解をしていただくように予算を組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

—— 通告番号3（22番）仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○（22番）仲田政美議員 一登壇一

皆様、おはようございます。公明党の仲田政美です。先月、全県各地で多くの被害をもたらした台風6号によって、お亡くなりになられた方、被害を受けられた全ての方々からお見舞いを申し上げます。今回の台風6号は、これまで経験をしたことのない、長期間に及び暴風や大雨の中、救急車や消防車のサイレンが度々聞かれ、それこそ命がけで人命救助に当たっておられた消防職員の方々へは、ただただ感謝の思いでいっぱいございました。また、市職員の皆様には、泊まり込みで台風対策に当たっていらっしゃるかと耳

にしました。大変にお疲れさまでございました。心から感謝申し上げます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)防災対策について。

①「個別避難計画」について。

(ア)高齢者や障害者などの避難行動要支援者ごとに作成される避難計画について、これまでも質問してきたが、R4年9月議会における答弁では、計画の提出者は139人とありました。その後の進捗をお伺いします。

(イ)防災と福祉の連携で、実効性のある個別避難計画のモデル事業として、例えば団地等で取り組む考えはないか見解をお伺いします。

(ウ)台風6号による福祉避難所開設はどのようなようになっていたか、見解をお伺いします。

②災害時の停電・断水に役立つ、自然エネルギーを活用した対策について。

台風6号は沖縄に1週間以上の長期にわたり接近し、県内でも至るところで停電が発生しました。本市も例外ではありませんで、の中で特に豊見城団地や豊崎地域の高層マンションでは、停電と同時に水道もストップしたとのこと。トイレはもとより、風呂にも入れない、エレベーターも使用できない等々、復旧までの間、厳しい生活を余儀なくされ、本当に困ったとの声が多く寄せられています。今回のような台風の長期化は、電源や水の確保、食料の備蓄といったこれまで以上の課題が浮き彫りになったと思います。そこで、以下の点についてお伺いします。

(ア)糸満市や県外では既に導入しています、災害時に備えた、風力と太陽光の自然エネルギーを活用した充電ステーションを設置する考えはないか見解をお伺いします。

(イ)災害時であっても、誰もが安心して使え、悪臭もなく清潔で同時にWi-Fiスポットなどの装備も備えた、「完全循環式水洗トイレ」の設置についてお伺いします。

(2)児童福祉について。

①児童館整備について。

豊見城中学校区には児童館がないことから、これまでも何度か設置を求めてきました。その取組について進捗をお伺いします。

②母子生活支援施設の創設整備について。

(ア)これまでも何度か、4回か5回ぐらい。母子生活支援施設整備について一般質問をさせていただいております。その後の進捗をお伺いします。

(イ)県や国の補助金を活用して、例えば社会福祉施設整備補助金等を活用して設置できないか、見解をお伺いします。

(3)モノレール延伸について。

私は、昨今の高齢化社会などが引き起こす、交通弱者にとってモノレールの本市への延伸が地域住民にとって救世主になると考えており、市はモノレール、鉄軌道など、住民の移送手段の充実を進め、積極的に交通弱者を救済する施策を展開すべきだと考えます。そのような思いから、次の点についてお伺いします。

2021年度のモノレール延伸調査結果が新聞報道され、豊見城～糸満ルートが示されています。県は延伸調査の結果を踏まえ、「関係市町村と協議し、適切な整備の検討を進めたい」とありました。本市としては、モノレール延伸要請強化の絶好のチャンスだと考えるが、その対応策について見解をお伺いします。

(4)地球温暖化防止対策について。

①本市の公用車について。

(ア)本市の公用車は何台かお伺いします。

(イ) そのうち電気自動車は何台かお伺いします。

(ウ) 庁舎に設置した太陽光パネルを活用し、充電設備を設置する考えはないか、見解をお伺いします。

(5) 安全・安心のまちづくりについて。

① 防犯灯設置について。

市立中央図書館前より字伊良波向け道路には、現在防犯灯が設置されていますが、その先の県道256号線へ通ずる区間は未設置となっています。通勤・通学の歩行者から、防犯灯の設置を求める声が寄せられています。設置に向けての見解をお伺いします。

② 通学路の安全対策として。

(ア) 伊良波小・中学校の正門の裏手に当たる、字伊良波の拝所前階段は通学路として利用されていまして、4か所ほど防犯灯が設置されていると思われませんが、部活帰りの児童生徒の安全・安心の確保に増設を求める声が寄せられています。見解をお伺いします。

(イ) ゆたか小学校の通学路として利用されている、字豊見城705-3番地付近の道路は、県道7号線への抜け道となっているため、朝夕はスピードを上げた車の往来が激しいようです。児童にとって大変危険であるとのことで、スピード抑制のための道路表示や、ハンブ等設置を求める声があります。当局の見解をお伺いします。

③ 県道256号線に設置されている信号機の改善について。

(ア) これまでも一般質問してきましたが、豊見城市役所より名嘉地方面へ向かう道路は交通量の多い県道で、サンエー宜保店から海邦銀行豊見城支店方面への右折及びローソン豊見城我那覇店から我那覇公民館方面への右折の際、信号機の右折表示がないために通行

に大変危険な思いをしているとの多くの市民からの声が寄せられています。右折表示の設置について、その後の進捗をお伺いします。

(イ) 宜保3丁目1-1番地のロイヤルビル前は、上田県営団地や保栄茂方面からの車両が集中し、朝夕大変渋滞しています。その一つの要因として、信号機の青色表示時間が短く通過に時間を要するため交通渋滞をきたしている。時間調整を求める声がありますが、改善への見解をお伺いします。

④ カーブミラーの改修について。

字名嘉地13番地付近の交差点のカーブミラーは、台風で破損しています。通学や生活道として多く利用されていますが、坂道で見通しが悪く、大変危険であるとの声が寄せられています。早急な改修についての当局の見解をお伺いします。

⑤ 字座安地内にある文化財「イシマシモー(三本松跡)」付近の側溝・柵には蓋がなく、子どもたちの転落防止や車の脱輪防止として、グレーチングや転落防止柵の設置を求める声がありますが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

仲田政美議員ご質問の(1)①の(ア)と(イ)について、順次お答えいたします。

まず、(1)①(ア)につきましては、高齢者や障害者を対象とした本市の個別避難計画の提出件数につきましては、新規の提出、また転出や死亡等により増減があり、令和5年9月1日現在で対象者1,265名中137名となっております。また、令和4年8月には、豊見城市避難行動要支援者名簿取扱要綱を定めており、この避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ外部提供を進めていくため、現在市社会

福祉協議会と調整を図っているところがございます。

次に、(1)①(イ)につきましては、令和元年度の計画提出対象者1,161名へ個別避難計画提出依頼の送付を行いました。回答率が1割程度となっており、別途窓口での提出を含めた提出者が合わせて137名でございます。我々といたしましても、実効性のある個別避難計画の策定を求めていますことから、より多くの方の計画作成及び提出をいただくため、ハザードマップで危険な区域に指定されている地区ごとに取組を進める等、より効果的な個別避難計画策定に努めてまいりたいと考えております。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

仲田政美議員のご質問の(1)の①の(ウ)と②及び(4)について、順次お答えしていきたいと思っております。

(1)①の(ウ)について、福祉避難所とは、大規模災害時に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、一般避難所では生活することが困難な方を対象とした二次的な避難所であり、災害時に直ちに開設されるものではなく、必要に応じて開設されます。また、福祉避難所の基準として、高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられること。要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることなどとなっていることから、本市は福祉避難所として介護老人保健施設など、計7か所の福祉避難所を設けております。台風6号については、福祉避難所の開設に至るまでの要支援者の避難者はいなかったことから、福祉避難所開設の要請には至っておりません。

次に、②の(ア)についてお答えします。議

員ご質問の自然エネルギーを活用した充電ステーションにつきましては、風車と太陽光パネルを搭載した定置型独立電源で、平時は街路灯として使用し、非常時、災害時には携帯電話などへの電源供給の機能を果たす充電設備となります。全国では公共施設や学校など避難所に設置している事例もあることから、本市といたしましても、今後購入費用やランニングコスト、国の補助金等のメニューを調査研究してまいりたいと考えております。

次に、②の(イ)についてお答えします。議員ご質問のWi-Fiスポットなどの装備を備えた完全循環式水洗トイレの設置につきましては、自己完結型の循環式の水洗トイレとなっており、無臭、無排水、無薬品であり、設置後の移動も可能であることから、災害時においては有効なものと考えておりますが、今後購入費用やランニングコスト、国の補助メニュー等を調査研究してまいりたいと考えております。

次に(4)について、順次お答えしたいと思います。

(ア)について、9月1日時点の公用車の台数については、消防車両を除いてお答えしますと、庁舎内にある公用車のほか、中央公民館や中央図書館、学校等の各施設にある公用車を合わせて77台となっております。

次に(イ)について、そのうち電気自動車の台数は1台となっております。

次に(ウ)についてお答えします。現在庁舎には電気自動車用の充電設備が2か所あり、同時に4台まで充電が可能となっております。また、庁舎屋上に設置している太陽光パネルで発電した電気は全て庁舎で使用しており、足りていない分を電力会社から購入しておりますので、余剰電力は今のところございませ

ん。太陽光パネルで発電した電気を電気自動車用の充電設備に使用した場合、電力会社から購入する電気使用量が増えることが課題となります。

**○ こども未来部長 森山真由美**

仲田政美議員ご質問の(2)①②について、順次お答えいたします。

(2)①豊見城中学校区への児童館整備について、児童館は児童厚生施設の一つで、児童に健全な学びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした重要な施設でございます。豊見城市子ども・子育て支援事業計画においても青少年の健全育成を推進していくため、児童館における中高生の居場所の提供についてが明記されていることから、各中学校区への児童館設置の必要性は十分認識しており、これまでも市有地を活用した整備、児童発達支援センター等も含めた複合型の施設等について検討がされてきたところでございます。今後も引き続き施設整備について、関係部署との調整及び検討を行い、他の公共施設との複合化、機能集約等についても併せて検討していきたいと考えております。

続きまして、(2)②(ア)につきまして、母子生活支援施設は配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の看護すべき児童を入所させて、その方々を保護し、自立促進を図るための生活を支援する施設であり、退所後も相談やその他援助を行う目的を担っている施設であります。当該事業につきましては、ひとり親家庭の支援策として有効なものと認識しているところでございますので、引き続き事業の実施場所やニーズ、本事業を担える事業者の有無、相談状況等を考慮し、事業実施について調査研究をしてまい

りたいと考えます。

次に、(2)②(イ)につきましては、沖縄県や近隣他市と同様に、沖縄振興特別推進交付金、一括交付金を活用した事業展開も参考にしながら、他の補助金等の活用も含め、調査研究を図ってまいりたいと考えております。

**○ 都市計画課参事 譜久山 誠**

(3)についてお答えします。

沖縄県では、沖縄都市モノレール延伸調査を平成30年度と令和3年度に実施しております。豊見城から糸満ルートを含めた5ルートの検討は、平成30年度調査同様、費用便益比が1を下回る結果となり、去る令和5年8月10日の新聞報道にあるように、現時点では厳しい見通しです。本市では、令和3年10月15日に沖縄県知事に対し、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入検討の沖縄県での取組についてとして要望を行っております。沖縄県は、令和4年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、沖縄都市モノレールの機能強化、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入の基本施策を掲げております。県と市町村が連携して、地域にふさわしい公益的な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進することが必要と考えますので、引き続き県への働きかけを行っていききたいと考えております。

**○ 市民部長 上地五十八**

仲田議員の(5)の①から③について、順次お答えいたします。

(5)の①の防犯灯の設置につきましては、本市におきまして、通学路安全推進会議の構成員が毎年実施しております「通学路安全点検」の中で指摘があった場合は、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合、地域の自治会へ設置の相談を行っております。また、

それ以外の主要な通学路で、小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に向けて取り組んでおります。ご質問の箇所につきましては、伊良波小中学校の児童生徒が部活動等で帰宅が日没後になる場合、人通りも多く、外灯の設置された県道を利用して帰宅するよう、教育委員会及び学校側へ注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(5)③の(ア)につきまして、県道256号線のサンエー宜保店から我那覇方面に向けて海邦銀行方面及びローソン我那覇店のあるそれぞれの交差点につきましては、令和2年度と令和3年度に豊見城警察署へ信号機・横断歩道設置等要望書の中で交通量の増加に伴う右折困難な交差点として、既設信号機への右折の矢印表示の設置を要請しております。豊見城警察署に確認しますと、当該交差点につきましては、県道東風平・豊見城線完成後に、常時一定以上の交通量があることを見据え、将来的に交差点の処理能力の改善について判断されるとのことなので、引き続き周辺環境の変化を確認しながら、右折の矢印表示について豊見城警察署と意見交換を重ねてまいります。

続きまして、③の(イ)信号機の青表示時間の調整につきましては、豊見城警察署に確認したところ、一地点での信号機点灯に係る総時間は、基本的に現行のままとするため、中央図書館から宜保方面へ向かう当該信号機の青信号の点灯時間を長くすると、主要道路である県道256号線の信号機の青の点灯時間が短くなるとのことでした。そうしますと、県道256号線の道路の交通渋滞が悪化することが懸念されますので、豊見城警察署から現在の周辺地域の交通量が、青の点灯時間の変更

については難しいと伺っております。当該交差点につきましても、県道東風平・豊見城線完成後に、常時一定以上の交通量があることを見据え、将来的に交差点処理能力の改善について判断されるとのことですので、引き続き豊見城警察署と意見交換を重ねてまいります。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

議員ご質問の(5)②(ア)についてお答えいたします。

児童生徒の通学路となっております伊良波の拝所から伊良波小中学校へ上がる階段につきましては、今年8月に行いました「令和5年度豊見城市通学路合同点検」におきまして、伊良波小学校から防犯灯の追加設置の要望が寄せられております。それに併せまして現場を確認したところでございます。今後通路の照度や利用状況などを確認しながら、追加設置に向けた調整を行ってまいります。なお、当該防犯灯につきましては、児童生徒が帰宅する時間帯を考慮いたしまして、夏場は夕方6時半、冬場は6時に点灯し、夜10時に消灯しているところでございます。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(5)の②(イ)、④、⑤について、順次お答えします。

(5)の②(イ)についてですが、議員ご質問の道路は市道54号線でゆたか小学校の通学路となっており、高安方面から来る児童が多く利用している道路でございます。そのため、児童生徒の安全確保はもとより、地域の安全確保の観点からスピード抑制が重要だと認識しております。スピード抑制としてのハンプ設置につきましては、これまで振動、騒音等の問題があり、設置は大変厳しいものと考えておりました。今回国土交通省推奨の振動、騒

音等が軽減された新タイプの製品が紹介されたことから、試験的ではございますが、ハンブの設置を検討してまいります。設置予定場所につきましては、民家から離れた市道54号線、勢理客橋中央付近への設置を考えておりますが、現在確認できているハンブの色が黒一色しかないことから、視認性のある赤や黄色の製品がないか確認中であり、該当する色があれば設置を進めてまいりたいと考えております。

次に④について、ご質問の字名嘉地13番地交差点のカーブミラーにつきましては、現在専門業者に発注準備中であり、市内全域のカーブミラーの補修と併せて調整中でございます。調整でき次第、随時発注を行う計画となっております。

次に⑤について、現場を確認したところ、イシマシモ前前の道路につきましては、農業用水路と道路との間に50センチ程度の段差があり、安全対策が施されていないことが確認できましたので、ガードレールで対応できないか、検討してまいりたいと考えております。また、水路部分の柵につきましても、鉄板等で蓋をして安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時04分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

それでは(1)防災対策について。①個別避難計画についてです。実効性のあるモデル事業の計画作成に当たっては、これまでと違っ

て体制の強化が必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

体制の強化が必要ではないかという御質問でございますが、現在介護長寿班と障がい支援班の職員がそれぞれ兼務している状況となっておりますことから、事務体制の強化につきましては、今年度の人事課へ人員の増員を要望しているところでございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

令和3年の災害対策基本法の改正によって、避難行動支援者については個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。先ほどの答弁では、人員の増員を要望しているとありました。災害時に自ら避難することが困難な方々が逃げ遅れないように地域を選定し、モデル事業を進めるに当たっては、やはり事務体制の強化は大事なことで、増員は欠かせないことだと思っております。地方交付税や、また財政支援をしていただきながら増員ができないものか、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時32分)

再 開 (13時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝 一訂正一

先ほど「組織改革検討委員会へ要望しているところであります」と答弁いたしましたが、組織改革検討委員会ではございません。「人事課へ要望している」ということに訂正をお願いいたします。



○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

それでは、再質問がありました交付税の話に答弁します。

人件費について、交付税で見られているのではないかという話ですが、手元に資料がないのではっきりとは言えませんが、確かに重複の部分では一部職員の人件費も見られている部分がありますので、その辺はしっかり検討していきたいと考えています。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひ兼務ではなくて進められるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、もう時間がありませんので。(1)②(ア)についてでございますが、ここは糸満市に3台あると言われていました。そのうちの2台を視察させていただきました。また、(イ)についてですが、(イ)を含め国の補助金も活用できると聞いております。ぜひ設置に向けて調査研究をしていただきたいと思います、これは要望とさせていただきます。

続きまして、(2)①児童館の整備についてです。これまで今回で4回目になるわけですが、答弁はほとんど変わっておりません。そういう意味で、先日7月にわくわく児童館を会派で視察させていただきました。子どもの居場所としてすばらしい活動を行っており、頭が下がる思いでいたく感動をいたしました。豊見城中学校校区に児童館がないということは、子どもたちの健全育成の観点からも、また、これまで私の質問の中では複合施設とか、あるいは空家、古民家を活用するとか、様々提言をしてきたところでございます。そういうことではありますが、なかなか

進んでいない状況でありますので、今回は対象地域、探していた空家とか、いろいろな施設も含めて空き店舗とか、そういうことまで調査の範囲を広げていただいて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、それについてのご答弁をよろしくお願いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

児童館の担う役割というものがとても大きいことは認識しているところであります。先ほど仲田議員からもありましたように、ずっと検討ということで前に進んでいない状況がございます。豊見城中学校校区が住宅地が多いという環境から、なかなか場所の選定というところで苦慮しているところでもありますので、今議員からご提言があったように、いろいろな観点から視野を広げて、また検討を進めていければというふうに思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

よろしく願いいたします。

(2)の②についてでございます。母子生活支援施設について、これまで私は平成23年、24年、令和元年、また今回ということで4回目でございます。それもほとんど答弁が変わっていないという状況でございます。児童福祉法第23条第1項には、福祉事務所の所管区域内における保護者が配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その看護をすべき児童福祉に欠ける場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならないとあります。これまでの質問で一括交付金を活用、また広域でやったらどうかとか、いろいろ設置について提言させていただいております。今社会では、若年出産、またDV、様々な事情で一人

で子育てを頑張っているひとり親世帯の方々が多くいらっしゃいます。自立促進に向けて、ぜひ一括交付金等を活用して設置できないか、いま一度答弁を求めたいと思います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

母子支援施設につきましては、県とか近隣の他市で一括交付金を活用した事業を実施しているところもございます。そういうところの事例も参考にしながら、また、ほかにも活用できる補助金がないか。どうしても継続して実施していく必要がありますので、その辺をしっかりと検討して、慎重に対応してまいりたいと思います。

○ **(22番) 仲田政美議員 一再質問一**

お願いいたします。

(3)モノレール延伸のことですが、これは長期的な計画であり、新たな公共交通システムの導入検討はとても時間がかかる計画だと思います。私は年齢や運転免許の有無にかかわらず、誰もが安心安全に利用できる公共交通が必要と考えています。第5次豊見城市総合計画の令和5年度に、「誰もが使いやすい公共交通ネットワークの形成、過度な自動車依存からの脱却を図る」とありますが、本市での公共交通関連の施策がございましたら教えていただきたいと思います。

○ **都市計画課参事 譜久山 誠**

お答えします。

今年度の取組として、沖縄振興特別推進交付金を活用して、豊見城市総合交通戦略推進等支援事業を行っております。本事業では、タクシー割引を利用した需要調査等を行い、本市に適したラストワンマイル交通の在り方を検討するほか、市内児童を対象にしたバス体験会など、個別施策を実施してまいります。

○ **(22番) 仲田政美議員 一再質問一**

ありがとうございます。これまでもタクシーを利用したとか、乗り合いタクシーとかがありまして、ありがとうございます。

それでは再質問いたします。タクシー割引を利用した需要調査の具体的な内容をお伺いいたします。

○ **都市計画課参事 譜久山 誠**

お答えします。

需要調査の実施方法は、市内全世帯にアンケート付きタクシー割引クーポンを配布します。自宅や目的地とバス停の間をつなぐ移動について、利用目的、年代、地域などを把握し、ラストワンマイル交通に関する調査を目的としております。市民のニーズを把握し、利便性向上と経済性のバランス、既存公共交通との共存等を考慮しながら、学生や高齢者など交通弱者にも使いやすい、本市に適した交通サービスの導入に向けて検討を行ってまいります。

○ **(22番) 仲田政美議員 一再質問一**

ありがとうございます。既存の公共交通と共存を図りながら、学生や高齢者などといった交通弱者対策にも、本市に適した交通サービスの導入に向けて期待し、要望とさせていただきます。

続きまして、(4)地球温暖化防止対策についてでございます。(イ)についてですが、本市は(ア)で公用車は77台、そのうちの電気自動車は1台ということで答弁がございました。糸満市は、電気自動車(EV)は8台あるそうです。本市には、先ほど言った1台であるということでもありますので、EV車は災害時に移動可能な電源供給として有効であります。本市としては、電気自動車を増やす計画はありませんでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ハイブリッド車や電気自動車などの整備計画については、今のところございませんが、公用車の購入の際には、環境に配慮したハイブリッド車の導入も含めて検討していきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

電気自動車を増やす計画はないという答弁であると思いますが、国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球は沸騰する時代が到来したと。そういうことで警告を発しております。また、それに熱波や山火事といった、これは人類の責任であると。気候変動対策の強化を求めているわけですが、今後の本市の主要施策を踏まえ公用車、ハイブリッド車等の整備計画を策定し、積極的に推進すべきだと考えますが、ご見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、公用車の購入の際には、環境に配慮したハイブリッド車の導入も含めて、しっかり計画を含めて検討していきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは(5)の(ア)についてでございます。先ほど追加増設していただくという答弁でございました。当該階段は通学路でもあります。津波災害時の避難通路として利用されることから、また、実際看板も下のほうには設置されております。増設に当たっては、太陽光の防犯灯設置ができないか、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

ただいまの質問につきましては、伊良波小中学校のところへ上がっていくところへの増設ということで理解して、答弁させていただきたいと思っております。

太陽光パネル付きの照明の切換えにつきましては、通常増設と比しまして予算が伴いますので、伊良波小学校や伊良波中学校の設備整備の際に検討してまいりたいと思っております。当面は通常の、これまでの4基設置してあるものの必要な場所に増設することを最初のステップにして、その次のステップで検討をさせていただきたいと考えているところであります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひ次のステップに向かってでもいいから、ぜひよろしく願いいたします。

それでは③の県道256号線に設置されている信号機の改善についてでございます。(ア)(イ)ですが、当該交差点は、県道東風平・豊見城線完成後、将来的に交差点の改善の必要性があると判断された場合で環境の変化を確認してからとありました。それでは、これは今に始まったことではなくて、何年前前からこの信号機の危険性を一般質問させていただいております。それで、改善の見直しの見直しは立たない状況であるわけです。特に、朝夕の通勤ラッシュのときは、本当に市民の皆様は命がけで右折をしているということで、改善を求められているわけです。そういうことから現状ではいけないと思いますので、改善に向けて豊見城警察署へいま一度要望し、設置を求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時48分)

再開（13時48分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

ご質問にお答えします。

ただいまの県道東風平・豊見城線の信号機、右折の矢印の部分につきましては、以前令和2年、3年度に警察署のほうに要請しております。今後また意見交換等を踏まえて、お願いできないかというところは調整してまいりたいと思います。

○（22番）仲田政美議員 一再質問一

⑤についてでございますが、ありがとうございます。ガードレールの設置をやっていたくということですが、道路幅員が狭くならないように設置を要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

—— 通告番号4（10番）川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○（10番）川満玄治議員 一登壇一

城の風、川満玄治でございます。通告に従い、一般質問を始めたいと思います。

すみません、順番のほうを入れ替えていきたいと思います。(4)教育行政についてから行きたいと思います。その後、(2)給食センターの建替えについて、(1)環境行政について、(3)防災行政についての順序で今回はやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(4)教育行政について。

①不登校対応について、以下伺いたしたいと思います。

(ア)本市の不登校児童数について伺いたしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の30日以上欠席の不登校児童生徒数につきましては、令和2年度は小学生56名、中学生96名、合計152名であります。令和3年度は小学生71名、中学生116名、合計187名でございます。令和4年度は小学生90名、中学生162名、合計252名であります。令和5年度は7月現在におきまして、小学生61名、中学生75名、合計136名となっているところであります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

やはりコロナ禍の影響もあり、増えているのが見て分かります。

続きまして、(イ)本市の対応策について伺いたしたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校対策につきましては、各小学校に現在登校支援員を配置し、各中学校にこころの相談員を配置、各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置しているところでございます。また、市適応指導教室であるとよむ教室を設置いたしまして、学校施設外で不登校児童生徒を受け入れているところでございます。また、中学校においては、校内適応指導教室を開設しているほか、自立支援員や学習支援員を配置し、不登校生徒の受入れを行っているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

いろいろ対応はされているということではなかったです。

(ウ)不登校の児童生徒をサポートする校内教育支援センターの拡充について本市でも国

の補助金等を利用して新たに設置する考えがないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のお話しになられています校内教育支援センターの拡充につきましては、令和5年9月現在、沖縄県より関係する情報がまだ提供されていない現状にあります。今後とも情報収集に努めまして、不登校対策の一つとして取り組めるか、積極的に検討していきたいと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私も新聞で少し読んだのですが、国で補助予算ということで、次年度5億円ということでは言われていました。しかし、国で5億円ということは、予算確保はかなりハードルが高いのかと思われました。実際よく調べてみると、政令指定都市なのか、そういう県単位でということでは話が聞こえるので、予算確保面ではどうかかなり苦しいのかと思っておりますが、市の見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

事業導入に関しては厳しいのではないかとということでの質問だと考えておりますが、現時点では詳しい情報がございませんので、確たることは申し上げられませんが、難しいかどうかは別として、この概要が判明しまして、私どもが取りに行けるような補助金であれば、積極的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほどの答弁でもあったように、本市でも増加傾向で、全国でも増加していると聞いております。これは待ったなしの問題なので、国も予算措置をしていくという考えにあると思います。私は補助予算ありきではなく、本

市でも校内教育支援センターについて、しっかりと予算措置も含めて検討すべきだと思うが、市の考えを伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

川満玄治議員のご指摘はごもっともだと思っております。ただ、一言申し上げたいのは、各学校ともに、支援センターの補助金があるなしにかかわらず、やるやらないということではなくて、もう既に小学校でも中学校でも、登校して教室に入れない児童生徒につきましては、学校のほうで空いている部屋だとか、保健室だとか、いろいろな場所を活用して受け入れながら登校できるような環境づくりに努めているところであります。ニードについては各学校ごとに異なりますが、かなり困り感があるものと理解しておりますので、どのような形で実現が可能か、人的配置の可能性や予算確保のほうも含めて、今後は検討してまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。

先ほど聞いたように、ある程度、市のほうでもしっかりやっているということなのですが、今後は校内教育支援センターを導入することによって、不登校や学業に課題のある児童生徒への支援が、実際どのように向上すると市は考えておりますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

まず1点目に、学校のほうで受け入れられている不登校児、教室に入れない児童生徒は、教頭先生や校長先生や授業のない先生が今、仮に交代ずつ入りながら対応している状況です。もし、そういうセンターが設置されるということは人的配置を伴うものだと考えておりますので、まず、その学校運営に対して、すぐく助けになるなというふうな思いを持っ

ております。一方で、学校に来ているけれども教室に入れない不登校の児童生徒につきましても、やはりセンターがあることで、より安心して学校に通える環境が少しでも整うのではないかと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ぜひ校内教育支援センターの導入等、ほかの成功事例もさいたま市とかでやっているということはお聞きしているのです、その結果、導入することが有益であるという場合は、それに基づいてぜひ検討していただければと思います。

続きまして、②障害児を持つ保護者への支援について。

(ア)本市の取組について伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市の障害児の保護者に対する支援につきましては、障害者やその家族等の相談に応じる基幹相談支援センターの機能強化を図っており、障害児の保護者に対しましても、その障害の特性やニーズに合った障害福祉サービスや社会資源の情報提供を行っております。また、必要に応じ、個別に学校やその他関係機関と連携しながら支援を行っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

(イ)障害児を持つ保護者同志の集まり、意見交換ができる環境が必要だと思っております、市の考えを伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時58分）

再 開（13時58分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現時点におきまして障がい長寿課で保護者同志の集まり等は実施しておりませんが、障害児の親の会が作成したガイドブックを市役所庁舎内に配置し、また障害に関する理解啓発と併せまして、市内小中学校、こども園に配布する等、情報発信に努めているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

このガイドブックを私も見たのですが、かなりよかったですので、最初は300部配布したということで、これは協働のまち推進課の予算でやったということなのですが、ぜひ増刷も含めて考えてほしいです。

では、再質問をさせていただきます。

障害児の保護者の中には、自ら他者に対して情報を送受信できない方もいらっしゃいます。ぜひ市のほうで、先ほど言ったガイドブックで親の会の集い等の情報のさらなる周知の強化を図っていただきたいのですが、市のほうでそういう広報活動等の周知等はできないでしょうか。伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

今後におきましては広報紙をはじめ、インターネットの閲覧ができるよう、ホームページ、公式LINE、フェイスブックでも、親の会やその他障害児支援に係る情報について、広く市民に周知ができるように支援に取り組んでまいります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ホームページ等、また市のLINEとか、そういうのもなかなか障害児の保護者の目に留まる内容がないものですから、ぜひそういうことも検討していただければと思います。

続きまして、再質問をしたいと思います。

今回の質問は、障害児を持つ保護者に対する支援は子育て支援と私は認識しています。SDGsの観点から見ても、障害児を区別するのはいかなるものかと私は思います。障害児の保護者のニーズにより適切な支援を提供するためには、やはり子ども未来部のほうがより担当部ではないかと思われませんが、執行部の見解を伺いたいと思います。

○ 子ども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今、子ども家庭庁が多くの子ども施策についていろいろと施策を打ち出しているところでもあります。業務の一つ一つについてどこの部署でやったほうがより適切な業務につながるか、市民サービスにつながるかというところをしっかりと考えながら検討が必要かと思えます。今回、川満議員からあったご意見も参考にしながら、適宜適切に判断していきたいというふうに考えます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、子ども未来部長にお聞きしたいのですが、子ども家庭庁の所管はどちらでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時02分)

再 開 (14時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

子ども家庭庁の市の担当部はどちらになりますか。問題等に対して。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時02分)

再 開 (14時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

子ども家庭庁の事務を役所のどの部署が所管するかにつきましては、例えば教育委員会とか、福祉健康部とか、子ども未来部、多岐にわたるといふふうに認識しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

分かりました。

私が先ほど言ったように、障害児と子どもが区別されているのはいかなるものかと私は思うので、ぜひ子ども未来部のほうでしっかり引き取って、障害児の保護者の居場所づくりについては、ぜひ子ども未来部のほうで考えていただければと思います。

続きまして、(2)給食センターの建替えについて行きたいと思います。

①建替えに向けての取組について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターの今後の在り方について、ただいま方針を定めるべく、学校教育課長、学校給食センター所長、給食センターに配置されました栄養教諭及び学校給食センター職員を中心とした豊見城市学校給食センター改修検討委員会をただいま立ち上げまして、検討作業を今進めているところでございます。現在までの活動内容といたしましては、委員会を4回開催いたしまして、学校給食センターの分離整備の方向性、施設設置場所の方向性、給食センターへ含める機能の方向性、整備手法の比較、残渣処理手法の方向性について議論をしているところでございます。ま

た、先日実施いたしました県外の学校給食センターの先進地視察の報告を市長、副市長、教育長に対して行いながら、庁内でそういう検討を進めているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

県外の先進地視察はどのようなところに行ったのか。また、選んだ理由やその感想について教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回4日間で5自治体の施設の視察を行っております。1か所目は、千葉県浦安市の千鳥学校給食センターでございました。敷地内に調理場が3棟建てられておりまして、将来の建替えを想定したエリアを同一敷地内に確保している施設でありまして、PFI事業のBOT方式で整備した事例でございました。2か所目は、新潟県見附市の市立学校給食センターでございます。こちらは既存の文科省の補助事業を活用した事例でありましたが、学校給食を提供していない時間を民間事業者が活用している全国初の事例でありました。年間約3,300万円で貸し出し、その収益は将来の施設更新等に積み立てているということでありました。3か所目、埼玉県川越市の菅間第二学校給食センターでございます。こちらは学校給食センター内に農作物の一次加工施設を設置いたしまして、年間を通じて地元の農産物を加工、保存し、学校給食で活用しているということでありました。また、生ごみを堆肥化することができる生ごみ処理施設も併設されているところでございました。4か所目は、東京都福生市にある防災食育センターです。こちらは防衛省の予算を活用した施設でありまして、全国で3例目となる平常時の食育施設。給食の提供機能と災害時の防

災施設、応急給食機能、避難所機能、拠点整備機能の両方を併せ持つ総合的な施設であるということであります。災害時の活用を想定した調理機器やインフラ整備等が行われておりました。5か所目は、千葉県千葉市にある新港学校給食センターであります。こちらはPFI事業のBOTで整備されまして、給食センターの2階に回廊式の見学コースを設置して見学ができるような形で食育に活用しているというような施設で、いずれも先進的な機能を持った施設でありました。今後の本市の給食センターの建替えに際して、非常に示唆に富む施設であったと考えているところであります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

では、再質問をします。

視察先の各施設で得られた教訓や建替え方法は、豊見城市の学校給食センターの改修においてどのように生かされる予定ですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

まず、視察先で得られました学校給食センターの機能として、防災機能や一次加工施設機能、見学回廊を有している施設があり、それぞれ災害対策、地産地消、食育の観点からも有益な機能であると考えているところであります。また、残渣処理につきましては、堆肥化や水まで分解する方法、バイオマス発電に活用する方法など様々で、本市に合った処理方法が、幾つかのパターンが見えてきたかなというふうに考えております。また、建替え方法につきましては、機能を含めた学校給食の規模により、設置場所の選定にも影響があることから、給食センターの在り方を固め、場所や整備手法の議論に今回の視察の知見を生かしていきたいと考えているところでござ



います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

この視察が実になる結果になるように、そういう建替え方法も含め検討していただければと思います。

②に行きたいと思います。PPP事業、またPFI事業等の民間活力を利用した建替えについて以下を伺いたいと思います。

(ア)県内で給食センター建替え事業をPPPやPFIで行っている自治体があるか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年9月1日現在、沖縄県内におきましてPPP事業、またはPFI事業を活用いたしまして学校給食センターを新規で開設、または給食センターの建替えを実施し、実際に運営、稼働している事例は確認しておりませんが、PPPまたはPFI事業を活用した給食センターの建設等を目指し進めている事例については、調べた範囲内で把握できたのは、うるま市の事例のみとなっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、うるま市の事例について教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

うるま市では、現存する石川学校給食センターと第二調理場を統合いたしまして、新たに新石川調理場の整備を目指しているというところでございます。本事業の実施に当たっては、PFI手法の中のBTO方式の導入を目指し、現在は事業者の選定作業を行っているということでございました。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

学校給食センターの建替えを進めている自治体があれば教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

島尻地区では、糸満市と八重瀬町、与那原町が確認できております。糸満市では、令和3年度にPFI導入等可能性調査を実施するなど、新たに建設する学校給食センターについて、PFI事業での実施も視野に入れて検討しているということで確認をしております。八重瀬町と与那原町は、共同での学校給食センターの建設を目指し、現在動いていらっしゃるということでもあります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、うるま市も含め、八重瀬町、糸満市、与那原町ですね。そういう感じで導入可能性調査等も含めてやっているということで、やはりPFIが注目されているというのが見て分かるのですが、このPFI導入可能性調査を実施する考えはないか伺いたいと思います。もし予定があれば、その予定時期まで伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

このうるま市の事例を先ほどお出しいたしました。基本計画策定時にPFI導入可能性調査を同時に行っておりますので、うるま市の事例も参考に基本計画策定に向け、PFI導入可能性調査も検討してまいりたいと思っています。ただ、このPFIの可能性、フィージビリティにつきましても多額の予算を要することから、そのあたりのことを踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、(イ)PPP/PFIを本市でも行う

考えはないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターをPPP事業またはPFI事業を活用いたしまして、センターを新規で開設または建替えを実施し、実際に運営、稼働している事例につきましては、日本各地で確認されております。PFI事業の中でも比較的多い事例だというふうに理解をしております。沖縄県内においてもそのような動きが確認できていることから、本市においても十分その可能性はあるものと考えております。これまでのように国の補助金等も活用した方法も含めて、本市にとって何が有効なのか、最適なのかということを見極めながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

PPP/PFI方式を採用することで、給食センターの建替えにどのような利点が期待されていますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時12分)

再 開 (14時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

PPP/PFI事業については、民間活力を導入した事業でございます。これまでの行政の事業につきましては、その基となる財源の問題が課題になっておりました。このPPP/PFIを利用することで、従来の補助メニューに比べまして起債、対象の経費が限られている場合、そういう場合には民間資金を活用しながら事業を実施して、無理のない形

で返済をしていくということが可能になってまいりますので、そういう意味で利点があるものだと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

PPP/PFIを活用した学校給食センターの開設や建替えに関する検討が今進行中ですが、具体的なスケジュールや次のステップについて、もしあるのであれば詳細をお聞かせ願えないでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点で詳細なスケジュールについてお答えすることは少し難しいかと考えておりますが、建替えに当たりましては、先ほども申し述べましたように、各種の課題、そういうことを議論した上で進める必要があると思っております。特に今回、給食センター建替えするに当たって、どの場所に建てるのかということですね。それで市有地の確保がまず一点と、建替えするに当たって、その施設の機能をどのようにするかというところが、今後は多分課題になってくると思っております。そこを踏まえた上で、今後のスケジュールが見えてくるものだと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

次の課題の答えまで少し入っていたなと思ったんですけども。

それでも聞かせていただきたいのですが、(ウ)今後の課題について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

また重ねて答弁することを申し訳なく思っておりますが、基本的な条件を確定させた後で、やはりPPP/PFIの検討が来るものだと考えております。基本的なことというのは、先ほども申し述べましたが、場所をどう

するのか、そしてどのような機能を持たせるべきなのかということについてきちんと議論した上で、次の民間活力の活用の方法等についての具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

市が直接給食センターの建替えを実施する際、その財源として国庫補助金、または地方債、起債等を想定していると思っておりますが、地方債の発行により、本市の財政運営上に影響はないか、財政課のほうに伺いたいと思っております。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の地方債現在高につきましては、最近において豊見城中学校改築事業及び豊崎中学校建設事業の地方債の発行に伴い増加することが見込まれておりますので、他の建設地方債の発行においても将来への財政運営上に一定の影響はあるものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

やっぱりそうですね、影響があるということで。財政的に少なからず影響があるということで、私もそう思います。そういう面からも国もそうですが、全国的にPPP/PFIを推進しているのかなと私も考えております。

(エ)今後のスケジュールについて伺いたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時16分）

再 開（14時16分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

建替えに向けたスケジュールという理解を

したいと思っております。

今年度である程度の課題出しと整理をしていきたいと思っております。その後、手法についての検討を進めていくということでありますので、当然民間提案を含めた形で広く広報し、この建替えについて進めていくということになっております。具体的なスケジュールについては、先ほど申し述べたとおり、その課題等の整理ができておりませんので、詳しくお答えすることができないこととなります。ご理解いただけたらと思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

給食センターも38年近くなるということで、また私も先進地ということで別のところ見に行ったのですが、どこに建てるのかも含め、今の敷地に建てるのかも含め、ぜひ考えていただいて、私が1期目のときにアンケートを取ったら、子どもたちの何百人が揚げパンがほしい、揚げパンがほしいということを常に言っていて、私が見てきたところは本当に20メートルぐらいのフライヤーがあったり、建替えをすることによって、子どもたちに安心安全でおいしい給食、またいろいろなメニューができると思っておりますので、ぜひ早めの検討をよろしくお願いいたしますと思っております。

続きまして、(1)環境行政について質問したいと思います。

豊見城市地球温暖化防止実行計画について以下を伺う。

(ア)ですが、CO<sub>2</sub>削減の必要性についてですが、これも皆さん分かり切ったことなので、また時間も限られているもので、CO<sub>2</sub>削減によって温暖化が防止されるということで、そちらは割愛したいと思います。

(イ)令和3年3月に第3次計画が策定されていますが、第2次計画での目標に対する達

成率を伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市地球温暖化防止実行計画、第2次計画の目標値としましては、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を毎年度1%ずつ削減することにより、平成26年度から平成31年度までの6年間に、平成25年度基準年度と比較して6%の削減を目標として設定されております。結果としましては、約8.6%の増となっております。目標値を達成できなかった主な要因につきましては、小学校が基準年度の7施設から8施設に増加していること。また、基準年から令和元年にかけて児童・生徒数に人数は11%増加しており、児童・生徒の人数の増加に伴って、排出量が増加したと考えられます。さらに、水道、下水道施設は、市民への水道供給や排水処理を行っていることから、人口増加に伴う水道使用量の増加によって設備、ポンプ等の稼働が増加し、CO<sub>2</sub>排出量が増えたと考えられます。ちなみに、本市の人口は基準年から8%、年間配水量は7%の増加となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、第二次計画での目標に対する達成率は8.6%の増ということなんですね。私が調べたところによると、第一次計画における達成率のほうは、また同じように8.7%と第一次計画における目標値、第二次計画における目標値も全て増加ということになっていますが、第一次計画、第二次計画において達成できていない状況なのですが、第三次計画の目標達成についてどのような取組を考えているのか伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市地球温暖化防止実行計画で掲げている目標達成のための各取り組みの実施について、職員への周知徹底を図ることや、同計画の重点対策の実施について、民間活力導入制度を活用するなど、関係部署と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

地球温暖化は本当に待ったなしのことで、令和50年に国はゼロにするということでやっているようなので、8.7%、8.6%の増ということで、やはり第三次計画ではしっかり削減できるようお願いしたいと思います。

(ウ) CO<sub>2</sub>削減に向けて本市の対応策を伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市地球温暖化防止実行計画における本市の重点対策としましては、4項目掲げてございます。1つ目はLED化の推進としまして、今後新たに建設する施設の照明にLEDを設置し、また既存の施設についても照明設備の交換時に積極的にLEDを導入していくこと。2つ目に、効率空調機の導入推進を掲げておりまして、今後新たに建設する施設に高効率型の空調機を設置し、また既存の施設についても設備の更新時期を考慮した上で、積極的に機器を導入していくこととしております。3つ目は、照明、空調の効率的な利用促進としまして、照明、空調設備の高効率化を進めるとともに、使用している設備を適切に利用すること。また、昼休みや不要な箇所の消灯、適切な温度管理を行うとともに、残業時間の削減等により照明、空調設備の利用による電気使用量の削減を行うこととしております。4つ目ですが、再生可能エネルギーの導入の推進としまして、今後新たに建設す

る施設や既存施設において、屋上や駐車場等を活用して太陽光発電設備を積極的に導入していくこととしております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

重点対策の4つ目ですが、再生可能エネルギー導入の推進を掲げておりますが、太陽光発電設備の導入についてどのような利点があるか。他市町村の事例からでも可能でございますので、お答え願えますか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県内の他市町村の事例として、宮古島市が一般財団法人環境イノベーション情報機構の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の地域レジリエンス・脱炭素化を同時実行する公共施設への自律・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用し、市役所駐車場におけるソーラーカーポート、蓄電池の整備を行っております。効果につきましては、年間約1,500万円のコスト削減を見込んでいるとのことであります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

今後電気代も上がっていくということで、市の負担もかなり増えていくと思っておりますので、そういう観点からもしっかり考えていただければと思います。

再質問をさせていただきます。本市も公共施設に太陽光システムの導入の検討ができないか、伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時25分）

再 開（14時25分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

市庁舎については、管財課により庁舎屋上に太陽光発電設備を増設し、去る7月中旬より運用を開始しているところであります。また、学校につきましては、市教育委員会学校施設課により、地球温暖化防止の推進と財源の負担軽減を目的に、小・中学校省エネ・再エネ設備導入推進事業として、管財課が実施している民間活力導入制度の試験的運用の中で事業提案の募集を行っており、提案があれば検討を行うとのこととあります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

そういう公共施設に、今言う太陽光発電システムをつけるということで宮古島市でもそうですが、かなりコスト削減があったということなので、そういう学校施設だけではなく、ほかにも公共施設はたくさんありますので、ぜひ検討していただければと思います。

（エ）沖縄振興特別推進交付金や沖縄振興特定事業推進費や経済産業省や環境省に補助金や助成金等を活用し、CO<sub>2</sub>削減に取り組む考えはないか伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国の補助を活用した取組につきましては、現在環境省、沖縄奄美自然環境事務所の担当者と共に意見交換をしながら、本市が実現可能な補助事業について調査研究しているところであります。本市におきましては、まず豊見城市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定が必要と考えておりますので、計画策定を見据えながら、本市にとって必要な事業について、補助事業の導入を調査研究してまいります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ぜひ豊見城市地球温暖化防止実行計画の策定をやっていただければと思いますが、その策定に対していつ頃までにつくるとかいう、そういうスケジュール感がありますか。

○ 市民部長 上地五十八

現在計画策定を実施すべく、庁内での調整をしてございますので、その辺のめどが立ち次第、取り組んでいければと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

では、しっかりスケジュール感を持ってやっていただければと思います。

再質問をしたいと思います。沖縄振興特定事業推進費を活用して、CO<sub>2</sub>削減に向けた取組はできないのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金を補完する内容の予算となっており、その採択要件も一括交付金と同様の内容になっていると認識しております。脱炭素に向けた課題については、沖縄に特化した課題だけではなく、全国的な課題となっていることから、沖縄振興特定事業推進費における脱炭素化に向けた事業採択は厳しいのではないかと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうですか、厳しいのですね。実際台風も最近では沖縄県だけを通らないし、そういう意味でも全国的な災害になっていると考えた場合、やはり厳しいのか……。オーケーです。分かりました。

では、次に行きたいと思います。

(3) 防災行政についてですが、今回台風6号のことで私の後もそうですが、皆さん皆さんの質問をしているので私は差し控えていきたいと思いますが、今回市のPTA連合会

でもありまして、豊見城小学校に水が入ってきて床がめくれ上がったということです。前にも長嶺小学校で水の被害があったのですが、そのときよりもめっちゃくちゃ早い、もう既に直していただいたということで、学校のPTA会長のほうから本当に速い対応ということで、そういう面ではありがとうございます。また、ほかにも様々な面で台風6号の復旧作業において、本当に市の職員の皆様が素早い対応をやってもらったことは、私のほうからも市民を代表してお礼を言いたいと思います。私も台風6号のとき、職員の皆様が1週間近く庁舎に泊まって、市民の安全、何かあったときの対応等も含めてやってもらったことには、本当に頭が下がる思いだなと思って見ていました。そういうことがあったおかげで、すぐにどこが被害を受けたとか、そういう意味で対応が速かったのかと思うので、そこは今後もぜひ頑張っていただければと思います。

そういう意味で、先ほど被害状況等を聞いていたのですが、そちらは割愛させていただきたいと思います。

一つ、先ほど議員の皆さんから台風6号の被害状況については質問があったため、執行部の答弁も私のほうからもお聞きしたので、今回私は台風6号の停電によって給水ができない、断水になるなど、私たちの生活の中で当たり前にある……。私も2日間、実際電気がなかったのですが、電気の大切さということを本当に痛いほど痛感できました。――

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時32分)

再 開 (14時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (10番) 川満玄治議員 一発言取消一

すみません、質問を取り消したいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時33分)

再 開 (14時34分)

○ 議長 外間 剛 一許可一

再開いたします。

ただいまの川満玄治議員から発言の取り消しの申出がありましたので、お諮りしたいと思います。

ただいまの川満玄治議員の発言取消について、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、川満玄治議員の発言の取り消しを許可いたします。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

(ウ)一時避難者について、どのような対応をしたか伺いたいと思えます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど答弁からしていますが、今回長期間による避難があったことから、避難者の体調管理を行うために保健師を24時間配置するなど、今回はいろいろ工夫しております。また、市内の事業者から提供いただいた飲料水や食料の提供等を行って、避難者への対応を行っているところであります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほども質問したのですが、防災の観点から自然環境に影響を与えない太陽光発電システムの導入について、沖縄振興特定事業推進費を活用できないか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

防災事業への活用については、今後調査研究していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いします。

これにて私の一般質問を終わりたいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時36分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号5 (5番) 新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣龍治議員の質問を許します。

○ (5番) 新垣龍治議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。日本共産党の新垣龍治でございます。本日、一般質問最後となります。まず初めに、本日、最初に一般質問をされた宜保安孝議員の発言の中でハーリーの件に触れておりました。その中で52年生のレースで転覆者がいたということもありましたが、実は転覆した中に私もおりました、救助されるという運びとなりましたが、自衛隊の皆さんも救助活動を行っておりましたが、私を含め数人は一般のボートの方も救助活動をしていましたので、私はそこで救助されたということをおきたいと思えます。

それでは一般質問の前に、所見を少し述べたいと思えます。

9月4日、名護市辺野古の新基地建設に関

する埋め立て設計変更申請不承認処分に係る国の違法な関与を取り消すよう国が求めてきた訴訟について、最高裁が判断をいたしました。結果としては、県の上告を棄却するというので、裁判官は県側の主張への判断も示さず、また県に弁論の機会を与えることもなく判決を言い渡しました。これは、これまで県民が繰り返し表明してきた辺野古新基地建設反対の民意や、憲法及び地方自治において保障された地方自治の本旨を否定することにほかならないと思います。地方自治の本旨に基づき行動する私たち地方議員の立場としては、決してこれは容認できるものではありません。このような司法の判断を受けて、改めて、ここ沖縄において民意が活かされる地方自治の本旨の実現へ、私自身、今後も力を尽くしていく決意を述べ、一般質問に移りたいと思います。

まず(1)ですが、(1)については少し質問の順番を入れ替えて、②、③、①、④の順で質問を行っていききたいと思います。

質問に入る前に、今地球温暖化が進み、世界各地でハリケーンだとか、豪雨などの異常気象が多発しています。また、今年2月のトルコや先日のモロッコでの地震被害、本土でも台風や線状降水帯による水害など、地球規模で災害が多発しています。沖縄県についても、8月1日から約1週間にかけて本島に影響をもたらした台風6号、報告でもありましたが死者2名、けが人も多数、県内各地で土砂崩れや冠水、長期間による停電や断水など、甚大な被害をもたらしています。本市においても人的災害、住居被害、床上・床下浸水、道路冠水、地滑り等のほか、作物や畜産、その他施設の農業被害があったと9月1日時点で報告をされています。地震や水災、台風で

被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、台風襲来で市民の生命、財産を守るために奮闘された防災担当職員、消防職員、また避難所運営や復旧作業、職員をはじめ、関係者の皆さんには敬意を表したいと思います。

今回の一般質問では、在宅療養をする難病患者や医療的ケア児などの皆さんの非常時の電源確保について取り上げていきたいと思えます。

台風6号は、8月1日から約1週間、二度にわたって沖縄本島に暴風警報が出される状況で、その間、地域によっては長期にわたって停電し、最大で県内全世帯の3割が停電したとの報道もありました。本市でも8月2日11時現在で、市内5,100戸が停電したとの報告があります。そのような中で新聞報道で、医療的ケア児の電源確保について報道がされました。私も市内に住む医療的ケア児を育てる保護者に連絡を取り安否を伺ったところ、幸い、その家族が住む地域は停電はなかったということです。ただ、医療ケアに必要な機器類、これはケア児それぞれ違いはありますが、主に人工呼吸器をはじめ呼吸器、加湿器、また酸素濃縮器、吸引機、パルスオキシメーター、経腸栄養ポンプなどもあります。様々です。体温の調整のためのクーラーや扇風機等も重要になっているということです。これは電源の確保が命や健康に直結しているということで、当事者もいつ停電になるのか不安だとも話していました。テレビのニュースでは、実際に停電に直面したある家族が報道されていましたが、深夜に停電し、暗闇の中でいつ電源が切れるか不安しかなく、結局親類の家に避難したという事例が紹介されていました。また、医療的ケア児を支援する沖縄小



児在宅地域連携ハブ拠点のK u k u r u + (くるプラス)の方からもニュースで出ていましたが、台風に備え6名のケア児を受入れたということと、ただ、数少ない事業所で支援していることに限界を感じているというようなことで、もっと地域資源を生かして、いつでも充電できる場所や避難できる場所があったらいいということもニュースで報道されていました。このことを受けて、私も沖縄県難病相談支援センターの認定NPO法人「アンビシャス」の照喜名事務局長にいろいろ非常時の電源確保について、現状や課題なども勉強させていただきました。そのほか県内10市の福祉担当者のほうにお話を聞きましたので、それを踏まえて今回質問していきたいと思います。

それでは(1)福祉行政について。

台風6号の影響による長期間の停電で、人工呼吸器装置等が必要な医療的ケア児を含む難病者の電源確保の問題がより顕在化しました。本市でも非常時の電源確保の対策が求められていることから以下について伺いたいと思います。

まず②、これは仲田政美議員と重複するところもあると思いますが、質問をしたいと思います。

②については、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正で、市町村に要配慮のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が義務付けられて、令和3年度にその避難要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先の情報を記載した計画の導入について定められました。最近では、こども家庭庁において医療的ケア児の災害時避難について、非常時の電源確保や医療関係者との連携など、平時からの備えを促し、行政や保育現場での

避難計画づくりの指針にしてもらって避難マニュアルの策定完成を目指すとしています。それぞれの要支援者が災害時にどう対処するかを事前に想定、段取りすることで、迅速でより安心した避難ができると思います。

②災害時に迅速な避難ができるように備える個別避難計画の作成について伺います。

#### ○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

#### ○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

個別避難計画とは、災害時または災害の発生のおそれがあるときに、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画です。本市では、令和元年度の計画提出対象者1,161名で、個別避難計画提出依頼の送付を行い、137名の提出がございました。また、令和4年8月には、豊見城市避難行動要支援者名簿取扱要綱を定めており、この避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ外部提供を進めていくため、現在豊見城市社会福祉協議会と調整を図っているところでございます。

#### ○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問

令和元年度の計画対象者1,161名に対し、137名の提出ということで、今後137名について個別避難計画の策定に取り組んでいくという、そういう流れになってくると思います。社会福祉協議会と調整を行っているということでもありますので、この個別避難計画の策定については、その個人が日常的に関わっている福祉とか医療、そういう地域住民との連携

も不可欠だと思いますので、特に要支援者のケアプランなどを作成しているケアマネジャーの関わりが大きく求められてくると思いますので、その辺の人的な対応を併せて進めていただければと思います。次に進みます。

③避難所での医療的ケア児の受け入れについてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

避難所での医療的ケア児の受け入れについては、今回の台風6号襲来に際しましては、事前に把握している、停電時に非常用電源の確保が必要となる医療的ケア児の対象者に対して、事前に電源が使用可能な避難所の案内や避難場所を確保していく等の対応をいたしましたため、当日の避難相談報告等はございませんでした。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

先ほどの質問の中で、個別計画の策定はこれからということですが、障がい長寿課の中で、要支援者に対してはしっかり事前に電源が使用可能な避難所とか、避難場所の確保についても案内したということで、丁寧な対応だったと評価いたします。

確認ですが、例えば事前に想定していた避難場所で電源の確保が難しくなった場合とか、そういう場合に庁舎へ避難してきた場合、受け入れに際して医療器具などの設置スペース、電源の確保について対応は可能なのか。また、一般世帯等との配慮について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時58分)

再 開 (15時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

医療的ケア児の避難所での受け入れの話だったかと思います。一般世帯と同じスペースかという話だと思いますが、医療的ケア児などにつきましては、要支援世帯としまして、そのケア児の程度に応じて、避難スペースを配慮していきたいと考えています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時01分)

再 開 (15時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

それでは受け入れスペースについては対応できるということで、もう一つは、電源の確保について対応は可能でしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号における本市の電源確保の対応につきましては、長期にわたる停電のため、市民から携帯電話など、通信機器などへの充電、断水に伴う給水の要望があり、市役所庁舎において携帯電話などへの充電、給水の提供を行っております。議員ご質問の人工呼吸器へのバッテリーへの充電は、市役所庁舎内において充電の対応は可能であります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

再質問になりますが、例えば医療的ケア児の家族が避難してきた際、例えば駐車場からその避難場所まで移動する際の人的補助について、対応が可能かどうかを伺います。これは、例えば保護者一人でケア児を連れて避難してきた場合に、保護者はそのケア児に付き

添うことが考えられますので、医療機器とか、そういう移動をサポートするような人的な補助という意味です。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

そういう台風時とかにおきましては、避難所担当、今市民部のほうでやっておりますが、職員が数名いますので、その職員のほうでそういう手伝いは可能かというふうに考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございました。

次の質問ですが、先ほどの質問と少し重なる部分もあるのですが、①非常時の電源確保について本市の現在の対策をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどもお答えしましたが、市役所庁舎において携帯電話などへの充電とか、人工呼吸器のバッテリー等への充電については、庁舎内での充電の対応は可能となっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

再質問です。

今回本市でも庁舎での充電のための電源を提供したということですが、これは主に携帯電話、またモバイルバッテリーの充電だと思います。今回の質問に当たって、県内10市の福祉担当者に、市民に対して充電のための電源の提供とか、発電機や蓄電池の貸出しをしているかということもお聞きしました。これは担当者レベルの話となりますが、本市を含め那覇市や沖縄市、南城市などは庁舎や避難所での充電の対応を行ったと話していました。また、浦添市については、発電機の貸出しを行っているとのことでした。市以外では国頭村も同様に発電機の貸出しを行っているよう

です。そこでお聞きしたいのは、本市では台風時などの非常時において、市が所有している発電機等を市に貸し出す、こういうことは可能かどうかをお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市では、令和元年度から令和3年度までに実施された沖縄観光防災力強化支援事業において、携帯型発電機を28基導入しております。同携帯型発電機の仕様としましては、全長で74センチ、重量が68キロとかなり大きなサイズで、避難所用として購入しているものであります。また、この携帯型発電機からの医療用電気製品への直接的な電源供給は、安全性の確保と医療用電気製品の故障の原因となる場合もあることから、個人への貸出しは想定されておりません。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。確かに個人で使用されている発電機というのは、ガソリン用のものでも重くて30キロとか、プロパンガスのもので10キロから20キロぐらいが通常使われているということと、蓄電についても約10キロ未満というのがほとんどだということですので。現在おっしゃられたのは68キロと、かなり重いということで、個人への貸与は考えていないということなのですが、例えばこの発電機について所有して、この間の使用実績とか、今回の台風で使用したというような実績はあるのでしょうか。これは質問の調整はしていないのですが、答えられるのであればお願いしたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回この発電機は使用しておりませんが、今回庁舎内で充電をしたのは、庁舎の中に非常用電源がありますので、それから携帯電話

の充電とか、そういうものに利用したということでもあります。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。28基もあるということで、非常用だとは思いますが、今後は宝の持ち腐れにならないように、今回の台風でも停電のあった箇所がありましたので、ぜひそういうニーズに応えられるような形で、今後この発電機についても活用の方法を検討していただければと思います。

それでは対応のほうは、今の市にある発電機では難しいということなのですが、別の方法として、地域生活支援事業の日常生活用具の種目の中に非常用電源等を追加することで非常時の電源確保に備えるという自治体が増えていきます。

そこで④の質問に移りますが、日頃からの備えとして、日常生活用具の給付に発電機や蓄電池、充電装置などの追加が必要だと思いますが、見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

日頃からの備えとして、日常生活用具の給付に発電機や蓄電池、充電装置などの追加につきましては、非常時のために使用する発電機等が日常生活用具の給付の対象として適切であるのかも含めて検討が必要であります。今後他市の状況や動向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

それでは再質問ですが、他市の状況等は把握していますでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

県内の市におきましては、宮古島市が給付していると聞いております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。県内の市では、宮古島市が発電機について、上限10万円の購入補助を行っています。これは台風等の停電時で電源確保の必要性を感じて追加した経緯があったと、宮古島市の担当者は話していました。また、最近では、市から発電機のほか、蓄電池の追加を要望する声も届いているということも、併せて担当者のほうに話していただきました。また、県内の市以外では、国頭村が令和5年度、今年度から蓄電池の給付を行っています。これは上限6万円ということで行っていますが、国頭村についても去年4月にケア児の保護者との懇談の場を設けた際に、この非常用の電源確保の課題が出たことから、実施に至ったということです。

先ほどの答弁でも、非常時のために使用する発電機等が日常生活用具の給付の対象として適切であるかを含めて検討が必要だと答えていただきました。県内ではまだごく少数ですが、県外では多くの自治体が給付の対象に発電機等を追加しています。東京都の市区とか、札幌市、千葉市、神奈川市など、ネットで日常生活用具、また発電機ということで検索すれば、たくさん実施自治体が出てきます。このように多くの自治体が非常用電源の購入を日常生活用具の種目に追加して、対策を取ってきている現状があります。この流れの理由の一つに、フェイズフリーという考え方もあるのではと、個人的には思っています。フェイズというのは、日常時と非常時の境界、そしてフリーは開放するという意味で、日常時と非常時の境界をなくすというのがフェイズフリーという考え方で、日常のものが災害時に役立つという発想で、大切なのは災害の備えをどう日常的に行うかということではな

いかと思っています。

今回も様々な議員が台風のこの経験を受けて、提言もされています。明日質問される新垣亜矢子議員も電気自動車から電源供給ができる、そういう質問も予定していますので、ぜひそういう様々な視点から防災力を上げていただきたいと思います。また、今回の質問に当たって、沖縄選出の衆議院議員、赤嶺政賢議員の国会事務所を通して厚生労働省に対して、日常生活用具給付事業の対象品目の追加や、その追加する時期について、その考え方についても照会をさせていただきました。回答について少し紹介しますと、日常生活用具の給付事業は、障害者総合支援法において市町村の地域生活支援事業として位置づけられており、国や告示にて日常生活用具の要件、用途及び形状を定めています。具体的な運用については、実施主体である市町村が、その地域の特性や利用者の状況を踏まえ、事業の対象品目の追加や追加する日付等を定めており、柔軟な形態で事業を実施できる仕組みとなっている。そういう回答でした。用具の要件を満たし、用具の用途及び形状に該当するものについて、実施主体の市町村が、その地域の特性や利用者の状況を踏まえ、柔軟に種目を追加し、事業を実施できるとしています。地域の特性という面で言いますと、皆さんもご存じのとおりですが、気象庁の台風統計というのがあります。その中で地方ごとの台風接近数の平均値というのがあります。これを見ますと、沖縄地方が年間7.7回、次いで伊豆小笠原諸島5.4回、奄美地方4.3回、九州南部3.9回ということで、沖縄地方が圧倒的に台風の影響を受けるといえること。また、台風による停電のリスクが高いということが示されています。また、利用者の状況を踏まえ

る点については、私は直接この電源の確保についての要望をお聞きしましたが、必要であれば、ぜひ市が当事者に対して聞き取りとかアンケート、また懇談の場を設けていただいて、意見を拾い上げていただきたいと思います。これらの点も踏まえて、今回の課題についてはぜひ前向きに議論を進めていただきたいと思いますが、再度見解のほうをお伺いします。

#### ○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

日常生活用具としての非常用電源の追加に関しましては、検討していくことが必要だと思います。今後沖縄県においては、市部社会福祉協議会という協議会がありますので、そちらのほうの議題として意見交換を行いながら、他市の動向を注視してまいりたいと考えております。

#### ○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今回県内の市の担当者との話の中で、今回の台風で電源確保については、少なからず市民からも問合せがあったと。担当者自身、課題ということで認識していて、今後検討していきたいという方が多かったです。そのように感じています。沖縄支部社会福祉協議会の中でも、宮古島市の担当者から宮古島市の経験も聞いていただき、それを生かして、全県共通のものとして広げていただきたいと思いません。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

(2) 基金について。

① ふるさとづくり基金について以下を伺います。

(ア) ふるさと納税の実績についてお伺いします。

#### ○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度の寄附の実績についてですが、受入額としまして7億2,305万1,000円、受入件数としまして3万1,487件となっております。前年度、令和3年度と比較しますと、受入額、受入件数ともに1.2倍と増えております。今年度については、8月末現在1億4,058万5,000円、寄附件数としては6,659件となっております、昨年度同時期と比較しますと約87.6%の寄附額、寄附の件数としましては79.8%となっております。現時点におきましては、昨年度を下回る寄附額となっておりますが、年度当初におきまして、ポータルサイトの掲載プランを変更したことに起因しているものと考えております。しかしながら、月日の経過とともに昨年度比が縮まる傾向となっておりますので、今後については昨年同様に寄附額が伸びていくものと推測しております。今後につきましてもこれまで同様、多くの寄附が受入れできるよう、新たな返礼品の開発、効果的な広告に努めていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

ただいま令和4年度の実績もお答えいただきました。7億2,000万円余りということで、令和2年度が6億3,000万円、令和3年度が5億9,000万円、令和4年度が7億2,000万円ということで、かなり好調に推移していると思います。また、今年度については、若干ポータルサイトの変更があつて落ち込んだものの、月を追うごとに好調に推移しているということで安心しました。

それでは再質問ですが、令和4年度、項目ごとの寄附額についてお伺いしたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

令和4年度における使途別の寄附受入れについてですが、「子どもが活きるまちづくり」に2億952万2,000円で約29%、「健康で明るく互いに助け合う温かいまちづくり」に2,611万6,000円、約4%、「活気ある豊かなまちづくり」に4,048万7,000円、「環境に優しい住みよいまちづくり」に5,006万6,000円、次に「安全安心な協働のまちづくり」に1,031万円、「市長にお任せ、指定事業なし」に3億8,655万円の53%となっております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは、(イ)令和5年度の充当事業をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年度の充当事業については、予防接種事業、社会福祉協議会の補助金、シルバー人材センター補助金、商工会補助金、市観光協会への補助金、糸豊環境衛生の負担金、自治会等まちづくり支援補助金、保育士就職準備金支援事業、与根地区観光交流事業観光交流施設指定管理委託料、地域資源つなげるプロジェクト負担金へ充当を行っております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

再質問です。

前にも質問をしたのですが、ふるさと納税を財源とした充当事業については、市のホームページなどで公表をすることが望ましいのではないかということで前にも質問しました。こういうことに使われているということで、より寄附も集まることも考えられますが、公表について見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時21分)

再 開 (15時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在寄附をいただきました寄附金は、寄附をされた方々が指定する用途に基づき充当を行い、事業を実施しているところであります。充当した事業の公表については、現在公表できていない状況でありますので、今後寄附の用途並びに、その効果等を広く周知できるよう調整を進めていきたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

では、公表の件についてはよろしくお願ひします。

今回のふるさとづくり基金についての質問の中で分かったのが、令和4年度も7億2,000万円ということで堅調に伸びているということと、このふるさとづくり基金の充当事業、これについては実は令和4年度にもお聞きしました。その際に、令和4年度についても予防接種事業とか、保育士就職準備資金支援事業、社会福祉協議会への支援金、シルバー人材センター、商工会、市観光協会の補助金、またごみ収集に係る費用と自治会まちづくり支援事業、与根の管理委託料とか、地域資源事業については今年からということですが、そのほかについては継続して事業を行っているということで、これはふるさと納税を活用したものが継続事業としてしっかり使われているということが確認できましたので、徳元市長も議員時代に子ども未来基金とか、ふるさと納税については不安定財源だったと、そのように述べていることもありましたが、しっかり市長になられて、ふるさと納

税の充当事業として継続事業を行っていることについては認識が変わられたのかなと、そのように感じました。

それでは、次の②のこども未来基金について、次年度以降の充当事業についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金充当事業につきましては、基金充当事業選定基準を基に、子ども改革推進委員会において、基金充当事業についての内容の確認や議論を行い、必要に応じ市民会議委員などの意見を踏まえ、市で取り組むべき事業の優先度や、こども未来基金の積立て状況、基金充当事業の実施状況も踏まえた上で、子ども改革推進委員会や予算編成等において最終的な総合調整を行い、判断をしております。令和5年度におきましては、7月に18歳以下の子どもとその保護者、計2,500件を対象に、こども未来アンケート調査を行っております。回収数といたしましては644件となっており、現在調査結果を集計しているところであります。今後はアンケート結果等も考慮し、こども未来基金充当事業について判断をしております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

では、再質問です。

そのアンケートの取りまとめは、いつ頃完了を予定していますでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在集計をしているところで、年内をめどに、ホームページ等を使って公表をする予定としております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

年内でその結果を公表する予定だというこ

となのですが、実は、これまでこども未来基金の活用については、以前も市民アンケートとか、市民会議で市民の声を拾い上げて、そこで子ども改革推進委員会、庁内の会議で重点施策として、子どもの医療費とか、学校給食の保護者の負担軽減などが挙げられたと認識しています。前期の議会では予算が認められなかった経緯もありますが、現執行部として、こども医療費の助成の拡充と学校給食費の負担軽減について、現在どう考えているのか。学校給食費については、前年度より2,000万円増やして7,000万円の予算としています。その件については評価したいと思いますが、他の自治体では時限的ながらも完全無償化をしている動きもあります。市として、この現状で十分と考えているのか、その件について見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時27分)

再 開 (15時27分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

こども医療費の件についてお答えをしたいと思います。

こども医療費助成につきましては、沖縄県において令和4年4月1日より、こども医療費の通院対象年齢を中学校卒業まで拡充されたところであります。子ども貧困率の高い沖縄県においては、子育てしやすい環境を整えることは喫緊の課題であると認識しており、高校卒業までのこども医療費助成につきましても拡充すべきであるというふうに考えております。今後の実施に向けては、こども未来戦略方針においても、国は子育てに係る経済

的支援強化として、地方自治体において実施されているこども医療費助成について、地方自治体の取り組み支援という位置づけで、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止に向けた動きを示しているところでもあります。そういう状況も踏まえ、引き続き国・県の動向を注視しつつ、財源の確保を含めた様々な課題の整理をしながら、高校卒業までのこども医療費の助成拡充について検討をしまいる必要があると考えております。

○ 教育部長 赤嶺太一

学校給食につきましては、教育部のほうから答弁させていただきたいと思っております。

こども未来基金を活用させていただいて、今栄養充足率100%という形で給食が実施できていることは、非常にうれしく思っているところでございます。さらに、ご質問の中に完全無償化ということがございましたが、そのためには、現在で言うと5億円近くぐらいの費用を要することになります。こども未来基金を活用するとしてもかなり大きな額でありますので、県や国の動向等も見極めながら、今取りあえずできるところということで、栄養充足率100%にして、少なくとも安全で安心でおいしい給食を8,000食提供するために、今全力を挙げて取り組んでいるところでありますので、ご理解いただけたらと思っております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

高校卒業までの医療費の拡充についても、学校給食費の負担軽減についても、それをすべきという認識はあるということで評価したいと思います。こども未来基金の使い方については、来年のアンケート結果も踏まえてしっかり決定をしていくと思っておりますが、今年



度については豊崎中学校の開校準備金として7,000万円、来年はその必要はないわけですから、しっかりこども未来基金で使える額を市民の要求に応える形で、しっかり充当事業については今後決定していただきたいと思えます。それは要望して、もう時間がないので、(3)の質問については次回行いたいと思えます。

これで一般質問を終わりたいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時30分)

再 開 (15時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

先ほどの総務企画部長からの答弁で一部を訂正したい旨の申出がありましたので、どうぞ、訂正のほうをよろしくお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋 ー訂正ー

先ほどふるさと納税の令和4年度の実績の場面で、「受入件数といたしましては3万1,482件」と私は答弁しましたが、実際は「3万1,487件」に修正をしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

ただいまの発言の訂正については、議長にて許可いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月13日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (13番) 真栄里 保

署名議員 (14番) 瀬 長 宏



— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年9月13日（水）



豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年9月13日（水曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	管 財 課 長	大 城 光
デジタル推進課長	後 間 大 輔	企画調整課長	東上里 豊
協働のまち 推 進 課 長	喜久里 則 子	生活環境課長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	安谷屋 元
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	都市計画課長	健 山 博 之
道 路 課 長	大 城 英 貴	公園緑地課長	金 城 司
農林水産課長	比 嘉 真 人	上 下 水 道 部 施 設 課 長	新 垣 栄
教育総務課長	赤 嶺 渚	学 校 教 育 課 長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太	学 校 教 育 課 参 事 (指導主事)	大 城 正 篤
学校施設課長	石 川 ミ コ	生 涯 学 習 振 興 課 長	大 城 武

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 一般質問
- 日程第3. 議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）

令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月13日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3		令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	総務財政 委員会付託

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に要正悟議員、伊敷光寿議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

— 通告番号6 (11番) 新垣亜矢子議員 —

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 —登壇—

おはようございます。会派、城の風、新垣亜矢子でございます。本日は防災の質問からスタートいたしますけれども、今議会は台風6号の影響によりまして、多くの議員が同じような質問を入れておりますので、少し短くしていきたいと思っております。最初に所見というか、この台風6号で様々なところで被害があつて、けがをされた方も多いかと思うんですけども、実は私の娘もこの台風第6号で転んでけがをしまして、鼻を骨折するという痛々しいことになりました。この台風は日頃私たちが経験しているような台風よりも被害が大きかったかと思っておりますけれども、今

後同じような台風が来ないとも限りませんので、引き続き皆さん気を引き締めて自然災害と向き合っていてほしいと思います。

それでは(1)防災について。

台風6号による停電、断水、食料品不足が長期に及んだことを踏まえ、今後の対策を見直すべきと考え、以下を伺います。

①課題となったのは何か伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。新垣亜矢子議員のご質問にお答えします。

今回の台風6号は長期にわたる停電のため、市民から携帯電話など、通信機器への充電、断水に伴う給水の要望があり、避難所となっている市役所庁舎では携帯電話などへの充電及び給水の提供を行っております。今後の課題は長期に渡る災害や停電時への備えの市民への周知、充電及び給水の提供、また避難者が多くなった際の避難所の設営、避難所の運営などの組織体制づくりが挙げられております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 —再質問—

まさに今おっしゃった課題の中で市役所で充電ができるとか、断水している方への給水や水道水の提供をやっているという情報、市民への周知がなかなか届いていなかったというふうに私も感じております。ホームページに載せておりますということをよく言われるんですけども、ホームページを見に行く人というのはなかなかいませんので、今後はぜひ市民と職員と私たち議員も一緒になって、いかに多くの方に情報が届くのか、住民にしっかり寄り添う避難体制、そして環境を作っていきたいと思っておりますので、そこ



のところはみんなで努力をしていってほしいと思います。

次、②食料品が入荷せず困っていた市民が多くいました。避難者や市民への備蓄品の配付は行われたのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の台風6号は、長期にわたる停電のため、延べ47世帯92名の避難者がいらしたことから、早い時期には事業者からの食料や飲料水の提供もございましたが、非常用食料、飲料水の備蓄品の提供も併せて行っております。なお、暴風警報が解除され、一時的にスーパーなどの店舗が開いたことから、市民への備蓄食料、飲料水の備蓄品の配布は行っておりませんが、停電の状況を踏まえ、市民への給水は引き続き行っている状況でありました。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今、備蓄品の配布のことに触れていますけれども、避難はしていなかったけれども、困っていた一般市民が買い物ができずにいたということで、備蓄品の配布も積極的に行うべきだったのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

防災の備蓄品につきましては、大規模災害が発生し、長期的に電気、ガス、水道などのライフラインの供給、物流が途絶えたときのための備えを目的とした備蓄品となっております。今回の台風6号につきましては長期間ではありましたが、一時的には暴風警報が解除され、店舗が開いているところもあったことから、市民への配布は行っておりません。なお、今後さらなる長期間となった場合、災害の規模、ライフラインの供給、物流の状況などを踏まえ、適切に対応を考えていきたい

と考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

台風の合間があって、買い物に行けたということも事実ではあるんですけども、台風の合間も通過後もしばらく店舗が開いていたとしても、コンビニの棚も空っぽ、スーパーの棚もなかなか食品がなくて、ちょっとゆくり行ってしまうと何もないという状況が二、三日続いて、食品の流通が安定するまでにしばらくかかりました。台風6号は警戒レベル5になりましたし、豊見城市も災害救助法が適用されるぐらいでありましたので、今回の台風はまさに大規模災害と判断してもよかったのかと思っているので、そういう観点から言うと、備蓄品は備えの部分よりも配布していくということが必要だったのではないかなと思っていますので、従来であれば、備蓄品というのは消費期限が切れる前に市民に提供したり、フードバンクへ渡しているというのもありますので、備蓄品の配布の判断はもっと柔軟にさせていただきたいと思います。庁舎内に避難してきた方々にも例えば自宅から持参することが基本となっていたのが食べ物なんですけれども、避難者と一緒になって炊き出しができるような環境を、今後運営方法をいろいろ考えて、再検討していただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

次、③避難所の停電対策にハイブリットカーを活用した給電を考えるべきだと思うが、本市公用車のハイブリッドカー導入状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

公用車の電気自動車及びハイブリットカーの導入状況については、電気自動車が庁舎に1台、ハイブリットカーが庁舎に3台、消防

に1台で合計5台となっております。5台とも給電には対応しておりません。給電可能なハイブリットカーの整備については、費用対効果などを踏まえ、調査研究をしていきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

私は、平成24年6月の一般質問で市内に充電スタンドを増やす必要があるということで提案をしています。その当時、充電スタンドはレンタカー会社に2か所のみでした。現在、公用車として電気自動車は全部で5台あるということで、市役所にも4台が同時に充電ができる環境が整っていると。市内には地図上で8か所の充電スタンドもあるということで、せっかくある電気自動車、特に公用車の5台をどう活用していくのか。この台風6号はこれまでの台風対策や台風対応を見直すきっかけを与えてくれたのではないかと考えているので、今回提案をしているんですけども、昨日の新垣龍治議員も質問をしています。特に医療的ケアの必要性、機器を使っているために電源が絶対的に必要な世帯が市内にもあります。これは行政が把握して重点支援する体制が必要だと私も考えているんですけども、それをどう支援するかということ考えたときに、昨日の答弁では携帯型発電機が28基あって、重量が68キロ、避難所へ設置するもので個人用ではないと答弁していましたので、個人に貸与ができないということです。発電機も自治体の公民館など、重要なポイントとして置いていくということだと思っておりますけれども、使用しないときでもメンテナンスが必要で、いざというときに使用できるように管理しなければなりませんので、私は視点を変えて、今回日常的に使用するハイブリットカー、電気自動車の公用車

を非常時には給電のために迅速に避難所へ向かうことができるように、または個人宅に向かうことができるようにしたほうがより効果的ではないかと考えています。そこで防災計画の中に今つくっているものです。公用車のハイブリットカーを給電対応で活用することに加えることについて考えていただきたいんですけども、このハイブリットカーは脱炭素の推進のための交付金の中にも、実は原則として省エネ発電設備と接続して充電を行える電気自動車、プラグインハイブリット車が交付金の対象になっているということもありますので、高いものではありませんけれども、防災計画の中でハイブリットカーの位置づけを入れていただけないかということを見解として伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

給電対応の車両は車種が限られており、また車両価格や保守にかかる費用が高額となることから、車両を入れ替える際に費用対効果を含め、検討していきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

値段的にはものすごい金額になってしまうんですけども、時代が変わると値段もまた下がってくるのかと思うので、今後、検討はしていただきたいと思います。よろしく願いします。(2)にまいります。

(2)脱炭素社会の構築について。

地球温暖化対策推進法に基づく、政府の総合計画「2050年カーボンニュートラル」宣言、「2030年度温室効果ガス46%削減目標」実現に向けた本市の取組状況について、以下を伺います。

ちょっと番号を入れ替えて②から先に質問しますが、物価高騰による電気料金値上げで

沖縄は9月以降打撃を受けることが予想され、公共施設の電気代に大きな負担になることが明白である。電気料金削減に向けどのような対策を取っているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市役所庁舎の電気料金削減に向けて、建築物環境衛生基準による適正温度18度から28度及び適正の湿度40%から70%を保ちつつ、空調等の業務時間前後の稼働時間を短縮し、換気システムの設定温度を見直すなど、節電に取り組んでいるところであります。また庁舎屋上に増設した太陽光発電設備を7月中旬から運用しており、庁舎の年間使用電力の約15%の供給によって電気料金の削減及び年間約91トンのCO<sub>2</sub>削減に貢献しております。今後も節電対策を徹底し、電気料金の推移を注視していきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

市役所の電気料金は抑えていくということですが、市内には公共施設がたくさんありますので、しっかりと節電に向けて対策をお願いしたいと思います。

①本市の第5次総合計画には今後の取組方針が掲げられているが、現在の取組を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の第5次総合計画では、豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づいて、市としての取組を実施していくとともに、民間事業者の協力も得ながら、区域施策編の計画策定も検討しますとあり、豊見城市地球温暖化防止実行計画における本市の取組といたしましては、4項目掲げております。昨日の川満玄治議員のご質問にも重複するかと思いますが、1つ

目、LED化の推進、2つ目、高効率空調機の導入推進、3つ目、照明・空調の効率的な利用促進、4つ目、再生可能エネルギー導入の推進などを計画、取り組んでいくこととしております。今後も職員への周知や、関係部署との調整を行いながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また区域施策編の計画策定の検討につきましては、関係部署と調整を行いながら検討を行っているところであります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ありがとうございます。昨日、川満玄治議員へ答弁していただいているので、私もこれは答弁は要らないと言いたかったのに、言ってもらってありがとうございます。これは私としては、総合計画にのっとっているいろいろななければいけないのかと思っているんですけども、ちょっと③に行きます。

③環境省は2030年度までにカーボンニュートラルの実現を目指すと同時に、地域の魅力と暮らしの質を向上させる脱炭素先行地域を募集しています。交付金の限度額は50億円、第5回の募集は令和6年2月頃予定されていますが、本市のエントリーについて見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

環境省が募集を募っております脱炭素先行地域へのエントリーにつきましては、環境省沖縄奄美自然環境事務所の方々とも意見交換を行いながら、調査研究を行っているところであります。本市におきましては、まず豊見城市地域温暖化防止実行計画区域施策編の策定が必要と考えておりますので、議員ご質問の令和6年2月でのエントリーは现阶段では厳しいものと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

今、現段階では厳しいと。エントリーできないということなんですけれども、本来エントリーするならば準備期間はどのくらい必要なんですか。

○ 市民部長 上地五十八

脱炭素先行地域への応募については、再エネポテンシャルや削減目標等、地域課題の整理、目標達成に向けた施策の検討を踏まえた計画の策定などに時間を要することから、およそ2年以上の準備期間が必要と考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時18分)

再 開 (10時19分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八 ー訂正ー

先ほど(2)③の最初の部分でお答えしました議員ご質問の「令和5年2月」ということで答弁しましたが、「令和6年2月」に訂正をお願いします。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

今、準備期間が2年以上必要だと答弁をいただいたんですけども、なぜ2年以上前に取組をしてこなかったのか、伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

脱炭素先行地域への応募につきましては、再エネポテンシャルや削減目標、地域課題の整理、目標達成に向けた施策の検討、民間事業者などとの共同提案の調整など、ハードル

が高いことから、本市に合った計画を取り組んでいきたいというところで、これまでなかなか取り組めなかったという状況にあります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

いろいろ理由はあると思うんですけども、ハードルが高いものだというのは私も認識しておりますが、どうやったら本格的な取組ができるということなんですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本格的な取組につきましては、実現可能性を高めた実行計画の提案が必要となります。また庁内の実施体制の構築、役割分担の整理などの基盤整備が必要と考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 ー再質問ー

このカーボンニュートラル、脱炭素に関しては、広い分野でやらないといけないので、人材も必要だというのは分かっているんですけども、脱炭素カーボンニュートラルに対する取組は脱炭素先行地域にならなくても、別予算でやらなければいけないことですので、先行地域に選考されれば、50億円の交付金で様々な事業を実施できる可能性があったのに、エントリーが厳しいと判断するのは本当にもったいないことだと思います。令和3年3月に策定された第5次総合計画には、豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づいて、市としての取組を実施していくとともに、民間事業者の協力を得ながら、区域施策編の計画策定も検討しますとあるわけです。これは令和3年3月に策定なので、現在は令和5年、2年以上前に第5次計画を出していますから、準備してエントリーするタイミングはあったということだと思っております。第5次総合計画を作った山川仁前市長が先を見据えて、区域施策編の計画策定をしていけば、50億円

を取りにいけたと悔やまれてなりません。計画を紙に書いただけでは何も始まらないし、ハードルが高いと言って全くやらないのは、本当にやる気が感じられません。現在この豊見城市にも様々な企業から脱炭素カーボンニュートラルに向けての多くの提案がされております。民間企業は全国を見ておりますので、どんどん提案をしてくる。あれやって、これやって、これもいいですよ、今すぐやりましょうとやってきます。2030年まであと7年、市としての方向性を明確にして、本市にとってどのような取組がふさわしいのか、どのような方法なら進めていけるのかはっきり見極めて、諦めずに脱炭素先行地域の募集にエントリーして50億円をつかみにいくべきだと思いますが、これは徳元市長の考えをお聞きしたいと思います。

#### ○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、亜矢子議員から提案のありました5年で50億円、環境省が出していることではあるんですけども、これは取りにいくべきではないかと。今、市民部長から話があったように、それには超えるべきハードルが幾つもあります。今、お話の内容にもあったとおり、これまで取組がなかったということの事実、私は就任をして、就任をする以前のことの具体的な中身というのは分かりませんが、就任して以降、こういういろいろな企業の方々からご提案を受けながら、その中身を調べていくと、やはり5年で50億円の環境省が出している脱炭素先行地域にエントリーしていくためには、必須となる区域施策編だとか、そういった計画がなければいけない。つまり私たちの地域、この豊見城市は脱炭素に向けて頑張っていくんだという確証となるものが

ないと駄目だという話でありましたので、そこは今、担当ともお話をしながら作っていきましょう。この脱炭素先行地域のエントリーがいつまで続くかというのはやはり見通しが立たないものではあるんですけども、明確には来年2月には、それは確保されている。それ以降、あと1年、2年続くのか分からない状況ではあるんですけども、いずれにしてもこの脱炭素ということに関してはやらなければいけない。これは全世界的にやらなければいけない。差し迫ったところでもあると思いますので、そこについては、エントリーができるようにもちろん備えはしていきたい。その計画も作っていきなさいということを目指していますし、エントリーできれば当然ながら、それが駄目だったとしても、その先を見据えた上での対策、私たちは脱炭素をするんだということの豊見城をつくっていくために、計画もろもろ前に進めていきたいと考えております。

#### ○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひともしっかりと、この市の財政のことも考えて交付金、補助金を取りにいくという意気込みでお願いしたいと思います。

続いて(3)保育行政についてです。

保育士の就労環境について。

①フリー保育士やベビーシッターを活用し、保育士の急な休みや年休取得の代替要員として、保育現場の働きやすい環境整備の取組として協力関係を持つべきと考えるが見解を伺います。

#### ○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

ご質問の内容につきましては、急な保育士の欠員への対応として、フリーランスの保育士やベビーシッターの活用についての提案で

あると理解いたします。現状としましては、各法人園においては、急な保育士の休みや年休取得時の代替、また休職時の補助などを行う要員といたしまして、クラスの担任、保育士ではない、いわゆるフリー担当の保育士を配置し、対応していると認識しております。また保育士などの雇用の方法につきましては、雇用主となります各法人園の責任において行われるものとなります。フリーランスの保育士やベビーシッターの活用につきましては、保育士の働きやすい環境づくりの一つの手段となり得る可能性もあると考えますが、その活用につきましては、あくまで雇用主となる各法人園において判断されるものであり、行政としてどこまで関わるができるのか、また他自治体での事例なども含めた調査研究を行い、検討してまいりたいと考えます。

**○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一**

今フリー保育士の位置づけが、例えば認可園なら担任を持たないフリーで自由に動きができるという保育士が何名かいるということがありますけれども、私がここで提案しているものに関しては、例えば小規模保育園とか、認可外、フリーの保育士を雇うような力がないような園に対して、保育士が休んでしまうとどうしても人員が足りないということになったときのためのフリー保育士、民間の方やベビーシッターを活用して、保育士が休みやすい環境を作っていければというものです。保育に関わる方たちと意見交換をしたときに出てきたことなんですけれども、特に保育士のお子さんが休むときに、お子さんが病気で看病が必要なときに保育士はなかなか休めない。そのときに休むときは同じ職場の皆さんに無理をさせてしまうと。穴埋めができない状態でストレスを感じるというか、休みに

くい環境にあるということ、逆に保育士が休んだ分、ベビーシッターを園に代替として入れてあげる。そして自分の子どもを看病できるとか、そういうふうなシステムが組めればいいのかと思うんですけれども、これは県外では既に民間はやっています。保育士が休んだときにベビーシッターを園に入れるということをやっているんですけれども、なかなかここに人件費として公共の支援がないということなので、私は今後これは補助金などを使って、保育士の職場環境、休みやすい環境をつくっていくべきだと思っていますので、この提案をさせていただきました。今すぐ豊見城市がスタートできることではないと思うんですけれども、年少人口が多い、そして保育園もたくさんあって、どんどん子どもが増えていくという豊見城市においては、ぜひとも保育士の環境整備で今のようなベビーシッターを代替要員で園に入れるための補助金、人件費の補助が必要なかと思っておりますけれども、ここら辺の見解を伺います。

**○ こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

フリーランスの活用に対する人件費の補助につきましては、現在、国、県の補助制度がないものと認識しております。仮にそのような補助を実施する場合には単年ではなく、やはり継続した支援が必要であると考えますので、そのためには国や県の補助は必須であると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

**○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一**

私も国に対してこのような制度、保育士が休みやすい環境というのを提言していきたいと思っておりますので、実現するまで頑張りますので、よろしく申し上げます。

次、②保育対策総合支援事業費補助金「安全対策事業」のメニューに、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品購入等があります。

(ア)本市は対応出来ているのか、伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

議員ご質問の安全対策事業の補助メニューにつきましては、現在、本市での活用はしておりません。

○ (11番) **新垣亜矢子議員 一再質問一**

次、(イ)本市保育園・保育所でベビーセンサー等の導入状況を伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

市内施設におきましては、2歳以下の園児を受け入れている33の施設のうち、8施設がベビーセンサーなどの機器を導入している状況であります。

○ (11番) **新垣亜矢子議員 一再質問一**

この安全対策事業は、例えば保育園バスに園児が置き去りになって亡くなってしまうとか、午睡中に突然亡くなってしまうということがあっての対策費ということなので、今、本市はやっていないと。ベビーセンサー導入も33施設の中、8施設だけが使っているということだったんですけれども、これを聞くとほかの25の施設に関しては、ベビーセンサーがなくても見守りができる環境が整っているということで導入していないということでしょうか。

○ **議長 外間 剛**

休憩いたします。

休 憩 (10時31分)

再 開 (10時31分)

○ **議長 外間 剛**

再開いたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

導入していない施設に対して、導入していない理由というところを明確には確認していないんですけれども、基本的には機械ではなくて、あくまでも保育士が直接行うことが原則となっておりますので、そういった理由で導入していないものと理解しております。

○ (11番) **新垣亜矢子議員 一再質問一**

では市民にとっては預けるお子さんが安全に過ごせるという環境があるというふうにつけていいのかと思うんですけれども、もしも、先ほど言ったような小規模だったり、認可外で保育士の数が足りないところには、ぜひともこういうのを導入していただいて、安全な環境を整えていただきたいと思いますので、引き続き声かけなど、よろしく願います。

(4)にまいります。更生保護について。

平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、地方自治体は国との適切な役割分担により、それぞれの地域の実情に応じた施策を策定、実施することとなっています。本市も犯罪や非行から再出発する人を支える仕組みをさらに整備して、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進計画を策定することについて本市の見解を伺います。

○ **市民部長 上地五十八**

お答えします。

再犯防止推進計画の策定につきましては、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項により、国の策定した再犯防止推進計画を勘案して、市町村も地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされております。本計画の策定は、犯罪をした者が地域社会で生活する上で、様々な生きづらさを抱え、再犯

を繰り返すことがないよう、社会に復帰した後、地域社会で孤立させない息の長い支援を市町村及び関係団体等が緊密に連携、協力して実施することで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資するものであると考えておりますので、現在、福祉健康部が策定を進めております豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画等の中で再犯防止推進計画を盛り込む予定となっております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひともこれを取り入れていただき、周知ができるようにしていただきたいんですけども、この更生保護について、あまり皆さん耳にはしないかもしれないんですけども、実際、豊見城市でも更生保護女性会というボランティア団体、皆さんご存じのおばちゃまたちが一生懸命支援をしております。例えばスーパーでの万引き防止の見守り活動もやっていただいております。本当に地域、街を支えているのがこの更生保護女性会という団体でありますけれども、そのほかにも保護司をやっていただき、犯罪を犯した人たちが立ち直るための手助けというのがしっかりとできてきているからこそ、世界から見ると日本は治安がいい国だというふうに評価されておりますけれども、その裏で一生懸命立ち直りを支援する人たち、犯罪をもう二度と再犯しないようにということで努力している方たちがいますので、そこに地域として、自治体として、しっかりと取り組んでいくということを明確にさせていただいて、もっとよりよい安全なまちづくりを進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。本日は8分残しましたけれども、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号7（4番）長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、長嶺吉起議員の質問を許します。

○（4番）長嶺吉起議員 一登壇一

おはようございます。会派、城の風、長嶺吉起でございます。早いもので2023年も9月へと突入し、少しだけ暑さが和らいだような感じがします。去る8月においては、毎週のように台風が沖縄近海で発生し、台風6号に関しましては一度通過して、また戻ってくるという状況から、市内でも多くの被害が出たことと思います。私自身も自宅が丸2日間停電となり、とてもストレスのたまる日々を過ごしましたが、ふだんの何気ない日常生活において、当たり前に使っている電気、ガス、水道、そして毎日食べられる食料があり、トイレが使える、ごみを出せば回収してもらえるということに対し、行政や企業といった周りの方々のこれまでの知恵とその働きによって、日々支えられているのだと改めて考えさせられ、また感謝の気持ちが芽生えてきました。子どもたちに対しても日常生活が平穩に送れることのありがたさを教えるいい機会にもなりました。本市においても、庁舎内に避難所を開設し、部長、課長を筆頭に、職員が寝泊まりをしながら、避難された市民の不安を取り除くため、昼夜対応して下さったと聞いております。本当にありがとうございました。そして議員の皆様におかれましても、被災された市民の要望等に応えるべく、各箇所へ出向き対応されたことと思います。大変お疲れさまでした。

それでは通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

(1) 保育行政について。

公私連携幼保連携型認定こども園に対する



本市の支援について以下を伺います。

(ア)園長会等との意見交換会は定期的に行っているのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市の法人園につきましては、独自の組織といたしまして、豊見城市社会福祉法人立園長会が結成されており、各園長間の連携や情報交換などを行っているほか、ちびっこクリーンアドベンチャーを毎年開催するなど、様々な活動を行っております。当該園長会では定例園長会が毎月開催されており、その都度、保育こども園課に対し、参加の案内がございますので、そこへ職員が参加し、各種のお知らせの周知や意見交換などを行っております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ)について、昨日宜保安孝議員の質問とおおよそ同じになるかもしれないのですが、再質問へのつながりもあるため、改めて質問させていただきます。

(イ)公私連携を行っていく上で土地の賃借料等も支援していく考えがないか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園に係る不動産の貸与につきましては、建物は無償貸与、土地は5割減額による有償貸与としております。今年度及び次年度が協定の更新時期となっていることから、土地の賃借料の見直しが必要となりますが、こちらにつきましては6月定例会において答弁いたしておりますとおり、公私連携施設への新たな負担は求めな

いこととしております。現状といたしまして、土地賃借料の検討を進めているところではございますが、普通財産に係る賃借料の算定方法などにつきましては、豊見城市普通財産の管理及び処分規程などで明確に定められておりますので、このルールの範囲内でどのような負担軽減が図れるか、現在検討中であります。時間を要していることに関しましては、申し訳なく感じておりますが、慎重な精査を行っていることをご理解いただければと思います。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。公私連携施設への支援として、新たな負担を求めないとのことですが、認定こども園法第34条第4項において、市町村長は公私連携法人が前項の規定による届け出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために、設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償、もしくは時価よりも低い対価で貸付け、または譲渡するものとすると法律ではこのように記載されております。そこで改めてお尋ねいたします。

土地の賃借料について、現状よりも低い対価で貸し付ける。または条件つきでの無償譲渡する考えはないか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在、当該法令等を踏まえた上で新たな負担が生じないような検討を行っているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

現状維持でも大変ありがたい話ではあるん

ですが、それでも他市町村に比べると、高いというふうに感じますので、繰り返しにはなりますが、認定こども園法第34条第4項にあるとおり、現状よりも低い対価で貸し付ける方向性も検討していただきたいと思います。先ほど今年度及び次年度が協定の更新時期と答弁をされておりましたが、更新前にしっかりと園長会等を通して、現場の意見を、土地の賃借料も含め反映させていただきたいと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、定例の園長会等がございますので、必要に応じて、こういった場所も活用しながら該当するこども園の園長さんたちに対しては、意見交換等も踏まえた場を設けていく考えであります。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ちなみにですが、今年度の更新時期を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今年度におきましては、今年年内に一定程度、遅くとも賃借料を確定させていく予定としております。賃借料が決定いたしましたら、速やかに更新作業を行っていきたくと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

更新時期からすると早い段階で園長会とも話し合いをする必要があると感じます。行政側からでも早めに話し合いの場を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今、組織としてどういう方向で負担軽減を図っていくかというところを検討している段

階でございますので、そういった一定の方向性が決まらぬとお話ができないのかと思っております。しっかりと決定をした後にまたそういった決定方法とか、金額等をお示しながら、意見交換等でご意見を伺えればと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。大切な子どもたちを預かる園が安心して契約を更新して、またこれまで以上に保育環境の充実へとつなげていただけるよう、まず市としての支援を拡充していけることを期待しております。よろしく申し上げます。質問を続けます。

(2) 子育て支援について。

義務教育において、授業料は無償ですが、それとは別で学習に関わる様々な保護者の費用負担、隠れ教育費と言われるものが家計を圧迫している現状があります。給食費とは別で、そこに対する市独自の支援を行う考えはないか、以下を伺います。

(ア) 小中学校の入学時や進級時に各家庭で準備すべきものとして、制服や体操着の指定品、また継続的に使う補助教材等の平均負担額を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

いわゆる隠れ教材費につきましては、文部科学省の令和3年度の「子どもの学習費調査」によりますと、年間にかかる学校教育費は小学校約6万6,000円、中学校約13万2,000円となっているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

一概に隠れ教育費といいましても、どこからどこまでと規定があるわけではないため、金額の算出は難しいところだと思っております、

仮に今ご答弁いただいた額で、それらを市内11の小中学校全ての新生を全額支援しようとした場合、どのぐらいの予算が必要となるか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほどの学校教育費については、内訳としては、イメージとしては入学金、修学旅行費、学校納付金、図書、学用品、実習材料費、教科外活動費、通学関係費、その他が額に含まれておりますが、その文科省の令和3年度の数值から見ますと、総数でありますと、小学生で約3億4,642万円、中学生で3億1,922万円、合計6億6,564万円となるかと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

質問を続けます。

(イ) 過去3年間の就学援助の認定件数及び年間の援助額について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

過去3年間の就学援助の認定者数及び年間の援助額につきましては、令和2年度の認定者数が1,281人、援助額が7,792万86円。令和3年度の認定者数が1,343人、援助額が8,091万7,739円。令和4年度の認定者数が1,350人、援助額が9,984万8,920円となっているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

(ウ) 給食費の徴収率と未納額について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和4年度の現年度分の学校給食費の徴収率は約98.08%、未納額は711万8,579円となっております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

(エ) 児童手当から隠れ教材費分を差し引いて支給することができないか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

児童手当からは保護者等の同意を得た上で、いわゆる隠れ教材費分を差し引いて支給することは可能であると考えております。しかしながら、児童手当制度につきましては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給するとされていることを考慮いたしますと、当手当から教材費を差し引き支給することは依然として慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

今回子育て支援ということで、幾つか質問をさせていただきました。就学援助や児童手当等、様々な支援がある中で、さらに拡充を求めることはかなりハードルの高いことだとは認識しているつもりです。しかし、気になるのは本当にそういった支援が子どもたちのために使われているのかということです。児童手当はもちろんですが、就学援助に関しても、給食費や修学旅行費以外はほとんどが保護者の口座へ直接振り込まれていると思います。家庭の事情もそれぞれですし、その使い道までを管理するわけにはいきませんので、実際に対象児童のために使われているかどうかは分からないと思います。豊見城市は人口における子どもの割合は全国でもトップの位置にいます。そんな中でも先ほどご答弁をいただきました給食費の徴収率は年々改善傾向にあり、すばらしいことだと思いますが、いまだ未納があるのも事実です。そこは国や県

が無償化に向け取り組んでいるところなので、動向を見守っていきたいと思いますが、それ以外の教育費につきましても、保護者の負担をさらに軽減しながらもきちんとした筋で子どもたちのためにそのお金を使ってもらえる。その流れをつくることはとても大切なことだと思います。義務教育という課程を平等な条件や環境で受けるに当たり、絶対に購入すべき必要なもの、兄弟、姉妹のお下がりに対応できるもの、購入しなくてもいいもの、そこをいま一度精査していただき、その中で必ず必要となるもの、これが隠れ教育費。児童手当や就学援助を利用し、そこから差し引いて支給するなど、本来の使い道を示し、平等な教育環境の構築を検討してみるのはいかがでしょうか。わがまを言うと、できることならば、財政の充当先や、支援策の内容、こども未来基金の使い道も少し見直していただき、さらに子どもに対しての支援ということであれば、所得制限もなくし、子どもはみんな平等に義務教育にかかる全ての費用を無償化してあげてほしいと願っております。かなり難しいとは思いますが、徳元市長と優秀な職員の方々の力を合わせれば、その可能性はゼロではないと思いますので、令和5年度の施政方針にもありますとおり、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現へ向けて、要望としてお願いを申し上げます。質問を続けます。

### (3)教育行政について。

これは6月定例会でも質問させていただいたんですが、①市内の小中学校において、様々な分野で活躍する児童・生徒をまち全体で応援していくため、豊見城市版の「ミライモンスター」や「ネクスターズ」のようなツールを市のホームページや広報、Y o u

T u b e でやっていきたいと強く願いますが、その後の進捗状況を伺います。

### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

6月定例会でご提案のありました豊見城市版の「ミライモンスター」や「ネクスターズ」の取組につきましては、児童・生徒のやる気を引き出すとともに、それぞれの分野で頑張る原動力ともなり、また児童の健全育成の面においても大変有意義な取組だと考えているところでございます。この取組を行う上、依然として引き続き、個人情報やその他の課題等があることから、今後とも関係課や学校との意見交換、課題整理を行いながら実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。現時点でまだ成果が出ておりませんが、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

### ○ (4番)長嶺吉起議員 一再質問一

前向きなご答弁ありがとうございます。

7月から8月に開催される中体連におきましても、各学校で素晴らしい成績を収め、県や九州で活躍した子がたくさんいました。私事ではありますが、息子が所属している豊見城中学校野球部においても、今大会では41年ぶりとなる県制覇を成し遂げ、九州ベスト8という成績を収めました。やはり保護者としては、この2年半、部員の子たちが一生懸命に努力する姿を見てきた上で、最後にこのような成績を残したことはとても誇りに思いますし、ぜひともこの結果を豊見城市全体で共有し、各分野で部活動を継続していく次世代の子どもたちのモチベーションや希望へとつなげることができれば、こんなうれしいことはないと思います。私自身もまずできることをと思い、幾つかの小中学校の校長、教頭、

そしてPTAへもこの件を相談させてもらっているところがございます。そこでも出てくる課題は、本市の想定するところとほぼ同様のものになりますが、一つ一つ解決し、まずはPTA新聞といったツールを使用し、児童・生徒の活躍を学校内や保護者へ知らせるような記事を取り上げていってもらえるようお願いをしております。

学校側でその土台がしっかりしてきたときには、いよいよ市のほうで引き取っていただいて、スポーツや文化面、全てにおいて活躍する子どもたちをまち全体で応援していけるようなツールの準備をお願いしたいと思います。豊見城市の子どもたちの活躍というのは、豊見城市全体のアピールになると考え、そのやり方次第ではふるさと納税の利用増にもつなげていけるぐらいに視野を広げていただいて、生涯学習振興課、学校教育課だけで対応するのではなく、秘書広報課や企画調整課、産業振興課を交え、様々な観点から意見を集約し、そのツールの実現へと前進していただきたいと思います。この件のみならず、日常業務においても、庁舎内での各課同士の意見交換や情報交換をもっともっと増やしていただきたいという気持ちを込めて、この場でお伝えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

続いて②児童・生徒のスポーツ及び文化活動における派遣費補助金の助成拡充について以下を伺います。これはちょっと順番を変えたいと思います。先に(ウ)スポーツ基金を創設する考えはないか、見解を伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご質問の件でございますが、本市には既に派遣費の財源となる豊見城市人材育成基金が設

置されているところでございます。この基金は、時代を担う人材育成の資金となっておりまして、文化、スポーツ、地域間交流、国際間交流などの分野で青少年に対して活動、体験などを提供するために必要とする事業、その他人材育成に関する事業に充てるものとなっております。議員ご提案のスポーツ振興のための新たなスポーツ基金の設置につきましては、現時点においては人材育成基金とのすみ分けや財源確保の方法など、慎重な検討が必要かと考えているところでございます。

#### ○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

続いて(ア)過去3年間の本市における県外等派遣費補助金の申請件数並びに補助額を伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の児童生徒派遣費補助金につきましては、学校教育課と生涯学習振興課の窓口がございますので、それぞれご説明をしていきたいと思っております。学校教育課が窓口となっている中体連に係る県外等派遣費補助金の過去3年間の申請件数及び補助額については、令和元年度は申請件数12件、補助額489万1,006円、令和2年度はコロナウイルス感染症による影響により申請件数ゼロ件、補助額ゼロ円となっております。令和3年度は申請件数11件、補助額118万1,770円、令和4年度は申請件数9件、補助額75万4,280円となっております。また生涯学習振興課が窓口となっております中体連以外の補助件数につきましては、令和元年度は申請件数100件、補助額975万7,830円、令和2年度は補助件数36件、補助額は合計で67万5,240円、令和3

年度は補助件数56件、補助額358万6,039円、令和4年度は補助件数107件、補助額1,057万54円となっております。令和4年度はコロナ禍のとき以上に申請件数及び補助件数、補助額が増加している状況となっております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

続いて(イ)補助率を現在の2分の1から4分の3補助に拡充することができないか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

当該事業につきましては、一括交付金を財源として運用している事業となっております。一括交付金による補助率は2分の1までと定められており、仮に4分の3まで拡充するとしますと、その2分の1の割合を超える部分について補助の対象外となり、一般財源にて対応することとなります。そのため補助の拡充については、補助割合の根拠や財源確保等といった様々な課題について、他の市町村の動向も踏まえつつ検討していく必要があるものと考えております。児童生徒派遣費補助金は平成24年度に交付要綱を一部改正し、平成25年度から対象日数や年度内の交付回数を1人2回まで引き上げる等、交付の拡充を行ってまいりました。また令和5年度においては、児童・生徒の県外派遣等に帯同する監督やコーチ等の指導者を派遣費補助対象者として認める拡充を行っているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

県外派遣費等補助金に関しまして、一括交付金の運用活用をしているということですが、10分の8補助ではなく、2分の1補助となっている理由を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

この一括交付金につきましては、市町村が実施する事業について10分の8補助となっております。実際の補助をしている中身につきましては、平成24年当初に内閣府と沖縄県との協議の間で2分の1という補助率が決定したというふうに聞いているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今回の質問なんですけど、①でやった件にもつながるのですけども、豊見城市在住の児童・生徒で県内のみならず、県外、または海外でも活躍する児童・生徒がいます。昨日、宜保安孝議員も紹介してりましたが、豊見城中学校1年生の子が硬式野球の世界大会で活躍し、優勝を果たしております。また8月には長嶺中学校出身の二十歳の女性がミスアースジャパンの日本代表として、12月開催の世界大会に挑みます。このように活躍の幅を広げる豊見城市のミライモンスターがいることはとてもうれしいことですが、その活躍が広がると同時に、家庭の費用負担というのも大きくなっていきます。やはりそこも市全体でその子の活躍を後押しし、どんな舞台でもポテンシャルを最大限に引き出してあげられる環境づくりというところには手を差し伸べてあげてもよいのではないのでしょうか。ルールや規程により、上限のある補助ではなく、その場面、場面で状況を考慮し、徹底的に支援をしていけるような市独自の基金があれば、対象となる児童とその保護者は安心してその力を存分に発揮できると思います。例えば去る夏の中体連においても、台風が次々と接近し、輸送計画が崩れたことで、保護者会独自で飛行機や宿泊先を探したりといったイレギュラーな場面に

より、費用負担は大幅に増えた実態もあります。そういった島国独特の事情も考慮していただけると幸いです。そもそも補助があるだけでありがたい話ではあるんですけども、ここ豊見城市においては、子どもたちのためにと寄附をしてくださる心やさしい市民の方々や企業もたくさんあると聞いておりますので、そのご厚意がしっかりと豊見城市の未来を担う子どもたちのために使われる新しい基金の設立、もしくは人材育成基金、その中身の見直しも含め、今後検討していただけたらと思います。

続いて③沖縄県は12歳児虫歯有病率が16年連続のワーストとなっており、早期改善が必要と考えます。小学校でフッ化物洗口を導入するに当たり、課題は何か伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小学生の虫歯有病率につきましては、令和元年度において全国44.8%、沖縄県61.6%、豊見城市57.2%となっており、本市は全国より12.4%高い状況となっているため、早期の改善が必要であると考えております。学校での歯ブラシ指導と併せ、フッ化物洗口を集団で実施することは家庭環境によらず、全ての子どもに効果的な予防を実施し、効果を得ることができるため、健康格差の縮小につながるの理解はしており、今年度につきましては、市内小学校の1年生を対象に、10月よりフッ化物洗口が実施できるよう学校と調整を行ってまいり予定となっております。議員ご質問の課題につきましては、事業実施に伴う学校現場の負担などについて、安全性についてのご懸念を感じていらっしゃる保護者がいること、また継続するための予算措置等が必要であること等の課題があるものと理解して

いるところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

次年度早々にでも集団フッ化物洗口を導入していただきたい。また試験的にではなく、しっかりとした事業として、市内8小学校で同時にスタートしていただきたいと考えますが、当局の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

フッ化物洗口につきましては、教育委員会としてもかねてより全体に広げていきたいということで取組をしているところでございます。先ほども申し述べたように、材料をどうするかというところが課題となっております。今現在、一括交付金を活用できないかということも含めながら、検討を進めているところでございますので、その調整が整いましたら、議員が出されているように、全体に対して拡充をして、フッ化物洗口を行っていくことを積極的に検討してまいりたいと考えております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

大きく分けますと、保護者の同意、そして先生方の負担、予算確保、この3点が大きい課題かと思いますが、ここからはちょっと過去の話になるんですが、令和元年12月定例会一般質問において、徳元市長と宜保龍平議員がフッ化物洗口について質問されておりました。当時、座安小学校、とよみ小学校2校の1年生児童を対象に、試験的に集団フッ化物洗口が導入されており、その際、対象児童約180名の保護者の中で9名のみ同意を得られなかったとあり、その理由は、うがいの仕方がまだ不十分であるからとのことで、フッ化物洗口導入そのものの反対ではなかったと当

時の教育部長が答弁をなさっておりました。しかし、今後その範囲を広げ、集団フッ化物洗口を導入する際、保護者への説明と理解は必須だと考えますが、本市としてどのように周知、同意を促していく予定か、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

事業実施の際には、学校医師会による保護者向けの説明会を開催いたしまして、実施内容について従前な説明を行う予定となっております。またその説明を通して、保護者に同意いただけるような取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

続いて、先生方の負担というところというと、実質的負担と精神的負担があると思いますが、過去に沖縄県教職員組合島尻支部のほうから集団フッ化物洗口導入に反対する陳情が出されており、その理由として、フッ化物は劇薬であり、また薬物を使用することは医療行為に当たるとのことでした。当時は今に比べると少しばかりフッ化物そのものの認識や取扱いに対してあまり周知されていない時期でもあったかと思えます。しかし、今では厚生労働省、沖縄県、各都道府県の歯科医師会においてもフッ化物塗布、フッ化物洗口を推奨し、それに関わるガイドライン、マニュアル等を作成し、公表しておりますが、その安全性と必要性について、本市の認識及び見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

フッ化物洗口の安全性につきましては、長嶺議員がおっしゃっていることを含めまして、文科省からも通知が出されておまして、虫歯予防の有効性、安全性の観点により、世界

保健機関をはじめ、様々な関係機関によりフッ化物応用が推奨されていること。また危険性につきましても、昔はフッ化物化合物を自ら希釈してやる中で、濃度が高くなった場合、健康被害が生じるおそれがあるということでありましたが、今回、本市で導入しようと思っているのは、希釈を必要としない一人ひとりが飲めるポーショントタイプの導入を今、検討しているところでございますので、そういった劇薬だとか、健康被害ということの懸念は全くないものだと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。答弁を聞く限りではフッ化物洗口の導入に際し、課題は解決に向かっており、次年度からでも実施してけると捉えておりますが、最後に徳元市長の考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

長嶺吉起議員おっしゃるとおり、かねてから私も議員時代からフッ化物洗口について推し進める立場でいましたし、今も変わらずその立場で、最終何が目的かというやはり虫歯ゼロに向けた取組です。特に我が沖縄県というのは虫歯率が依然全国で最下位でありますので、そこを脱却しなければいけない。虫歯があることによって影響してくる大きなたくさんの方がおりますので、その改善に向けてなければいけない。子どもの貧困対策もそうでありますし、そういうことによっても虫歯が減るということは大事である。その手段にこのフッ化物洗口というのは大きな役割を果たすということは明確になっております。当時から比べても世界的にいろいろ推奨されるようになってきておりますし、希釈をしな



くてもいいポジションタイプが出たということも画期的なことだろうと思っていますので、当然、先ほど教育部長が答えたとおり、課題も幾つかあります。一度やると継続費用の財源をどうしようとか、学校現場でやらなければいけないこととか、いろいろなことが考えられますけれども、丁寧に現場、学校現場、それから保護者の皆さんに説明をすることで速やかな実施ができるものだと思いますので、そこについても力強く押し進めていきたいと思えます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長ありがとうございます。どうか実現に向けて執行部との調整等を前向きにご検討のほどをよろしくお願いいたします。

続いて④市内中学校にて10月より授業の一環として導入する金融教育についてどのような内容で進めていくのか考えを伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

市内中学校で導入する金融教育につきましては、沖縄総合事務局と沖縄県金融広報委員会にご協力をいただき、9月下旬に市内3中学校の3年生、全23学級において授業を行う予定となっております。内容につきましては、ライフプランニングとしての自分の将来の暮らし方について考え、そのために必要なお金と、準備の方法として家計管理、財産形成等を学んでいただくこととなっております。また併せて、昨今問題になっております金融トラブルに遭わないような対処法等を学ぶ内容となっておりますのでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

まず金融教育が授業の一環としてスタートすることをうれしく思います。8月の広報紙にも載っていますが、去る6月28日には長嶺

小学校で総合学習の時間を利用し、ファイナンシャルプランナー6名を招き、6学年3クラスを対象にお金の勉強を行ったそうです。校長先生に直接話を伺いましたが、その授業の一番の成果として、もちろんお金の勉強というところもあったんですが、授業参観日に実施したことにより、その子の考える自分の将来や、人生設計について親子で共有し、話し合いができていたことだとおっしゃっていただきました。小中学校、その習熟度に合わせ内容も変わってくると思いますが、正しい金融知識、マネーリテラシーをしっかりと身につけていただけるよう、引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて⑤子どもの最善の利益を守るため、学校で起こる様々な問題について相談に乗り、法的知識を活かして解決を目指す役割として期待されるスクールロイヤー制度について以下を伺います。

(ア)主な取り組み事例を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールロイヤーにつきましては、8月8日付でゆあ法律事務所の謝花弁護士に委嘱をしているところでございます。取組についてはまだ事例が出ておりませんので、これからということになっております。またスクールロイヤーの業務の内容といたしましては、学校への法律助言等の指導、在籍する児童・生徒や教職員に対する授業及び研修、またその他学校のいろいろな様々な課題があります。その中身についての法的サービス等と助言ということになっているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

(イ)活用の流れを具体的に伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールロイヤーの法律的助言等の活用につきましては、学校より原則として活用希望日の7日以上前に教育委員会に申込みを行いまして、教育委員会がその可否について判断し、スクールロイヤーの活用が実施されるということになります。またスクールロイヤーを授業や研修活動に活用する場合につきましては、学校より原則として派遣希望日の2週間以上前に教育委員会に申込みを行い、その可否について判断した上で、スクールロイヤーの派遣等をしていくということになっております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。スクールロイヤー制度に関しては、設置することよりも、どう活用していくのが大切だと思えます。あくまでも子どもの最善の利益を守るためとありますので、相談内容の基準決めや活用方法の線引きということも出てくるかもしれませんが、少しでも学校教育環境がいい方向に向いていけるよう、うまく利用していただけたらと思えます。ここからはあくまでも私個人の意見になるんですけれども、今、質問させていただきましたフッ化物洗口や金融教育においては、とても大切なことだと思っておりますが、豊見城市が県内の中でも率先して進めてくださることは大変うれしく思いますが、本来はそのどちらも家庭で行うべきことだと考えております。昨今の学校教育現場における教職員の多忙化に拍車をかけているのが本来お家で行う家庭教育や地域の大人がみんなで子どもたちを見守る社会教育と呼ばれる部分、それらの衰退が招いた学校に対する教育の押しつけが原因だと感じております。昔とは違い、協調性を求めることよりも個性を生

かすことへとシフトチェンジする世の中において、その対応に追われる教育現場、個性を生かすことはとても大切なことではありますが、集団生活の中においてはそのあふれるほどの個性は特性だと捉えられ、分類されることが目立ち、その結果、特別支援学級は増加の一途をたどり、これからもっと増え続けると言われております。そこに対する支援はもはや学校、行政のできることには限界があり、このままだと学校教育現場そのものの崩壊を招きかねません。いま一度保護者の皆様にもこの現状を知っていただき、子どもたちの心と体の変化に対する合理的配慮を学び、そして同時に自己肯定感を育むことで親子の絆も深めながら、家庭教育を楽しんでいけるよう、学校や行政がそのきっかけを与えていくことも必要だと思えます。先ほど質問させていただきましたフッ化物洗口や金融教育におきましても、そのきっかけの一つとなることに期待をしております。家庭教育。社会教育、学校教育、三位一体となり、そして行政の支援も賜りながら豊見城市の子どもたちの豊かな成長へとつなげていけたらうれしく思います。

続きまして、(4)防災行政について。

台風6号襲来時においては、市役所1階市民交流広場を避難所とし、市民の皆様の安全を守る旨の案内がなされておりましたが、その対応について以下を伺います。

すみません、(ア)と(イ)は割愛させていただきました。 (ウ)避難時における庁舎内のシャワー施設の利用について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

停電などの影響により、一部の世帯で断水があり、市役所において家庭、事業所へ持ち帰るための給水の提供を行う対応を行ってお

りますが、庁舎内のシャワー施設の利用には至っておりません。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今回の台風が去った後に、こういった要望があったことで、私自身も初めて庁舎内のシャワー施設を見させていただきました。今後、災害時において長期間の停電や断水が続いた場合は、庁舎内に避難されている方々の希望に応え、シャワー室を提供する考えがないか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号による停電は最大5,100戸となっており、停電の影響により一部の世帯が断水となっていることは把握しており、避難者には体を拭くタオルの配給等を行い対応しております。市としましては、今後災害時に避難が長引くような場合があることから、災害協定による移動式簡易シャワー室の確保、体を清潔に保てる防災グッズの確保等を優先してまず取り組み、市庁舎内においては、男女各2か所しかシャワー室が設置されていませんので、市民の皆さんに呼びかけして対応することは厳しいと思いますが、他の施設のシャワー室の活用も含めて検討したいと思います。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

冒頭でも申し上げたとおり、災害時における職員の方々の対応には市民の皆様も大変感謝していることだと思えます。さらに各自治会の連携とかも強化していただいて、少しでも被災された市民の皆様の安心、安全の向上へとつなげていっていただきたいと願います。

以上で質問を終えたいと思いますが、8月後半に豊見城市子ども育成会の県外交流事業に引率として参加させていただき、姉妹都市

である宮崎県的美郷町へ行ってまいりました。その中で一緒にエイサーを踊ったり、川遊びを行ったり、子どもたちが考えた様々なレクリエーション交流を図り、そして姉妹都市を結ぶきっかけとなった経緯や歴史についても学ぶことができ、とても素晴らしい機会、生涯学習だったのですが、一番印象に残ったのは町の職員の方々や子ども会保護者の皆様が豊見城市のために、豊見城市の子どもたちのためにという熱い思いの下に、プライベートの時間を割いて、長時間の送迎や各施設の案内、食事の手配から寝床の調整、最後のお見送りまでと盛大にやってくくださったおもてなしの心です。至れり尽くせりといった表現をしても大げさではないぐらいのものでした。先日徳元市長も同町を訪問された際、同様に手厚い歓迎を受けたことではないでしょうか。美郷町の方々の昔も今も変わらない優しさと人情に大変感動いたしました。そしてこの交流事業を通し、また美郷町に行きたいと心から強く願った次第でございます。我がまち豊見城はたくさんの観光客が訪れる魅力ある素晴らしいまちです。少子化や過疎化が進む各地域の小さな自治体に比べると、まだまだ成長を見込めるといった意味では贅沢な悩みの絶えないまちであると思えます。ただし、その成長の過程において、市の利益だけを優先し過ぎることなく、歴史や文化を大切に、豊見城市本来の魅力の発信に努め、全ての市民に寄り添い、市民のためのまちづくりを徳元市長を先頭に、優秀で行動力のある職員の皆様、そして我々市議団もともに、子どもからお年寄りまでたくさんの市民の笑顔を増やすための努力を惜しまず、一生懸命に考え、働き、汗を流すことが市の成長へとつながると思えます。間に合いませんでした。これも

初めての経験です。以上で一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時19分)

再 開 (11時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号8 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

議長、通告書の訂正をお願いしたいのですが、(2)③の中間あたり、「市道23号線保栄茂向方面」というところを「市道19号線翁長向方面」に訂正をお願いします。

おはようございます。絆和会、立憲民主党の要正悟です。質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。辺野古新基地建設に関する埋立て変更不承認処分に関わる国の採決と是正の指示を取り消すよう、県が求めてきた訴訟について、最高裁は県の主張を一顧だにすることなく、また弁論の機会すらも与えることなく、県敗訴の判決を言い渡しました。県民の揺るぎない民意を尊重し、辺野古新基地建設反対を貫く沖縄県知事の毅然たる行動を後押しすると同時に、苦難の歴史を歩んできた県民の意思が生かされる真の沖縄の自治の実現、今を生きる県民の安全安心な暮らしの確保と希望に満ちた子どもたちの未来を実現するよう、自治体議員の一人として努めてまいります。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

(1)豊崎中学校建設工事の進捗状況について。

①グラウンドの整備が来年4月の開校に間に合わないとのことですが、ほかにも開校に間に合わない設備があるのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の4月の開校時に間に合わない設備といたしましては、グラウンドや植栽などの外構の一部、テニスコート、屋外トイレ及び屋外倉庫となっており、全面供用開始の時期につきましては、現時点では令和6年11月を予定しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

全面供用開始は開校から約7か月頃とのことですが、この工事が遅れている理由をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

工事が遅れました原因といたしましては、校舎等の基礎工事の際に生じた湧き水対策などに時間を要し、建物の供用開始を令和6年3月を予定しているところです。開校に向けて、その校舎等及び屋内運動場等の工事を優先するため、グラウンド整備工事などの工事の着手時期を遅らせる必要があったことから、グラウンドや外構設備の一部については、開校時点での供用開始が大変厳しい状況となっております。事業が遅れていることにつきましては、大変心苦しく感じているところでございますが、引き続き工程管理、安全管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。校舎等の基礎工事の際の湧き水対策が原因とのことですが、そ

これは土地の地質上致し方ないのかと思いますけれども、あとグラウンドを使用する部活動に関しては、グラウンドが完成するまでの間は、伊良波中学校のグラウンドを使用するという事によかったですか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

部活動、その他活動につきましては、基本的に伊良波中学校とその他の施設を活用しながら、活動していただくことを考えております。ただ体育の授業につきましては、履修する授業が指導要領で示されておりますので、屋内運動場や武道場、プールで実施できる授業を優先して実施するなど、できるだけ影響が小さくなるように対応していきたいと思っています。部活動に関しましては、豊見城中学校と同様に、グラウンドがない状態でございますので、それを参考に伊良波中学校の活用を基本に、代替施設の確保や送迎について学校と調整しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

②プールに関しては開校と同時に使用できるのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校のプールにつきましては、学校教育課程、授業での使用につきましては、開校と同時に4月からの利用は可能だと考えております。また一般開放につきましては、開校時にグラウンドと外構施設がまだ施工中であることや、学校教育活動を優先し、状況を見ながら一般開放については検討を行っていきたくて考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育部長の答弁で一般開放という言葉が出ましたけれども、たしか令和7年度から予定しているということをお聞きしましたけれども、一般開放できるように取り組んでいくとこのことで、具体的に令和7年度ということを確認できて安心しました。ありがとうございます。この温水プールの一般開放は市民も待ち望んでいると思いますので、ぜひ予定どおり令和7年度からは一般開放できるようお願いいたします。あと、どういった形でいいですか、どういった内容での一般開放をお考えなのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の一般開放につきましては、現在専門事業者と意見交換を行うなど、課題等の整理を行っている段階のため、具体的にどのような形になるということはお答えすることが現時点ではできませんが、屋内温水プールは天候に左右されず、年間を通して利用することができるため、市内の他の小中学校の利用等を含め、最大限活用できるよう引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。一般開放も含めて、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

③豊崎中学校開校準備室の役割をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校開校準備室は、11月1日から3月31日までの期間、市役所庁舎内に設置する予定となっております。準備室の役割といたしましては、令和6年4月開校の豊崎中学校の学校運営が円滑に行われるために様々な準

備を進めていきます。例を挙げますと、学校運営面に関しまして、学校教育の目的や目標を確実に実施するための教育課程及び学校経営計画の作成や、学校行事計画等があります。また豊崎中学校開校準備委員会を立ち上げまして、環境整備、安全部会、PTA、設置部会、広報部会、開校式典部会等の各部会を設置いたしまして、それぞれの部会が連携し合い、よりきめ細やかな開校準備を進めていきたいと考えています。当然、校章や校歌、その他決めるまでの必要なことについても準備室のほうで取り扱っていくこととなるものと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今、教育部長のほうから校章や校歌とかという言葉も出ましたけれども、校則に関してもこの準備室で検討していくのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

校則等につきましても、準備室のほうで検討がなされるものと理解しているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

すみません、この準備室というのは何名で構成されているのでしょうか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

11月より設置をされるんですけれども、人事の公表については11月になっております。基本的に開校準備室につきましては、学校長及び県費学校事務1名が配属されることになっております。今のところ2名ということを考えております。開校準備作業が多様なため、豊見城市内での直近で開校したゆたか小学校の開校準備室にも教頭先生も追加配置していただいた経緯がございま

すので、豊崎中学校開校準備室にも教頭先生の配置を島尻教育事務所へ依頼しているところでもあります。そこが叶うならば3名ということになるかと思っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

2名から3名という大分少ないと思っ、大変な作業になるのではないかと思いますけれども、引き続き無事開校できるようによろしくお願いいたします。

④校舎の緊急避難場所としての減災効果を伺います。

これまでに各議員が何度も質問をしていますが、再確認のため質問させていただきます。

(ア)何名が収容でき、何日間の食糧を備蓄する予定なのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊崎中学校は災害時、一時的に避難する緊急避難場所という位置づけになり、3階以上の避難場所につきましては、約6,000平方メートルの面積を有しており、約6,000名の市民や観光客が一時的に避難できる規模を有しております。また備蓄食糧につきましては、令和5年8月末の現在の豊崎地区の人口が5,424名であること、また観光客等を考慮した備蓄食糧数を目標とし、その他防災備品、女性用品などの備蓄を想定しております。なお、備蓄量に関しましては、緊急避難場所として約6,000人が2日程度、一時的に避難できる備蓄量を目標としております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。6,000名が収容可能となると、食糧のほかにトイレの問題も出てくるかと思っております。

(イ)トイレ問題をどう検討しているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど答弁いたしました、豊崎中学校は災害時に一時的に避難する緊急避難場所という位置づけとなりますので、3階以上の避難場所には6,000名程度の一時的に避難できる規模を想定しております。議員質問のトイレにつきましては、3階、4階に各4か所ずつ、屋上におきましては、2か所、計10か所設置されておりますので、その中で対応することになります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

豊崎中学校に関しては、今、総務企画部長がおっしゃったとおり、あくまでも緊急の避難場所ということになるので、通常の避難所とは備蓄体制が異なるという認識でよろしいでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

議員おっしゃるとおり、あくまでも一時的な緊急的な避難場所ということで、災害状況が落ち着いた場合には避難所のほうへの移動ということになるかと思えます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。次に移ります。

(2)市道21号線と県道東風平・豊見城線の接続について伺います。

図面等の資料を準備すればよかったですのですが、準備できず、多少分かりづらい内容の質問になるかと思えますけれども、答弁のほうをよろしく願いいたします。市道21号線は座安小学校前から保栄茂方面に向かう道路のことですが、現在工事中の県道東風平・豊見城線と途中交差することになっています。

そこで①県とどこまで協議されているのか、伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

県道東風平・豊見城線と市道21号線の交差部分につきましては、平成23年度に実施した住民説明会において、地域よりボックスカルバートによる接続案が提案されました。その後ボックスカルバート接続案を含む、その他の接続案を比較検討した結果、道路機能及び交通安全性に優れていることが確認されたところですが、再度、令和元年度に沖縄県による詳細設計業務の中で、ボックスカルバート接続案は新たな用地買収箇所が発生し、事業の長期化を招くおそれや、また市道21号線に設置される大型擁壁の維持管理に課題があるなど、問題点が複数出てきたことから、道路を迂回し、横断歩道橋を設置する接続案を推奨したいとのことでありました。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

以前に一般質問で、この場所はボックスカルバートがよいのではということで質問しましたが、その理由として、この市道21号線は保栄茂方面、また翁長上と言われている方面から、座安小学校への通学路となっており、ボックスカルバートだと登下校する子どもたちはこれまでどおり道路を横断することなく、校門前まで行けて、なおかつ車もこれまでどおり通行できるということの理由でした。今の答弁では、ボックスカルバートだと新たな用地買収交渉が発生し、事業の長期化、大型擁壁の維持管理などの問題があるとのことで、横断歩道橋での接続案を豊見城市が了承したとのことで、この工事の事業計画は決定されているわけですが、県道東風平・豊見城線と市道21号線の交差部に横断歩道橋が設置されるわけですが、保栄茂方面から来ると人は歩いて、横断歩道橋を渡って交差する県道の向こう側、座安小学校方面に行けますが、

この保栄茂方面から来る車両は交差点で行き止まりとなって、車は通れなくなるのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

南部土木事務所によりますと、県道東風平・豊見城線と市道21号線の交差する部分につきましても、高低差があり、接続は厳しいとのことであり、当該箇所につきましても、横断歩道橋や農道への歩行者のアクセス機能について、実施設計の中で検討していく予定と伺っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

要するに行き止まりになるということですね、車が通れなくなると。現在のように市道21号線、保栄茂方面から座安小学校向けに車が通行できなくなるということであると、今まで以上にあのあたりが渋滞することが予想されますが、逆に座安小学校から保栄茂向けの道路については、迂回路などの整備計画はどのようにになっているのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

南部土木事務所によりますと、当該箇所においては県道東風平・豊見城線と並行して整備し、県道へ取りつく計画と伺っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

保栄茂方面から渡橋名団地方面に向かう市道23号線と、現在工事中の県道東風平・豊見城線、それと座安小学校から来る市道21号線が接続されて大きな交差点になるということではよろしいでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

そのとおりでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

そうすると、その交差点には間違いなく信

号機の設置が必要となりますが、この件に関して南部土木事務所に確認しましたところ、その交差点には信号機設置が前提であるとのことをおっしゃっていました。その新しい交差点から今度は渡橋名団地方面に下りていったらエコシティ渡橋名入り口の交差点、ここも以前から危険箇所として地域の方からの声もあり、市からも警察署に信号機設置の要請をしていて、将来的には信号機が設置されることかと思えます。またその先に行ったら渡橋名団地前の交差点の信号、市道23号線というのは保栄茂から渡橋名団地への道路ですけれども、この道路は現在、豊見城南高校側から上がってくる市道19号線、また翁長の道心寺方面から来る道路もあり、かなり入り組んだ場所となっていて、前に一般質問でも取り上げましたが、特に朝と夕方はかなりの渋滞が発生していて、改善が必要だと思っている人も多くおられると思います。そういう中、県道東風平・豊見城線が開通後、各交差点への信号機設置は安全面からすれば大変ありがたいのではありますけれども、大分交差点のスパンが短いといいますか、短い間隔で信号機が設置された交差点が続きますので、今まで以上に渋滞の発生が予想されますが、本市として、その渋滞対策をどのように考えているのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時50分)

再 開 (11時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城警察署への確認の中で、信号機の時



間調整につきましては、地域全体の安全と交通渋滞対策として、適切かどうかを踏まえて設定していくとのことなので、今後調査の上、適切に設定されるものと認識しております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。ぜひ早い段階からしっかり検討させていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

②近隣住民に工事の説明はされているのか、伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問について、当該箇所を管理する沖縄県南部土木事務所に確認したところ、1回目は令和3年3月30日、市道21号線と県道東風平・豊見城線との交差点計画について、保栄茂地区を対象とした説明会を実施しているとのこと。2回目は同年4月7日ですが、保栄茂地区の住民を対象とし、再度説明会を実施しており、内容につきましては、過年度の経緯及び計画見直し案の説明を行ったとのこと。また住民の方より要望のあった横断歩道橋や農道への歩行者アクセス機能については、実施設計の中で検討していくとして、合計2回の説明会を実施したと伺っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ちょっと先ほどの話に戻りますけれども、横断歩道橋が設置されることが計画されていますけれども、横断歩道橋というのは大分維持管理費がかかるということで、県としても国としても減らすような考えということを知りたいんですけども、今回、横断歩道橋になりますけれども、これの維持管理というのは、これは県が維持管理をやるのでしょうか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

構造物、施設としては県の管理となります。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

これは今後豊見城市に移管されて、豊見城市が維持管理するという可能性もあるので、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

現在までそのような維持管理についての協議はございませんので、今後、話が県のほうから協議、調整があれば確認したいと思いません。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。次に行きます。

現在はエコシティ渡橋名入り口、座安小学校側の入り口、そこから工事途中の県道東風平・豊見城線を横切って翁長方面、市道19号線に抜けることが今できます。

③市道20号線始点エコシティ渡橋名入口付近より市道19号線翁長向け方面の道路整備状況について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問について当該箇所を管理する沖縄県南部土木事務所に確認したところ、市道20号線起点エコシティ渡橋名入口付近から市道19号線取付部分までの区間について、高低差処理のため現道を寸断することになりますが、取付道路を新設し、県道東風平・豊見城線を交差点とすることで車両が往来できる計画で道路整備を行うとのことでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。今までのように通り抜けできるということで、ふだんからこの道を利用されている方は安心するかと思いませんが、片側2車線で、4車線の大きな道路を

往来するとなると、大分危険が伴われるのではないかと思われます。豊崎近くにあるめぐみの森保育園前の交差点、現在はセブン・イレブンもありますが、そこも4車線道路で信号がありませんが、かなり車の往来が多くて、地域から危険との声もあるようですので、今、答弁されたこの交差点になる箇所の安全対策も本市のほうから県のほうに強く要請していただきたいと思いますが、本市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

そのあたりにつきましても、今後県との調整、協議をしていきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。引き続きよろしくお祈りします。議長、切りがいいところで区切って、午後にしたいのですが、よろしいでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時56分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(3) スクールロイヤーについて。

先月委嘱状交付式が開かれて新聞にも掲載されていましたが、県内11市では初めての設置ということで、豊見城市が率先して取り組んだことは大変評価できることだと思います。日本弁護士連合会は子どもの最善の利益の観点から学校の相談として、継続的に助言する弁護士をスクールロイヤーと定義しています。今後教職員の負担軽減となるよう大きく期待しております。

①どのような流れで対応するのかですが、午前の長嶺吉起議員の質問に対しての答弁で、ある程度流れは確認できましたので、①は飛ばしまして、②の質問をしたいと思います。

スクールロイヤーの役割として、いじめや虐待などの問題に法的観点から助言をすることですが、②不登校児やヤングケアラーの対応もするのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールロイヤーの不登校、ヤングケアラーの対応につきましては、学校への法律助言指導等、スクールロイヤーの業務の範囲内の案件であれば対応は可能であるものと考えております。また不登校、ヤングケアラーの問題につきましては、内容によって各関係機関とも密に連携を取りながら、対応を進めていく必要があります。そのことについては現時点でそういう体制が整っておりますので、その中で対応していきたいと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

逆に保護者の方からの相談依頼にも対応するのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

相談事についてはまだございませんが、基本的には多様な相談が寄せられるものと予想しております。保護者からの相談ということがあると思いますが、ちょっと案件に応じて広く解釈をしながら活用ができないか、対応していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。保護者からの相談にも対応することですので、子どもを学校に通わず保護者としても非常に心強いのではないかと思います。そこは十分周知して

いただきたいと思います。あと教職員からの体罰があった場合にも対応するのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

教職員からの体罰等の対応につきましても、案件に応じて対応していくことになると思いますが、ほかでも体罰等があった場合、あってはならないことでありますので、校長を中心として対応する。またそれで対応が足りなければ教育委員会としても全体として体罰が起こらない環境づくりに取り組んでいくということに取り組んでいきたいと考えてございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

職員からの体罰、ハラスメント等を含めて対応されるかと思えますけれども、とても幅広く対応されるとのことで、市としては大変ありがたいことだと思えますが、今回スクールロイヤーとして委嘱された謝花弁護士ですが、現在、県立高校のスクールロイヤーとしても活動されており、豊見城市内の8小学校、3中学校、来年からは豊崎中学校も開校されますが、これだけの数の学校を全てを一人で対応することが果たして可能なのが懸念されますが、その辺の本市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えは難しいところではありますが、基本的には現体制の中で案件をこなしながら、数が少ないのか、多いのかということについて検討を進めてまいりたいと思っています。将来的には広域的な解決方法も南部広域のほうで共同でスクールロイヤーを設置するなど、そういったことも提案をしながら、できるだけ多くの案件に対応できるような体制が、今後増えていけば対応を考えていきたいと考えているところです。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

例えば緊急を要するケースから優先して対応するような形になるのでしょうか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

現時点では案件が1件上がってきているかなというところではありますが、そのように今、優先度を争うような事態は生じておりませんが、今後は案件に応じて、いわば消防のようにトリアージではないんですが、ある程度優先度をつけながら対応していくということになるかと思っております。ただ緊急を要するものについては、それにかかわらず早急に対応できるような体制で臨みたいと思っています。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。スクールロイヤーとして来ていただいて、大変な役割だと思いますけれども、謝花先生には豊見城市の子どもたちのために頑張っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。次に移ります。

(4) 森の風テラス構想の進捗状況について。

徳元市長が就任してそろそろ1年になりますけれども、この森の風テラス構想に市民は非常に大きな期待をしています。私の周りからもよく聞かれます。期待しています。数多くある市長公約の中でも市民の関心度は一番高いのではないかと私は思っていますので、質問させていただきます。

①財源確保に関する現在の本市の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、森の風テラス構想については、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想を含め、

一体的になるよう検討を進めているところ  
あります。現時点におきましては、基本方針  
の決定を終え、エリア内ゾーニング等の決定  
に向け議論を進めており、今月末に懇話会で  
意見及び助言を賜る予定をしております。整  
備における財源については、補助制度の活用  
のほか、民間活力を活用するPPP/PFI  
についても検討することとしております。補  
助制度を活用する際には、より補助率の高い  
制度を活用する必要がありますので、沖縄振  
興予算を含め、幅広く調査研究を行うことと  
しております。なお、事業の詳細につきましては、  
基本構想策定後に基本計画策定時に導  
入可能性調査を行うことを想定しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。このプロジェクト  
に関する検討委員会と申しますか、ワーキン  
グチームと申しますか、どれぐらいの頻度で  
会議を開催しているのか、どういったメン  
バーで構成されているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

構想の策定については、関係課長を中心に  
構成される検討部会、関連部長で構成される  
検討委員会等を設置し、検討しております。  
また外部有識者で構成する懇話会も設けてお  
り、検討委員会で検討した内容について助言  
等を賜ることとしております。今年度につい  
ては、これまで部会を4回、委員会を2回、  
懇話会につきましては今月末に開催を予定し  
ております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

今月10日、日曜日の新聞に載ってしまし  
たが、石垣市のほうで旧市役所跡地に13階建  
て大型の複合型総合商業施設、(仮称)八重山

ゲートを建設するという計画が発表されまし  
たが、その中で2027年10月の開業を目指し  
ており、年間売上げは101億4,000万円、380人  
以上の雇用を見込んでいるとのことで、非常  
に具体的な数字を明らかにしていました。  
160室から170室のホテルや水族館、24時間営  
業のスーパーマーケットに立体駐車場、さら  
に大浴場とプールも備え、市民や来訪者が交  
流する拠点を目指すとのこと。徳元市長  
の考えるこの森の風テラス構想によく似た施  
設だと私は思いましたが、市長、この八重山  
ゲートに関してはご存じでしたか、お伺いし  
ます。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

新聞記事は拝見しておりますので、認識し  
ているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

要するに何が言いたいのかと申しますと、  
開業は何年度を目指しており、年間の売上げ  
はどれぐらいの雇用を見込んでいるのかなど  
の情報を市民は知りたいと思うんです。もち  
ろん就任から1年で、その部分を説明してほ  
しいというのは当然無理な話ですが、ただ、  
そういった概要を説明できる時期を明らかに  
してほしいと思いますし、市民も待ち望んで  
いると思います。要するにいつ開業しますと  
いうわけではなくて、いつ開業するというあ  
る程度の概要はいつまでに発表しますと、そ  
ういったのを市民は待ち望んでいると思いま  
すが、そこでこの事業の今後のスケジュール  
について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど答弁しましたが、現在基本構想の策  
定期間中でありますので、そういった具体的  
なスケジュールについては今、皆さんにお伝

えするタイミングではないと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

分かりました。約400億円の事業ですが、東京スカイツリーの建設費が同じ400億円、それだけのビックプロジェクトです。

②今後、構想内容の変更もあり得るのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

構想内容の変更についてですが、今年度末に構想策定を終了することとしておりますので、策定の決定に至る過程までの変更ではあり得ると考えております。構想の策定後につきましては、現時点において変更はなされないものと考えておりますが、社会環境や経済状況により、余儀なく変更を求められることは排除されるものではないと考えております。なお、今後の基本計画策定時において、詳細な議論、検討が行われるところでありますので、より人が集まり、よりにぎわいを創出できるブラッシュアップされた整備計画の内容になるものと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

今後チームで検討された結果、極端な話、当初はツインタワーであったものが何かしらの契約段階の中で、ツインタワーではなくて、1棟になるかもしれないということもあり得るのでしょうか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今おっしゃるように、こういった大きなツインタワーの話とか、そういったものを含めて変更もなされる可能性はあります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これは事業PPP/PFI、今回の石垣の八重山ゲートはPPP/PFI事業ではない

とのことでしたけれども、この森の風テラス構想に関して、PPP/PFI事業であることは揺るぎないということよろしいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時42分)

再 開 (13時42分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

PPP/PFIの手法をはじめとした各手法に基づいてエリアを確認していく予定なんです。今後こういった手法がいいのかを含めて検討していくことになります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

この森の風テラス構想が実現すれば間違いなく飛躍的に豊見城市の発展に寄与することになりますので、引き続きプロジェクトが前進していくよう取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(5)地域懇談会・各種団体懇談会について伺います。

山川前市長のときには、ワクドキ懇談会と銘打って行っていましたが、①徳元市政では実施しないのか、伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

これまで市民の意見、提言等を幅広く聞き、より開かれた市政の実現及び市民参画によるまちづくりの推進を図るため、自治会集会所を会場に実施してまいりました地域懇談会では、市内それぞれの地域特有のご意見やご要望、市の取組に対するご質問や新たなご提案など、活発な意見交換をさせていただきました。令和2年度以降はコロナウイルス感染症

の拡大防止のため、あらゆる社会活動が制限される時期もありましたが、今年度からは自治会長会も48自治会が同時に対面しての開催ができるようになり、お互いの自治会の活動の様子を話し合うことで、地域の課題を共有しやすく、本市への意見を伺うこともできるようになりました。また地域の行事が開催されるようになりましたので、徳元市長におきましては、各自治会の祭り等の行事に参加させていただき、市民と交流をしながら、市民の声を広く聞くよう努めていることから、これまでのような地域懇談会の予定はございません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

②山川前市長のときに市民から要望のあった問題等についてはどう対応するのか、伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

地域懇談会の中で地域からご要望のあったものにつきましては、担当課が現状確認を行うなど、緊急性が高いと判断されたものについては、早急に対応した事例もございます。その他ご要望につきましても、各部署にて現状確認を行い、懇談会の中で取組の内容や対応方針についてお伝えしております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

(7)ネーミングライツについて。

①現在、検討されている企業はあるのか、伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎美らSUNビーチのネーミングライツについては、現在オリオンビール株式会社と

契約期間、令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間、年額330万円にて愛称名をオリオンECO美らSUNビーチとしてネーミングライツ契約を行っております。また豊崎海浜公園、テニスコートにつきましては、希望金額を年額100万円以上とし、ホームページや広報とみぐすくにて随時募集を行っておりますが、現在のところ問合せ等はない状況となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

オリオンビールとの契約は来月いっぱいということですが、引き続き契約を更新するのか、伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今後の予定ですが、市といたしましては、オリオンビール株式会社と更新契約ができるよう交渉してきましたが、この3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが全く開催できなかったなどの理由から、令和5年10月31日までの契約満了日をもって本契約を解除する旨の通知がありました。今後の豊崎美らSUNビーチでの募集につきましては、当面の間、イベントの利用状況を確認し、指定管理者との意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

②契約希望金額を下げる考えはないのか、伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ネーミングライツ契約の募集金額につきましては、あくまでも本市の希望金額であり、そのような問合せが企業からあった場合には、関係部署や選考委員会などに諮り、検討していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 ー再質問ー

ありがとうございます。希望金額より多少下がったとしても、契約が決まらずゼロよりかはいいと思いますので、その辺は市として柔軟な対応をお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号9 (7番) 瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 ー登壇ー

皆さん、こんにちは。日本共産党、瀬長恒雄です。よろしくお願いします。一般質問に入る前に、辺野古新基地建設に対する最高裁判決についての所見を述べたいと思います。沖縄防衛局は2020年4月、辺野古埋立て海域北側大浦湾側の海底で見つかった深さ90メートルに及ぶ軟弱地盤を改良するため、追加工事が必要だとして、沖縄県に設計変更を申請しました。県は2021年11月、申請を不承認としました。不承認の理由は、1つ目に設計変更が仮に承認されたとしても、地盤改良工事などに9年余りかかるとされ、技術的にも前例のない工事のため、9年でできるかも不確実で、普天間飛行場の危険性の早期除去につながらないこと、2つ目に軟弱地盤の深さは最大で海面下90メートルに及んでいるのに、地盤改良は70メートルまでしか行われないため、未改良の部分が残される地点に必要な調査がされておらず、安全への懸念が払拭できないこと。3つ目にジュゴンなど、希少生物をはじめ、環境への影響が甚大であることなどを挙げています。これに対し、沖縄防衛局は2021年12月、県の不承認を不服として、国交相に審査請求を行いました。国交相は2022年4月、県の不承認を取り消す採決をし、続

いて県に承認するよう是正指示を出しました。これは国民の権利、利益の救済を目的とする行政不服審査制度を乱用し、国の機関である沖縄防衛局が私人になりすまし、新基地建設推進を方針とする同じ国の機関の国交相に審査をするよう求める違法な自作自演行為であると考えます。9月4日の県敗訴の最高裁判決は県が設計変更申請を不承認にした理由に関して一切言及せず、何ら判断を示しておりません。今回の判決によって、県が主張してきた設計変更不承認の理由が解消されるわけではありません。また辺野古新基地建設反対の沖縄県民の民意が変わったわけでもありません。玉城デニー県知事を支え、辺野古新基地建設阻止の世論と運動を一層大きくしていく決意であります。

それでは質問通告に従いまして、一般質問を行います。

去る8月の台風6号では、県内各地で地すべりや浸水被害が多数発生しました。8月10日時点の内閣府の発表で、県内で21万世帯以上が停電、農林水産業の被害額が10億円以上、2名の方が亡くなり、多くの負傷者や避難者が出るなど、甚大な被害がありました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また台風時に緊急搬送や被害対策などに取り組まれた消防隊員や避難所の開設などに関わった市職員の皆さんへのご苦勞に対し、心より感謝申し上げます。日本共産党でも国や県に対し、支援の要請を行っております。

それでは(1)台風6号による被害状況とその復旧について。

①市内全域の被害状況についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号における本市の主な被害状況としましては、令和5年9月1日時点で人的被害は5件、住宅被害等が17件、消防の出動件数が143件、地すべり等が12件、農業被害につきましては、6,554万8,000円程度の被害見込みとなっております。主な地すべり等につきましては、伊良波小学校運動場の一部の地すべりや、饒波の農道2号線の災害復旧箇所上部の民間土地ののり面が地すべりにより被災しております。また市内で5,100戸の停電が発生しました。その停電の影響により、一部の世帯で断水する状況がありました。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

それでは②豊見城市の災害復旧の取組についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号による大きな被害は地すべり被害となり、地すべり被害箇所の災害復旧につきましては、今後各所管の担当部署において、国の災害復旧の補助事業等を活用しながら、復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

再質問を行いたいと思います。

日本共産党市議団でも台風通過後、市内各地の台風被害の現場調査を行いました。伊良波小学校の運動場の西側と北側、2か所の地すべり箇所も確認いたしました。伊良波小学校の運動場については、体育の授業やスポーツ少年団の野球やサッカーなどの活動に支障が出ないよう、早期の対応が求められると思いますが、その対応についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時55分)

再 開 (13時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

伊良波小学校等につきましては、地すべりが2箇所発生しております。現在、復旧に向けて、設計業務を発注しまして、国の災害復旧の査定を受けた上で復旧を図っていきたいと思います。今しばらく時間がかかりますが、学校の教育活動に影響が出ないような形でフェンス等も設置しております。今後早急に取り組を進めて、できるだけ早い時期に以前の形に戻せるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

続きまして、饒波の土地改良区域にある農道2号線ののり面崩落の現場も視察いたしました。昨年大雨による崩落現場の復旧工事が完了間近となっていた場所でしたが、今回、さらに上からののり面が崩れ、大規模な崩落になっておりました。のり面崩落箇所が大きいことや、上部の民有地との関わりで、難しい対応になると思いますが、農道2号線の災害復旧について、今後の対応をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

饒波農道2号線は、令和4年5月31日の大雨により被災し、災害査定を経て、令和5年4月3日に工事契約、令和5年4月4日から同年8月31日までの工期で復旧工事を進めておりましたが、令和5年8月2日、台風6号



の大雨により、当該災害復旧箇所の上部のり面の地すべりが発生し、饒波農道2号線が被災しております。また本農道の被災と同時に、当該災害復旧箇所上部の民間ヤードも被災しております。被災時の工事進捗率としましては、7月末時点の進捗率が85.4%、残工事としては残土処分工事のみとなっております。饒波農道2号線の今後の復旧につきましては、国及び沖縄県と協議を行った結果、今回再被災した箇所を含め、改めて災害査定を受けることは可能ですが、今回は災害査定を受けることを見送ることとしております。理由としましては、1つ目に饒波農道2号線と上部に位置する民間ヤード崩落箇所との間には、今回の土砂崩れの土砂が堆積しており、災害復旧事業では農道に係る最低限度の復旧しか認められないため、同事業で認められる範囲の土砂撤去を行っても、今後の大雨により再度土砂が農道に流れるおそれがあること。2つ目に今後民間ヤードがしっかりとした土砂崩れ対策を行わない限り、市が予算を投じて設計及び工事を行っても、同様なことが起こる可能性があること。3つ目に民間ヤードの事業者と今後の対策等、協議などに時間を要することなど、以上により饒波農道2号線については、今後しばらく経過観察を行い、民間ヤード事業者と協議が整った時点で、復旧を行ってまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

説明ありがとうございました。難しい対応だと思いますが、災害復旧に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、③農家の被害状況についてお伺いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

J Aおきなわ豊見城支店からの調査報告によりますと、野菜ではオクラや葉野菜で約1,407万円、果実ではマンゴーが67万円、さとうきびで約241万円の被害があったほか、栽培施設においてもネットやビニールの被害に加え、園芸施設の倒壊など、4,470万円の被害額が確認されております。また畜産業においても牛舎の損壊等で370万円の被害が生じており、被害総額は約6,555万円となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

続きまして、④農業保険についてお伺いたします。

(ア)収入保険についてお伺いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

収入保険とは全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下に加え、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する保険で、保険期間における収入が過去5年間における平均収入額の9割を下回った場合に減少額の9割を上限に補填する仕組みとなっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

収入保険については全ての農作物を対象に自然災害や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度で、国の制度となっております。収入保険に加入できる方は青色申告を行っている農業者です。保険期間前年の青色申告の実績があれば加入できます。保険の期間は個人であれば1月から12月、補償内容としては補償期間の収入、農産物の販売収入などが基準収入の9割を下回った場合の額の9割を上限として補償します。例えば基準収入が1,000万円の場合、最大補償で保険期間の収入がゼロと

なったときは810万円の補償が受けられる大変有利な収入保険となっております。

続きまして、(イ)農業共済についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農業共済は収入保険と同様に、農家の損失を補填する保険ですが、災害を理由とした収入減であることの制限があるほか、対象となる品目、補填額についても品目や方式により異なっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

ありがとうございます。農業共済の中でも施設園芸共済については、園芸施設、ビニールハウス等が被害を受けた場合に補償される制度となっております。ハウス本体や被覆材、選択加入の附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用となります。補償期間が共済掛け金の支払日の翌日から1年間、主な補償内容としては、ビニールハウス等の施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値の8割を上限として補償される共済となっております。そこで再質問を行います。豊見城市で収入保険、農業共済に加入している農家の人数、割合をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

収入保険加入者ですが、加入資格者95名に対し、加入者は7名となっております。失礼しました。95名に対し、加入者は7名、率にすると7.4%となっております。

続きまして、農業共済につきましては、まず牛や豚など、家畜に係る共済事業では、対象頭数804頭に対し、793頭が加入しており、死亡共済の加入率としては98.6%となっております。また疾病傷害共済では対象頭数698

頭に対し、495頭が加入しておりまして、加入率65.3%となっております。また畑作物共済では有資格者44戸に対し、11戸と加入率が25%となっており、ビニールハウスなどを対象とした園芸施設共済では有資格者295戸に対し、65戸となっており、加入率22%となっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

畜産関係では加入率が高いのですが、収入保険や畑作施設園芸等については、加入率が低い状況。先ほども説明しましたが、収入保険では1,000万円の基準の方であれば、収入がその1年ゼロであっても810万円まで補償されると。施設園芸についても資産価値の8割が上限として補償されると。このように農家の皆さんにとってはとても有利な収入保険、園芸施設共済となっているにもかかわらず、加入率が低い。このことが農家の経営を安定させるためにもぜひ改善が必要だと私は考えております。そこで再質問なんです。農家の経営を安定させるためにも収入保険、その他の農業共済事業の加入者の拡大が必要だと考えます。そのために収入保険や農業共済の周知、加入促進の説明会などを農協と協力して行えないか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時07分)

再 開 (14時07分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今回の台風6号により農作物や栽培施設等に多大な被害が生じたことから、万が一のリスクに備えた保険への加入が見直される契機

になったと考えております。本市としましては、引き続き沖縄県農業共済組合、JAおきなわと連携し、生産農家を対象とした各種講習会等において、保険制度の周知を図るなど、加入促進に向けた取組を行ってまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

それでは(ウ)収入保険、農業共済の掛け金について、市として補助ができないか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

収入保険、農業共済の掛け金については、農業者の負担軽減のため、国が2分の1を負担しております。本市においても農業共済事業のうち、園芸施設共済加入者の掛け金について、自己負担額の25%以内で助成を行っているところでございます。今後、収入保険及びその他の農業共済事業の掛け金助成についても加入率アップに向けた呼びかけを行いながら、順次検討してまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

収入保険や農業共済などは掛け金の2分の1を国が補助する公的な制度となっております。豊見城市では施設園芸共済加入者の掛け金について、自己負担額の25%の助成をしているとの答えでしたが、助成の拡大についても実現できるよう検討を要望いたします。

次、(2)与根体育施設について質問を行います。

①与根体育施設の補償費について。

(ア)物件補償費は最終年度にまとめて提示を行い、契約書を交わして支払うという協議を組合と行ってきたとこれまで答弁がありましたが、協議書はいつ作られたのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の補償費の協議につきましては、これまでも答弁してまいりましたとおり、市と組合との間において、口頭による協議を行っているのみであり、協議書は作成しておりません。しかしながら、工作物等の除却をする前から組合から所有者の市が自ら除却するかどうか、照会通知がありましたことから、市としては組合において除却していただけるよう依頼をしてきた経緯がございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

協議書はないということですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

そのとおりであります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では(イ)まで進めたいと思います。協議書がないということは、総務企画部長の決裁も受けていないということでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほどの答弁にありましたとおり、協議書は作成しておりませんので、関連する文書はございません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今の答弁は大変大きな問題だと思うんですが、市の財産を処分するときに、口頭での約束だけで処分ができるものなんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

これにつきましては、最後で整理をするということで手続を取っております。これは最終的に整理がされるということで、問題がないものと理解をしているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

総務企画部長にお伺いしますが、このように市の公有財産の処分を口約束で行ってきた。

そのことに対して問題はないという考えですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど教育部長が答弁したとおりだと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

令和元年度の野球場の保留地処分の中には、市の公有財産規則の普通財産の処分に必要な書類、契約書を添えて手続を行わなければ、豊見城市公有財産規則違反になると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時12分)

再 開 (14時13分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

公有財産規則におきましては、公有財産台帳をしっかりと整理しないといけないというのが前提であります。それにつきましては、その事業でしっかりと除却されて予算が台帳にしっかりと記載された後に、普通財産への移管というふうになるかと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

台帳を整理されているというお話ですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

まだ教育委員会のほうで台帳整理ができていないものと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

私、この間ずっと質問してきたんですが、市の公有財産、市の財産を処分するときに、契約書もない、その契約書も後で全部まとめて提示をして契約をします。そんな市の処分の仕方でもいいんですかとずっと聞いてきてい

ます。今回も口約束だったという先ほどの教育部長のお話でした。こういう市の財産を処分するときに口約束で処分できるんですか、本当に。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時15分)

再 開 (14時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど教育部長から答弁がありましたように、組合との協議の上でやったということは、それに基づいて除却して、除却した後の公有財産の整理をされるものと認識しておりますので、その後の移管で問題ないと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

認識が間違っていると私は思っています。公有財産を処分するときに、契約書を交わしていない。市の公有財産規則に違反しているのではないですか、明確に。その点どうなんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

その件につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、口頭で協議を行いまして、まとめて契約を結び、補償金をいただくということで、協議がなされておりますので、何ら問題ないものと理解しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

堂々巡りになっているんですが、私が質問している――。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時17分)

再 開 (14時17分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

瀬長恒雄議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの協議のお話につきましては、土地  
区画整理法の法律に基づきますと、損失の補  
償については、損失を与えた者と損失を受け  
た者が協議しなければならないとされている  
ことから、これまで答弁してきたとおり、お  
互いで組合と市の間で協議を行ってきており  
ますので、そこにつきましては、区画整理法  
上問題ないというふうに認識しております。  
それから先ほどの旧野球場の取扱いにつしま  
しては、土地区画整理法の第96条第1項の規  
定に基づきまして、保留地として定めること  
ができるとされております。そのことから土  
地区画整理法第104条第11項の規定により、  
施行者がその土地を取得し、また土地区画整  
理法第108条第1項に基づいて保留地の処分  
がされていることから、土地区画整理法につ  
きましては問題ないということで認識をして  
おります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時19分)

再 開 (14時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご質問の公有財産規則に違反しているの  
ではないかということについては、そのことの  
事実をもって直ちに違反しているということ  
は言えないものだと理解をしております。そ  
れを説明をさせていただきます。まず行政財  
産というところは特に公有財産、行政財産の

取扱いが非常に厳しくなっています。これは  
なぜかということ、公がいろいろなことを行  
うに当たって簡単に処分をされたりすると非  
常に困るということで、行政財産のままで  
売ったり、貸したりすることが厳しく制限さ  
れている現状にあります。そういったことも  
踏まえながら、公有財産規則の中で台帳を  
整備し、きちんと財産も管理していくとい  
う原則になっているものだと理解をして  
おります。

しかしながら、今回この与根体育施設の  
件につきましては、区画整理事業が入って  
いる中で、公の施設が存したまま工事を  
しないといけない。上物除却をしないとい  
けない状況に現実的に置かれております。  
そういう意味においては、きれいな形で  
整理することは非常に難しい現状になっ  
ています。おっしゃるとおり、処分に際  
しては関係書類を整理する必要があります  
が、これは今回この議会でもまた市庁  
舎内でも重要かつ異例な案件として取  
り扱われている以上、ここを踏まえなが  
ら考える必要があると思っております。  
当然この台帳上の課題、そこについて  
も今後6月議会でも答弁いたしました  
とおり、可及的速やかに廃止条例を提  
案しまして、その中で可決し、普通財  
産に移した後、その書類上の瑕疵を治  
癒させていくということに多分なるの  
だと思っております。したがいまして、  
以上のことを踏まえますと、そのこと  
のみをもって違反だということは言え  
ないものだと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今の教育部長の話は、行政財産の処分  
の話をしているんですが、私が聞いて  
いるのは、令和元年度の野球場の半  
分、西濃運輸が買い取った土地、そ  
この残存価値、市の財産の処分の  
話をしているんです。そのときは野  
球場

は条例が廃止されて普通財産に変えられています。豊見城市公有財産規則の普通財産の処分では契約書をつけて処分しなさいとある。その契約書をつけていない。処分の仕方でも口約束だったと。それは本当に公有財産規則に違反していないんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

重ねて答弁いたしますが、当初より組合と口頭にて、先に処分したのものも含めて、補償費について後で算定することになっておりましたので、先ほど都市計画部長から答弁もありましたとおり、土地区画整理法上の問題もありませんし、自治法上も問題がないものと理解しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

総務企画部長にお伺いしますが、市の財産処分を口頭の約束だけで行ったことがあるんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、資料を持っていませんので、答弁できません。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今の執行部の答弁、私は非常に納得ができません。口約束で最終的に全部の補償額を提示してやると。それはいいとして、その文書を協議書を作っていない。本来であれば、そういう段取りで区画整理をやりますと。最終的に全部の額を提示すると。組合が行うと。それを総務企画部長に決裁を受けるのが役所の財産を処分するときの手続ではないんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思いますが、何度もご説明しておりますように、最後で整理をするということで協議を進めております。当然、

今後最終的なところで市長までの、今回は重要かつ異例な事案だと考えておりますので、最終的には市長までの決裁をいただいた上で、この補償額は適当であるかということも踏まえながら、確定させて収納していきたいと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

この決裁がもらえていない。本当に市の公有財産の処分の方法としては合っているんですか、違法ではないんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどから教育部長が答弁していますように、公有財産法に基づくものと、区画整理法に基づくものがありますので、これについては適切に処理されているものと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

呆れて声が出ないんですが、市の財産、公有財産を処分するときに、口約束だけで最終的に、結局は令和5年の契約を本来すべきだったものを、令和元年に処分したのも令和5年にしか金額が示されていないと。本当にめちゃくちゃな財産管理をしているなど私は考えているんですが。市長にお伺いしますが、市の公有財産を文書も残さないで処分する。そのことについてどうお考えですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

この件につきましては、今回施行している組合につきましても、監督庁、官庁の指導も受けながら、あと基準に基づいて補償算定も行われております。そのことにつきまして、口約束だということでもありますけれども、実際基準に基づいて算定されるということで約束をし、今後その算定された額について、市

としても査定をする中で適正なものだと確認ができれば何ら問題がないものと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この問題、私は納得しません。これからも追求したいと思います。

続きまして、③令和3年、令和4年の野球場の残りとサッカー場の処分は、行政財産を処分しておりますが、地方自治法第238条の4で行政財産は処分できないと規定されていますが、地方自治法に違反していないかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の野球場とサッカー場の処分につきましては、与根体育施設の上物除却を指しているものと認識しております。これまでも答弁しているとおおり、地方自治法に反するものとはならないものと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

地方自治法の何条で行政財産を処分したんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時29分）

再 開（14時29分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど答弁をいたしました。基本的には本来議員がおっしゃっているとおりだと思っております。行政財産につきましては、そのように処分に関して強い制限がかかっておりました。ただ、今回この案件を鑑みますと、現時点でも公の施設が被っている状態の中で、行政財産を外すことができなかったというこ

とが本当のところでございます。そういう意味では、地方自治法に反しているという意見もあるとは思いますが、実態としては、これは廃止の方向性であることや、区画整理事業が入って一時的にしろ、一時的にこの機能がなくなったり、また3月以降は復旧については難しいということが判明し、実態として公の施設が存しないということもありますので、今後、公の施設の廃止をする中で、行政財産が普通財産に移管され、その中で適切に処理がされるものだと思っております。一時的なねじれが生じているため、表見上は反している状態があるというように見えますが、必ずしもそれだけをもって反しているということとはできないものだと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

行政財産を処分している。これは事実です。そうであれば地方自治法第238条の4は、行政財産は処分できないと。処分する場合には普通財産に戻して処分しなさいと。そういう規定なんです。普通財産に戻さないで処分もしているということは、地方自治法第238条の4に違反しているでしょう、明確に。

○ 教育部長 赤嶺太一

旧野球場については廃止をし、普通財産に移管した後、売却をしている状態です。現状の土地につきましては、最後に手続がされるということになりますので、現時点では処分がされている概念ではないと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

財産は処分されていないんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

上物は除却されておりますが、手続が完遂するのが終わった後、整理がされていくというふうに理解をしております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

財産の処分行為とは、財産の破棄や消滅のように、財産の現状・性質を変えるような事実、処分行為を言う。それと財産権の変動、変節を直接生じさせる法律的な処分行為であると。もう滅失しているんです。処分しているんですよ。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根体育施設のもの、除却された施設でありますけれども、令和3年3月定例会により、旧野球場残地が体育施設に追加される条例の一部改正を行ったことによりまして、サッカー場の再整備を検討することが可能となった状況下において、条例を廃止せず、上物を除却しても将来にわたってサッカー場の機能を直ちに滅したことはないというので、かねてより答弁をしております。ただ近年ちょっと状況が変わってきております。前提条件が変わってきている中で、やはり滅しているという状態なのかどうかについては若干疑義はありますが、現時点では状況も踏まえながら判断していく。その時期、時期の状況を踏まえながら判断する必要があるものと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

公の施設については、再構築する前提であれば処分していいというのが今までの流れだと。再整備をする計画もない、そうであれば完全な処分ではないんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

したがいまして、さきの議会でも表明いたしましたように、早急にこの状態を解消するために公の施設の条例の廃止に係る条例を早い時期に上程するために取り組むということ

でお答えをしたところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

最終的に違法状態を直すと。どのような方法で直すんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

何度もお答えしておりますが、地方自治法に違反しているという認識はございませんが、基本的には条例が上程され、廃止され、その行政財産が普通財産に移管されて、議員がおっしゃられている公有財産上の手続等を含め、手続が完遂された際には、結果的には治癒されるものと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

本当に市の財産管理がどうなっているのかと。市民の皆さん本当に疑問に思っていると思います。この間の与根体育施設の物件補償費、市の財産、これの取扱いについて、誰も責任を取ろうとしない。教育委員会も、総務企画部も。本当に問題ない、問題ないで話をすり替えてきていると思っております。この問題、市の監査について通ると思うんですか、市の監査委員が。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時35分)

再 開 (14時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今は監査の意見だというお話でしたので、監査委員の意見について私たちのほうで答弁をすることはできません。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の私の質問で、市の公有財産規則にも違反していると。地方自治法にも違反してい



る。そのような行為をこの間ずっとやってきたと私は考えております。この問題については再度質問をしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時36分)

再 開 (14時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号10 (16番) 伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一登壇一

粹和会、社民党の伊敷光寿です。一般質問を始める前に、所見を述べさせていただきます。報道などご存じのとおり、辺野古新基地建設の軟弱地盤改良工事に伴う設計変更申請をめぐる裁判において、最高裁は県側の主張に対する判断を示すことなく、形式論のみで県の訴えを退けました。今回の最高裁判決は県民が繰り返し訴えてきた基地負担の軽減や、新たな基地建設の反対の民意を逸脱しており、地方自治の決定をあまりにも軽んじていると考えられます。日本国憲法及び地方自治法において保障された地方自治の本旨を否定することになり、私は市民の皆様から負託を受けた自治体議員の一人として、到底容認できるものではないと考えます。苦難の歴史を歩んできた県民の意思、またそのことが生かされますよう、皆様と共有しながら自立した地域、その主権を取り戻すため世論に訴えていきたいと考えます。

(1)自治会について。

防災環境美化など、近隣での助け合いは極めて重要であり、地域コミュニティの要とな

る自治会活動への支援を行政は積極的に行う必要があると考えます。

①自治会の必要性と重要性について見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

自治会は地域のつながりを広げるコミュニティ組織、また地域住民と行政をつなぐ大事な架け橋と考えております。自治会では子ども会向けのイベントや敬老会などの年間行事によって、地域内の子どもから高齢者まで幅広い年代間の交流を行っております。また夜間パトロールや街頭指導などの見守り活動や地域周辺の清掃、草刈り作業などの美化活動も行っており、より充実した潤いのある生活環境づくりと、地域づくりに取り組んでいただいているところです。本市では市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を勧めるとともに、防災、防犯、交通安全などをはじめとした地域の課題解決と安全、安心なまちづくりを目指していることから、市政の円滑な運営と住民の利便を図ることを目的として、自治会に対し事務委託を行うことで、行政と自治会が連携を密にし、地域のつながりを広げるコミュニティ組織、また地域住民と行政をつなぐ大事な架け橋という役割を強化できると考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

答弁からは自治会の役割は重要であるという答弁だと理解をしますが、最近ではコロナの状況を見ながら、4年ぶりに行事を開催する自治会が増えています。私が住んでいる平良地域の祭りも再開され、自治会役員をはじめ、平松会、婦人会、OB会、子ども育成会

など、区民総出で準備から汗を流しました。祭りの当日は近隣からの参加者もあり、多くの子どもたちや大人が集い、地域とのつながりを深めるきっかけとなり大盛況でした。また市長もお忙しい中、お越しいただき、地域との意見交換の場となり、貴重な時間を過ごされたことと思います。このように地域が活性化するには自治会の役割は大きいものだと考えられます。次の質問に移ります。

②自治会加入率及び推移についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の自治会加入率は直近のデータである令和4年10月時点で26.4%、ここ数年の加入率は1%弱ずつ減少している状況です。中には加入世帯が増えている自治会もありますが、全体として自治会加入世帯数はほぼ横ばいとなっており、分母の値となる市内の総世帯数が年々増加していることから、自治会加入率の低下という結果につながっている状況もあるものと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

自治会の加入率26.4%というのもあったんですが、未だ計画とは違って、また低い減少傾向にあるとの答弁でした。背景には核家族の影響、コロナの状況により人との関わりが希薄になっていることが考えられます。今こそ地域ネットワークの構築が必要だと思います。以前から活気あるまちづくりを目指して住民への積極的な支援を行い、自治会加入促進につながる取組をしている東京都立川市にある都営の上砂町1丁目アパート、通称大山団地について、少しご紹介させていただきたいと思います。総戸数が29棟、1,600戸のマンモス団地でございます。2017年に自治会加

入率100%、字費の徴収率が100%となったそうです。子どもや親をサポートする子育て支援や高齢者の見守りなど、住居者に優しく住みやすい環境が整っています。簡単にその取組について4つほど紹介をいたしますと、1つ目は住民の安否確認や交流、自治会費の未払いの予防などの観点から自治会費を訪問して集金をしているそうです。2つ目は高齢者の異変や孤独死などを防ぐ観点から自宅の両隣のお宅に関して、ベランダの洗濯物は長く干したままにしていないか、ポストに新聞や郵便がたまっていないか、いつもと違う様子はないか、それに気づいた場合は自治会に連絡するなど、最低限のプライバシーは守りながら、安否を確認しているそうです。3つ目に地域で助け合う観点から、人材バンクのリストを作成し、これについては自治会で登録制にして大工のお仕事、植木の手入れ、電気工事ができる方など、住民が困ったときに助けてくれる人たちの情報を集めてリスト化をしています。この団地に住んでいる方の眠っている能力など、そこを発掘しまして、困っている住民も助かり、また住民同士が知り合うきっかけになると私は思います。4つ目は住民の中から適任者を推薦し、子育て経験者、団地に隣接している小学校の卒業生、また子どもが卒業生など、さらには経済的に余裕がある世帯、親身になって取り組める方などが子育てについてサポートを行い、子育ての専門集団、大山団地では大山ママさんサポートセンターを構築されています。以上で様々な取組4つをご紹介しましたが、先ほどの事例を参考にさせていただき、本市でも推進することは可能でしょうか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の自治会加入促進の取組につきましては、毎月発行される広報とみぐすくにおいて、自治会加入促進の記事を掲載しております。ほかにも毎年自治会加入促進ポスターを作成し、自治会の掲示板等への掲載依頼を行っており、ポスターのデータを自治会に共有し、チラシで印刷できるようにするなど、取組をする状況にあります。また議員からのご提案のあります他の自治会等の紹介もございましたので、そういった自治体の状況も取組の参考にさせていただければと思います。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ参考にしていただいて、まだ自治会の加入率が低いところもあると思います。その辺も推進という形で広げていただけたらと思います。先ほどの高齢者の見守りに関しまして、豊見城団地においても昔、独居住まいの方の孤独死があったと団地にお住まいの方からお聞きしたことがあります。ぜひ実施していただきたいと思います。

③自治会加入の取り組みと現状についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

先ほどの答弁と重複しますが、現在ポスター等の作成を基に加入促進等を行っております。またポスター以外にも各自治会向けに補助金等も交付するなどして、活性化に向けて取り組んでいる状況でございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

自治会加入促進の実績や、また自治会からの反響などありましたらお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時02分)

再 開 (15時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

実際に加入世帯が増えている自治会にお話を伺ったところ、新しく建ったアパートなどでチラシだけではなく、知り合いからの声かけをすることで、加入しやすくなったとの意見や、親世帯から子世帯へ加入を促進している地域、子どもたちが参加するイベントを増やすことで、子育て世代の活動を活発化して、加入へのハードルを下げられているという取組などの自治会からの紹介がございました。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

本市は子育て世帯の多いまちであります。自治会においても加入促進に向けて積極的に取り組まれているとのことですので、安心しました。

続いて④これまで自治会から寄せられたご要望や課題等についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

自治会から寄せられる相談や要望には活動の担い手不足、あと自治会役員の高齢化などが挙げられているようです。コロナ禍において、活動を制限したところもあり、現在元の行事を復活するにも継続して実施していたときのような人が集まらない状況もあるようなので、再開が難しい状況にあるというお話を伺っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

様々な課題を抱えている現状がありますが、実際に自治会の方からご意見、ご要望をお聞きしたということで、市として解決に向けた取組などございましたらお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほど来お話ししている部分もありますが、ポスターの作成、チラシの配布などといったこととか、先ほど補助金というお話もさせていただきました。活動活性化支援補助金等の活用を推進しながら、自治会の活性化に向けて取り組んでいければと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

4年ぶりに開催ということもありまして、様々な行事、自治会の皆様におかれましては、様々なご苦労があると思います。補助金についてもホームページに載せる以外でも自治会長会など、また日頃から発信していただければと思います。一昔前と比較して、現代社会に元気がないとすれば、それは地域の衰退も一つの理由になると考えます。地域の交流が衰えると社会も衰えます。それについて挽回するには自治会の力は必要だと考えます。地域で子どもを育てていけば、子どもは先輩である高齢者を尊ぶ気持ちが養われ、若いお母さん方は高齢者から子育てを学んで、ご自身への成長へとつながると思います。結果として、それが地域の中で居場所ができていき、お互いに支え合うという視点と意識により、コミュニティが広がります。地域による支え合い、そのような活動を継続していくには、自治会の主体を尊重する上で市民の研修や学習の実施、活動拠点、居場所の確保、活動助成などが必要であると考えます。適切な公的支援が行われますよう、市として取組を求めまして、次の質問に移ります。

(2) 防災対策及び自主防災組織について。

①を飛ばしまして、②の各自主防災組織において、防災リーダーの育成、または計画では女性リーダーの育成に努めるとありますが、状況をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の自主防災組織育成計画においては、地域住民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めると定められております。令和5年9月1日現在、豊見城市における自主防災組織の数は12団体となっており、自主防災組織においては、自主防災組織防災士養成事業補助金を活用し、防災リーダーの育成を行っているところであります。女性の参画につきましては、各自主防災組織内の主要なメンバーとなっており、引き続き女性リーダーの育成に努めていきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

自主防災組織の主要メンバーでもあるという答弁でございましたが、市が避難所を開設する場合、女性の職員は配置をされているのでしょうか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市が避難所を開設する場合は、女性職員の配置を行っているところであります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

また女性専用の更衣室、授乳室など、女性の視点を踏まえた避難所運営をするべきだと考えますが、内容について改めてどういった運営なのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回は台風6号につきましては、女性職員及び保健師を配置しており、女性避難者のための更衣室、授乳室など、ミルクが必要な避難者のための電気ポットを設置し、ベビーベッドのある小会議室への案内を行うなど、

適切な避難所運営を行っております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

引き続きよろしく申し上げます。

次に③自主防災組織、民生委員、市などが連携し、避難行動要支援者の安否確認、救出、救護等の活動ができる体制づくりを図ると計画にございますが、支援体制の状況をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

個別避難計画とは災害時、また災害の発生のおそれがあるときに、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動を取ればよいかについて、あらかじめ自ら確認していただくため、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画です。本市では令和元年度の計画提出対象者1,161名へ個別避難計画提出依頼の送付を行い、137名の提出がございました。また令和4年8月には豊見城市避難行動要支援者名簿取扱要綱を定めており、この避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ外部提供を進めていくため、現在、市の社会福祉協議会と調整を行っているところでございます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ共有していただいて、また協力できる団体と連携しながら、しっかりと広げたいと思います。今回の一般質問で事前のやり取りをさせていただきまして、社会福祉協議会以外の避難に協力的な団体から、これから名簿を共有する話もお聞きすることができました。災害はいつ起きるか分かりません。発生したときに備え、平常時の対策も重要になります。地域と協力して避難場所や避

難経路の確認、訓練などを通して防災力を高めていただき、市民の命と暮らし、財産を守っていただきますよう求めます。次に移ります。

(3)台風被害について。

①台風6号（カーヌン）の被害及び復旧状況についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号における本市の主な被害状況としては、令和5年9月1日時点で人的被害5件、住宅被害等が17件、消防出動件数が143件、地すべり等12件、農業被害につきましては、6,554万8,000円程度の被害見込みとなっております。主な地すべり等につきましては、伊良波小学校の運動場の一部の地すべりや、饒波農道2号線の災害復旧地上部の民間土地ののり面が地すべりにより被災しております。また市内で5,100戸の停電が発生し、その停電の影響により一部の世帯で断水となる状況がございました。なお、地すべり箇所などの災害復旧状況については、今後各所管の担当部署において取り組んでいくこととなっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

今回の台風は非常に長期の影響を受けて、また停電などによって一部の世帯が断水をしました。市は市役所庁舎で給水を行っていたとの答弁もございましたが、市役所のみではなく、那覇市のように公民館や集会所を活用して、迅速に避難できる体制づくりが必要ではなかったのかと思います。また今回の台風については、平良、高嶺地域、豊見城団地などで給水を行うべきではなかったでしょうか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号において、停電の影響により一部の世帯が断水となっており、市としましては、家庭、事業者への給水の対応を行っておりますが、今後さらに停電が長引くような場合には、関係部署と調整し、水の供給方法を検討いたします。今回の台風の断水において、豊見城団地自治会の集会所のほうで給水ができたものですから、そちらのほうも活用させていただいているという状況もあります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後については迅速で柔軟な判断と対応を求めたいと思います。災害復旧までの市民の命と暮らしを守っていただきますよう求めまして、次に②の今後の復興についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号による大きな被害は地すべり被害となり、地すべり被害箇所の災害復旧、復興につきましては、今後各所管の担当部署において、国の災害復旧の補助事業等を活用しながら復旧に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後とも復興に向けて継続的な補助、支援などを行っていただき、地域の特性や課題に合わせた対策なども併せて求めたいと思います。次の項目に移ります。

(4) 教育行政について。

①各学校の教職員数（支援員含む）の現状及び見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各学校の教職員数につきましては、長期研修、育児休業等の職員を除きますと、上田小

学校52名、長嶺小学校31名、座安小学校29名、豊見城小学校39名、伊良波小学校30名、とよみ小学校38名、豊崎小学校43名、ゆたか小学校41名、豊見城中学校62名、長嶺中学校42名、伊良波中学校62名となっております。本市における教職員の不足につきましては、現時点において伊良波中学校で2名の代替教職員が未配置という状況となっております。市教育委員会より沖縄県島尻教育事務所に対し、早急に代替教諭を配置してもらえよう強く要望しているところであります。学校教育課所管の市内小中学校に配置している支援員等につきましては、現在各小中学校に各種支援員を小学校は41名、中学校は24名配置しております。一部の支援員について欠員が生じておりまして、登校支援員が4名、特別支援教育支援員が4名、校内自立支援室事業の学習支援員1名、合計9名の欠員ということになっております。令和4年度末より求人を出しておりますが、現在応募がない状況であります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

併せて10名ほど、支援員も含めて足りないという状況があります。また学校現場から声をお聞きしたところ、体調を崩すと一体誰が生徒を見るのかと切実な思いをお聞きしました。それについては過重な残業とか、そういう背景があると思います。またこの場合、休んだ教職員の代わりに代理の教職員が大勢の生徒を合同で受け持つことになりまして、子どもたちの状況を把握することが困難となります。また昨今では何らかの障害を抱え、細やかなケアが必要とされる特別支援学級が増えています。障害の種別が違う児童一人に対し、新たに支援学級を設けるため、教職員の配置が必要となります。積極的に国や県と実態を共有していただき、定数を見直すことで、

教職員増を要望するよう求めたいと思います。

続きまして、②定数内臨任の見直しや積極的な正規職員の採用をするべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

議員ご指摘のとおり、学校で困り感がある状況になります。特に小学校は先生が足りていない状況の中で、休まれる先生がいらっしゃった場合、教頭先生や校長先生も授業に入るような状況があるというふうに、市教育委員会としても確認をしております。今回採用につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教職員の任命権は都道府県の委員会に属すると規定されております。定数内臨任の見直しや正規教員の採用につきましては、沖縄県教育委員会の権限となっていることから、全国都市教育長会からも令和6年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情において、その見直しや正規職員の採用について要望しております。本市といたしましては、市内小中学校の教職員の不足等がないよう、対応につきまして、県へ強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

関連して再質問をさせていただきたいのですが、教職員の正規職員と非正規職員の市内の割合についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご質問のところをお答えしたいと思います。臨時職員は臨任職員だと理解をしてお答えをさせていただきたいと思います。

小学校8校の全職員数は309人、うち正職員は257人で、83.2%、臨任教員・職員は52人で、16.8%ということになっております。中学校3校の全職員数は178人、うち正職員

は134人で、75.3%、臨任職員は44人で24.7%となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

市内の状況の答弁であったんですけども、子どもに行き届いた教育をする上では、教職員の雇用が安定することで、時間をかけ、生徒と向き合うことができますので、些細な変化とか、成長を見守るためにも、さらに正規職員を増やす努力を、県の決定事項ではあると思うんですけども、そのことをしっかりと訴えて。実態をしっかりと伝えていきたい、お願いしたいと思います。次の質問に移ります。

③残業代の代わりに支給されている教職調整額について見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

平成19年3月に中央教育審議会の今後の教員給与の見直しについてという答申におきまして、教職調整額の制度と教員勤務実態との乖離が進んでいることから、教員に一律支給されている教職調整額の在り方について見直しを行う必要があるとの考え方が示されているところでございます。また文部科学省は令和5年4月に公立学校教員に残業代が支払われない仕組みの見直しについて話し合う有識者会議を開きまして、今後教職員給与特別措置法の改正を含め、中央教育審議会にて検討するとしております。全国都市教育長会からも令和6年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情において、処遇改善について要望しているところでありまして、市内小中学校の教職員の不足等がないような対応として見直しは有効な手立てと考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

教職調整額、1966年の実態調査を基に算出がされております。今の教育現場の実態にそぐわないことはご存じだと思います。現行では、どんなに勤務が超過しても時間外手当が支給されない状況がございます。積極的に国や県と、こちらの実態を共有していただき、改善を要望するよう求めます。

次に教職員の残業時間を減少させるためにどのような取組をされているのでしょうか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

残業を減らす取組ということでありまして。1つは、これまで教職員の間では残業という概念はございませんでしたので、本市はWAONカード等を使いながら、出退勤システムを導入し、超過勤務の状況についてまず見える化をこれまでできております。各校長会やあらゆる場面を通じて、基本的には80時間以上残業している職員への産業医の面談の推奨だとか、その他の見直し、学校行事の見直し、その学習支援員等の充実、あと公務について、最低限その代わりをする支援員の配置等を積極的に業務軽減と先生方の残業軽減について、今、取り組んでいるところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

様々な取組、また他市の状況を見ながら負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。次の質問に移ります。

④教職員の駐車利用について現状及び見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時26分)

再 開 (15時26分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教職員の駐車場利用につきましては、現状として駐車場利用料については徴収をしていない状況にあります。島尻教育事務所管内の他市町村の動向なども確認しながら、慎重に検討してまいります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

他市町村の動向も見していきたい、検討していきたいという答弁ではあったんですけども、私はこれまでどおり教職員から駐車場の使用料を徴収するべきではないと考えております。関連して再質問をさせていただきます。

現在、教職員や支援員など不足している中で、駐車場の使用料を徴収した場合、教職員の確保が困難になるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

確かにそのようなご懸念があるだろうということは考えますが、実質的に今回駐車場料金を取る、取らないという議論の中には、地方自治法上の制約や、これまでの経緯等も踏まえながら、今後職員等も駐車場料金を払っている中で、学校の先生方だけを取らないでおくということが果たして適当なのかということも踏まえながら、トータル、総合的に判断していく必要があるものだと考えております。伊敷議員がご指摘のとおり、そういったことの懸念もありますし、学校に十分な公用車が配置されているとは言えない状況の中で、この駐車場料金を取っていくのかということについては、議論があることも了知しているところでありますけれども、そこも踏まえながら慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。



○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

今、お話もありました他市の状況をご紹介させていただきたいと思います。埼玉県新座市では2005年から駐車料金を徴収していたのですが、今年4月から無料化をされました。市の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時28分)

再 開 (15時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

すみません、駐車場の有料だったところが無料化にしている自治体もございます。今、本市は無料なんですけれども、実際そういうところもありますので、それについて答えられる範囲で、見解ですかね。

○ 教育部長 赤嶺太一

議員のお気持ちのところは深く受け止めているところでございます。いろいろな課題もあることも事実でありますので、この取る、取らないという議論につきましては、近隣市町村といろいろ歩調も合わせながら進めていく必要があると考えております。慎重な検討を進めながら、その中で最善の策は何か考えていきたいと考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

ありがとうございます。

新座市のように徴収から未徴収になったのは、教職員の実態と事情を把握することができたからだと思います。教育活動、家庭訪問とか、また子どもの突発的な体調不良による対応、そういったものもあり、利用する目的で自家用車を使っている現状がございます。先ほどおっしゃっていましたが行政財産の目的

使用外とするにはあまりにも厳しい解釈ではないかと考えます。今後においても教職員から駐車使用料を徴収することがないように、最後に改めて求めまして、次の質問に移ります。

⑤全国学力テストの趣旨及び見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

文部科学省による全国学力・学習状況調査の趣旨につきましては、義務教育の機会均等とその推進の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、さらにそのような取組を通じまして、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することを挙げられております。豊見城市教育委員会といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果を各学校の授業改善や学習改善にこれからも活かしていきたいと考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 ー再質問ー

全国学力テストは抽出式ではなく、今の現状は悉皆式のランキングづけとなっている現状があります。地方自治体の間だけではなく、学校間での点数の競争が引き起こされ、このままでは先生も生徒もテストづけで疲弊してしまうと考えます。学校現場からはテスト対策など、そのことに時間を割き、教科によっては授業時間を削るなど、そういう実態があるとの声を教員の方からお聞きしました。子どもの学習権の保障とその観点から問題ではないかと私は考えます。子どもと教職員の過度なストレスをかけるものから、私は改善が必要だと思いますので、今後実態をしっかりと

と把握していただいて、改善を要望しまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

時間内に終わりそうにありませんので、会議時間の延長をいたします。

時間延長（15時36分）

—— 通告番号11（8番）吉濱智也議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○（8番）吉濱智也議員 一登壇一

質問の前に、質問の字句、文言の修正をお願いいたします。(2)の①の中で「履修科目」という文言がございますが、こちらは「授業」という文言に訂正をお願いいたします。

皆様、こんにちは。会派無所属、日本維新の会、吉濱智也でございます。本定例会においても、議場において一般質問に立てることを市民の皆様感謝して、通告に従い、ご質問をさせていただきます。

(1)市民生活を支える仕組みについて。

習い事助成事業について。6月定例会でもご質問をさせていただきましたが、本事業は、学校外教育の支援として大きなポイントになると考えておりますが、本事業の令和6年度に向けた検討状況をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業につきましては、令和5年度に事業の効果や在り方を検証することとしております。今年7月に18歳以下の子どもとその保護者、計2,500件を対象に、子ども未来アンケート調査を実施しております。回収の数といたしましては、644件となっており、現在調査結果を集計しているところです。今

後はアンケート調査結果等も考慮し、子ども未来基金充当事業選定基準をもとに、習い事助成事業を含む子ども未来基金充当事業について判断してまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。多くの子どもたちにチャンスがあるように、必要なところに必要なものを届けてあげて、未来のスポーツ選手とか、音楽家などが育つきっかけに、この習い事助成事業になるよう考えていただいて、前向きなご検討をお願いいたします。

(2)未来への投資について。

①小中学校での授業について伺います。

(ア)円滑な人間関係の構築及び国際社会でも役立つスキルの早期取得の促進を図るため、専門の講師によるコミュニケーション授業を実施する考えがあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

コミュニケーションに関する授業でございますが、平成29年度改訂の学習指導要領におきまして、知識、理解の習得、思考力、判断力、表現力の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を3つの柱と位置づけて、その中で主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、全教科で対話を通してコミュニケーション能力を育成することが求められているところでございます。このことから市内小中学校でも対話を通したコミュニケーション能力を身につける授業に取り組んでいるところでございます。また個別で必要に応じ、対人関係のスキルを身につけるソーシャルスキルトレーニングに取り組む等、コミュニケーション能力の向上を図っているところでございます。現在、吉濱議員ご提案の専門の講師によるコミュニケーションの授業

の活用については、今現在検討していないという状況でございます。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

答弁ありがとうございます。このコミュニケーション向上によって、子どもたちの地域活動への参加などが増えれば、地域活性化の大きな要因になると考えています。また災害時の避難ですとか、避難所での生活の際にも重要なスキルになると考えられていると思います。学校の先生によるアプローチも大変重要であると理解いたしますが、コミュニケーションについては苦手な先生も実際いるはずで、そのため子どもたちだけではなくて、先生のスキルアップとしてもぜひ専門の講師による積極的な実施と様々な視点からの授業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

②教育バウチャー制度について。

子どもたちの教育について、塾などの教育サービスでのアクセスは家庭の経済状況に大きく依存していると考えられます。そこで子どもたちの学びの場を充実、拡大し、未来への投資として、多くのチャンスやきっかけを届けてあげたいと考えています。お伺いいたします。

市民（利用者側）に特定施設だけで利用できるクーポンを支給する教育バウチャー（塾代バウチャー）制度を導入する考えがあるか、お伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

塾代バウチャー制度は塾、予備校、習い事、文化活動、スポーツ活動などの学校外教育に使用目的を限定したクーポンを子どもや保護者に直接支給することで、子どもが習い事に通う家庭の学費負担を軽減するものでありま

す。令和４年度に市が実施いたしました習い事助成事業もこの塾代バウチャー制度の一つの運営形態であると考えます。塾代バウチャー制度を導入している市町村といたしまして、大阪市の習い事・塾代助成事業や那覇市のまなびクーポン等があることを承知しております。その助成の対象といたしましては、生活困窮世帯等の児童となっているようです。議員ご質問の塾代バウチャー制度の導入に関しましては、習い事助成事業を含む、こども未来基金充当事業全体の中で判断してまいりたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひご検討をお願いしたいのですが、本市でも経済状況に応じた教育サービスに取り組んでいると思っております。ご答弁にあったように、習い事助成事業同様に、子どもたちが求める場所で、やりたいことを届けられるように、この新しい制度もそうなんですけれども、現在配布する予定のクーポンの利用拡大というところも含めて、またご検討いただければと思います。

(3)災害対策について。

個別避難計画作成についてお伺いします。

記憶に新しい台風６号時には多くの市民や県内外の方々が豊見城市役所へ避難をされました。昨今の自然災害を考えると、今後も同様な状況が発生する可能性は高いと思われます。このような中、令和３年５月の災害対策基本法の改正により、地域防災、防災福祉にとっての目標であり、到達点の一つと言われる個別避難計画の作成が努力義務であります。昨日も長きにわたり、本計画の策定を求めてきた仲田政美議員や新垣龍治議員からも質問があったと思いますが、その後押しとなるように、改めてお

伺いをいたします。

本計画の作成予定があるか、お伺いいたします。

**○ 福祉健康部長 久手堅 勝**

お答えいたします。

個別避難計画とは災害時、または災害の発生のおそれがあるときに、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画です。本市では令和元年度の計画提出対象者1,161名へ個別避難計画提出依頼の送付を行い、137名の提出がございました。また令和4年8月には豊見城市避難行動要支援者名簿取扱要綱を定めており、この避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ外部提供を進めていくため、現在、市社会福祉協議会と調整を図っているところでございます。

**○（8番）吉濱智也議員 一再質問一**

ありがとうございます。現在も進行中というところで、ぜひ積極的に進めていただきたいんですが、これまでも災害時要配慮者等への支援には取り組まれてきたかと思えます。ただ、過去の災害を見ても高齢者が犠牲になるケースがまだまだ多い状況にあると思えます。担当課においても人的にも、時間的にも急に対応することは難しいと理解はしております。そこで徳元市長、今回の災害対策基本法改正による法制化をきっかけに、防災福祉の到達点と言われる本計画の策定に向けて、担当課への人的配置とか、作成時の専門コンサルの配置に係る財政措置を重要施策として、積極的に取り組んでいただきますようお願い

をいたします。

(4)市民生活環境について。

道路側溝排水環境の整備について伺います。市内各地で雨天時に冠水等の被害が発生していると思います。今回市民からの地域の冠水について、長年悩んでいて、どうにか改善できないかをご相談をいただきました。お伺いいたします。伊良波616番地付近は雨天時に常に水がたまり、車両が通行するたびに自家用車や敷地内に泥水が被る状態です。浚渫を行い、改善ができないか、お伺いいたします。

**○ 経済建設部長 城間保光**

お答えいたします。

ご質問の箇所は、市道198号線となっております。当該箇所の水たまり等については、道路のアスファルト部分が沈下し、側溝との間に段差ができたことにより、雨水がたまる状況となっております。以前より相談は受けておりますが、補修工事の金額が多額であることから、修繕要望箇所が多く、未だに対応できていない状況となっております。現在、市内で修繕を要望する箇所は、令和5年度8月末時点で約200か所となっております。事故に直結するような安全対策工事や児童・生徒の安全を守るため、通学路を優先的に対応している状況でございます。当該箇所の対応につきましては、次年度以降対応ができないか検討してまいりたいと考えております。

**○（8番）吉濱智也議員 一再質問一**

ありがとうございます。昨日の大田善裕議員のご質問にありましたが、同様事案というのはかなり山積みされている状況ということではしっかり理解させていただいているところであります。さらに今回の台風6号時には道路課は現場対応等、かなり大変ご苦労されたと同っております。本当にお疲れさまです。

ただ、日々多くの事案がある中でございますが、さらに多忙ということも重々承知しているところでございますが、ぜひ前向きな検討をいただいて、市民が安心して生活できる環境整備というのを強くお願いいたします。

(5) 広がる市民生活について。

「聞く本」で広がる市民生活について。

市立図書館には子どもから高齢者まで多くの市民が利用しております。しかしながら、視覚に障害のある方にとっては、少し縁遠い存在になっているのではないかと考えておりました。多くの市民に読書は目だけではなく、耳の読書もあり、新たな世界を知ってほしいと思っています。お伺いいたします。

「聞く本」として、2022年の流行語大賞にもノミネートされた「オーディオブック」を本市図書館に導入する考えがあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の「オーディオブック」につきましては、豊見城市立中央図書館におきまして、令和2年度に電子図書館を導入しております。その中のコンテンツの一つとして展開しているところでございます。電子図書館では図書館ホームページから、パソコンやスマートフォンを通じて電子書籍の検索、貸し出し、返却、閲覧ができ、またコンテンツを聞くことができます。その他CDブックも図書館のほうで貸し出している状況にあります。今後またニードの状況を踏まえながら、拡充も含め、検討してまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。大変すばらしい環境が整備されていると感じております。これ

は図書館長をはじめ、教育委員会職員の皆様の努力を感じているところでございます。ではこの電子図書館を導入した経緯、きっかけ等があればお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時50分)

再 開 (15時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

図書館は児童、青少年、高齢者、障害者、乳幼児、その保護者、外国人等、多様な利用者に対応したサービスを充実、整備する必要があると考えております。令和元年に障害の有無にかかわらず、全ての人が読書による文字、活字文化の恩恵が受けられるようにするための法律、読書バリアフリー法が施行されたほか、世界的に大流行したコロナウイルス感染症拡大の最中においても、利用者が安心して利用できるよう、電子図書等の整備をいたしました。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。この環境を広く周知して、バリアフリー図書館のさらなる発展を期待するとともに、私もその周知に頑張っていきたいと思っております。そこで再質問ですが、電子図書館で利用できる「オーディオブック」は何点整備されているのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年9月時点で3,464点整備されている状況にあります。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

CDブックは何点整備されているか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年9月時点で259点整備されている状況にあります。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

オーディオブックが3,464点、CDブックが259点ということで、私の想像以上の整備状況で大変うれしい気持ちでございます。この素晴らしい図書館の利用状況は現在どうなっているのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

令和4年度は2,314回貸出しされている状況にあります。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

貸出しの割合としてですが、男女別で貸出し回数の最も多い年代と、60歳以上の方の貸出しの回数等をお伺いいたします。すみません、質問を訂正します。貸出しの割合として、まず男女別で貸出し回数の最も多い年代を教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

男女別貸出し回数が最も多い年代は、男性が50代で238冊、女性が30代で320冊となっております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

その中で60歳以上の貸出しの回数を教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

60歳以上の貸出し回数につきましては、60代が272回、70代が16回、80代が15回となっております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。かなり幅広い世代の利用者がいらっしゃることは、大変素晴らしい状況、環境であると思います。豊見城市の図書館はコロナ禍において、利用者が安心して利用できるよう、電子図書の整備を並行しながら、感染対策をしっかりと行って開館を続け、市内外だけではなく、県外からの利用者も当時あったと伺っております。この方々はきっと豊見城市のファンになってくれたと思います。今後ともこの素晴らしい図書館の環境を維持、向上するため、徳元市長、今後とも図書館運営に関する財政措置を豊かに行っていただきますようお願いいたします。

(6) スポーツ振興について。

① スポーツ振興を行政の窓口とした独立した専管課設置について。

本市のさらなるスポーツ振興発展のため、スポーツ振興課のような専管課を設置する考えがあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スポーツレクリエーションの振興につきましては、第5次豊見城市総合計画による施策展開の基軸といたしまして、美しく豊かな自然、温暖な気候といったスポーツ活動をする上で恵まれた環境条件を生かし、スポーツの多様な展開を通じまして、まちづくりや地域活性化等、多様な振興が求められている状況にあります。またスポーツを通して本市にふさわしい交流拠点の形成を図るための取組として、スポーツコンベンションの誘致活動の推進を図り、まちの活性化やにぎわいを創出する事業に積極的に推進している状況であります。本市におけるスポーツレクリエーションの振興、充実、発展を図るために議員ご提

案のスポーツを所管する専門課の設置は今後必要になってくるものだと理解しておりますので、今後、組織機構改革等の庁内の取組の中で、教育委員会からも声を上げながら、そのスポーツレクリエーション振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。今回の提案に関しては、スポーツ振興に関する専管課というふうにご提案させていただいておりますが、具体的にはお隣の糸満市ですとか、最近スポーツで結構名前が出てくる沖縄市の観光スポーツ振興課というものをイメージしてご提案をさせていただいております。ご答弁にもあったとおり、まちの活性化やにぎわいの創出事業などを推進するためにもスポーツ振興と観光振興を担って、両方の側面をリンクして、本市のスポーツコンベンションの推進を担う専管課を求めているご提案でございました。徳元市長の掲げる森の風テラス構想の実現に向けて、ぜひ新設課として前向きなご検討をお願いいたします。時間がかなり余っていますが、これで私の質問を終わりますが、最後に職員の皆様、6月はご自身のメンタルケアをお願いいたしました。9月は夏休みや旧盆が終わり、蓄積された疲労で体調を崩す方が多くなると伺っております。部課内でも周りを見渡して、お互いで手を差し伸べ、協力して、職員の皆様から始まる笑顔の多い豊見城をつくっていきましょう。これで質問を終わります。ありがとうございました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

皆さん、一般質問終了後に大変お疲れのところではあるんですが、昨日ご説明しました議案のとおり、説明させていただきたいと思っております。

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億5,292万2,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

以上が議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において、担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月14日、午前10時開  
議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署  
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (15番) 要 正 悟

署名議員 (16番) 伊 敷 光 寿



— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年9月14日（木）



豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年9月14日（木曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	管 財 課 長	大 城 光
企画調整課長	東上里 豊	産業振興課長	千 住 文 子
協働のまち 推進課長	喜久里 則 子	市 民 課 長	長 嶺 茂 樹
生活環境課長	国 吉 有 貴	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	都市計画課長	健 山 博 之
道 路 課 長	大 城 英 貴	農林水産課長	比 嘉 真 人
上下水道部 総務課長	比 嘉 幸 治	上下水道部 施設課長	新 垣 栄
教育総務課長	赤 嶺 渚	学校教育課長	金 城 徹
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課長	大 城 武

本日の会議に付した事件

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問       |

令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月14日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田善裕議員、楚南留美議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号12 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

皆様おはようございます。会派城の風、波平邦孝です。一般質問3日目トップバッター、元気よく務めてまいります。

今年は沖縄尚学の甲子園ベスト8から始まりまして、バスケのワールドカップ、そしてラグビー、バレー、野球U-18W杯世界一等、本当にスポーツ尽くしの夏だったなと。まだ夏は終わっていませんが、夏だったなと感じております。やはりスポーツには人々を魅了する力がありますし、また大きな夢があるなと私は感じております。6月定例会でもご提案させていただきました、我が市も来年6月にはデフバレーの世界大会が開催されます。機運の醸成を高めていくためにも、議会と行

政が一致団結して頑張っていけたらなと思います。

市長、11月のとみぐすく祭り、今出店業者の抽選が行われているみたいで、準備のほうはばっちりでしょうか。ありがとうございます。市民の皆さんはイベントに飢えていますし、我々もすごく楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

(1)教育行政について。

①豊崎中学校温水プールの管理体制について現状の計画を具体的にお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

おはようございます。議員のご質問にお答えいたします。

豊崎中学校温水プールの管理体制につきましては、令和6年度、開校初年度におきましては、グラウンド等の外構施設がまだ工事中であるということが予想されますので、学校の教育活動を優先いたしまして、市内の他の小中学校と同様に、プールの管理に必要な業務は委託いたしまして、日常的な管理については学校職員が行うことを想定しているところでございます。一般開放につきましては、現在専門事業者との意見交換を行うなど、課題等の整理を行っている段階のため、管理体制については、具体的には今お答えすることは難しい状況であります。屋内温水プールは、天候に左右されず年間を通して利用することができるため、市内の他の小中学校の利用等も含め、最大限活用できるように引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。

温水プールの一般開放に向けて出てくるのが駐車場の問題だと思います。例えば何台整備するのか。一般開放すると駐車場が足りなくなってくるケースもあると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

駐車場につきましては、確かにうれしい悲鳴ではありますが、利用が高まってくると足りなくなることが予想されますが、何せ学校施設であります。ほかの学校の開放事業におきましては、例えば体育館とか運動場を開放するに当たっても、学校施設についてはそのための駐車スペースを確保するということが、これまでも行っていない状況であることはご理解いただけたらと思っております。豊崎中学校につきましては、現在身障者用2台を含む71台の駐車場を整備することとなっているところでございます。比較しますと、豊見城中学校のほうは65台ですので、若干多めに止められるような仕組みにはなっているところではあります。今後利用状況を見ながら、例えば隣接している豊崎小学校の前の駐車場を利用していただくなど、そういうことも踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

もっと深いところで議論したいと思っております。令和7年度開放に向けて指定管理者制度を活用するのかがどうかも、答えられる範囲でお願いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

指定管理者制度の導入につきましては、現

在手法についても検討を進めているところであります。ただ、はっきりしていることは、直接学校の職員や教育委員会の職員が管理するようなことは現実的にちょっと難しいだろうなと思っております。そうなりますと、やはり民間のお力を借りながら進めていく必要があると思っております。現在、民間提案制度の活用も含めて検討を進めておりますので、ぜひそういう民間提案を受けて条件が整うのであれば、積極的な活用を目指していきたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

学校活動を優先するのはもちろんのことです。そんな中、今部長もおっしゃられたような、やはりプールの管理体制等を学校職員が行うのは、ちょっと時代と逆行しているかなと私も感じております。だからこそ、天候に左右されない温水プールの一般開放に向けては、民間の活力を導入すべきだと強く感じております。

引き続き再質問させていただきますが、指定管理者制度を活用して民間の力をお借りするのであれば、例えば先生方の負担軽減、そこにポイントを置きまして、学校の水泳の授業自体をこの指定管理者、要は専門家をお願いして、どんどん豊見城市の子どもたちの質を上げていくのも展望としてはありなのかなと思っておりますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

貴重なご提言、ありがとうございます。お答えいたしたいと思っております。

その件につきましては、教育課程内の授業の問題でありますので、ちょっと学校現場との調整が必要になってくるものだと思っております。そういう意味では慎重な検討は必要で

ありますが、昨今の新聞報道を見ておりますと、浦添市等が民間委託も併用しながら活用されているということでもありますので、そこを学ばせていただきながら、より子どもたちがこのプールを活用して、生きる力を持つ強い子どもたちになるように、それが一助になるのであれば、積極的に検討していきたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

浦添市に先を越されちゃいましたか。私は学校のプールでは県内初かと思っていたので、ちょっとその辺は悔しいところですが、全国的に見ても珍しいことではないんです。東京23区はもちろんのことですけれども、事例を紹介すると、神奈川県横浜市、茅ヶ崎市を中心に静岡県熱海市、愛知県一宮市、熊本県熊本市、結構学校のプールを管理している専門家の皆さんもいっぱいいるんですね。導入に向けて、私は絶対この民間の力が必要だと思っております。その辺を含めて、市長いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。ありがとうございます。

私も今言っていたように、東京都内は学校のプールの指定管理を民間の皆さんにお任せするということはあると思うのですが、県内でも浦添市は授業の委託だと思うので、まだ指定管理は県内でもなされていないところだと思うのですが。豊崎中学校、これから4月のオープンですけれども、ほかの中学校とは違って、プールが温水ということなので、その一般開放ということについては、通常のグラウンドを夜間一般開放する、体育館を夜間一般開放するというものの考え方と少し違って、いる部分があるのかなと思っていまして、

それに関しては健康増進も全てそうなのですが、社会人の活動と路線が違って、利活用いただくことで、これが収益になるであろうというふうなところも含めていると思います。なので、体育館、グラウンドの貸し方は違って、一般の皆さんに開放しますということではなくて、それ自体が事業になる。収益性が生まれるような仕組みも秘めているものだと思っています。その認識の下で、温水プール、年中天候に左右されることなく使えるプールということなので、収益性を見ることになると、学校施設で収益が生まれる施設になる。その辺、今教育部長がおっしゃったようにいろいろな課題をクリアしながら、可能性が秘めているときにはしっかりと判断をして、実施をしていきたいというふうに考えます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、前向きな答弁ありがとうございます。もっと時期が近くなったらいろいろな議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。次の質問に移ります。

②豊崎中学校開校へ向けて、市内中学校区の校区緩和や校区見直しを行う必要があるとこれまで何度も提言させていただきました。現状の計画を具体的にお伺ひします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の校区につきましては、豊見城市立学校通学区域審議会の審議を踏まえ、令和4年8月22日の定例教育委員会で、豊崎小学校校区と同じくする内容で決定をしているところでございます。そのことにより想定される分離後の伊良波中学校の1学年のクラスが5クラス、豊崎中学校の1学年のクラスが4クラスとなり、同等規模の通学区域設定が



できたものと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

例えば市内全体の校区見直しは、今のところ行わないという認識でよろしいでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

全体の校区見直しとなりますと、保護者、地域に大きな影響を与えることから、やはり慎重に検討するべきだと思っております。現時点では、全体的な見直しについては検討する予定はございません。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

③豊見城市給食センターの建て替え、分離に向けて、現状の計画を具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市教育委員会では、学校給食センターの今後の在り方等について方針を定めるべく、豊見城市学校給食センター改修検討委員会を立ち上げて、今検討作業を鋭意進めているところでございます。これまで4回開催いたしまして、分離整備の方向性、設置場所の方向性、含める機能の方向性、整備手法、残渣処理の方向等について今議論を進めております。また、先日給食センターの全国の先進地視察もしてまいりましたので、市長、副市長、教育長に対して説明をし、今後の建替えの方向性について今、目線合わせをしているところでございます。給食センターの建替えにつきましては、市有地、または民有地の活用、建設事業手法など、事業の進め方によって大分その在り方が変わってくることから、具体的なスケジュールについては、方向性を定めた上で決定していきたいと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

再質問をいろいろ考えておりましたが、先日の川満玄治議員、専門家がいますので、そこに託していきたいなと思います。

④伊良波中学校大規模改修計画について、現状の計画を具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

伊良波中学校は建設から36年が経過しており、建物等の老朽化が懸念されている状況であります。令和2年度に実施いたしました、豊見城市立学校施設長寿命化計画におきまして、校舎等のコンクリートの劣化状況を調べたところ、比較的健全な状況を示しており、建て替え、要するに改築ということではなく、長寿命化改修が必要であるというふうな判定が出ております。ご質問の改修計画につきましては、豊崎中学校に分離後、約半分ぐらいの在籍数になりますので、その時点で着手していきたいと考えております。改修には多額の費用を要することから、市の財政負担軽減を図るため、沖縄振興公共投資交付金の活用を検討しているところでありまして、沖縄県教育庁の担当課と今調整を進めております。今年度は、県内で長寿命化改修を行った学校の事例について調査研究を行い、令和6年度に基本計画、基本設計業務、令和7年度に実施設計業務、令和8年度から工事に着手し、複数年をかけて管理棟、普通教室棟、体育館、武道場、グラウンドの長寿命化改修工事を完了できるよう、関係部署と調整をしてみたいと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

豊崎中学校の建設が終了すると、もう次は間違いなく伊良波中学校になってきます。待ったなしの状況もあると思うので、しっか

りと計画を組み立てていただいて、実行に移せるようによろしくお願いします。

⑤宜野湾市を中心に行われている「浮いて待て」の取組を知り、7月には伊良波中学校にて開催をしていただきました。子どもたちだけではなく、保護者の方々にももっと周知をしていく必要があると強く考えます。当局の見解をお伺いします。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度全国及び沖縄県において、児童生徒が水難事故で命を落とす痛ましい事故が複数発生している現状がございます。本市としても、学校における水難事故防止の取組が必要であると考えているところでございます。学習指導要領では、体育、保健体育の教科において、水難事故防止において危機回避能力の育成や着衣泳の実施等をうたっているところでございます。学校によっては、教科外でも外部専門機関を招き、水難事故防止に関する取組が行われておりますが、伊良波中におきましては、議員がお話しになられたように、一般社団法人水難学会「U I T E M A T E」を活用いたしまして、水難事故防止に関する取組が実施されているところでございます。教育委員会といたしましては、水難事故防止の取組といたしまして、危険回避能力の育成や着衣泳の実施について学校と連携、協力し、児童生徒、必要に応じて保護者についても水難事故防止対策の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

この質問ですが、ちょっと時期外れというか、この間の6月定例会でやりたかったんですけども間に合わなくて、これは何が言いたいかという、夏休み前の水難事故防止の

ための講義の一部でもありますので、次年度以降、市内でもどんどん周知して広めていけるように、よろしくお願いします。

教育委員会については、本当に様々な議論が飛び交う場所だと思っておりますし、職員の皆様も少数精鋭で頑張っていると思います。大変苦しいときもあるかと思うんですけども、目の前の子どもたちのためにという思いでワンチームで頑張っていたきたいと思えます。よろしくお願いします。

#### (2) 農業・漁業振興について。

①沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用した補強・改修（修繕等）を含むビニールハウス再生支援について、6月議会においても質問を行いました。その後の進捗状況等をお伺いします。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

耐候性園芸施設整備事業のその後の進捗状況につきましては、令和5年7月にトマト及びマンゴーの産地協議会を開催し、これまでの経過を踏まえながら話し合いを行いました。同協議会のメンバーからは、ハウスの補強・改修の範囲について具体的な例示を行うべきとの声があったため、沖縄県の担当者も交えて市内のビニールハウスを見学し、生産農家との意見交換を行っております。令和5年8月に沖縄県が作成したガイドラインを基に事業説明会が行われ、事業実施の具体的な方法やハウス補強・改修の実施例などが示されたことから、早急に産地協議会において、実施地区の選定や対象施設の優先順位について協議し、策定した事業計画に沿って取組を進めたいと考えております。

#### ○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。

今年度の事業活動について、対象品目をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

沖縄県が定める沖縄型耐候性園芸施設整備事業実施要領において、県の戦略品目が対象品目として定められております。そのうち本市における戦略品目は、マンゴー、パパイヤ、トマトでございますので、これらの品目を栽培する施設が今回の補強・改修事業の対象施設となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

もちろん一番大事な着工開始時期を含めて、年度内にスタートしますと捉えて問題ないでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該事業に係る経費につきましては、今回9月補正で要求していることであり、補正予算の議決を経て、公募開始、対象施設の決定、業者選定、工事着工の流れとなります。工事着工の時期につきましては、令和6年2月開始を目標に、作業を進めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

沖縄県が策定したガイドラインについて、様々な意見交換を進めているところだとは思っております。何が言いたいかという、農家の皆様を使い勝手のいい内容で進めているとは思っておりますが、そのあたりの進捗状況をお聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

県の事業実施要領及び運用規程に定められた補強・改修の範囲で事業を実施した場合、事業導入を希望する農家が極端に減少するこ

とが想定されたため、補強・改修内容の緩和拡充について数回にわたり県の担当者と意見交換、調整を行ってきたところであります。

このほど県が策定したガイドラインにおいて、補強・改修の例のほか、市の産地協議会において必要性があると判断された場合は、県と協議の結果、同意を得られたものについては対象とするという特例事項が追記されました。このことにより、当該事業を活用できる可能性が広がったと考えておりますので、なるべく多くの農家が当該事業を活用し、施設の長寿命化を図れるよう、市としても支援してまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今年度は市長、県議の御尽力もあり、大変光栄なことに我が豊見城市がモデル地域として先行します。この耐候性園芸施設補強・改修事業をスタートするに当たって、私は長期的に事業の継続性を強く求めていきたいと思っております。国が示す農業に関する一括交付金の全体6億4,000万円となっておりますが、次年度以降なんですが、南部地域を中心に各市町村からも手を挙げてくるのはもう予想されております。豊見城市の分配として、最低でも今回の3,000万円というのを下回らないというのが我々の仕事でもありますし、しっかりと国・県に訴えていくというのが我々の仕事でもあります。行政としてもしっかりとこの数字を下回らないんだという強い思いを持っていただいて、担当課として実施計画等にも積み上げ、そして計上して行って、令和6年度はこうするんだ、7年度はこうするんだというのもしっかりと計画を示していくべきだなと強く思っておりますが、その辺の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市としても当該事業を活用した施設の長寿命化を一層推進するため、引き続き事業に係る予算要求を行っていく予定でございます。生産農家への要望調査を実施し、必要な事業費を確保できるよう、実施計画及び予算関係部署との調整、要望を行ってまいりたいと考えております。また、沖縄県に対しても引き続き要望調査等を通しての事業継続、予算確保の要求を行ってまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

4月の交渉から始まりまして、今後モデル地域としてスタートするまで、本当に担当課の皆様にはご苦勞をおかけしているなど実感しておりますが、さすが農業のまち豊見城だなどと思ってもらえるように、一発目の事業なのでしっかりと組み立てて、いい方向に進んでいけたらと思いますので、よろしく願います。

②沖縄県の戦略品目として、本市はマンゴー、トマト、パパイヤの拠点産地指定を受けています。拠点産地の品目拡大として葉野菜も取り入れる必要があると強く考えます。当局の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市は県内有数の葉野菜生産地として知られていることから、葉野菜の付加価値及び市場競争力を高め、生産農家の所得向上及び生産拡大、安定供給を目指すことは非常に有意義なことと受け止めております。沖縄県は、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、野菜の生産振興に向け消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産供給が可能な拠点産地の形成を推進する旨を定め

ていることから、今後本市の葉野菜についても拠点産地としての可能性を協議し、戦略品目として位置づけられるよう働きかけていきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

これは令和2年度の実績資料から抜粋したもののなのですが、コマツナが47.8%、ホウレンソウが52%、チンゲンサイ61%、ミズナに至っては74%も県内シェアを占めているんです。まさしく葉野菜のまち豊見城と言っても私は過言ではないのかなと。データが示しているとおり、そうっております。葉野菜の可能性を含めて、沖縄県に拠点産地として、戦略品目として位置づけていただけるように粘り強く交渉していただきたいなと思っております。改めて見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員がお考えのように、本市としても主要作物である葉野菜のブランド力、付加価値向上のためにも戦略品目として広く認知されることが重要と考えております。今後も引き続き沖縄県との意見交換のほか、生産農家も含めた要望を行っていくなど、県においても新たな戦略品目の認定に向けた取組を推進してもらえよう働きかけてまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

今経済建設部長がおっしゃられたように、本市の拠点産地品目、マンゴー、トマトを含めて今回の葉野菜、そして様々な農業の可能性を含めて、私は観光振興計画とか、例えば新消防計画とかいろいろあるじゃないですか。その計画のように、今後そこまでは行かなくても、例えば新豊見城市農業振興計画とか、5年単位とかで策定していただいて指針を示すということが大事なのかなと思っております。

す。方向性を示していく必要、それにつながる豊見城ブランドの確立、販路拡大とか、様々あると思うんです。その辺、担当課として結構ご苦労なされる部分が多いと思うのですが、その辺の方向性を示していくというお考えがないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

持続的な農業生産基盤の保全、農地利用区域及びマンゴー、トマトなど、主要作物の安定生産に向けた目標数値、指標等については、豊見城市農業振興地域整備計画及び豊見城市総合計画にそれぞれ位置づけ、取り組みを行っているところです。今後葉野菜についても同様に、本市の主要作物として生産拡大を図るため、選択と集中による主力品目の選定、生産地域の集約化が必要であると考えております。実施に当たりましては、既存の総合計画、農業振興地域整備計画の見直しの際に、これらの目標及び取組内容を同計画へ位置づけ、これまでの取組と併せて計画的に推進していきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

引き続き、よろしく申し上げます。

③豊見城市与根地区観光交流施設ゆにまーの活性化に向けて、行政として抜本的な施策を展開していく考えはないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根地区観光交流施設ゆにまーるにつきましては、一括交付金で整備を行い、令和4年4月に供用開始を行っており、現在は糸満漁業協同組合与根支部が指定管理者として管理運営を行っております。指定管理者におきましては、施設の管理運営のほか自主事業として遊漁船の手配や岡波島渡し、ゆにマル

シェ及び鮮魚直売などを実施しているほか、現在は企業と連携し、海底に設置する漁礁にサンゴを植え付け、その生育状況を24時間リアルタイムで確認できるようなサービスの開始に向け、取り組んでいる状況でございます。このような取組が周知されることで、今後の活性化につながるものと考えておりますので、引き続き指定管理者と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

もちろん指定管理者の自助努力が一番必要なのは理解しておりますが、やはり現場の人数も足りていない状況もお伺いしておりますし、職員も観光協会や体育協会のように職員の派遣というのは難しいようなので、しっかりと行政の知恵やアイデアを出していただき、様々な意味で誘導していただけたらなと思いますので、よろしく申し上げます。

(3)スポーツ振興について。

①昨今、目覚ましい活躍を見せる豊見城の子どもたちと保護者の皆様の負担を軽減するためにも、「新スポーツ基金」を創設し、未来へと投資していく必要があると強く考えます。当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、スポーツで目覚ましい活躍を見せる子どもたち、今本市は派遣費を助成する中で支援をしているところでございますが、その財源は先日の答弁でもご説明しましたとおり、一括交付金と人材育成基金等から支出をしているところでございます。議員ご提案のスポーツ振興のための新たなスポーツ基金の創設につきましては、使途の明確化、財源の確保や執行体制、事業内容などを定めて、効果的な事業展開をする必要があ

ると考えております。現時点におきましては、既存の人材育成基金とのすみ分けやその他の調整事項等を踏まえて、慎重な検討が必要であるものと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

スポーツ基金の創設につきましては、今部長がおっしゃられたように、まず目的の明確化、事業内容、財源確保、そして執行体制が求められてくると思いますが、目的の明確化というのは今後議論が必要かなとは思っておりますが、人間形成の軸として今に至るという方々が多いと思うんです。我々大人になってもですね。何よりも通告にありますように、子どもたちのためにという思いが強い方も多いと思うので、昨今って書いていますけれども、これは今に始まったことじゃないんです。豊見城市の子どもたちの活躍というのは、本当にすごいんです。だから保護者の皆様の負担軽減をしていかないといけないという思いが強くなりますが、通告にも書いてありますように、いろいろな意味で未来へと投資していく必要があるのかなと私は思っておりますが、教育長、見解を聞いていいですか。

○ 教育長 瀬長盛光

今波平議員がおっしゃるように、児童生徒の活躍が著しいということで、子どもたちの人間育成の中でスポーツを通して人を育てるというのは非常に大事な部分だと考えておりますので、今教育部長からありましたように、慎重に検討して進めてまいりたいと思います。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。

私も以前からご提案させていただいている「新スポーツ基金」の創設ですが、子どもたちの派遣費の問題にもつながってくるなというところもありますし、今教育部長がおっ

しゃられたように、多くの財源は一括交付金なんです。だから大変ありがたい事業なのですが、例えば一括交付金が活用できなくなった場合とかも含めて、全て一般財源で対応していくというのはなかなか厳しい現実が待っていると思います。なので、私は何も財布を2つに分けてくれとは言っていないんです。だから、今ある人材育成基金ですか、それを見直し、統廃合を含めて、時代に合わせた基金づくり、使い勝手のいい基金づくりはいいかですかと私は今ご提言させていただいております。今ある人材育成基金ではなかなか厳しい中身もあると思うので、スポーツに特化するのか、そこに文化芸能も含めて入れていくのかとか、今後議論が必要だとは思っておりますが、市民の皆様に分かりやすく、そして活用しやすい基金の創設が今後大事になってくるのかなと思っておりますが、市長も議員時代によくこの基金の話をされておりますが、もう一回むちゃ振りしていいですか。お願いします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

おっしゃるように私も議員時代には、スポーツ基金を創設して、これから活躍していく子どもたちの背中を押したほうがいいだろうというこの質問をさせてもらった過去があります。今もなお、その気持ちは変わっておりません。教育部長、教育長が話したとおり、今ある人材育成基金の中身について、財源もそれほど潤っているわけではないので、それをスポーツ基金にしたほうがいいのか、人材育成基金でこれまでどおり、ここの中身をもっと充実するほうがいいのかということの慎重な議論という中身はそうだと思います。今、波平議員がおっしゃるよう

に、必ずしも名称がスポーツ基金でなければならぬわけではないというふうに私も捉えているのですが、そこについては、これまで輩出してきた多くの子どもたちが大人となって、時にはプロの選手となって活躍されている方々もいらっしゃいますので、その方々の我が市に対するご厚意ということも考えられるところも十分ありますし、話も聞いたことがあります。そういう皆さんからの温かい気持ちによって成り立つ基金にもっともっと拡大して、それが世間に周知できれば、この中身が充実することも、我々の一般財源とか、国による一括交付金とか、県に対する補助金ということ以外のものの集まり方もあるのかなと思っていますので、どういう基金にしていくのかということも含めて周知をして、ご支援いただくということも併せて同時進行で進めていければいいのかなというふうに現時点では考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。

②プロ野球教室等の取組を展開し、多くの子どもたちにスポーツを通し、夢と希望を与えていく必要があると強く考えます。本市が共催・後援の下実施していくべきだと思いますが、当局の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

プロ及びメダリストによるスポーツ教室につきましても、トップレベルの選手を間近で見ることができ、子どもたちへ夢と希望を与えることができることやスポーツ振興のニーズを高め、指導者などの育成にもつながることであると考えております。これまで市独自のスポーツ教室の開催はございませんが、市体育協会、スポーツ少年団、その他の関係団体と

協力して、市も積極的に取り組んでいるところでございます。過去には市内在住の元プロ野球選手による少年野球教室や、近年においてはトップアスリートの合宿等によるスポーツ教室が開催されております。今後は、各種目によるスポーツ教室を、関係機関と協力しながら積極的に取り組んでまいりたいと思っております。近年、スポーツコンベンションでいろいろな方がいらしている中でも、触れ合う場をつくるべく、今教育委員会は頑張っているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

今後について市が共催・後援の下、積極的に実施して行ってほしいという思いがありますので、よろしく申し上げます。金額の大小にもよりますが、当然議論が必要になってくるのも理解しておりますので、今後に向けて市が負担するのかとか、細かい議論もあるとは思いますが、前向きにご検討をお願いします。

今回私のスポーツ振興の質問事項ですが、先ほども申したとおり、未来への投資ということがテーマでした。昨日、吉濱智也議員がおっしゃったスポーツ推進課の新設、すごくいいご提案だなと私も聞いていて思いました。今回私がお提案させていただいている「新スポーツ基金」にもつながってくるのではないかと考えております。市民が分かりやすく気軽にご相談ができる担当課の設置、そしてその担当課は市長部局で設置すべきではないかと私は考えていましたので、その辺はまた議論させてください。例を挙げますと、「スポーツのまち とみぐすく」、市長はバスケット、先ほどお名前を出させていただいた吉濱議員はサッカー、我々は野球といろいろあるんですね。いろいろな意味でスポーツを通し

て学んできたかと思うので、今後は……。ダンスもあります、卓球もありますよね。今後いろいろな意味で豊見城市に恩返しができるように取り組んでいけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(4) 保育行政について。

① 保育施設等入所調整において、きょうだい児で希望する同一の園に入所（園）できない世帯数をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年9月1日現在で、きょうだい児で同じ施設に入園できていない世帯数は66世帯となっております。内訳といたしまして、同じ園を希望しているが別の園に入園している世帯が22世帯、同じ園を希望しているが、どこにも入園できていない世帯が44世帯となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

過去にも何度も何度もこのご質問をさせていただいているのですが、やはりきょうだい児が別々の園に入園となると、保護者は自分の出勤前に当然2園回ります。お迎えも2園回りますし、大きく負担があるのは事実なんです。これはこども未来部長ももちろん理解していただいているとは思いますが、今後きょうだい児の例えば加算点を見直したり、先行してこの22世帯の方から解消していく考えはないかお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今、波平議員からもあるように、別々の園に通うということの負担ということは十分理解をしているところです。加算のお話もありましたが、調整指数4点の加算を行っている状況ではあるのですが、特に1、2歳につい

ては、利用定員数に対して入所希望者が多い状況から、同じ施設に入所できていない状況にあります。弾力化等、園にお願いをしていくことも行っているんですけども、なお解消ができていない状況ですので、引き続きそういうことに取り組みながら、解消に向けて努力していきたいと思えます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

もう2分何秒なので、私は焦りたくないの、(4)②と(5)については次回にやらせていただきますので。

今こども未来部長がおっしゃったように、前向きに「沖縄一子育てに優しいまち とみぐすく」を目指して引き続き頑張っていけたらと思いますので、よろしく願いします。

市長、就任1年を経過されまして、様々なお願いですとか、公約の実現に向けてご尽力されている姿を見させていただいております。本当にご苦労されているなというのも肌で感じておりますが、我々与党市議団もしっかりと一致団結してバックアップしてまいりますので、副市長とともに、しっかりと自信を持って市政運営に当たっていただけたらと思います。

まだ1分あるので……。私事なのですが、来月には人生のビッグイベントも控えておりますし、準備もいろいろと大変なのですが、議会人として、私の信条でもあります「市民の皆様の声をダイレクトに議場へ届ける」という信条の下、引き続き走り回ってまいりますので、執行部の皆様、今後ともよろしく願いします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号13 (21番) 宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宮城恵議員の質問を許します。



○ (21番) 宮城 恵議員 ー登壇ー

おはようございます。会派公明党、宮城恵です。台風6号の際には、市の職員の皆様においては様々な対応に動いてくださり、本当に感謝をいたします。今回の一般質問でもいろいろ問題が提起されましたが、我々議員も住民に近い立場からたくさんの声が届くので、災害時において先日出場したハーリー大会のときのように、全議員でのチームワーク力を発揮して、市の職員の皆様と力を合わせて働いていきたいと考えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、通告に沿って、一般質問を進めてまいります。

(1)教育行政について。

①学校と地域がよりよい学校をつくるためのコミュニティスクールは、保護者や地域が学校の様々な問題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであり、2004年に制度として導入され、2017年には法律が改正されて、教育委員会が設置するものとして努力義務化されました。現在、全国の公立学校の4割以上で導入が進んでいると言われております。今年度は本市においても予算が計上されていますが、本市での進捗状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

目指す教育目標を保護者や地域と共有いたしまして、実現に向け協働していくコミュニティスクールにつきましては、本市においても令和3年度よりコミュニティスクール導入検討会議を開催いたしまして、導入に向け検討を重ね、今年度より座安小学校で導入し、

正式にスタートしているところでございます。今後教育委員会といたしましては、座安小学校をモデル校として位置づけまして、その成果である地域や保護者からの学校支援の意識の高まり、課題である地域や学校運営協議会委員等の本制度の理解等の周知。まだコミュニティスクールが地域に理解が浸透していないという課題もあることから、そこら辺も踏まえながら、この制度が円滑に進むよう、必要な研修を実施し、連携、協力をしながら、市内小中学校へコミュニティスクールの理解を進めてまいります。また、次年度は既に長嶺中学校が導入を希望しており、市内全小中学校への導入に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 ー再質問ー

座安小学校も令和4年度は予算がない中、学校評議員の方で先行的にスタートしたと聞きました。第1回目は、商工会や企業の方も参加され、様々な質問、要望が飛び交ったと聞いております。昨年までの校長は、過去に他市においてコミュニティスクールを経験した方でしたが、今年度は異動されたと聞いたので、本格的にスタートとなるに当たり心配もありましたが、しっかりと引継ぎがされて進んでいるということをお聞きしました。さらに、長嶺中学校も昨年の座安小学校と同様に手を挙げていただき、スタートができるようで大変うれしく思います。いろいろな課題は出てくると思いますが、豊見城市らしいコミュニティスクールを進められるように、そして地域と学校が継続的につながることで、行く行くは災害時などに助け合える自主防災組織を児童生徒も一緒につくっていきければいいのではと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

貴重なご提言ありがとうございます。

コミュニティスクールは、やはり学校と地域がつながることでより地域を強くし、また子どもたちが健やかに育つ環境をつくることが大事だと思っております。その中で防災の取組とか、その他の取組についても、今後コミュニティスクールが進展していく中で議論が進むものと考えておりますが、現時点では、座安小学校で始まったばかりです。小さく生んで大きく育てるつもりで、今コミュニティスクールを取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

成功事例をぜひつくっていただきたいと思います。

コミュニティスクールを運営していくには様々な人材が必要になってくると考えます。生涯学習振興課も力を発揮してくれると思いますが、住民に一番近い私たち議員の力もぜひ使ってほしいと考えます。当局のお考えをお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校と地域との関わりにつきましては、コミュニティスクールの前に学校評議員制度、その他の制度も既に存在していて、その中で市議会議員の中でもPTA会長をされていたり、保護者であったり、そういう立場も踏まえながら評議員になられている方もいらっしゃると思いますので、今後議員という枠でどうするかというところは学校ごとに対応が違ってくるかと思いますが、やはり議員でいらっしゃる方々は多方面で活躍されている方でありますので、そこのお力も借りることも含め

て、積極的に検討してまいりたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。今後もぜひ一緒になって地域コミュニティスクールを盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

②夏休みに学校教育課が開催している『寺子屋学習会』について、今年は久しぶりに開催ができ、参加した子どもたちも親御さんも、とても喜んでいただいております。ただ、自治会のない地域や自治会公民館が近くにない子どもたちのために、市役所の交流広場、もしくは「とみえ〜る」、空手会館などでも開催することができないのかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

夏休みの「寺子屋学習会」の件についてお答えしたいと思います。現時点では自治会との協力の中で寺子屋事業をずっと進めております。今後自治会に加入されていない方が行きづらい状況とか、開催されていない自治会があるというご指摘を踏まえながら、今検討を進めているところでありますが、とみえ〜るや空手会館になりますと使用料を継続的に負担していくことがかなり難しい状況にありますので、今後は地域の小学校等を活用することも含め、幅広い検討を進めながら、より子どもが行きやすい環境をつくっていきたいと考えているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

私のところにもどこに行っているのかとか、行きづらいという声もあったのですが、学校教育課のほうでは「自治会の会員でなくても受け入れてください」ということはお伝えしていることはお聞きしているんですけども、それでもまだどこに行っているのかとか、

自分はどこが一番近いのかとか、いろいろな声もあったので提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

③ある中学校の生徒と親御さんから、眉間の眉毛を整えるためには、親の承諾を得て申請書を提出し、許可証をもらわないと整えることができないという校則があるとお聞きしました。今の時代にこのようなミスマッチな校則がまだ残っていることに大変驚きました。この校則のおかげで、「お前だけずるい」と、この子は友人との関係がぎくしゃくしてしまったそうです。思春期の中学生が眉毛の上とか下とかではなく、眉間の眉毛も触ってはいけないという校則はいかがなものかと考えます。この校則について市内の中学校の状況と、今後見直しや廃止を促す考えがないかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の眉の間を整える校則につきましては、市内3中学校へ確認をしたところ、1中学校のみ、手入れの際申請を求め、許可証を発行する校則がございました。今後につきましては、当該校則の廃止を含め、見直しを検討していくことを確認しているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。生徒からの声をなかなか学校に伝える、また親御さんも伝えるというのが何となく気が引けてしまうというか、この親御さんが言うには、成績に響いたりしたらどうしようというような考えで、直接なかなかなくしてほしいという声は届けられないということもあったので、校則は学校長がというのは分かっているんですけども、ぜひ促していただきますようによ

ろしく願いいたします。

④長嶺中学校の通学路、高安へ抜ける農道に街灯が全くなく、防犯上とても危険です。暗闇でけんかをしているのを見かけたこともあり、とても心配という保護者の声も上がっています。子どもたちの安心安全のために街灯設置を強く求めますが、市の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では、通学路安全推進会議の構成員が毎年実施しております「通学路安全点検」の中で指摘があった場合は、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合は、地域の自治会へ設置の相談、また、それ以外の主要な通学路で小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上特に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に向け取り組んでおります。ご質問の箇所につきましては、長嶺中学校が作成している安全マップの中で、見通しが悪い農道、危険、不審者が出没するというマーク等、特に怖い場所と示されており、強く注意が促されている状況であります。長嶺小中学校の児童生徒には、部活動等で帰宅が日没になる場合には、犯罪や事故に巻き込まれることを避けるため、見通しのよいところや車両、人通りのある場所を通過して安全に帰宅していただくようお願いしてまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

とても危険な場所、私も長嶺中学校出身なので、その農道のことはよく分かるんですけども、そこを通るなどと言われても上から、長嶺小学校のほうから帰るとなるとかなりの遠回りになるので、あまりそういうふうには遠回りして帰る子どもはいない。現在もない

と聞いております。実際に中学校の通学路として子どもたちは利用しています。ぜひ街灯の設置をしてもらいたいと考えますが、もう一度見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

農道ということで、防犯灯の設置についてはハードルが高いと考えております。当該道路の安全対策としましては、不審者について市民からの不安の声が上がっている旨を豊見城警察署生活安全課に相談しましたところ、パトロールの強化といったお話もありますので、警察の協力と教育委員会や学校に対して、児童生徒へ日没後の帰宅に際して、先ほどもお話ししましたように注意喚起をお願いしていきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

農道ということでハードルが高いというのは、以前にも多分何名かの議員の方がこの話は出していると思うので分かるんですが、農作物に影響の出ないようにタイマー設置とかも考えながら、農家さんと話し合いをしながらできる形を見つけて、ぜひ街灯設置をしていただきたいが、再度検討をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

農道につきましては、夜間照明があると作物の生育に影響があると思われまます。野菜の中には人工の光で生育に悪影響を与える場合もあると考えております。その辺は設置できるか、当然農業をやられている地権者の皆さんや所管している部署との調整が必要になるかと思っておりますので、そこは今後調査研究させていただければと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ子どもたちが安心安全に通学ができる

ように、よろしく願いいたします。

(2)に移ります。豊見城団地の安全整備について。

豊見城団地内施設の共用部分廊下が滑って危険なので、廊下に滑り止めをと6月の一般質問で求めてきましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

豊見城団地、市改良住宅の共同部分の滑り止めの対策につきましては、台風6号の影響により、作業日程に若干変更は生じましたが、令和5年7月18日からB棟、C棟、E棟、D棟、L棟の順に施工を行い、8月24日に全ての棟の滑り止め作業を完了しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

5棟全て終わったと聞いて大変安心しました。早い対応に感謝いたします。これからも市民の皆さんが安心して暮らせるように、よろしく願いいたします。

(3)に移ります。市長公約に掲げる全天候型室内公園整備等について。

①既存の民間施設（豊崎地域にあるトミトン等）を活用して整備をしていく考えがないか、市長にお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

全天候型の室内公園整備等につきましては、現在の気象状況等を鑑みると、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできる環境を整備することは、行政として喫緊の課題と考えております。市が新たな施設を整備することは多大な予算を伴うこととなりますので、既存の施設の活用を検討することで民間事業者との連携を図り、民間の活力を活用できると期待できるため、有効な手法だと考えておりま

す。また、施設を整備することにより、エリア一体のにぎわいが生まれることなどの効果も併せて期待ができ、相乗効果による活性化が図られるものと考えております。しかし、民間事業者の施設を活用した整備となりますので、本市の方向性と民間事業者の考えが一致することが前提条件と考えますので、今後意見交換を含め、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

民間事業者と意見交換を含め検討を重ねているとの答弁であります。実現へ向けて民間事業者へアプローチはされているのか、市長の答弁をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、何か所かの民間の事業者との意見交換を行っているところであります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

市長公約でもありますし、季節、天候などに影響なく、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできる環境整備に努めていただきたいと思います。ぜひ前向きに、民間事業者に対して市長がプレゼンをしていく思いで、引き続き話合いを進めていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今、現段階の状況としては総務企画部長が話したとおりであるのですが、今恵議員がおっしゃるとおり、これは私の政策の一つでもあります。実際に政策だから推し進めるわけではなくて、困っている親御さんと遊ぶ子どもたちは当然ながら、未就学の子を特に対象としてやっているのですが、天候に左右されることなく、この時期の真夏の12時の中、炎天下に照らされている遊具などというのは

もう触れたものじゃないですし、そこから発想が始まっていますし、完全室内型でエアコンのきいた状況でフルに子どもたちが体を使って遊べるという。未就学児だったら、その室内のスペースでも十分に体を動かしていけるということもありますし、全国的にはすごく広がっている話ではあります。まだこの暑い沖縄では広がっていないことが不思議なぐらいであったんですけども、そこについて私の思いとして、豊見城市民はもとより、県内に波及していくことであろうということも将来的には考えていますので、熱い思いをぜひ民間の皆さんにも分かっただけのように機会をつくってお伝えをしながら、実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひよろしくお伺いいたします。

②豊見城市の中心部に描いている森の風テラス構想の中でも整備をしていく考えがないか、市長の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、同エリアにつきましては基本構想の策定を行っているところで、スポーツゾーン、ウェルネスゾーン、ビジネスゾーン、憩いのゾーンの4つのゾーニングを今計画しているところであります。今後基本計画を策定する中において、4つのゾーニングにおける機能、施設等を検討することとなりますので、全天候型室内公園の整備についても検討がなされるものと考えております。また、本エリアの整備につきましては、補助制度の活用のほか、民間活力を活用するPPP/PFIについても検討をすることとしておりますので、現時点において整備の方向性についてお示しは致しかねますが、ご理解をいただければという

ふうに考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

4つのゾーニングが示されましたが、全天候型室内公園については、憩いゾーンの中で整備されるものと考えてよいのか、見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

4つのゾーニングの中で憩いのゾーンの部分に入るかというふうに認識しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

市長公約実現へ向けて、私たち議員団も一緒になって汗をかいてまいります。市長、ぜひ市長の思いを改めてお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えいたしたいと思います。

森の風テラス構想については、本当に熱意がありますし、ただ実現に向けてのプロセスにおいては長期スパンになるのかなということも踏まえているんですが、一つずつ課題をクリアしながら固めて、市民が求める「これでよかった、これができてよかった」と思えるような完成後の運用もそうです。「あってよかった」と思えるような施設にしていきたいと思っていますので、今全天候型の拠点を市内に西側と中央側で設けるというのは、当然あってしかるべきことだと思っていますので、そこも含めて外からおいでいただく方々も満足、当然住んでいる市民の皆さんも満足というような施設を目指してやっていきたいと思っていますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

力を合わせて頑張っていきましょう。

(4)安心・安全な街づくりについてに移ります。

①高安方面から真玉橋向け県道11号線から市道127号線豊見城ニュータウン向けに車両が右折する際、渋滞時に直進してくる車が多く、信号の時間も短いため曲がれずに赤になってしまい、交差点の真ん中で立ち往生してしまって危険と住民から声が上がっています。先日、豊見城ニュータウン自治会長から、信号機を時差式にしてほしいと要望を出しましたが、時差式は全国的に見直しを進めているところであるため難しいとの返答をいただきました。そのままでは大変危険な箇所であるため、再度右矢印の信号機を求めたいが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ご質問の交差点の進行方向については、右折の矢印信号の設置の条件となる右折専用車線がある交差点になっていると認識しております。信号機を管轄している豊見城警察署に確認したところ、交差点の形状としての条件に加え、当該信号機の設置の効果、交通量や交通事故の発生形態などを踏まえての検討が必要であると伺っておりますので、地域の住民の交通安全の確保のため、豊見城警察署と意見交換を重ねてまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ安全確保のために、今後とも続けてよろしくお願ひしたいと思います。

②豊見城団地の郵便局前十字路ですが、市道27号線をユニオン方面から車で進み市道47号線に入るために右折をする際、渋滞時に直進してくる車が多く、信号の時間も短いためなかなか右折ができず、信号が変わっているのに十字路で立ち往生してしまい、こちらも大変危険です。右矢印信号機を設置を求めたいが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

右折の矢印信号機の設置につきましては、先ほど条件等のお話をさせていただきましたが、ご質問の豊見城団地大通りから豊見城団地内郵便局向けの出口付近に右折専用車線を整備することは、現在の道路の幅では厳しいということから、信号機に右折矢印をつけることは厳しいのではないかと考えております。なお、危険防止の観点から、当該交差点は歩行者が横断するときに交差する車両は赤信号となり、横断歩道を利用する児童生徒や市民の安全性に配慮した運用となっております。歩行者専用現示方式というような形が取られていまして、全ての方向の自動車等も同時に停止させている間に、全ての歩行者等を同時に横断させる方式として信号が設置されているようです。斜めの方向には横断はできないようなのですが、そういう安全性を確保されている状況です。今後も引き続き、当該交差点を利用する児童生徒や市民の安全確保と交通渋滞対策について、関係部署及び豊見城警察署と意見交換をしてみたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

この十字路は、結構たくさんの方からの声が上がっているのです、何かできる方法をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。私も実際、何回か繰り返しながら渋滞の時間に通ってみたんですけども、右折できる車両が本当に1台もなかったり、本当に1台曲がれずに真ん中で止まってしまうとか、とても危険。赤信号になってからその1台目が右に曲がり、さらに後ろの車も赤信号なのに曲がるという状況があるので、ぜひいい形で何かできないか、今後ともご検討いただきました

と思いますので、よろしくお願いいたします。

(5)に移ります。市民の生活を守る為にできることについて。

オレオレ詐欺や国際ロマンス詐欺、フィッシング詐欺、還付金詐欺等様々な詐欺があり、「まさか自分が」と思っている、SNSで出会った海外の人に言葉巧みに巻き込まれて大金をだまし取られ、家族の絆にまで亀裂をつくってしまう場合や、騙された自分に悔いて命を絶つ方もいると聞きます。私のところへも相談にいらした市民の方がいらっしゃいます。そのような詐欺に市民の皆様が巻き込まれないように、市の広報や公式LINE、ホームページ、庁舎前の電光掲示板、また自治会などでチラシの配布やポスターの掲示等で、いま一度注意喚起の周知徹底を促すべきと考えますが、本市が最近周知した方法と今後の取組をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

様々な詐欺に対する市民への注意喚起につきましては、国や県など関係機関からの情報提供をもって市民へ周知を行っているところです。ご質問の最近周知した内容といたしましては、独立行政法人の国民生活センターの情報に基づき、市公式LINEを活用して災害に便乗した悪質商法への注意を促すことを行いました。今後も国・県、関係機関などからの情報提供に基づき、市ホームページや市公式LINE、自治会長会などを活用して、市民へ注意喚起を行ってまいります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

例えば国際ロマンス詐欺などにおいては、実際に犯罪に巻き込まれても声を上げづらいということも多いと思います。泣き寝入りし

ている方も、もしかすると豊見城市の中にもいらっしゃるかもしれません。そういう被害がさらに出ないように、これから特に年末に向けて、さらに魔の手も伸びてくる機会が増えてくると予想されますので、ぜひさらなる周知の徹底をお願いしたいと思います。今後定期的な周知を強く求めたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

#### ○ 市民部長 上地五十八

先ほども答弁しておりますが、様々な詐欺等に対する市民への注意喚起につきましては、LINEとかホームページ、様々なツールを活用しながら周知をしていきたいと考えております。

#### ○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

ちょうど昨日の沖縄タイムスにも沖縄県内の中部なのですが、中部の方がロマンス詐欺に巻き込まれたということが載っておりました。被害に遭った方は女性で、フェイスブック上でやり取りをされていたんですけども、やり取りを重ねている間に男性が女性に会いたいと、沖縄までの旅費として現金140万円を口座に振り込むよう頼んできた。男は払わなければ訴えるなどと迫ったと言います。女性は言われたとおりに、国際送金しようと高原郵便局を訪れて、窓口の方がおかしいと気づき、詐欺ではないでしょうかということで警察に相談をして、被害にはならなかったということです。現実に沖縄の方も実際に詐欺に遭われていると新聞にも載っておりますので、ぜひ今後とも市民の皆さんが目につきやすいという形で注意喚起、周知徹底をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

(6)に移ります。(6)保育行政について。

国では少子高齢化が叫ばれ、2022年度には出生率が過去最少の80万人台を割り込みました。国は今年1月に、少子化問題は待ったなしの課題で、異次元の少子化対策の検討を表明し、6月には「こども未来戦略方針」を示しました。出生数を上げるためには、お父さん、お母さんたちが安心して子どもを産めるように様々なことを整備していくことも大切になりますが、出産後も安心して子どもたちを健やかに育てられるように整備していかなければなりません。私のところに先日、4歳、2歳、そして生後2か月のお子さんがいらっしゃる方が相談に来ました。もうすぐ下の子が3か月になるが、3か月になると豊見城市では育児休暇中の上の子の保育時間が時短保育になる。他の市町村では6か月までは標準時間保育をしてくれるところもあるのに、豊見城市もできないかというお話でした。産後も安心してゆとりを持って子育てができるように、市内保育園等における育児休暇中のきょうだい児の保育時間の見直しをするお考えがないか、見解をお伺いいたします。

#### ○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市では、豊見城市子どものための教育・保育給付認定等に関する規則において、市内保育園等を利用する際の保育を必要とする事由が育児休業等である場合、その適用期間は育児対象児童が2歳に達する日が属する月の月末までとし、保育必要量は保育短時間と定めております。その理由といたしまして、適用期間につきましては、育児介護休業法における育児休業制度の取得期間が最長2歳までとなっていることから同様な期間で設定しており、保育必要量につきましては、育児休業等は比較的自宅保育の時間を確保すること



が可能との判断により、保育短時間といたしております。議員ご質問の見直しについては、特に保育短時間を保育標準時間とする場合には、新たな保育士の確保が必要となる場合も想定されるなど課題もございます。本市では待機児童解消に向け、保育士確保策等を実施している状況もあることから、現時点での保育時間の見直しは困難であると考えておりますが、今後は県内他市の動向も注視しながら、必要に応じ検討をしてみたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

豊見城市において待機児童のこともあり、保育士不足ということがありますが、現時点での本市の不足している保育士の人数は何人でしょうか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時18分)

再 開 (11時19分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本年4月1日現在の人数としましては、3施設で7人ということで報告を受けております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

育児休業中のお母さんたちは、仕事を休んでいるからとは言え、朝から晩まで大忙しです。時短保育になると4時のお迎えになります。そうすると仕事をしているお父さんを頼ることもなかなかできず、赤ちゃんを抱っこして上の子を迎え、お風呂に入れて晩ご飯の準備をしてバタバタ、そこでお父さんがいつもより遅く帰ってきたとしましょう。お帰り、

お疲れさまの前に、「何でこんなに遅いの。」と鬼嫁が出現します。お父さんもお母さんも心穏やかに、ゆとりを持って子育てができる環境を整えていけるように、ぜひ金武町や中城村と同じく6か月まで上の子が標準保育の保育時間で預けられるように、本市も見直してほしいと考えます。先ほどの答弁からすると、市として保育士の確保ができれば、育児中、育児休暇中も標準保育ができるということでしょうか、見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

様々な課題がある中の一つとして保育士不足というところもありますので、他市の状況も踏まえながら、今市としましては、全ての市において保育短時間というところの認識でありますので、そういう先進の町村等もあるということは認識をしているところでありますが、本市における課題等もまだございますので、そういうことの解決に向けて取り組んでいけたらと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

子どもが多い豊見城市ですので、ぜひ豊見城市に来たら本当に赤ちゃんを産み育てることがとてもしやすい、穏やかに子育てができるというふうな本市にしていきたいと思っておりますので、今後ご検討のほうをよろしくお伺いいたします。

以上で本日の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時21分)

再 開 (11時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○（2番）宜保龍平議員 —登壇—

皆さん、こんにちは。城の風、宜保龍平でございます。一般質問に入る前に、6月定例会で私が一般質問で提案させていただきました金融リテラシーの件で、早速秋の合同相談会ということでライフプラン相談というのを10月5日に実施します。早速その私の思いを酌み取っていただいて、市長をはじめ担当課も本当にスピーディーに動いてくれて、実施に至ったことに本当に感謝を申し上げたいと思います。ライフプラン相談では、今の自分の将来に向けた設計や改善点などをライフプランナーに相談してもらって、今生活している。何もせずに生活したら老後、大変なことになる。けれども相談をすることで改善点を見いだしてやれば、老後が逆に安定する。本当にすばらしい相談なので、市民の皆様、ご機会があれば参加していただければと思います。では、一般質問に入りたいと思います。

(2)災害復旧について。

3月定例会でも質問したが農道184号線下ののり面について進捗状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農道184号線の下側ののり面につきましては、3月定例会でも答弁しておりますが、民有地であるため、市で対応することは厳しい状況でございます。なお、令和4年度の工事において、当該箇所ののり面に雨水が流れ込まないような対策を行っており、その後についても、大雨時には現場確認等を行っており

ますが、現時点では特に異常等は見られないことから、今後も引き続き注視してまいりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○（2番）宜保龍平議員 —再質問—

この場所については、3月定例会でも質問をしたんですが、土がビニールハウスに落ちそうだということで、この農家の方もいつ土砂崩れが起きるかも分からない状況の中で作業をされている。自分で対策もしたけれども、その柵でさえも押し倒されている状況ということで、どうにかしてくれないかということで今に至って質問をしているんですが、そののり面については民有地だから、市が触れることは厳しいということなんですけれども、いま一度、本当に土砂崩れが起きて、このビニールハウスも全壊しましたとなったときに、行政として、これは地権者の責任だから仕方がないよねという形で終わらせてもいいのかというところにおいてはちょっと疑義があるんですね。その辺について、どういう対策が市としてできるのか、いま一度お聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現場のほうは確認しておりますが、今おっしゃられるようにビニールハウスが土砂によって押し潰されそうになるということで心配はあるかと思っておりますけれども、そのあたり、先ほど答弁もいたしましたけれども、雨水が流れ込まないような対策を行っております。今後も大雨のたびに現場を注視しながら確認します。それと同時に、一度また現場のほうへ出向いて、地権者の方と相談ができればと思っておりますので、今後現場のほうで地権者にお会いして、状況等も確認しながら、今後の対策について検討していきたいと考えて

おります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

経済建設部長がおっしゃるように、地権者の方にも説明していただいて、どのように対策できるのかというところも担当課も一緒になって相談してほしいと思いますし、一番は、やはり農家の方にいま一度会って、丁寧にご説明をしていただいて、このり面は本当に大雨が降っても土砂崩れはありませんというような材料をもって説明してほしいのですが、私、この間いろいろ考えて、市としてボーリング調査とか、そういうものは入れ切れないのですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、今後の大雨の後の状況を現場で計測しながら、滑りが進んでいるのかどうか、そういうものを調査しながら、さらにそれが進んでいるのであれば、調査業務の委託等を検討してまいりたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。そこは引き続き、まず農家の人に来ていただいて、丁寧に説明していただいて、今後も今答弁いただいたこともおっしゃっていただいて、本当に起きてからでは遅いので、ぜひその辺はしっかりと注視していただければと思いますので、お願いします。次に移ります。

(3)フードロスについて。

②から行きましょうね。フードロスの観点から現在本市と市内企業との連携が何かしらあるのか伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市と市内企業との連携につきましては、

現在本市において、フードロスの観点からの企業との連携は行っておりません。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

この質問を入れたのは、フードロスについて行政と企業が提携というか、連携協定というものを組んでいろいろな取組をされている。調べたら一つと出てくるんですけども、豊見城市は今現在においてはやられていないということでしたが、ある自治体では企業との連携の中で、段ボールが落ちたときに中身は全然問題ないけれども、段ボールに傷がついたらもう商品としては扱われない。そういうものをフードバンクとして行政に提供して、それを子ども食堂とか、そういうところにお配りしてフードロス、そして子どもたちの食べ物になるということをやられているということで、この質問をしております。

もう一つは、ポスターを作って、それをスーパー内に「食品ロスの観点から賞味期限が近いものを買いましょう」みたいな、促すポスターを作っているということもあって、そうすることによって環境においても寄与する。食べられるものを捨てるというところが、私はこの間かなり気になっていて、これが子どもたちのため、そして環境のためになるということであるのですが、今言ったポスターの件について、企業と連携するという意味で行っていく考えはないかという部分において、見解をお聞かせください。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ただいまのポスターの貼り付けに関しましては、現在行っている他市町村等の事例等も参考にしながら、取り組める形で検討していきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

私が言った、本当に食べ物を必要としている子どもたちのためもそうだし、環境にもつながる。昨日でしたか、新垣亜矢子議員、川満玄治議員もCO<sub>2</sub>削減の質問をされていたと思うんですが、できることからまずやってほしいというのが私の思いですので、実際豊見城市にもフードバンクをやっている企業があります。そういう方々との意見交換とかということも私は必要ではないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

現在フードロスとはちょっと違うと思うんですけども、フードバンクと社会福祉協議会とのつながりが多く、企業からの提供もされておりますので、社会福祉協議会を通しながら、私どもも一緒に考えていきたいと思えます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ぜひそこはお願いしたいと思えます。

①に行きます。以前より庁舎内でフードロスの観点からフードドライブ等を実施すべきと提案したが取組状況を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

フードドライブの実施につきましては、昨年の一般質問において議員よりご提案をいただき、実施時期や実施方法について検討する旨、答弁をしておりました。令和5年度において実施について検討する予定でございますが、現在担当課において緊急、優先的な事業として物価高騰に対する低所得者等への給付金事業を実施しております。そのため、庁舎内でのフードドライブの実施については、いまだ取り組んでいない状況でございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

取り組んでいないということなのですが、どのようにやるのかとか、そういう検討もされていないということですか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

検討状況でございますが、内部職員で立ち話的なことではございますが、企業にお願いするという。交流広場でそういうことを行うことによって、企業にも周知できるし、市民にも周知できる。また、フードロスにもつながるということで、ちょっとした話はしていますが、それ以上の話が、今のところ他の事業の取り組みをしているものですから、できていないという状況でございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ということは立ち話程度で、ちゃんとした委員会的な感じでは議論はされていないということですか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

実際の会議とか、そういう場での開催はまだいたしておりません。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

福祉健康部長に聞きたいのですが、庁舎内でフードドライブ等をやることに賛同されていますよね。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

賛同されているかということでございますが、フードドライブを実施するというに関しましては、市職員や市民の皆様のフードドライブに対する理解や認識、意識の啓発、また食品ロスの削減の観点からも、庁舎内におけるフードドライブの実施につきましては有意義な取組であると認識しております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

まさにおっしゃるとおりであります。

まず、庁舎内でやって、どれだけ集まるかというところは見えない部分ではあるんです

が、企業にも市民にも職員の皆様にも意識啓発という形でやっていただいて、先ほど質問した企業との連携というの、これをきっかけに生まれるかもしれない。だからこそ、私は庁舎内でやってほしいという思いがあるんですけども、この間、今に至って、昨日の議案もありましたが、職員が不足をしている。そういう組織体制が原因で、いまだ検討もなされていないという部分においては、これは市長にお伺いしたいんですが、そういう形で職員の組織体制の構築も含めて、このフードロスについてのご決意を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

このフードドライブの実施については、以前の質問からやるべきだろうという必要性は十分感じているところではあるんですが、大変申し訳ないところです。組織の体制という部分では、非常にやり切れないところがあるのが現実でございます。当然、急にこれが整うわけではないんですが、必要性は感じていますので、こちらとしても行政の組織内をしっかりと構築した上で、万全なる体制で取り組みを、検討実施の時期とかも含めてやっていきたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

市長、非常に前向きな答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、(1)に移ります。フッ化物洗口について。

①現在の取組状況を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在の取組状況といたしましては、フッ化

物洗口の再開に向け、準備を進めているところでございます。今年度につきましては、市内小学校の1校の1年生を対象にし、1月よりフッ化物洗口を実施できるよう、学校と調整を行ってまいりたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

1月ですか、分かりました。

フッ化物洗口については、まず実証実験という部分においては先行して進めていただきたい。フッ化物洗口のやり方といいますか、週に何回なのか。その辺、具体的に教えていただけますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

今回検討いたしておりますのは、市内小学校の1年生を対象に、1月よりフッ化物洗口。これは週1回、ポーショントイプのものですね。実施方法については、その学校で実施していただくのか、生徒ごとに持ち帰っていただいて家庭でやるのかも含めて、幅広に、とりあえず始めることを重点に置いて取り組んでまいりたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

私の思いとしては、できたら集団でやっていただきたいと思っております。これはなぜかと言いますと、歯の大切さを集団でやることによって、3つの柱があると言われていんです。保健教育、保健管理、組織活動という形で、集団でやることによって、歯の健康を守るだけでなく、自分でおうちに帰ってもしっかりと歯磨きをすとか、そういう意識が出てくる。もちろん虫歯の予防という部分においては大事だし、それ以外にも啓発化されるということにおいては、できたら集団でやっていただきたいと思っております。私の思いとしては、次の質問にはなるんですけども、なるべく早く小中学校、全児童生徒に

フッ化物洗口をやっていただきたいというのが非常に強い思いです。皆さんもご存じのとおり、今沖縄県は12歳以下の虫歯率が全国で1位です。非常に喫緊の課題。本音を言えば、沖縄県全体でやってほしいという思いがあります。昨日、島袋大県議ともちょっと意見交換をさせていただいて、県議も16年間、歯のことについて、フッ化物洗口についてはやってきたと。喫緊の課題ということでやってきたが、なかなか県が動いてくれないということで。市長、豊見城市が先頭に立って始めていただいて、それを波及効果ではないんですけれども、南部から、そして中部、北部、沖縄県という形で、沖縄県の子どもたちの歯を守っていただく、その先頭に立っていただきたいと思うんですが、市長は最後に聞きましょうね。すみません、②に移りましょうね。

②教育委員会のフッ化物洗口に対する見解を伺います。

#### ○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

かねてより宜保龍平議員、フッ化物洗口に関して数々の質問をなされて、思いについては受け止めているところでございます。コロナ前に一度、とよみ小学校と座安小学校でフッ化物洗口、週1の希釈をした形で実施しておりますが、コロナ禍の中で難しい状況があつて中断をしておりました。今年度、また再開をしていくところであります。その思いの中には虫歯予防、その子どもたちの一生を考える上でもQOLを上げていくこと。8020運動もそうですし、その噛む力、ずっと自分の歯で噛めるということは、人生にとって非常に大きなことだろうと思っております。その中で乳歯から永久歯に生え変わる時期、小学校、また中学校にかけてフッ化物洗口をする

ことは非常に大事なことで、教育委員会としても小中合わせて実施できるような形で取り組んでいきたいと思っております。ただ一方では、コロナが5類に移った後も感染があったりして、学校現場では歯磨き指導も一部再開できていないような状況もある中で、今回この取り組みをしていきますので、また教育現場での受け入れの度合いとか、そういうことも考慮していく必要があるものだと思っております。

2つ目は、やはり財源の議論でございます。全体でやるとなると年間2,000万円余り必要になってまいります。小学校1学年、1年間で376万円ぐらい必要だという、それぐらいの額になっていきますので、安定的に続けることで効果が出るものでありますので、そこも見極めながら実施していく必要があるものだと思っております。有効性に関しては間違いがないと考えておりますので、進めてまいりたいと思っております。

#### ○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問

非常に前向きな答弁、本当にありがとうございます。

フッ化物洗口、昨日吉起議員も質問をされていたと思うんですが、フッ化物洗口の有効性とか安全性については、誤って飲んだとしても問題はないと。今日、この場においてちゃんと証明しようかなと思ったんですけども、なかなか時間がないので……。共産党の皆さんも、これについては私はご理解をいただいていると思っております。虫歯になって病院に行けとかではなくて、しっかりと予防することが大事で、部長もおっしゃっていたんですけども、虫歯になることによって集中力の低下とか、あらゆる病気につながる可能性もあるという中で、非常に歯科医師の

皆様もお手伝いをしたいと私に相談がありました。なので、これは市長にお伺いしたいんですが、歯科医師の皆さんと意見交換をしながら、どのようにしたら進めていけるとか、昨日PTAとか、そういう説明会をやるとおっしゃっていたかもしれないんですけども、それを歯科医師の先生と一緒に行くことによって、先生なので本当に安全性という根拠を語れるので、一緒に行くことによって、より説明会がいい方向に進むと思うんですが、意見交換に先生方は来てくれるというふうにおっしゃっているので、一度意見交換ということはどうですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

貴重なご提言、ありがとうございます。

保護者への説明会に際しましては、学校ごとに学校歯科医がいらっしゃいますので、一緒に説明して、理解を求めていきたいと思っております。歯科医師会の皆様の協力をいただくところにつきましては、今後教育長、市長を交えて意見交換が持てる場があるのであれば、つくっていききたいというふうに考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

新潟県は実は30年ぐらい前に始めたんですけども、全国でワーストだったんです。それが今は全国で1位。明らかにデータというか、有効性はもう担保しているぐらいです。財源の問題というふうに、一括交付金とかというのも該当するかというところは検討されているというふうにおっしゃっていたんですけども、私はこれこそ、こども未来基金を活用して早急に市内の小中学校、子どもたちの歯の健康を守るという観点からやるべきじゃないかと思うんですが、市長、この辺についてはどうですか。ご見解をお伺いして

もよろしいですか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

このフッ化物洗口については、私も本当に推し進めるべきものの一つだと思っておりますし、歯科医師の先生方のお話もしていました。私もかつて勉強会に参加したことがありますけれども、沖縄県の歯科医師会の先生方の熱意は非常にすごかったものがあります。当然、先生方の生業として患者が多ければ多いほど、自分たちが持っているクリニックはより豊かになってくるという現象があるんですけれども、それとは全く別で、「本当にこの沖縄県の現状は異常ですよ」ということがあって、「自分たちの生業が影響するかも分かりませんが、そうではなくて、もう根っこのところから直さなきゃいけない」という先生方の熱意を非常に感じた過去があります。今なお、もっともっと理解を深めていこうということで、先生方は自分の仕事以外にも、組織として学校を中心に子どもたちの歯の健康を守っていくというような活動を自分たちの時間を割いてやっていることも私は承知しておりますので、そういうところも含めて、より専門性を持った先生方が保護者の皆さん、学校現場のほうで説明するというのは非常に有意義なことだろうと思っておりますし、豊見城市が試験的にやってきた過去もあり、コロナ禍の間お休みはしましたが、また再開をしていくということの、今年度末になるかと思うんですが、それから新年度はどうなるかということについては、今財源のお話がありました。そこについては長期的なスパン、成果がすぐに見れるものではないかもしれませんが、絶対大事なことだと思っておりますので、どうか財源確保の手段を一体となって見つ

けながら、進められたらいいなと思っており  
ます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

非常に前向きな答弁、ありがとうございます。  
思いは一緒だというふうに感じました。

わがままを言えば、次年度からすぐにも  
全児童生徒、スタートしてほしいということ  
を言おうかなと思ったんですが、準備期間と  
かというのが、多分説明会とかが必要になっ  
てくるかと思うんですけれども、最後に一点  
だけお聞かせください。もうやるということ  
を前提に、説明会とか校長会とかもいろいろ  
あると思うんですけれども、その中でなるべく  
早めに準備をしていただけないかというこ  
ろにおいての見解をお聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会としては進めてまいりたいと考  
えているところであります。ただ、一方では  
学校という現場があって、その中で日々子ど  
もたちを預かって教育にいそしんでいらっ  
しゃる教育現場もあるのも事実であります。  
そのバランスを見ながら進めていく必要が  
あると思っておりますが、思いとしては、一  
日も早く子どもたちのフッ化物洗口ができる  
ような形で取り組んでまいりたいと思ってお  
ります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。

これは本当に喫緊の課題、ぜひとも早めに  
やっていただきたいと思っておりますので、市長を  
はじめ教育委員会の皆さん、本当に私の思い  
を酌み取っていただいて、早めにやっていた  
だければ幸いですので、よろしくお願いを申  
し上げまして、私の一般質問を終わりたいと  
思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（12時01分）

再 開（13時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

— 通告番号15（13番）真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○（13番）真栄里 保議員 一登壇一

日本共産党の真栄里保であります。質問に  
入る前に、所信を述べたいと思います。

9月4日、辺野古の新基地建設をめぐる裁  
判で最高裁は、沖縄県の上告を認めない不当  
な判決を下しました。玉城デニー知事が、地  
方公共団体の自主性や自発性、ひいては憲法  
が定める地方自治の本旨もないがしろにし  
かねないものと深い憂慮を示したのは当然の  
ことであります。仮に設計変更が承認されて  
も、地盤改良などに9年以上もかかると言わ  
れ、前例のない工事でさらに年月がかかり、  
普天間飛行場の危険性の早期の除去にはつ  
ながりません。軟弱地盤は90メートルに及  
んでいるにもかかわらず、地盤改良工事は  
70メートルまでしか行わず、安全性への懸  
念が払拭できない。ジュゴンや希少生物を  
はじめ、貴重な自然環境への影響も甚大で  
す。私人に成りすました沖縄防衛局の行政  
不服審査を同じ国の機関である国交省が審  
査するという自作自演の行為でした。最高  
裁は、沖縄県が示した問題点を何一つ判断  
することなく、民主主義と地方自治を踏み  
にじり、日本の司法に大きな汚点を残し  
ました。日本の司法は、これまで米軍基  
地に関わる問題では、時の権力の意思に  
従う判決を行ってきました。今回の判決  
によって、県が主張してきた設計変更不  
承認の



理由が解消されたわけではありません。28年前の少女暴行事件、県民総決起大会で「軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください」との女子高校生の訴えは、今なお、私たち県民の心に深くしみています。新基地建設ノーの県民の意思は不動であります。私たちは引き続き、県民とともに玉城デニー知事を支えて、新基地建設断念まで頑張りぬくことを表明したいと思います。

それでは、通告に従って質問を行いたいと思います。

(1)災害避難について。

台風6号は近年にない大型台風で、市民にも大きな被害を与えました。被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。同時に、対策と対応、復旧に当たられた担当課の職員に、心から敬意を申し上げます。

①台風6号による市役所への避難者受入数について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風6号における避難所の設置につきましては、地域防災計画に基づき、市役所庁舎を避難所として開設しております。8月1日から7日月曜日までの7日間台風の影響を受けており、市内で約5,100戸の停電が発生したことから、延べ人数であります。避難世帯が47世帯、避難者数92人が避難しております。避難者の中には高齢者19人、乳幼児15人、障害者2人が含まれている状況でありました。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

性別は分かりますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今のところ数字は把握しておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②プライバシーを確保でき安心な避難所になっているか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

台風における避難所の設置につきましては、防災計画に基づいて設置をしているところがあります。避難所につきましては、市役所1階の市民交流広場、2階の保健センターを避難所とし、プライバシーの確保として、展示用パネルを活用し、一定のプライバシーの確保に努めております。また、乳幼児等の要支援者がいる避難世帯につきましては、避難者の状況に応じてベビーベッドのある小会議室へ案内するなどの対応をしております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

私も台風の合間に避難所を訪れて話も伺いました。プライバシーが確保されて初めて、安心して避難できると思います。改めてパーテーションを設置するなど、あるいは那覇市などで行っているように、テントを確保するなどしてプライバシーの確保を行う、このことが必要だと思いますが、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほども答弁いたしました。避難所につきましては、プライバシーの確保としての展示用パネルを活用し、一定のプライバシーの確保に努めており、乳幼児、高齢者がいる避難世帯、要支援者世帯につきましては、よりプライバシーを確保できるパーテーションを活用するなどの対応をしております。避難者が少しでも就寝しやすいよう、庁舎内にあるソファについては、避難所としてのベッドとして活用することができるような仕組みになっておりますので、その辺を活用するなどの対応を行ったところがあります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

乳幼児、あるいは高齢者はもちろん、避難者全員のプライバシーの確保は、最低限確保する必要するがあります。体を拭くタオルを支給したということですが、これでは女性の方は、あのフロアの中で体を拭くこともできない。もちろん男性もそうですけれども、私見ましたよ。でも、あれではプライバシーを確保して、そしてお互いが洋服を着替えたりすることができる環境ではないということをはっきりしているんです。ですから、パーテーションが不足しているのであれば、今後拡充することも含めて検討していただけないか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今議員がおっしゃることにつきましては、こういう災害が長期間に及ぶことは今回初めてでありましたので、しっかりと検討することとします。ただ、今の財政的な問題もありますし、そういうものも含めて全体的に検討することになるかと思えます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

③福祉避難施設は開設されたか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

福祉避難所とは、大規模災害時に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、一般の避難所では生活することが困難な方を対象とした二次的な避難所であり、災害時に直ちに開設するものではなく、必要に応じて開設されます。また、福祉避難所の基準として、高齢者、障害者、乳幼児などの特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。要配慮者を滞在させるために、必

要な居室が可能な限り確保されていることとなっていることから、本市は福祉避難所として介護老人保健施設など、計7か所の福祉避難所を設けております。台風6号におきましては、福祉避難所の開設に至るまでの要支援者の避難者がいなかったことから、福祉避難所の開設の要請には至っておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

分かりました。

その際に、足の確保が困難な高齢者の送迎は今後どのように行うべきと考えていますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

福祉避難所までの移送につきましては、基本的にはご家族やケアマネジャーなどの支援者が行うこととなっております。なお、大規模災害などの場合は、本市は災害時における車両の貸し渡し並びに操縦技術者の人的支援に関する協定を2者と締結しており、本規定により福祉車両、介護タクシー等と運転技術者の派遣を受け、車椅子利用者などの要支援者の移送が可能と考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは、④今後の災害避難の課題について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の台風6号は長期にわたる停電のため、市民から携帯電話など通信機器への充電、断水に伴う給水の要望があり、避難所となっている市役所庁舎で携帯電話などへの充電及び給水の提供を行っております。今後の課題は、長期にわたる災害や停電時への備えの市民への周知、充電及び給水の提供の方法、また避難者が多くなった場合の避難所設営、避難所

運営などの組織体制づくりが挙げられると思います。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

高齢者、障害者などが安心して避難できるためにも、福祉避難所の開設も今後の課題ではないでしょうか。お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の台風につきましては、福祉避難所の開設に至るまでの要支援者の避難者がいなかったことから、福祉避難所の要請に至っておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、福祉避難所も含めた避難所の設営、運営及び移送などを含めての組織体制づくりが課題だというふうに認識しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひします。

それでは、(2)自衛隊について。

日本共産党は、憲法9条に照らせば自衛隊が憲法違反であることは明瞭だと考えています。しかし、憲法と自衛隊の矛盾の解決は一挙にはできず、国民の合意で一步一步段階的に進める必要があると考えます。将来、安保条約を廃棄した独立・中立の日本が、世界やアジアの全ての国々と平和友好の関係を築き、日本を取り巻く平和環境が成熟し、国民の圧倒的多数が「もう自衛隊がなくても安心だ」という合意が成熟したところで初めて、憲法9条の完全実施に向けての本格的な措置に着手をする。そして自衛隊は、災害救助部隊と再編する、このことが望ましいと考えています。かなりの長期間にわたって、自衛隊と共存する期間が続くこととなりますが、この期間に急迫不正の主権侵害や大規模災害が発生するなど必要に迫られた場合には、自衛隊を活用することも含めて、あらゆる手段を使っ

て国民の命を守るというのが日本共産党の自衛隊に対する考えであるということをお初めに述べて、質問に移りたいと思います。

まず、①第16回豊見城ハーリー大会の参加数等についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員の質問を豊見城ハーリー大会のことと理解して、お答えしたいと思います。

ハーリー大会につきましては、去る令和5年7月23日に豊崎海浜公園北側海岸にて、令和元年7月の開催以来、4年ぶりに開催されております。ハーリー大会の参加人数につきましては、1チーム、基本18名で編成されており、80チームのご参加をいただいたので、選手のみで約1,440名の参加となっております。なお、会場には選手のみならず、ご家族やご友人、一般の観覧者も多くいらしたことから、集計は取っておりませんが、2,000名近くの方々にご参加いただいたというふうに思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②自衛隊のハーリー大会への関わりと規模、内容について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

陸上自衛隊第15旅団第15施設隊の15人の皆様には、前日から当日にかけて、テントや足場を含む会場設営及び撤去にご協力いただいております。また、レースの参加として陸上自衛隊自ら2チーム、来賓として4名の方をお招きいたしました。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

参加された市民の方から、自衛隊の車両が目立ち、自衛隊員が制服で闊歩している姿を見ると、自衛隊が主役のようなハーリー大会

だと感想が寄せられています。

③自衛隊の参加についてはどこで誰が判断したか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

自衛隊への民生支援につきましては、これまでのハーリー大会でも依頼しており、今回も慣例に従い、豊見城ハーリー大会実行委員会において依頼しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

これまでハーリー大会に、大規模な形で自衛隊は関わってきましたか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時45分)

再 開 (13時46分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほども答弁しましたが、今までずっとハーリー大会については、自衛隊の方のご協力を得て行っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

これまでのハーリー大会は、大規模な形で自衛隊が参加をする。医療班も全部受け付ける。こういうことはありませんでした。自衛隊が大規模に参加しなくても、立派にハーリー大会を成功させてきました。市民の祭りは、海人の皆さんをはじめ、様々な形で市民参加型で各種団体が参加できる祭りが望ましいと考えます。

④市民のお祭り、行事などに自衛隊を参加させるべきではないと考えるが見解を伺う。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時47分)

再 開 (13時49分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー訂正ー

大変失礼しました。「ハーリー祭り」と述べましたけれども、「ハーリー大会」に変更させていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

この訂正については、議長において許可いたします。

先ほどの市長からの反問権の行使の要求がございましたが、内容の論点、争点を明確にするためという理由でありますので、市長に対して反問権の行使を認めます。

○ 市長 徳元次人 ー反問権ー

すみません、反問権の行使をさせていただきたいと思うんですが、ただいま④のところの質問で、市民のお祭り、大会に変えていただきましたけれども、ハーリー大会に軍事組織である自衛隊を参加させるべきではないと考えるがということの、軍事組織である自衛隊と今明確におっしゃっているんですが、私、これまで防衛白書もそうですが、調べさせていただきましたけれども、軍事組織と明記されているところが一つも見当たらないところではあったんですが、軍事組織に当たるとは私は認識していないんですけれども、真栄里保議員の言う軍事組織の定義を明確にご教示いただければと思います。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

武力を行使することを主な目的とする。この武力を保持している組織である以上は、軍事組織に違いありません。自衛隊は軍隊としての性格を備えている以上は、軍事組織だと思います。

○ 市長 徳元次人 ー反問権ー

再びなのですが、と思いますというのは真栄里議員の主観でありますか。もし主観であるなら、この質問の軍事組織である自衛隊というのは当てはまらないと思うんです。明記されているのがどこにあるとか、自衛隊に関連する防衛白書であったり、その他諸々の資料の中に自衛隊は軍事組織であるという、その定義はどこにあるのかというのを教えてくださいという反問権の内容でしたので、真栄里議員の主観ではなく、そういう資料に基づいた、法に定められた軍事組織であるというものがどこにあるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

軍事組織でない理由、証拠を示してください。

○ 議長 外間 剛

今、反問権の行使です。ですから、今市長が言った根拠をお伝えください。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

先ほども述べたように、武力を保持して、そして敵を攻撃することが可能な武力を保持している以上は軍事組織と、これは世界各国から軍隊というふうに見られているのと同じであります。このことだけで人の質問の時間を奪うことはやめていただきたい。

○ 市長 徳元次人

すみません、時間を奪ってしまって大変申し訳なく思っているんですが、自衛隊は国民の生命、財産を守るための行政機関の一つであります。それが法に明記されているものでありまして、任務は我が国の防衛、2つ目に災害派遣、3つ目に国際平和協力活動であります。その中に軍事組織であるというものが明記されていないので今お聞きしているの

ですが、これがそのまま通りますと、軍事組織の自衛隊というのを我が豊見城市議会から発信されることはあってはならないと思っていますので、この反問権を行使させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。この定義をぜひご教示いただきたいと思っています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時53分)

再 開 (13時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー訂正ー

先ほど軍事組織ということについて述べましたが、国の定義で軍事組織という定義はないということでありますので、そこは訂正して、④市民のお祭り、行事などに自衛隊を参加させるべきではないと考えるが見解を伺う。

○ 議長 外間 剛 ー許可ー

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回のハーリー大会のことについての答弁であります。ハーリー大会におきましては限られた資金及び人手の下での運営となっており、国の機関の地域支援策として設けられている民生支援の活用なしでは実施することは困難と判断しております。ハーリー大会の実行委員会が自衛隊に民生支援を依頼し活用した次第となっております。選手としても自衛隊の参加を禁ずる規定を設けておりませんので、自衛隊チームによるレース参加については、特に問題なかったというふうに認識しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

個人の参加と組織の参加と区別をしていた  
だきたいと思います。

⑤自衛官募集のための名簿の提供について  
伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

自衛官募集のための名簿の提供は行ってお  
りません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

閲覧のみですね。名簿の写真撮影などはあ  
りませんよね。

○ 市民部長 上地五十八

そういう事実は確認しておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

自衛隊法第97条第1項を根拠として、隊員  
の募集のための広報活動をはじめ、幾つかの  
協力を行ってきたとしても、この協力と住民  
基本台帳法に基づく事務処理とは混同されて  
はなりません。ですから同時に、抽出閲覧は  
中止し、適切に対応するように求めたいと思  
います。

(3)窓口業務委託職員について。

①これまで窓口業務の外部委託業者につい  
て伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現在の窓口委託業者であります富士フィル  
ムシステムサービス株式会社、株式会社国和  
システム共同企業体は、平成31年2月から令  
和3年9月までの業務委託契約をスタートし  
ており、現在も2期目となります業務委託に  
ついて、令和3年10月から令和6年9月30日  
までの期間について業務委託契約を行って  
おります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうするとずっと独占した状態になってい

るわけですね。

②民間委託によって、窓口業務の経費は幾  
ら増えたか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

幾ら増えたかというご質問ですが、窓口業  
務委託料の年額8,046万7,200円が増額したも  
のと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

今まで外部委託をしていなかったときと比  
べて、幾ら経費が増えているんですかという  
ことを聞いているんですけど。

○ 市民部長 上地五十八

そこまでの計算は現在しておりませんので、  
窓口業務が委託料、年額の先ほど申しました  
8,046万7,200円が増えたという形で考えてお  
ります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

結局、無駄を省く行政改革、効率化とはほ  
ど遠い実態がここにあるのではないでしょ  
うか、どうでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

窓口の業務委託については、行政改革アク  
シヨンプランにおいて、効率、効果的な自治  
体運営の手法の確立を目指し導入した経緯が  
ありますので、またアクションプランにおい  
ては、そのほか窓口においても検討を進める  
こととしております。現在実施している窓口  
等の外部委託の見直し等については、一義的  
には事務担当課において検証を行う必要があ  
ると考えておりますので、その結果等を受け、  
必要であれば行革でまた再度調整するとい  
うことになるかと思えます。また、総務省から  
の通達、連絡もあります。総務省のほうから  
のいろいろな留意事項の中で、行政サービス

改革の推進に関する留意事項というのがあります。その中においても、特に窓口業務については手続のオンライン化を進めるとともに、窓口の在り方を検討し、デジタル技術のほか、民間委託や申請書等の関係する事務処理を法人等の活用により、さらなる窓口の業務改革の推進に努めることというのがありますので、そういう経緯を踏まえての窓口委託となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

改革も無駄が増えては改革とは言えないのではないのでしょうか。

そこで、③窓口業務職員の定着率について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務の委託業者の中身についてですが、我々がお答えする部分になるのかというのは疑問なんですけど、確認いたしましたところ、令和4年4月1日から令和5年7月31日までの実績で、定着率は70.5%となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

手元に委託業者の労働者派遣事業の事業公開という資料を入手しました。これによるとマージン率は33.0%だそうです。そして委託契約料のうち67%を賃金に、そして定着率も高いとは言えない。効率化にもほど遠い。市役所がワーキングプアをつくり出しているではありませんか。窓口業務の外部委託をやめて、直接雇用することを再度求めたいと思います。

(4)教職員の働き方改革について。

教員の働き方をめぐり、中央教育審議会の特別部会は、教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない危機的な状況にあるとして、国や自治体、学校に加え、保護者や地域住民、

企業など社会全体で一丸となって課題に対応する必要があるとしています。そのポイントは、年間の授業日数を、国の基準を大きく超える学校の改善。運動会や入学・卒業式などの行事での時間を短縮する。教員の勤務時間、インターバル導入の検討。保護者の過剰な要求に組織的に対応し、教育委員会も支援体制を構築すること。授業以外の業務を支えるスタッフの大幅拡充を挙げています。

そこで伺います。①教職員が関わる本来の業務以外の業務について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

平成31年1月に中央教育審議会の新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)におきまして、児童生徒に対して効果的な教育活動を行えるようにするため、これまで学校教師の担ってきた業務についての考え方が示されているところであります。基本的には学校以外が担う業務として、登下校に関する対応等、また学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務として部活動等が示されており、本市教育委員会においては示された考え方を踏まえ、各種支援員の配置や部活動指導員の導入等により業務分担を行い、教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に取り組んでおります。また、その緊急提案にもありましたようなその支援体制の一つとして、先日スクールロイヤーの委嘱もしているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひ教育委員会の積極的な取組を期待したいと思います。

②業務支援員の配置について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

業務支援員につきましては、沖縄県教育支援体制整備事業費補助金を活用いたしまして、教師の負担を軽減し、教員が児童生徒への指導や教材研究等、教育活動に専念しやすくすることを目的に、豊見城市スクールサポートスタッフ（SSS）という名称で、市内小中学校11校に各1名ずつ配置をしているところでございます。勤務日は週3日以内、1日6時間勤務としており、業務内容といたしましては、授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材、資料の整理、宿題等の提出物の受け取り、確認、小テスト等の採点、学校行事、式典等の準備補助等、その他教職員の事務作業の負担軽減となる業務を行っているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ありがとうございます。でも、今の配置状況で十分でしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

十分かと言われると、その先生方の困り感、多忙感というのはまだあるものと考えております。また、どのような支援が必要かも含めて、拡充も含めまして検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひともよろしく願います。

③豊崎中学校のプールの管理清掃について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校のプールにつきましては、屋内温水プールとして整備していることから、学校の授業や部活動以外にも一般の方が利用で

きるよう、指定管理や包括管理業務委託などの事業手法での管理を検討しております。プールの管理清掃や管理区分などの業務委託の事業内容につきましては、今後学校や関係部署と調整しながら、検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

こうした豊崎中学校での新しいプールの管理の形態は、当然他の学校でも大きく進めていく上での指針になると思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これが今後の学校のところにどう波及していくかということにつきましては、今後各学校の状況、あと予算の獲得の状況、予算等が管理委託というご主旨だと思いますが、かなり予算の問題と絡んでまいりますので、今の時点では、これを受けて全学校のほうに波及していくということはお答えできませんが、今後この教員の困り感等もつらまえながら検討してまいりたいと思います。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

教員を取り巻く環境は国でも、国の未来を左右しかねない重大な問題だと指摘をしているわけです。そういう点から駐車場の問題についても、教職員は人事異動が広域にわたり、校外指導、家庭訪問など、個人の車を使用せざるを得ない状況にある。そのため、予算の確保や無料の駐車場の確保が継続して求められる必要があります。

次に、(5)公共施設のLED化について伺います。

電球型蛍光灯をLED化することで、約34%もの省エネ効果があるとされています。LEDは電球型蛍光灯に比べて1年間の電気



代も大幅に抑え、CO<sub>2</sub>削減にも効果があると認められています。

そこで伺います。①市内公共施設におけるLEDの導入状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内公共施設におけるLEDの導入状況につきましては、市役所庁舎や学校を含めた40施設中、全ての照明がLEDの施設となっているのが16件で40%、一部LED導入の施設が11件で28%、LEDを導入していない施設が13件で33%となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②公共施設のLED化を計画的に進めることについてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

公共施設のLED化を進めることにつきましては、豊見城市地球温暖化防止計画第三次計画における取組の一つである省エネ設備等の導入において、蛍光灯発熱電球の交換時にLEDを積極的に選択すると定めております。本計画に沿ってLEDを導入していない施設については、今後検討していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

ここで順番を入れ替えて、(7)を先にしたいと思います。

(7)公立学校浸水対策について。

文科省は今年5月に、水害リスクを踏まえた学校施設の被害対策の推進のための手引きを公表しました。近年の頻発化、激甚化する豪雨等の水害により、学校施設においても大きな被害が発生しています。10年に一度の水害であっても対策を取ることを求めておりま

す。

そこで伺います。①水害のリスクのある学校について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

水害のリスクがある学校につきましては、豊見城市防災マップにおきましては豊崎小学校及び県立ではありますが、豊見城高等学校が高潮浸水予想区域内に位置しているところでございます。県立豊見城高等学校につきましては、洪水浸水想定区域にも入っている状況ということであります。ほかに、そういう区域には入っていないものの、とよみ小学校につきましては、集中豪雨の際に学校敷地内に通る根差部雨水幹線から水が溢れ、裏門からグラウンドに雨水が流入することがあることから、教育委員会としては常々注視しているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②必要な対策をとるべきだと考えますが、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指摘のとおり、必要な対策を取るべきだと考えておりますが、自然災害ということもありまして、一様にこれを、どの対策を取るべきかというところについて明確に方法を見いだしておりませんので、そこは慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

特に、とよみ小学校は大雨が降った際に、根差部雨水幹線から溢れ出た水が地域の周辺の畑にも溢れたり、校庭にも溢れたり、そして高安北交差点も浸水化する。こうした被害が発生しているわけです。ここについても具体的に雨水を適切に排水するための対策が必要ではないでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時18分)

再 開 (14時18分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校内に雨水幹線が走っております。所管につきましては関係部署がございますので、関係部署と協議をしながら、どのような対応が可能かということを検討してまいりたいと思っています。ただ、一方におきましては、流末でうまく水がはけていないという現状の中で溢れているということがあります。運動場に入らないような対策をすることで、逆にほかのところに被害が及ぶ可能性もありますので、ここら辺のところの見極めを慎重に行いながら、関係部署と協議を行っていききたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

学校はどんな場合であっても、安心安全でなければなりません。そういう点で10年に一度のリスクがあるとしても、必要な対策を行う。国の支援を受けて対策が可能になっているわけですから、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

(6)水道の漏水について。

①漏水箇所は年間で何か所になるか伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

直近、各年度ごとに漏水箇所数については、令和3年度が38か所、令和4年度は46か所、令和5年度については7月末時点で12か所となっております。年間に換算すると36か所となり

ます。平均すると、年間で約40か所程度でございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②年間の漏水量と経済的損失額について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

年間の漏水量につきましては、正確に把握できないのですが、沖縄県企業局から受水した水量から市で把握している使用水量を差し引いたものを仮に漏水量とみなし、企業局からの給水単価を乗じて損失額を試算しております。直近の実績で申し上げますと、令和3年度の漏水量が約12万4,000立方メートルで、これは受水量のうち約1.7%に当たります。損失額は約1,400万円でございます。令和4年度の漏水量が約10万6,000立方メートル、これは受水量のうち約1.5%に当たります。損失額は約1,200万円でございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③を飛ばして、④人工衛星を使い漏水を早期に発見し対策を行うことについて伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

衛星画像データを活用した漏水調査については、県内の市町村においてまだ事例はありませんが、全国的に見ると採用している市町村が数件ございます。本市の漏水調査については効率的な調査が行えるよう、マッピングシステムによる老朽管の抽出、配水量分析資料の活用により調査対象地区を定め、図面を作成し、毎年市内水道管の約4分の1に当たる約80キロの調査を行っております。現時点においては有収率が高い数値で安定していることと、現行の調査が効率的に行えていることを踏まえ、衛星画像データを活用した漏水

調査は考えておりませんが、今後は県内市町村等の動向も注視しながら、必要に応じて検討してまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 ー再質問ー

どうもありがとうございました。

—— 通告番号16 (20番) 赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 ー登壇ー

執行部の皆さん、こんにちは。3日目の最終であります。城の風、赤嶺吉信でございます。一般質問の前に、所見を述べさせていただきます。

9月も半ばになりまして、朝晩少しずつ涼しくなった感じがいたします。沖縄の秋の気配、ウチナーグチでミーニグワーと言うんですが、このミーニシを肌で感じて、心地よい一日を過ごしております。

この所見の中で、5年ぶりの開催予定だった豊見城市の第76回市陸上競技大会が急遽開催しないとの一報を受けて、私も今回は砲丸の選手でありまして、また与根自治会の女子助監督を仰せつかっていたものですから、大変残念に思っているところであります。豊見城市においては、島尻郡体育大会において6年連続の優勝という誇らしい実績も持っている本市において、歴史を積み上げてきた陸上競技大会は大きな催事、特別なイベントだと思っております。今回は関係者が5年ぶりの開催に向けて相当な準備をされてきたというふうに感じておりますが、残念ではありますけれども、我が豊見城市もスポーツに深い理解を持つ徳元市長を筆頭に、執行部の皆さんには市に関わる団体等の諸課題の解決を図るとともに、来年はぜひとも開催をしていただきたいと要望いたします。また、市民からの

苦情がございまして、今回は第76回ということではありますが、第77回ではないかというご指摘でありましたので、これは伏せて、皆さん、後で調整をしていただいて、間違いのないように提示してもらいたいと思っております。

なぜかと申しますと、私は昭和37年の生まれでありまして、その37年のときは豊見城陸上競技大会の16回目の競技になっております。今私が61になりますので、61プラス16は77になります。だから間違いというふうに私は捉えているんですが、ぜひ大会の記述については、調べた上で訂正してもらいたいと思っております。前置きが長くなりましたけれども、それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

(1) 学校給食センターの建物について。

学校給食は、学校給食法によって安全で栄養バランスの優れた学校給食が提供されるように定められております。そのためには、学校給食センター建物についても適切に管理運営する必要があると思っております。この質問をいたします。

①現在の学校給食センター築年数について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の学校給食センターは、昭和60年3月に着工いたしまして、同年11月に完成、学校給食の提供は翌年1月から開始しております。学校給食の提供が始まって約37年が経過し、来年の1月で38年目を迎えることとなっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 ー再質問ー

来年の1月で38年目を迎えるということ  
です。次にまいります。

建築物については、耐久年数があっても老  
朽化が著しくなる箇所もあるわけなんです  
ね。それでお伺いいたしますが、②建物の  
耐久性調査について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターの耐久性に係る調査につ  
きましては、令和2年度に学校施設課にお  
いて、豊見城市立学校施設長寿命化計画を  
策定しております。その策定に当たり、学  
校給食センターの躯体の健全性把握調査  
として、コンクリートの強度を調べます  
圧縮強度試験と、コンクリートの中性化  
の進行を調べる中性化試験を実施してい  
るところであります。圧縮強度の結果につ  
きましては高い強度を維持し、強度低下  
について経過年数の影響は少ないこと。  
また、中性化の試験の結果につきまして  
は、理論値に満たない中性化進捗あり、  
劣化の進行は少ないということが報告書  
から確認されております。そのことから、  
学校給食センターは建築から30年以上  
経過しておりますが、躯体には十分な強  
度があるものと考えております。しかし  
ながら建設当時からある内部の厨房設  
備等につきましては劣化もあり、修繕  
や設備更新等を行いつつ取り組んでい  
る現状にありますので、今後の学校給食  
センターの在り方等について、現在検  
討を進めているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございます。

では、②の再質問を行います。給食セ  
ンターは①で38年になるということ  
でしたけれども、鉄筋コンクリートの  
法定耐用年数は47年と言われてお  
ります。耐久性調査ではあと

何年もつと、そのような調査の結果は  
ございましたでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

さきに答弁いたしました長寿命化計画  
によりますと、ただいま45年程度を  
目標使用年数として設定されている  
ところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

②の再々質問を行います。学校給食  
センターの建替えについては、一昨日  
の川満玄治議員と、今日の波平邦孝  
議員の質問でもございました。内容  
も多々似ているようでございませ  
んけれども、再度お答えをしていただ  
きたいと思っております。

②の再々質問でございます。長寿命  
化計画を踏まえると、45年が目標  
使用年数ということでございます  
けれども、残り7年以内には建て  
替えないといけないと思ってい  
ますが、国・県補助事業、また  
PPP/PFIの民間活用を進める  
考えがあるのかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご提案のとおり、整備手法につ  
きましても、補助事業や民間活用  
も視野に、本市の学校給食セン  
ターに望ましい手法を検討する  
べきであろうと考えておりま  
して、今検討委員会を立ち上げ、  
その基本的な方向性について  
確認をしているところでござい  
ます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

では、③学校給食センター建て  
替え計画についてお伺いいた  
します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほど述べました検討委員会  
の中で、今検討事項の検討を行  
っているところでありますが、  
現在4回開催しておりまして、  
センター

の分散整備の方向性、設置場所の方向性、含める機能の方向性、整備手法の比較、残渣処理方法の方向性について議論をしているところでありまして、加えて先進地視察をし、どのような機能を取り組むべきか、どのような施設であるべきかというところの検討をしているところでございます。学校給食センターの建替えについては、市有地または民有地の活用、事業手法によって大きく異なっておりまいますので、具体的なスケジュールについては、これから検討結果を踏まえて決定されていくものと理解しております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

今、教育部長の答弁で、具体的なスケジュールについてはこれから決めていくと。また、いろいろな方向性を4つ、5つぐらい掲げておりますけれども、この建て替えについては皆さんも淡々と進めるような気持ちを持って取り組んでもらっているなというのを感じておりますので、ぜひそれについては頑張ってもらいたいと思います。

再質問に行きますけれども、③学校給食センターの建て替えに関し、建設する場所についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターの建て替えの場所につきましては、市有地、国有地や県有地、民有地など様々な場所を想定しながら、新しい給食センターに必要な機能等を十分に生かせる場所で、安心安全な学校給食が安定的に提供できるような場所とするべきだと考えております。市長からもスピード感を持って取り組むようにということでお話があるところでありまいますので、現位置での建て替えも含め、でき

るだけ早い時期に計画が進められるような選定を進めてまいりたいというふうに思っております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。

一昨日の川満玄治議員の質問の中で、担当部署の課長、栄養士も含めて県外視察をされたということは、先進地域を見ているいろいろな課題を吸い取ってきたというふうに思っております。この建て替えがスムーズに行くためには、子どもたちが先頭にありますので、しっかりと市長は取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問ではございますが、市長にお伺いいたします。市長は任期中に、PPP/PFIを活用した事業費の積算並びに学校給食センターの規模、場所の選定を市長の前進する実績として取り組むお考えはあるのか、お伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

給食センターに関しては、特に子どもたちの食の安全という観点から大事なことだと思っておりますので、もちろん継続的なことで任期中とは限らないことではあるんですが、なるべくスピードを持って、子どもたちの安心安全に食べられる給食を提供できるような施設を、一刻も早く前に進めたいと思っております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

市長ありがとうございました。様々な課題はあると思いますけれども、その取組を止めることなく頑張っていたきたいというふうに申し上げて、次に移ります。

(2)道路行政についてであります。

市道7号線、市道8号線は、私が住んでい

る下田原地域であります。この交差点については、路面のアスファルトをかなり盛り上げて修繕を行っていることから、市民からは車やバイクの走行時にジャンプするという危険な状態ということで声が上がっております。

そこで、(ア)交差点の路面状況の把握についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の市道7号線と市道8号線の交差点の路面状況につきましては、市道7号線沿いに設置しています水路のボックスカルバート部分は沈下していないものの、周辺の道路である市道7号線と市道8号線との間で約12センチ程度段差が生じている状況であることから、現在注意喚起の看板を設置しているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。経済建設部長も現場を確認されたと思えますが、12センチという大分段差がございまして、この道は段差がありますから、私はそこでブレーキをかけてゆっくり通るんですけども、よそから来る人は、恐らく天井に頭をぶつけて「アキサミヨー」しているかというふうなことですけれども、そこで質問します。

市道7号線と市道8号線の段差がついている原因というのは何なのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道7号線沿いに設置されているボックスカルバートにつきましては、基礎杭が設置されていることから沈下はしていないと考えられ、それ以外の道路部分が沈下しているのではないかと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長がおっしゃるとおり、片方に道路敷きが傾いている状況は、現地を見ればはっきりと確認が取れるところでございますけれども、そこで(イ)の質問ですが、交差点の路面を全体的に修繕する必要があると思っておりますが、当局の考えを伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

当該箇所の修繕につきましては、段差解消のための部分補修を行ってきたところでございますが、抜本的な解決に至っておりません。そのため、交差点の改良事業化を目指し、設計コンサルタントとともに現地踏査を行ったところでございます。現在調査業務費用の見積もりを依頼し、令和6年度実施計画の新規事業として要望しております。今後交差点改良に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、実施計画の新規事業として要望していくというお答えですけれども、では令和6年度の実施計画の新規事業として取り組むのですが、この修繕工事はいつ頃の予定になるのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

実施計画で採択された場合には、次年度において調査、設計を行い、その翌年度において修繕工事を行う計画となることから、計画どおりに進んだ場合には、2年後の令和7年度となる見込みとなっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

早くて2年ですか。私が質問したのは、大きな事故が起こってからでは大変遅いという気持ちなんです。一日でも早く補正予算を組

んでも修繕工事をやる必要があると思っ  
ていますけれども、いかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

工事につきましては多額の費用が見込まれることから、補正予算での対応は厳しいものと考えております。今後は起債事業等による対応ができないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

一日も早くということは何度も言いますが、この修繕工事に多額の費用がかかるというのは私も理解するところでありますけれども、そうであれば現状が今12センチの段差がついているわけですから、応急処置として滑らかにするとか、注意喚起を見えやすいように、夜間でも見えるような措置を講じて、道路を使用する皆さんが快適に道路を使えるような対策は打てるのでしょうか、いかがですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

応急処置についてですけれども、現在注意喚起の看板を市道8号線側の交差点手前に2か所ずつ設置している状況でございますが、再度現場を確認しまして、対応策について検討してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

部長、よろしくお願ひいたします。私、毎日与根にいますので、しっかりと私が監視しますので、よろしくお願ひいたします。

(3)公営墓地について。

①公営墓地の建設計画について、現在の状況を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公営墓地の建設計画につきましては、平成

27年度に豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査の実施、平成28年度に豊見城市公営墓地整備計画の策定、平成29年度に基本設計の実施、平成30年度から令和元年度にかけて実施設計を行っております。地元自治会との合意形成に向けての説明会や意見交換会につきましては、平成29年度から令和4年度までの6年間に12回行っており、令和5年度につきましては、去る5月19日、8月17日に意見交換を行ったところであります。現在地元自治会と随時調整を行っているところであります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市民部長、ありがとうございます。結構な年月がたっているというふうに感じます。

当初は嘉数自治会の皆さんも公園工事であるとか、また公営墓地の件であるとか、いろいろ前市長が、あの当時は宜保晴毅市長のときに公園整備の計画で説明に行ったというふうに聞いております。

そこで再質問をしますが、令和元年度に実施計画は完了していたということなんですけれども、その当初の計画では工事が終わるのは何年を予定して計画を立てていたんですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当初の計画では令和3年度工事着手を予定しており、令和5年度には完成の予定でありました。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

そのとおりなんです。本来であれば公営墓地計画は完了していると言ってもおかしくないんですね。

そこでまた再質問をいたしますが、地元自治会は当初、公営墓地計画を了承していたのではありませんか、どうですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公営墓地の必要性につきましては、地元自治会も理解を示していただいていると思います。また、公営墓地の立地に向けても、話し合いなどについて協力的に対応していただいているものと認識しております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

6年以上もかかるといういろいろなことが見えなくなるというのが現状でありまして……。

再質問いたしますけれども、今まで地元自治会との合意形成が図れない理由は何があるのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

地元自治会への説明会等を行う中で様々なご意見やご要望をいただいております、その検討や調整に時間を要している状況であります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

私も公営墓地については何度か質問をしておりますけれども、多分平成27年頃に公営墓地の質問をしたと思いますが、嘉数自治会の公園整備の中に公営墓地を設けるといふ際に、選定をされた5か所の地域がございますよね。平良、高嶺、渡嘉敷、5か所あったと把握しておりますが。候補地もあったと思っておりますけれども、もしこの場所でなければいけないという理由がなければ、ほかの候補地も検討することは可能なのかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査において、先ほど議員からありました候補地として可能性の高いと評価した候補地5か所がございます。その5か所について、アクセス道路の状況や周辺集落への影響、景観への配慮、傾斜に伴う工事費の増大等の総合的な

観点から判断し、現在の嘉数地内を最終候補地としております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

分かりました。再質問を考えていたんですけれども、②についてはよろしいです。

③に行きます。公営墓地建設が遅れることで、市民への影響が出ると考えておりますが、見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

公営墓地を担当する生活環境課のほうでは、公営墓地の建設に関する問い合わせや早期整備を求める市民からの問い合わせがしばしばあるとこのことですので、公営墓地の早期整備が望まれていることは認識しております。整備が遅れることにより、墓地の散在化を進み、今後市街化や土地利用、景観の悪化、無縁墓地の増加等、様々な問題が生じる可能性があり、市民の方々に与える影響は大きいものと認識しております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

理解できました。公営墓地についても市民の方はものすごく待ち望んでいるわけですね。今永代供養とか、お墓がないものですから、家族は永代供養という形を取らざるを得ないというのが現状だと思うんですね。公営墓地建設については、市の計画としてあるわけですから、この質問の中で今まで6年以上かかっているということですから、早急に公営墓地建設が実現できるように、知恵を絞って頑張ってもらいたいというふうに言っておきますので、よろしくお伺いいたします。では、次にまいります。

(4)生活環境行政についてであります。

不法投棄について、(ア)不法投棄の現状を把握しているのか伺います。



○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

不法投棄については、市民等の発見者からの通報や相談により現場確認を行い、不法投棄者が特定できないかを確認しているところでもあります。不法投棄されている主なものは、家電製品などのテレビや冷蔵庫、洗濯機が多く、また不法投棄の場所としましては、特に夜間などの交通量の少ない道路や農道、人気のない草木が繁茂している場所となっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

再質問いたしますが、この不法投棄については、豊見城市全区域の不法投棄のことを聞いておりますけれども、特に与根漁港の護岸敷きや国道331号線桁下のところにもものすごい量のごみが放棄されているという状況がありまして、この原因は何かと見たときに、そこに大きい防犯カメラが北港に向かって3つあるんですが、台風や防風でカメラ自体が吹っ飛んでしまって、カメラがないんです。だから、不法投棄される方も「監視カメラがあります」という看板があるんですけれども、カメラがないものですからそこにごみを捨てていくんです。ここをまた次に通る人は、ここがごみ置き場と思って、後ろから後ろからごみが積もってくる状況なんです。そこを見かねて、どうにかこれを設置できないかということで質問しておりますので、再質問の中で、監視カメラの設置状況について、対応はどのようにするのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港内に設置しております監視カメラにつきましては、議員ご指摘のとおり、経年劣化による故障や紛失しているものがありま

す。現在監視カメラ設置につきまして、再設置の準備を行っております。準備ができ次第、対応してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。

カメラを今後取り付けるのであれば、後ろから破損がないように鉄板で帽子を作ってあげれば長持ちするのではないかと考えていますので、その点は経済建設部長にぜひお願いをしたいと思います。

再質問であります。与根漁港内は多目的広場もあります。少年野球、サッカー、ペタンク等で市民が多く理由している場所がございまして、行く行くは事故防止にもつながっていく監視カメラであります。準備ができ次第取り付けるという答弁でございましたけれども、この取り付けについてはいつ頃の予定なのか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時57分)

再 開 (14時57分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ただいま準備をしておりますので、準備ができ次第、対応とのことですので。今年度中には設置ができるものと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく申し上げます。無理を言っているようで大変恐縮なんですけれども、よろしくお伺いいたします。では、次の質問に行きます。

(イ)今後の対応についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市としましては、草木の繁茂等により不法投棄がされないよう、各管理者に対して不法投棄されない環境づくりの啓発に努めてまいります。また、監視カメラ及び看板の設置により、設置箇所周辺の不法投棄がなくなる、または減少する傾向にあることから、一定の抑止効果が働いていると考えておりますので、令和5年度中に監視カメラを2台追加購入し、不法投棄対策の強化を図ります。今後も監視カメラや看板による抑止を継続しつつ、定期的なパトロールを実施し、不法投棄の状況などについて関係部署と情報共有を図り、未然防止に努めてまいります。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

最後になります。私が思っていることを言いますけれども。不法投棄というのは、各地域の皆さん、一人ひとりの市民が監視役だと思っております。重要だと思っているわけですね。この不法投棄については、各地域が力を合わせて監視をすれば減っていくのかなというふうに思っておりますので、我々市議会も各地域にいるわけですから、そういう不法投棄をさせないことを念頭に置いて、みんなで力を合わせて監視すれば不法投棄もなくなると思っております。この点についてはみんなで力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、今後も皆さん同様に、一緒に頑張ってみましょう。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月15日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会（15時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（17番） 大 田 善 裕

署名議員（18番） 楚 南 留 美

— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年9月15日（金）



豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年9月15日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 1人

(11番) 新垣 亜矢子 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事監	大 城 智	市民部長	上 地 五十八
市民部参事監兼 福祉健康部参事監	奥 濱 真 一	福祉健康部長	久手堅 勝
子ども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	秘書広報課長	具 志 智 香
人 事 課 長	翁 長 卓 司	管 財 課 長	大 城 光
デジタル推進課長	後 間 大 輔	企画調整課長	東上里 豊
産業振興課長	千 住 文 子	市 民 課 長	長 嶺 茂 樹
生活環境課長	国 吉 有 貴	障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
健康推進課長	大 城 泰 子	保育子ども園課長	屋 宜 圭 太
道 路 課 長	大 城 英 貴	公園緑地課長	金 城 司
農林水産課長	比 嘉 真 人	上下水道部 施設課長	新 垣 栄
消 防 本 部 総 務 課 長	当 間 英 文	教育総務課長	赤 嶺 渚
学校教育課長	金 城 徹	学校教育課参事 (指導主事)	大 城 正 篤
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習 振興課長	大 城 武

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名  
日程第2. 一般質問

令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年9月15日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田正樹議員、赤嶺吉信議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号17 (19番) 大田正樹議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、大田正樹議員の質問を許します。

○ (19番) 大田正樹議員 一登壇一

おはようございます。城の風、大田正樹です。通告に従い、一般質問を始めます。

まず最初に、ちょっと順番を変えさせていただきます。(2)市民の健康状況についての質問に入ります。

5月から私、ちょっと病気を患ってしましまして、初めて長期の入院というのを行いました。そのこともありまして、この質問をさせていただきたいと思っております。

(2)市民の健康状況について。

①医療機関を利用している市民が、どのくらいいるか伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

おはようございます。お答えします。

医療機関を利用している市民の把握については、医療機関から患者が加入している保険者へ診療報酬明細書、いわゆるレセプトを提出することにより、状況を確認できるものとなります。本市で把握している国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入する市民の状況についてお答えいたします。利用している市民の人数については、現行システムにおいては少し算出が難しいところですが、国民健康保険で年3回発行している医療費通知から医療機関を利用しているおおよその世帯を推計しますと、8割強が医療機関を利用している状況となっております。今後も関連する機関と連携しながら、市民の健康状態について把握してまいります。以上です。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

私も入院しまして、市の高額療養費制度、限度を決めて7万円から8万円が私の手払いの限度、それ以上の高額な医療費は公的負担をしていただいた。すごく助かりました。そこで伺います。②市民1人当たりの医療費(公的負担分)は計算の仕方はいろいろパターンがあるかと思いますが、どのくらいなのか伺いたいと思っております。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年度豊見城市国民健康保険の医療費総額は53億7,070万9,404円となっております、国民健康保険被保険者数1万3,750人で割りますと、1人当たりの医療費は年間39万597円となっております。同じく令和4年度豊見城市後期高齢者医療制度の医療費総額が58億1,302万6,775円となっております、後期高齢者数5,556人で割りますと、1人当たり医療費は



年間104万6,261円となっております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

国保の世帯が53億円で、後期高齢者の方々が58億円、これだけの巨額な金額を国民1人当たり、市民1人当たりこのようにしていただいているというのは、なかなか市民に伝わらない。これだけの公的負担で健康を保てるように行政も努力しているということを私は非常にありがたく思いました。

③市民の健康を守るため、徳元市政で新たな取り組みなどあれば伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

市民の健康を守るために令和5年度、特に強化した事業についてご説明いたします。人工透析への移行を防ぐために腎臓専門医や糖尿病専門医等の連携を図り、早期にかかりつけ医から専門医へつなげる医療ネットワーク構築に向け、検討を進めております。また、市内薬局薬剤師と協力体制を結び、同じ効果の薬を複数の医療機関から処方を受けている方への訪問等事業が強化され、薬の医療費適正化が図られております。75歳以上の高齢者へのフレイル予防教室、いわゆる要支援、要介護となるのを防ぐ健康教室は、管理栄養士を増員し、対象自治会を2倍に増やし、健診結果の重症化を防ぐ訪問指導対象を2倍に増やすなどし、後期高齢者の健康増進を強化しております。今後はがん患者のアピアランスケア、外見の変化に対するケアの推進や、市内企業等と連携し、多くの市民が健康づくりに参加できる事業について検討してまいりたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

市長、本日は豊寿大学の先輩方が数多く傍聴にお見えになっておりますので、今年度補

聴器の補助も市長が予算化されております。

市長も頑張っておりますけれども、せっかくのよい機会ですから、市民がいつまでも健康で活力ある人生を送るために、徳元市長が考える市民への健康施策を伺います。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。お答えしたいと思います。

この豊見城でずっと生まれ育っている、我々の世代もそうですけれども、大先輩方が支えてきたのも事実ですし、その先輩方がこの街に住んでよかったと思えるような街をつくるのは大前提でありますけれども、健康に関することでもありますが、今の補聴器の件も大田正樹議員から提案を受けまして、こういう形で予算化することができて助かっているという多くの方の声も聞きますので、本当にありがたいことだと思っています。

世界の100歳人が多く暮らす長寿の地域をブルーゾーンと呼ぶということを今回私も知ることができたのですが、世界5大長寿地域の一つに沖縄が取り上げられていることも知りました。でも、今現在は長寿から転落していることはよく知られていまして、長寿じゃないじゃないとか、生活習慣病の、中間層の世代がそのようになっている状況でもあるのですけれども、依然として沖縄の100歳人に共通する習慣があつて、それは生きがいを持つ、野菜を中心にした食事を続ける、近所付き合いを続ける、よく体を動かす、主にこういうことがあるのですが。このブルーゾーンと100歳まで元気に生きられるというところには共通のルールが9つあるそうなので、今そこを抜粋して申し上げたところですが、その人とつながることとか、生きがいを持つとか、体を動かすとかということについては、

もちろんご自身の意識も当然なのですが、この環境を豊見城市内につくっていくことが我々に課せられた役割だろうと思っていますので、そこを一つずつ環境整備をしながら、当然ご高齢者が「こういうふうにしたい」という思いも、意見交換をしながらつくれる街をつくり上げたいと思います。それが長寿に向けた施策でもあると考えておりますので、しっかりとこれからも意見交換をしながらやっていきたいと思っています。

**○（19番）大田正樹議員 一再質問一**

行政ができることで市民の健康を守れるならぜひ力を貸していただきたいですし、ぜひ先輩方の、高齢者の支えになっていただけるよう、そんな行政を目指していただきたいと思っています。

(3)令和6年度予算についての質問に入ります。

①現在、次年度予算の編成に向け作業を進めていると思います。徳元市政2年目の予算です。次年度、徳元カラー（目玉施策）があれば伺います。

**○ 総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

現在、令和6年度から3年度の実施計画の事業採択に向け、各課ヒアリング、事業内容の確認、精査等を進めている状況であります。今後内々示を行い、部長ヒアリングを実施後、内示し、その後当初予算編成において議論され、当初予算案の策定とともに実施計画の決定となります。そのため、現時点において次年度の予算の案も策定されていない状況でありますので、実施施策をお示しできないことをご理解いただければと思っております。しかしながら今年度において、公約に掲げる富を生む「森の風テラス」構想の基本構想を策

定することとしておりますので、次年度以降には基本計画の策定と併せてPFI手法の導入可能性調査を実施することとしておりますので、事業着手への芽出しができるものと考えております。

また、本市西海岸地域における瀬長島については、現在多くの観光客が来訪する地域となっており、今後これまで以上に富を生む地域として活性化が図られるものと考えております。そのため、今年度瀬長島観光拠点機能強化検討業務に着手しており、瀬長島観光拠点の機能強化を含めて、ふさわしい在り方や整備内容を検討することとしておりますので、今後検討業務の結果を受けた事業展開ができるものと考えております。

**○（19番）大田正樹議員 一再質問一**

この時期に予算編成の具体的なことを言えないというのは理解しますが、まだ編成中だと思いますので、ぜひ執行部の皆さん、これまでと違う徳元カラーの2年目、初年度の予算編成は、なかなか思うような予算にはならないかとは思っています。2回目、これからです。ぜひ徳元市長のリーダーシップを発揮していただいて、徳元カラーをつくっていただきたいと思って②に行きます。

②徳元市政になり、前市政と明らかに違う点、また改善された点などがあれば伺います。

**○ 総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

令和6年度における当初予算の策定については、予算編成方針に基づき、各課からの要求を受け、検討を進めていくことにしております。現時点において、予算編成方針を決定していない状況ではありますが、大方昨年度と同様の方針と考えておりますので、枠配分方式ではなく、一件査定方式にて全体の balan

スを鑑みながら、予算案を決定していきたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

分かりました。

これは直接市長に聞いたほうがいいかと思えます。③市長公約で、早期に実現又は事業着手したい施策のトップ3を伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

現在公約で掲げる富を生み出す街をつくるため、その実現を含め本市発展のため、各施策の着手、展開を図っているところであります。この豊見城市の地域において経済を循環させることができるようになれば、新たな富を生み出し、これまで着手できていない市民の方々が望まれる施策を新たに実施することができ、市民一人ひとりが豊見城市に住んでよかったと思うまちづくりができるものだと思います。そのために、まず森の風テラス構想でありますけれども、今年度は基本構想の策定を行っており、次年度以降は基本計画の策定と併せて、PPP/PFIの手法の導入可能性調査を実施することとしています。また、本市の西海岸地域における瀬長島は、現在多くの観光客が来訪する地域であり、今後これまで以上に富を生む場所、島となることは明らかでありまして、今年度、瀬長島観光拠点機能強化検討業務にも着手しております。新聞報道にもありましたけれども、第二次観光振興計画も先日諮問を行いまして、その私の挨拶の中においては、やはり稼ぐというキーワードをぜひ考えていただきたいと。豊見城市はコンパクトシティではあるのですが、今後まだまだ伸びていく街だと思っておりますし、まだ半分が未活用ということもあります。自然増していく人口増加もあと十数年、

もしくは20年ぐらい続くという中において、どのような街の形成をするかというのが今非常に大事だと思っておりますから、そういう意味では外貨を取り込むということも含めて、高度利用の土地利用をしながら得られる税収を市民の皆さんに還元していく。それは当然考え方として、ご高齢者の皆さんもそうですけれども、子どもたちに対する人材育成も含めて、稼ぐことで原資が生まれて初めて、市民の皆さんに還元ができるサイクルだと思っておりますので、その順番を間違えると基金も全て枯渇してしまう。街の財源もなくなってしまうということに陥ってしまうので、そうではなくて、とにかく新たな富を生んで、そこから増えていく。これまで住んでこられた市民の方々に還元をしていくという施策を展開していきたいと思っております。

その1つ目に述べました森の風テラス構想であったり、これから瀬長島では新しくホテルも東急さんが今造っていらっしゃるしまして、来年の4月のオープンだと聞いていますし、また島の裏側には瀬長島温泉ホテルが第2期計画もしております。そういう形が取れば、交通渋滞とかいろいろな課題はあるのですが、これをクリアする。行政とともに民間の皆さんが手を組むことによって、新たな財源が生まれるのは確かでありますので、そこを循環させていければと思っております。

次に、子どもたちの可能性を引き出す取組についてであります。マネーリテラシー、これは私はずっと言わせていただいているのですが、特に沖縄県はお金の使い方、お金と生きていくということの理解力というのが乏しい部分があるなというのは、表せられる各数字によっても読み取ることができます。例を挙げるとすれば、沖縄県は起業率は非常に

高く全国1位であります、廃業率も全国で3位であります。つまり事業計画とか、収益分岐点とか、そういうところがどこを目指してやっているのか、サービス業であったら客単価が幾らなのかとか、そういうものが見込みが甘いので、立ち上げた方がいいが廃業していく。そうすると開業資金の負債が残ったまま次のステージに行くということになるので、そのお金の切れ目が何たらってよく言われることになってしまう環境が数多く全国よりもあるということでもありますので、公教育、小学校、中学校、それから高校、大学、社会に出ていくまでのプロセスの中に我々豊見城市ができることは、やはり中学生までの間に、ある程度の人生設計の中でどれくらいお金が必要なのか。自分が就きたい職業がこういうことで、自分が送りたい人生はこういうことで、そうであればどこにどのタイミングでお金がかかっていくということは小学校6年生でも先日、マネーリテラシーの授業では分かることができましたので、それは非常に有効な手段だと思っています。学校現場の先生方の負担をなるべく少なくしながら、専門の外部からの講師を招いて展開をしていくというこのマネーリテラシーの取組は、これからも積極的に取り入れていきたいと思っています。

それと併せて、英語教育、やはりグローバルというようなことは全国各地で言っているわけですが、先ほど言いましたが、豊見城市は観光で稼ぎたいという目標も持っていますので、訪れた方々とコミュニケーションを図れるというのは、やはりインバウンドは沖縄県も推奨している話でありますから、外国人が来られますし、共通、英語さえしゃべればコミュニケーションが取れるということもあって、人材育成のためには英語力を

つける必要があります。それは彼らの背中を押すことにもなると思うんですね。英語力があるとないとでは年収に大きな違いが出てくるというデータもございますので、そこについてはしっかりと推し進めていきたいと思っています。

トップ3ということで、最後は施設整備ということになるのですが、これは子どもたちだけではなくて、お年寄りの方まで一人ひとりの個性や多様性を受け入れることができる整備を図り、笑顔溢れる交流の場、健康づくり、そして生きがいつくりの場になるように、しっかりと森の風テラスもそうですが、いろいろなところを整備していきたいと思っています。

この今述べました3つ、その土地利用の高度利用を図って得られる税収も含めて、豊見城市の課題解決が私に託された責務だと思っていますので、これからも市の発展に尽力してまいりたいというのは、それは当然でありますけれども、それは私一人の考えではなくて、もちろん市議会の皆さんもそうであります。いつも市役所を支えていただいている職員の皆さんもそうであります。しっかりと意見交換を交わして、それぞれの考え方、豊見城市の進む方向というのをわがままな私の考えだけではなくて、しっかりと皆さんの意見を聞くというのは大前提であります。今日お越しになっている豊寿大学の学生の皆さんもそうありますが、平場でいろいろなタイミングで、形式ばったところでもなくて道端でお会いしたときもそうですが、「こういうことで困っているんだ」とか、「こういうことがいいよね」とか、いろいろなことを私はできる限り時間を割いて、市民の皆さんの声が聞きたいと思っていますし、これからもその

考えは変わりませんし、それは当然議会の皆さんとも職員の皆さんとも同じような考えのスタンスでもって、この街を前に進めていきたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

市長の考えがよく分かりました。すごく立派だなと思います。30年前ですか、当時の金城豊明村長、未来を見据えて豊崎の埋め立て、また宜保の区画整理等、未来への投資を行いました。その後の宜保市政、ごみの島と言われていた瀬長島をこれだけ観光客が来るような街に、未来への投資を行いました。徳元市政もぜひとも、森の風テラスなどのハード面の投資、そして先ほど申し上げていた人材育成ですね。子どもたちのそのグローバルな人材をつくっていくという、そこはしっかりと教育委員会と連携しながら、また教育委員会のお力を存分に発揮していただいて、グローバル人材をつくる子ども、人への投資、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

これが徳元市政が掲げた当時の公約のチラシ。そこにも英語教育やインフラ整備、公園という投資の部分、絶対実現するというふうに掲げております。森の風テラスなどは特に一昨日でしたか、野党の要議員からも応援すると力強い言葉をもらっていますので、多分議員全員が応援していただけるのでしょう。特に東部に光を当てていただきたい。これまでなかなか光が当たっていない地域に光を当てていただくような投資をぜひともお願いしたいと思います。そのためにも職員の皆さん、ぜひとも2回目の予算編成である今令和6年度の予算編成、市長の公約実現のための予算、徳元カラーが出る予算になるように、今の時点で私のほうからお願いをしておきたいなと思います。徳元市政の応援者であるがゆえに、

やっぱり頑張っていたきたいなと思います。

(1)に入りますが、残念ながらいいことばかりだけではないです。これまでの市の課題として幾つかあると思うのですが、私の専門分野である保育について、保育の課題について残りの時間、皆さんと議論をしたいと思えます。

(1)保育行政について。

①今年度、1～2歳児の弾力化を認め、0歳児だけ弾力化を認めなかった理由を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

内閣府令、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において、認可保育施設は各施設で設定している利用定員を超えての保育の提供は行ってはならないと定められております。弾力化につきましては、その規定の特例事項であり、待機児童が生じる場合や要保護児童の緊急的な受け入れなど、限定的な場合にのみ適用されるべきと考えております。今年度4月入所に向けた利用調整におきまして、1歳児及び2歳児については利用申込み締切時点で市内の認可保育施設全体の合計利用定員を1歳児につきましては165名、2歳児につきましては110名を超えた申し込みがあり、発生が見込まれる待機児童を少しでも解消させるため、市から弾力化による受け入れをお願いしたところがあります。ご質問にあります0歳児につきましては、利用申込みが合計利用定員を超えておらず、令和5年4月1日現在で空き枠が58名となっていたことから、弾力化による受け

入れは行っておりませんでした。しかし、年度途中による0歳児の入所申込みが多くあり、9月1日入所において空き枠が全て埋まったことから、10月1日入所分から弾力化による受け入れを実施すべく、各施設に対し現在、弾力化の受け入れの可否についての調査を行っているところであります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

今の答弁はなかなか私には理解できないけれども。

②令和5年度8月現在、0歳児の待機数を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年8月1日現在、0歳児でどの認可保育園にも入所できていない、いわゆる入所待ちとなっている児童につきましては34名となっております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時28分)

再 開 (10時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

これは8月時点で認可園に配られた資料ですね。これは複数園の要望もあるから、数字は合計113名になっているかと思うのですが、実人数として53名の0歳児の待機がいると思うのですが、この資料と何で今の答弁が違うんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時29分)

再 開 (10時29分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

先ほど大田議員からありました、手持ちの資料との違いということで算定の時期が違ひまして、先ほどお答えした34名につきましては、8月1日時点の人数になります。8月22日、ホームページ上に更新している人数といたしましては、今53名という形となります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

何でこうやって数字を誤魔化そうとする。

8月時点で書いてあるでしょう。それを7月の数字を拾ってきて少なく見せるというのはおかしいよ。こういうところから直していただきたい。

入園させたい保護者がいる。弾力化で受け入れ可能な園がある。園がありますね。なぜ市は年度途中の入園を弾力化で受け入れられるのに、保護者はそこに行きたいと思っている。園は弾力化で受け入れられると言っている。0歳児の話ですよ。なぜそれを皆さんは拒むのか伺います。待機児童を救いたいと思わないんですか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

実際に毎年度多くの入所希望を受けている施設があることは理解しております。先ほども答弁したように、待機児童が生じている年齢を除き、施設が設定した利用定員を超えての受け入れはできないことから、今市といたしましてもそういう対応になっております。弾力化は、あくまでも待機児童が生じた際に……。弾力化が生じた場合には、うちとしても受け入れを整える形でやっています。0歳児につきましては、今利用定員枠というところが全ての施設でなくなったものですから、

10月1日からの待機児童を解消するために弾力化ということで今調整をさせていただいているところです。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

これだけでもう終わってしまうぐらいになりますけれどもね。大丈夫ですか。おかしいと思いませんか。いいですか。法律のことは分かっている。そこで弾力化もその緊急措置として受け入れられる園があったり、また待機児童があって、そういう場合は認める。120%は超えてもペナルティーはない。そういうことをずっとやってきて、今現在、先ほども言ったように0歳児だけで53名の待機児童がいて、早く職場に復帰したいお母さんはこれだけいて申込みをしているのに、定員は確かにもう手一杯なのでしょう。各園、きれいに入れたから。しかし、定員ではなくて、それ以上受け入れられない数字ですよ。そこに弾力化で受け入れていいという園があって、53名の何名か分からないが、53名のうち何名かは園に受け入れられる余裕がある。園も受け入れていいと言っている。なぜ止めるんですかって聞いているんです。法律はこういうことを言っているわけじゃないんです。法律も分かっているし、緊急措置でそういうことをやっていいということが言われているのに、去年までやっているのに何でやらないかということ。今年はそこをなぜ救わないのかということをお前は聞いているんです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時33分)

再 開 (10時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えします。

0歳児の弾力化による入所につきましては、0歳児の入所申込が9月1日入所において、空き枠が全て埋まった状況となりますので、10月1日入所分から弾力化による受入れを実施すべく、各施設に対し、弾力化の受入れの可否について現在調査を行っているところであります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

では、ぜひ救ってあげてください。

③以前も問題提起を行いました。きょうだい児が別々の保育園に通っている家庭はどのくらいいるか伺います。

これは昨日波平議員のところから22世帯というのが出ていて、そこから進めてよろしいですか。だめですか。聞きますか。同じだったら同じって、そう言ってほしい。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

昨日波平邦孝議員にお答えしたとおりになりますが、別の園に入園している世帯として22世帯、同じ園を希望しているが、どこにも入園できていない世帯が44世帯となっております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

昨年も私は同じような質問をしましたが、きょうだいがばらばらに入園すると、こども未来部長も以前保育にいたと思いますけれども、ばらばらに入園すると、例えばお兄ちゃんをA園に迎えに行くと、チャイルドシートか何かに乗せてB園に移動して、B園でまた弟、妹を迎える。こういうことを毎日繰り返して、朝と夕方。仕事で疲れた時間帯、また仕事に急いで行かないといけない朝の時間帯。毎日こういうことをやって、負担が大きいのはもう分かっているじゃないですか。皆さん

はお子さんがおられましたし、お子さんの保育の経験を皆さんお持ちだと思います。たまたまきょうだい児が一緒の園で、その苦勞を知らない方も多いのかもしれませんが、この苦勞って計り知れないです。本当にそういうことをやって、この子たちを救ってあげようということを皆さんは努力しているんですか。加算点をつけて……。これまでそういう方を救ってくれて、もう十何年言い続けてきて、加算点をつけたけれどもそれでもまだ救えない。そこは問題だと思わないんですか。以前は認可園に入れることがありがたいと思え、そのぐらいの時代もあったのは事実です。入れないよりは、ばらばらでもいいから入れてくれ。そういう親の願いがあったのも事実です。でも、今は親が園を選ぶ時代です。そもそも皆さんは、「認可園に入りたいんですけどどうしたらいいですか」って、「もしよかったら、どうぞ自由に見学でもしてください」。見学したら当たり前、「A園よりB園がいい、B園よりC園がいい」とかって言って、親はどの園がいいか選ぶじゃないですか。A園に入りたい、もしくはC園に入りたいという希望を出して待機になっていく。それでA園でもC園でもないB園とか、D園とかにきょうだいばらばらに入る。もしくは入れない。いつまでこの繰り返しして、親の希望もかなえられない。親には「どうぞA園やB園を見てください。その中で選んで、どうぞ希望してください」って言いながら、結局皆さんが希望を聞くけれども、点数が足りないからと言って弾いていくわけでしょう。もうしかたない。公平・公正な園児を受け入れないといけないから。でも、せめてきょうだいの子たちを同じように入れられるように努力するのが行政の仕事であり、その苦勞をど

う努力しているかというのを私は聞いているんですね。④この間、4月に入って今はもう9月、半年になりますね。どんな努力をして、どれだけ救ったか教えてください。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

きょうだい児が既に入所している施設を希望する場合、先ほど大田議員からもありましたように、調整指数で4点の加算配置を行っているところであります。しかしながら、特に1歳児及び2歳児については、利用定員に対して入所申込数が多く、きょうだい児が同じ施設に入所できない場合がございます。そのような場合は、希望する施設の待ち状況や転園の案内など、またはきょうだい児とできるだけ近い施設へ案内するなどの状況に応じた対応を行っているところでございます。先ほども申し上げましたように、2歳以下が今課題となっていることから、1歳児及び2歳児については今年度当初より弾力化を実施しているところでございます。また、0歳児についても10月から弾力化を引き続き実施して、今後も保育士確保対策事業を継続するとともに、弾力化の受入れを各施設にお願いしてまいります。

○ (19番) **大田正樹議員 一再質問**

⑤に行きますが、今こども未来部長の答弁は、お願いをしていきたいと思っておりますというふうに言いました。保育は民間任せですか。公立園というのもあるんです。公立園をずっと……。

⑤何年間も公立施設は定員割れが生じています。改善策はどのようになっており、これまでどう改善されたのかを伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。



市全体の令和5年4月1日時点の状況といたしましては、1歳児、2歳児については待機児童が生じている一方で、0歳児及び3歳児から5歳児につきましては定員割れが生じておりました。公立の座安保育所及び上田こども園におきましても、利用定員との比較では座安保育所の1歳児、2歳児を除き定員割れとなっております。現状といたしまして、特別な支援を必要とする子を座安保育所で9名、上田こども園では医療的ケア児3名を含む7名を受け入れており、その対応もあることから受け入れを制限している状況にあります。現在は、会計年度任用職員の保育士を募集中であり、保育士の確保ができ次第、新規の受入れについて柔軟に対応してまいります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

民間の認可保育園には、押し付けるように障害児であってもどんどん入れるのに、皆さんのところは今言ったように受け入れを制限している。制限しているがゆえに入れられない。こんな保育行政がありますか。自分たちは制限して、この10年間で公立園の保育士が何名増えたか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時44分）

再 開（10時44分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

ただいまの保育士の数については持ち合わせていないため、答弁ができません。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

何年間公立園が定員割れをしているかという再質問をやりようとしたけれども、今の答弁

では数字を持っていないでしょうから飛ばして、時間ないな。

⑦公立上田認定こども園は、公私連携こども園や認可園のモデル（模範）となるような取組をするというふうに認定こども園化してきました。8施設公立幼稚園があった中で、上田幼稚園だけ公立として認定上田こども園として残しました。それは各園のモデルとなるようにするという話でやりました。認定こども園化して何年ですか。5年ぐらいになるかと思います。そこで伺いますが、現在、モデル（模範）となっていることを伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

公立上田こども園での取組といたしまして、内閣府、文部科学省、厚生労働省告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に沿った教育・保育を実践しております。市内のこども園に対する研修の場の一つとして公開保育を行い、市全体の幼児教育の質の向上を目指し取り組んでいるところであります。また、令和2年度からは、看護師配置を伴う医療的ケア児の受け入れを行っておりましたが、当時は会計年度任用職員としての看護師配置であり、人材確保に苦慮した経緯があったため、令和4年度からは人材派遣に切り替えることにより、看護師の安定確保を行い、今年度も3名の医療的ケア児を受け入れており、モデルとしての取組になっているものと考えております。そのほかにも文部科学省が推進している保幼小の架け橋プログラムの一環として、上田小学校との連携の下、近隣保育施設との5歳児交流を行っており、幼児期の教育から小学校教育までの円滑な接続を図る取組を行っているところであります。今後も引き続き、市内こども園のモデルとなるべく

取り組んでまいります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

もう時間がないので、最後に一言だけ述べます。

やはり行政が努力していることは分かります。待機児童に対して。でもね、甘い。民間に任せて民間にばかり押しつける割には、自分たちは努力しない。模範と言って、今答弁上はすごく素晴らしいことを言っていましたけれども、こんなことではいつまでたっても待機の子どもたちは救えないと思います。ぜひともしっかりやっていただきたい。こども未来部長、現場も見てください。お願いします。

もう時間がないので質問はできませんけれども、しっかり未来への投資も、次人市長の応援はずっとしていきますから、これまで何十年間もある市の課題もしっかり着手していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時47分）

再 開（10時55分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号18（6番）高山美雪議員 ——

○ 議長 外間 剛

高山美雪議員の質問を許します。

○（6番）高山美雪議員 一登壇一

こんにちは。日本共産党、高山美雪です。9月定例会、一般質問に当たり、質問の前に所見を申し述べます。

辺野古新基地に関する埋立変更不承認処分に係る国の採決と是正の指示の2つの違法な関与を取り消すよう求めた訴訟について、最

高裁は県の主張を一顧だにすることなく、また弁明の機会を全く与えることもなく、去る9月5日に県敗訴の判決を言い渡しました。この判決は、県民が何度も繰り返し表明してきた辺野古新基地建設反対の民意に真っ向から逆らうものと考えます。判決は、軟弱地盤の存在についても検討しておらず、環境破壊やサンゴ保全の視点から考えても、後世に対し大きな負担を強いる負の遺産となりかねません。併せて、国と憲法及び地方自治法において保障された地方自治の本旨を否定することにはかならず、国と県とは対等という地方自治を揺るがす判断は、民意を代弁する自治体議員の立場において決して容認できるものではありません。

キャラウェイ高等弁務官時代、「沖縄の自治は神話である」、そう語られた時代に逆戻りするかのような状況を打破していくためにも、沖縄の自治の神話化を跳ね除けてきた偉大な先人たちに学びつつ、真の自治を実現するため沖縄の自治の底力を発揮し、子や孫に誇れる沖縄の未来を、多くの自治体議員の皆様、市民、県民と力を合わせて創造することを決意し、表明いたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)学校給食について。

①給食センター建て替えにつきましては、川満議員、波平議員、赤嶺議員からも質問が上がっておりましたが、現況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターの今後の在り方について方針を定めるべく、本市教育委員会では学校

教育課長、学校給食センター所長、給食センターに配置された栄養教諭及び学校給食センター職員を中心とした豊見城市学校給食センター改修検討委員会を立ち上げて、検討作業を進めているところでございます。これまでの活動内容といたしましては、委員会を4回開催しておりまして、分散整備の方向性、施設設置の方向性、含める機能の方向性、整備手法の比較、残渣処理方法の方向性について、今議論をしているところでございます。また、先月は県外の学校給食センターの先進地視察をしたところでございます。

学校給食センターの建て替えにつきましては、市有地または民有地の活用、事業方法によって大きく変わってくることから、具体的なスケジュールについては、これから決定していきたいと考えているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

今回の建て替えに関して、分離した給食センターを建設する検討があるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時59分）

再 開（11時00分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターを分離し整備するメリットといたしましては、いずれかの機能停止によるリスク分散や調理時間の短縮、配送時間の短縮等が期待できるほか、当日の仕入れ食材の量を分散できることから、多くの仕入れ事業者が参入できることが期待できるものと考えております。また、学校給食センターを一施設で整備するメリットといたしましては、

用地を一つに絞ることができることや施設整備費、施設運営費がいずれも抑えることができること等の効果が期待できます。それぞれのメリット・デメリットを比較検討いたしまして、本市に合いました学校給食センターの在り方を定めていきたいと思っているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

分散することでメリット・デメリット、様々あるかと思いますが、希望といたしましては分離式のほうがより時間短縮、調理の時間短縮などメリットが高いと考えられますので、ぜひ前向きに検討をお願いいたしまして再質問をさせていただきます。

PPP、あるいはPFIでの建て替えを推奨する意見がありましたが、全国で給食調理業務などを展開しておりましたホーユーが倒産するという事で、各地の給食提供を停止している問題が報じられております。利用しておりました学校関係者や保護者から多くの不安、怒りの声が上がっております。このような事業展開を検討する上でどのような課題があるか考えるのか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

新聞報道を拝見しておりますが、やはり困っていらっしゃる方が多くいらっしゃって、心を痛めているところでございます。

お答えいたします。PFIの課題として一般的に言われておりますのが、建築費、運営費、維持管理の分割払いが割高となる場合があること、受託する側の資金力や提案力、運営力が強く求められることなどが挙げられます。しかし、これらの課題を整理いたしまして、新たな事業機会の創出や民間投資、アイデア喚起による持続的な経済成長を実現して

いくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要とされておりますので、本市に合った整備手法を比較検証し、検討していく必要があると考えております。さきの先行事例を参考に、給食センターの最大限の有効活用を考慮しながら、豊見城市が後世に誇れる魅力溢れる給食センターとなるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

様々視察先でも有効な先行事例をご覧になってきたということで伺っております。豊見城市が安心安全な学校給食を提供できるよう、今後ご尽力いただきますようお願いいたします。次、次の質問に移ります。

②給食の残渣量と処理方法について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市においては、各学校の給食の残渣につきましては一度給食センターに集められます。そこで一括し、指定した時間に処理業者が回収することとなっております。給食の残渣量は献立内容によって日々異なってまいりますが、一日平均300キロから350キロ程度になっているものと考えております。給食センターに集められた残渣につきましては、市から産業廃棄物処理業者として許可を得た業者へ回収を委託しているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

残渣処理にはどのくらいの経費がかかっているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和4年度の委託料につきましては、年額192万4,560円となっているところでございま

す。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

農林水産省の発表では、令和3年度、日本における食品ロス量は523万トンに及んだとされております。令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に係る法律が施行されております。学校給食調理施設も食品廃棄物、食品ロスが発生している施設の一つとなっておりまして、環境に配慮した取組を行う必要性があると考えております。本来なら破棄され、処理に経費がかかる給食残渣を堆肥としてリサイクルしている事例があり、リサイクルされた肥料は農家に提供し、栽培された野菜は給食として使用するという地産地消、好循環のための取組が行われているそうです。実際先行事例のほうでも確認されたと聞いております。本市でもその先行事例を参考に、循環型社会の形成に役立つような取組ができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、先進事例の中で視点の一つとして残渣処理が課題になってくると思っております。それを今学んできて、今後給食センターの建て替えと併せて、残渣処理の在り方について検討し、実施をしていきたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

様々課題があるかとは思いますが、持続可能な未来のためにも、ぜひ前向きに可能な限り取り組んでいただきますよう強く要望いたします。次の質問に移ります。

③主食のお米の栄養価について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の学校給食センターでは、調理場内に

炊飯システムが整備されておりませんので、沖縄県学校給食会を通じまして炊飯委託をしているところがございます。沖縄県学校給食会に確認いたしましたところ、ご飯に使用しているお米は福岡県や熊本県など九州産を中心としたお米が使用されているということでありました。そのお米の主な栄養価につきましては、エネルギーと三大栄養素と言われていたタンパク質、炭水化物、脂質についてお答えしたいと思います。100グラム当たりのエネルギーにつきましては、42キロカロリー、タンパク質量が5.3グラム、炭水化物の量が83.1グラム、脂質の量が0.8グラムとなっているところがございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

成長著しい児童生徒の体をつくる一端を担っております学校給食は、日に一回とは言え、喫食回数は年間200回、小中9年間で1,800回余りになります。学校給食は、子どもたちの体づくりに大きく影響をします。金芽米加工という栄養価の高い精米技術がございますが、給食に導入できないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

金芽米とは、お米を精米するときに胚芽の基底部と亜糊粉層と呼ばれる薄い層が残るように精米いたしまして、無洗米へ加工したお米のことだと理解しております。通常の精米技術では取り除かれていたお米の亜糊粉層には、食物繊維やビタミンB1、B6、ミネラル、マグネシウムなどが豊富に含まれていることから、亜糊粉層を取り除かない金芽米は普通のお米より栄養価が高いと言われていたというふうに理解をしております。しかしながら金芽米は通常の精米よりも丁寧に時間を

かけて精米するため、販売価格が一般のお米より5%から15%ほど高いこと、沖縄県では県内の精米加工事業者の一部のみがその加工技術に対応していること。また、沖縄県学校給食会の指定する基本物資に登録されていないことなどを総合的に考えますと、学校給食のお米として常に確保していくということは現時点では厳しいと考えております。しかしながら、粟ご飯で使用する粟のように、通常のご飯に金芽米を混ぜ込みまして加えるような形の使用であれば、価格面などの課題もございそうですが、給食として提供できる可能性はあるかというふうに考えているところがございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。可能な限り取組ができるという形で回答いただきまして、うれしく思います。

金芽米を学校給食に導入している自治体の事例を挙げさせていただきますと、大阪府泉大津市では、金芽米を食べ続けることで体調がよくなった、便秘になりにくくなったという声があったそうです。あと、和歌山県のすさみ町では、同町給食センターで調理する一日当たり200食を超える年間306キロ以上のお米を金芽米の無洗米にしたことで米のとき汁が環境に悪影響を及ぼす問題が、排水が出ないことで環境保護にもつながることと併せ、米をとぐ作業が省略させる分、異物混入リスクが低減するとメリットが報告されています。病の原因は食べ物にあった。我々は食べ物を間違えていた。肉類を減らし、穀類を多く食べることだ。ただし、穀類は精米したものはだめ。日本人の元禄時代以前の食事が理想的。これは増え続ける心臓病やがんなどの医療費の増大で国の財政がパンクしかねない状況に

陥っていたアメリカで、こんなに医学にお金をかけて、医療がこれだけ進んでいるのにどうして病が減らないんだとの疑問を呈したフォード大統領の命を受けてアメリカが全力を挙げて調査し、結果をまとめたマクガバンレポートという研究資料の要約になりますが、このレポートによってアメリカでは、玄米や雑穀に注目が集まり、日本食が大流行しているのは周知のとおりです。2013年、金芽米には自然免疫力を高める成分が含まれていることが、香川大学医学部の稲川教授らによって学会発表されております。以来、病気を遠ざける薬食同源の米として注目されています。新型コロナウイルスで免疫に注目が集まる昨今、自然免疫力を強化し、病気やウイルスに負けない体づくりに役立つということも認知されておりますので、成長期における子どもたちの健康的な成長のため、導入の機会を可能な限り増やしていただけるよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

④市の地産地消を進めるに当たり、年間およそ200日の給食提供の中でどのくらいの頻度で地元食材を提供しているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

地産地消につきましては、豊見城市内で生産されたパクチョイ、コマツナなどの葉野菜類やトマト、ミニトマトを中心に沖縄県産の食材を可能な限り活用いたしまして、学校給食に提供しているところでございます。令和4年度は学校給食を200回提供しておりますが、そのうち160回、比率で言いますと80%は地元や沖縄県産の食材を使ったメニューを学校給食で提供しているということでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

給食の材料をより多くの地元農家さんから仕入れられるように、今後どのような工夫が必要と考えているのか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

本市は学校給食センターで8,000食を一気に作るというセンター方式を採用しております。やはり葉野菜、そういう地元食材を一気に購入するというのはかなり難しいところがございます。その中で先ほど答弁いたしましたように努力をしながら80%入れられるような形で頑張っているところでございます。今後どのように増やしていくかということでもありますけれども、今回先進地視察で伺いました埼玉県川越市の例ですと、学校給食センターの施設内に野菜等の一次加工等の機能を併設しております。地元農家より、豊作だった場合、収穫したものを一次加工して冷凍しておくという設備を置いております。そういう施設で収穫して取り得た葉野菜等をカット、圧縮、冷凍保存することにより、年間を通した食材の安定確保や地産地消が図られておりました。今後建て替えを検討する中で、そういう施設の機能の追加も含めて検討する中で、より地産地消ができるような学校給食を目指していきたいと考えているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

学校給食の地産地消率を高めることは、作り手と消費する側にとって、どちらにも喜ばしい好影響を生み出すことになるはずですが、さらなる地産地消率向上に向けた取組を強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

⑤給食の運搬方法について現場の教職員から、子どもたちが給食を運ぶ際やけどをしてしまった事例があり、大変危ないとの指摘がありました。子どもたちが安全に運ぶことが

できるような入れ物に改善ができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

やけどまでは至らなかったというふうに確認はしているところでありますが、やはりちょっとこぼしたという例があるというふうに確認をしているところでございます。

現在使用している食缶につきましては、全ての学校で同じ規格の食缶を使用しております。その食缶を洗浄することができる大型洗浄機と、食缶を蒸気で高温殺菌し保管することができる消毒保管庫が設置されておりまして、食缶の規格が定まっているということが少しネックになってくるかなと思います。食缶を入れ替えるとなると、形状及び素材が大きく異なってくるため、その食缶に対応可能な洗浄機や保管庫を新たに設置するということが必要になってくるため、現時点では食缶の変更は難しいものというふうに考えているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

今すぐの対応が難しいのであれば、せめて中身がこぼれないように蓋をロックできるような工夫ができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会では、これまでに食缶の改良を業者等に依頼したことがないため、蓋が外れないようにロックすることができる何らかの加工ができるかどうか、現行の大型洗浄機の使用や消毒保管庫で消毒後、保管することが可能なのか、それも含めて検討してまいりたいと思っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ぜひ安全面の確保のため、検討いただきま

すようお願いいたします。それと併せ、物質的な対応と先生方の負担軽減のためにも、スクールサポートスタッフを配膳のサポートができるように、現状の半日勤務からフルタイムでの配置ができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールサポートスタッフは、今現在6時間で週3回の勤務ということで、今補助金を得ながら運用をしているところでございます。本来であれば、ご要望の形で勤務体系を取りたいと考えているところではありますが、いかんせん、その予算、補助金の概要等もありますので、慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。ただ、給食の時間でいいますと、6時間の勤務の中でスクールサポートスタッフ、給食の時間も勤務時間になっておりますので、学校によっては活用も可能かというふうに考えております。学校のほうにお任せをして、スクールサポートスタッフについてはお仕事をしてもらっていますので、その学校の実情に応じた形での運用は可能だと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

前向きな検討をいただきまして、ありがとうございます。

教職員の話では、特に低学年の生徒が危なっかしいということでしたので、せめて低学年だけでも早めに対応ができるように、スクールサポートスタッフができるような件も含めて検討いただきますようお願い申し上げます。子どもたちをはじめ、市民の笑顔溢れる安心安全な学校給食提供に向けて、これからも取り組んでいただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

(2) 農業振興について。

①環境に配慮した農業振興について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

持続的な食料システムの構築に向け、農林水産省が令和3年5月に策定したみどりの食料システム戦略の実現に向け、環境負荷軽減に向けた取組が全国的に行われております。当該戦略の目指す姿として、温室効果ガスの削減、化学農薬、化学肥料の低減、有機農業の取り組み、面積拡大を掲げており、本市においても環境に優しい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系構築に向けた取組を実施する必要性を感じております。令和5年度において国が実施する化学肥料低減定着対策事業を活用し、農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着に向けた取組を実施するとともに、環境負荷軽減のための様々な施策、取組の実施について検討を行ってまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

化学肥料軽減定着対策事業について、具体的なスケジュールがあるのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該事業は、市町村単位において組織する地域協議会が実施主体となって取り組むこととなっており、当該協議会において実施する事業に対し、国が補助金を交付する仕組みとなっております。取組に際し、当該協議会規約等及び業務方法書において沖縄県協議会会長の承認を得る必要があるため、8月末に沖縄県肥料コスト低減体系緊急転換協議会会長宛て、承認の申請を行ったところでございます。それと並行し9月上旬には、地域における取組内容、目標値等を定めた地域計画書の

承認申請を行い、同計画において国の承認が得られた後に事業を実施することとなります。その後、令和6年2月末までに実績報告、3月に補助金額の確定となる見込みでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

令和3年5月に食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する新たな政策として、みどりの食料システム戦略が策定されておりますが、本市でも取り組むための具体的な計画があるのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問のみどりの食料システム戦略に掲げる各目標を達成するための具体的な取組の推進に向け、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆるみどりの食料システム法第16条第1項において、市町村及び都道府県が共同で環境負荷低減事業活動の推進に関する基本的な計画を定めることができると定められております。これを受け沖縄県では、本市を含む県内全市町村と共同の下、地域における化学肥料や化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの削減といった、環境負荷低減の促進に向けた成果指標及び具体的な事業活動、生産物の流通、消費促進に関する取り組み、県と市町村の役割等について定めた沖縄県みどりの食料システム基本計画を令和5年3月に策定したところであります。同計画に掲げた施策の推進に当たっては、沖縄県及び県内各市町村、農林漁業者等関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一



農林水産省の基本計画の作成などの手引きでは、基本計画の検討、作成を通じて、生産者だけでなく食品事業者や機械資材メーカー、教育関係者、消費者など様々な関係者を巻き込んだ協力、連携体系が構築できるとあります。また、基本計画に基づき、都道府県知事から認定を受けた生産者には、設備投資に係る税制、金融などの法律上の特例措置により支援できるとされています。認定を受けた者に対するメリット措置は、今後充実する方向で検討されるそうです。先行事例の一つ、宮崎県綾町では、有機農業を体系的に学べるようにカリキュラムの策定や講師陣の確保、有機農産物の学校給食への活用など、仕組みづくりの構築を図っているそうです。農漁業者の安定収入、所得向上にもつながる可能性が非常に高いため、農漁業者の暮らしを守るためにも、なるべく早めに計画に沿って取り組んでいただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

②オーガニックビレッジ宣言について伺います。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援に取り組んでいます。先進的なモデル地区を順次創出したい意向のようです。しかし、沖縄県内では取り組んでいる自治体がまだない状況となっておりますので、本市の取組状況を伺います。

#### ○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことであり、国

は2025年までに100市町村、2030年までに200の市町村においてオーガニックビレッジを宣言することを目指しております。

有機農業とは、化学肥料及び化学農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されており、本市においてはまだ取組が進んでいない状況でございます。今後当該事業に係る取組の推進について、他市町村と意見交換を行うほか、市内の農業従事者に対しても有機農業の取組について意見を聴取するなど、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

#### ○ (6番) 高山美雪議員 一再質問

オーガニックビレッジ宣言を行い、県内初のモデル地域となることで他市町村との農産物の差別化、ブランド化に加え、農家の収入増加、農業振興の起爆剤になり得るなど、様々なメリットが期待できると思います。本市でも積極的に取り組む必要があると思います。現場の声も取り入れながら持続可能な未来のために、国の意向でもございますので取り組んでいただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

(3)瀬長島の観光振興について。

交通状況について伺いたいのですが、瀬長島では来島者の数が平成24年度に100万人だったのに対し、令和3年度は314万人と10年間で3倍に増えている状況です。今後も増加傾向にあります。それに伴い交通量も増加することが予想されますが、渋滞緩和の取組があるのか、見解を伺います。

#### ○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時26分)

再開（11時26分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

失礼しました。①交通状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和3年度に行った瀬長島観光拠点整備事業目的達成度調査によると、平日の瀬長島への流入は午前6時台から午後3時台にかけ交通量が増え、ピーク時の午前7時台で385台となっております。また、瀬長島からの流出は午前9時台から午後6時台にかけ交通量が増え、ピーク時の午後6時台で398台となっております。休日の交通量は、野球場利用者の増加が全体的に見られるものの、平日の時間帯の推移の傾向と類似している状況でございます。瀬長島への正味流入台数を算出したところ、平日で2,841台、休日4,752台となっており、これらの交通量調査結果を基にした年間交通量は150.5万台の予測となっております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

渋滞緩和の取組があるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島の渋滞緩和の対策につきましては、今年度6月定例会の補正予算で計上させていただきました瀬長島観光拠点強化検討業務の策定の中で検討をしていきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

観光業に関わっている方々から、レンタカーを利用して瀬長島を訪れた観光客のお客様が空港に近いことに安心し、飛行機に乗り

遅れてしまうことや、また観光バスのドライバーからも瀬長島周辺の予想外の自然渋滞に巻き込まれ、旅行行程に支障をきたすことがあるとの声がありました。観光は普段の日常よりも時間が重視されるため、訪れる方が不快な思い、残念な思い出となってしまわないように、行政として配慮が必要と考えます。島の入り口、もしくは島内に空港や周辺の観光地まで、リアルタイムの交通状況に合わせた所要時間を示す掲示板などの設置ができないか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市では、平成29年度に総合事務局と連携して、国道331号豊見城道路側の左折レーンの増設、右折帯の延伸、市道6号線側の左折レーンの増設、右折レーンの延伸を行う等の瀬長島交差点の対策を行ってきております。議員から提案のありましたデジタルサイネージの設置等につきましては、6月定例会の補正予算で計上しました瀬長島観光拠点強化検討業務の中で検討をしていきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。瀬長島は、今後も多くの観光客が訪れる可能性があります。本市にとっては観光収入が増加することが期待されますので、訪れる方々に楽しく過ごしていただけるよう、また訪れたい観光スポットとなるよう、前向きに設置を改めて検討いただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

②バス駐車場について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長島内に整備されたバスの専用駐車場は、

瀬長島野球場に4台、市道153号線沿いに1台の合計5台となっております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

観光客が訪れる県内の人気スポット1位は美ら海水族館ですが、美ら海水族館に次いで瀬長島は2位となっています。魅力的な観光スポットが数多くある中で大変光栄なことだと思います。しかし、その数字とは裏腹に、バス専用駐車場の確保は少なすぎるのではないのでしょうか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

全体で今5台しか準備されていませんので、瀬長島を見てみると、確かに数多くの観光バスが縦列駐車している場合がありますので、その辺は今後の課題というふうに認識しております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

美ら海水族館のある海洋博記念公園のバス専用駐車場は、66台分確保されているそうです。さらに観光客のお客が多く来島できるよう、サンセットパークで国から払い下げを受けた土地を活用し、バス専用駐車場を確保できないか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員のご質問の元国有地は、平成21年に国から取得し、沖縄振興特別推進交付金を活用して駐車場、トイレ、サンセット広場として整備した場所です。議員から提案のありました大型バスの駐車場の整備につきましては、先ほどから言っています6月補正にて計上しました瀬長島観光拠点強化検討業務の中で検討していきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

バス専用駐車場が多く確保されれば修学旅行の受入増加など、さらなる観光収入増加が

見込まれるはずですが、個人単位で訪れる観光客の集客も大切だと思いますが、団体客の利用が増えれば本市の経済活性化にも大きく役立つものと考えますので、ぜひ前向きに検討いただきまして、整備を進めていただければと思います。強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

(4) 下原雨水幹線事業について。

① 工事の進捗状況について伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

現在の現場の状況としては、仮設鋼矢板の設置が完了し、薬液注入工法による地盤改良工を実施しております。工事の完了については、令和5年12月中旬を見込んでおり、8月末時点における工事の進捗は34.5%となっております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

工事内容や工期に変更がある場合には、地域住民に周知する必要があると思いますが、どのような対策を考慮しているのか、見解を伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本工事につきましては、現場の施工スペースが狭いことから生活道路を一部区間通行止めにし、工事を行っております。そのことから工事内容や工期に変更が生じた場合には、地域のご理解やご協力を得るために名嘉地自治会長とも調整を行い、変更内容に応じて周知活動を行っております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

時間が限られておりますので、次の②の工事の設計基準について伺いたいと思います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本工事につきましては補助事業を活用していることから、補助金等に係る予算執行の適正化に努める必要がございます。本工事の水路断面につきましては、国が定める基準に基づいて、水路に流入する流域の調査を行い、雨水の流量を求めて水路断面を決定し、適正な工事の設計基準に基づき実施しているところでございます。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。

7月の説明会では、隣接する農地に新たな住宅が建設され、周辺の居住人数が増えた場合、さらに水量が増加するのではと懸念されていましたが、この場合の対応策があるのか、見解を伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

新たな居住地が整備計画される時点で、雨水の処理についてはまた調査を行います。その調査の結果、現状の雨水幹線の断面が足りないとすれば、新たにバイパス管などを設け、雨水を分散させる手法もあります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。そのような手法があるのであれば、住民の皆さんも安心されると思います。

次に、説明会後地域住民から、倒木や岩が流れ込み、カルバート内で流れがせき止められた場合、どのように対応するのかと不安の声がありました。見解を伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本工事計画につきましては、清掃等の維持管理の観点からも点検口のマンホールを設置し、ボックスカルバート内の詰まりなどを管理してまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。では、工事の安全な着工に向けてまた取り組んでいただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

時間が限られておりますので、一番安全対策が必要と思われ(5)のめぐみの森保育園の件に関して質問をしたいと思っております。

(5)市道191号線及び当該沿線の整備について。

④市道191号線沿いの排水路管理について。

(イ)めぐみの森保育園周辺の排水路浚渫を急ぐ必要があると考えますが、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

めぐみの森保育園周辺の排水路浚渫につきましては、排水路への重機の進入路が確保できたことから、現在浚渫のための準備を行っている状況でございます。浚渫時期につきましては、施工業者と調整中であり、準備ができ次第作業に取りかかる予定となっております。浚渫範囲につきましても予算の範囲内での浚渫となりますが、なるべく広範囲でできるように努めてまいりたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。

すみません、画像を準備していたのですが紹介することができませんでしたけれども、周辺の排水路、こちらのほうは汚泥がたまりまして、かなり水が氾濫することがあるそうです。この画像はめぐみの森保育園の横の排水路の画像なのですが、集中豪雨の際には、この施設の階段の2段目、3段目ぐらいまで水がたまることもあり大変危険と言われておりますので、市道191号線の排水路浚渫に関

しては地域住民の安全のため、勇退されました儀間盛昭元市議は長きにわたり質問を重ねてきたかと思えます。特に、このめぐみの森保育園では台風時なども水がたまっていると多くの市民から不安の声が寄せられておりますので、なるべく早めに工事が進められるよう、予算の増額の検討をいただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時39分)

再 開 (11時39分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号19 (14番) 瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一登壇一

質問に入る前に、所見を述べます。

辺野古の裁判の件なのですが、これは設計変更を県が不承認にしたと。それは軟弱地盤が海面下から90メートルあるのに設計変更の中身は70メートルまでしか対応していないと。欠陥があると。そういうことで不承認にしたと。この不承認に対して、国交省からは是正指示が出された。これはおかしいということで県は裁判に訴えたわけですが、では、この是正指示というのは妥当なのか。これが適正なのか。これは今回の判決では全く判断しておりません。地方自治法で言う是正指示が出せる要件というのは、公有水面埋立法に反しているのかどうか。そして、著しく公益を損するようなそういうことになっているのかどうか。その要件があって初めて、国が是正指示が出せるのですが、その是正指示の内容につ

いては一切最高裁は触れずに判決を出したということです。これはとんでもないことであって、2000年の4月ですか、中央分権一括法を成立しました。この法律によって国と地方は対等の関係だと。これまで上下関係だったのが対等、協力の関係になったと。そういうことからすると、国が県の知事が権限を持っている埋め立ての承認、不承認、そういう権限を上から目線では是正指示を出すこと自体は、本来あってはならない。要するに国のほうは、公有水面埋立法に基づく権限は持っていないわけですから、権限を持っている知事の判断を、これを是正指示で覆すのであれば、法に照らして、こういうことでだめだと。そういうことがなければ、私が先ほど言いました地方自治法の第245条の5には是正指示がこういうことのできるんだというふうにうたわれていて、その要件を満たしているのかどうかを全く判断しないで判決を出したという点では、本来であれば司法というのは、国の横暴を地方自治から守る立場で役割を果たすべきなのですが、国の横暴をそのまま追認するような形になって、要するに三権分立がもう成立していないのではないかと多くの国民が見ていると思います。とんでもない判決だなどと思います。

自民党が建白書の立場をそのまま維持しておけば、こんな事態は招かなかつたし、県民投票で示された民意の立場、建白書の立場をそのまま堅持していれば、沖縄の自民党が建白書の立場から抜けなければ、こういう事態にはならなかった。そういうことを考えると、大変残念です。

通告に従いまして、一般質問に入ります。

(1) パワハラ防止条例制定について。

市長や議員による職員に対するハラスメン

トを防止するための条例制定について市長の考えをお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

職場のハラスメントは個人の尊厳を傷つけ、社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、職場、秩序や業務の遂行を阻害するため、いかなるハラスメントも決してあってはならないことだと考えております。ハラスメントの問題、特にパワハラについては今日に至るまで、管理職の皆様をはじめ職員のケアに注力をいただいているところであります。また、パワーハラスメントに関する研修などを通して働きやすい職場環境をつくり上げるため継続して取り組んでいるほか、私自身も研修に参加をさせていただき、ハラスメントへの理解を深めさせていただいております。ハラスメント防止するための条例制定に当たっては、第三者委員会が取りまとめた報告書の提言は真摯に受け止めなければならないものと考えております。他方で、先般のハラスメント防止条例の提案に関し、これまで議会で交わされてきました様々な論点や視点、さらには現在の状況、課題等の全てを整理しなければならないものだと考えております。つまり、この条例を制定したら終わりかではなくて、いま傷を負った職員をどう救うか。そういうことをしっかりと考えた上でという話でありますので、それらを踏まえた上で総合的に判断してまいりたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これまで3月定例会、6月定例会、市長の答弁がありました。3月定例会では職員アン

ケートの実施によって、パワハラ防止に向けた課題整理が必要という答弁がございました。アンケート調査などをやったのか、まだやっていないのかどうか、どうなのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

まだ実施していないところであります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

パワハラ問題については、部長は答弁をしていただきたくない。6月定例会にも何度も休憩を取って、私は今回議会だよりも出したのですが、聞いていることに全く答えない。ごまかした答弁をしているということで書いてあります。私が議会だよりに出した文章を編集委員会で幾つか削除されているのですが、でも、大まかごまかした答弁だというのは分かる内容になっていますので、パワハラ問題については部長は答えていただきたくない。私はこの間、とても不愉快な思いをしてまいりました。それで改めて伺いますが、パワハラ防止に向けた課題整理が必要ということで3月定例会で答弁されておりますが、どんな課題整理が今進められているのか、市長から答えていただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時47分)

再 開 (11時49分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今の質問に関しては、条例制定に向けたものに関してのどういう課題を整理しているのか。その段階のことを聞いていると思うのですが、今一方で前市長に関する裁判が行われているところでもあります。その中身も含め

て明るみになっていない部分が数多くあるわけでありまして、その部分もしっかりと確認をした上で判断しないと、このぶち当たった手前での条例制定はいかかなものなのかというふうに考えておりますので、もう少しその辺の課題整理をしっかりとさせた上で進められたらと考えております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

第三者委員会のアンケート調査の結果からもパワハラがあったんじゃないかと。そして、議会の有志の会のアンケート調査からもパワハラがあったんじゃないかと。議会特別調査委員会のアンケートでも一定数字が出てきたと。その中には議員から職員がパワハラを受けたというアンケート結果も示されました。この前、浦添市長がパワハラをやったという報道があって、職員17名がパワハラがあったというアンケート結果が出たと。ですから、これは豊見城市にとっては喫緊の課題で、当然いろいろと状況を見ながらというのは分かるのですが、まず市長に伺いたいのは、豊見城市で市長、副市長、教育長、そして議員からパワハラを受けたら訴えられるという仕組みづくりというのは必要だという認識に立っているのかどうか。

○ 市長 徳元次人

先ほども答弁したとおりであります、いかなるハラスメントもあってはならないと思っています。そのハラスメントがどう明るみにっていくかという、その訴える手法というのは当然あってしかるべきだと考えております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

私が懸念しているのは、議員の部分については含めるのかどうかというのが少し気になっていて、労働施策総合推進法の改正に

よって初めて、パワハラが法律上定義されたと。この改正によって、一部を除き地方公務員にも適用されるという位置づけで自治体議会議員も非常勤特別職として地方公務員である。しかし、二元代表制の趣旨からすると、議員を市長が管理上の措置として考えることが妥当なのかというのは、私は少し懸念もあありますが、ただ、これまでのアンケートからすると議員からパワハラを受けたというのが相当数の数で出てきていますので、職員に対する議員によるパワハラがあるというアンケートの結果が存在するということからして、職員に対するパワハラ防止をするための法的ルールづくり、これが今存在していないという現状からすると、極めて不合理な状況だということで改善が必要だと考えるんですね。職員をパワハラから守るためには執行部と議会代表でチームをつくって、こういう内容で議員も含めた処罰規定を含めた……。処罰と言っても公表だけしかできません。それ以上の処罰は、法律を越える条例はつくれないので、それ以上の処罰はできないのですが、それでも職員をパワハラから守るためには、一日も早く、いろいろな事情があるにしてもまずは作業に入るということで、議員も議会代表が何名か入って執行部とチームをつくって、早急にパワハラ防止条例の制定に向けた作業に入るべきだと思いますが、市長どうですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

第三者委員会がまとめた報告書によりますと、議会に対する要望として、議員に対するハラスメント防止については、ハラスメント防止条例という形ではなく、政治倫理条例の中で政治倫理基準として定めている例もあります。そして、条項を設けた自治体の例示に

とどまっております、このようなことから執行部としてはお答えする立場にないというふうに理解しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

市長が答えないというのは、本当に残念ですね。

じゃあ、前山川市政のときに、去年6月に出してきた条例を参考にして議員は外して、とにかく特別職のパワハラから職員を守る意味でいうと、参考がみんなあるわけですから、そこに必要な文言の訂正などを含めたらすぐできるわけですから、議員を抜いた形で早急につくる必要があるという認識に市長は立っていますか。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

先ほどの答弁と重複する部分はあると思うのですが、その条例をつくったら終わりではなくて、条例ももちろん制定することについては大事なことも分かりませんが、その前になぜこういうことになったのか。全ての課題整理をすることが先だということを、先ほどから述べさせていただいておりであります。ですので、その他の課題解決の全てをクリアしなければ、制定に向けた議論が始まらない。その着手も始まらないと思っていますので、まだその段階には至っていないという認識でありますし、加えて議員と執行部とを交えてということではあったのですが、総務企画部長から答弁があったように、議員立法で許されていることもあります。我々側としては職員をどう守っていくか。その特別職からのパワハラのことともそうありますが、そこをしっかりと議論させていただくためには、今起こっていること、過去に起こったことも含めて課題整理することが最優先だと考

えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

なぜこういうことになったのかいろいろと検討する必要があるとかおっしゃいますが、今必要なのは、とにかく制度をつくって、パワハラとは決別をするという姿勢を示し、そして職員を絶対に安心安全で職務に就いてももらう。市長は絶対自分はパワハラはやらないというふうに考えていらっしゃるかもしれませんが、受け止める側の問題ですから、何がパワハラになるのかという点では職員の受け止め方になるので、まずはルールをつくって、自らを戒める。そういうことは一日も早くつくる必要があると思うんですね。いろいろ課題整理、そういうのをやるというのは別の問題として、条例をつくった上で、もし必要であれば芽出しをするというふうにはしないと、ここ豊見城市の行政の中で議員から、市長から、副市長からパワハラがあったというのが大問題になったというのが最近の状況なので、それは仕組みとして絶対パワハラが起これないという、こういう防波堤的なルールをつくって、そしてもし起こったときには訴えられる。それも役所内で受付をするのではなくて、外部に、専門の第三者に受付機関として担ってもらう。そういう訴えがしやすい状況をつくる。今、市の職員に対する規定がありますが、それとは違う形で訴えやすい仕組みづくりも併せてやっていくというのは、今すぐやるべき作業だと思いますが、なぜ今すぐやる必要があると市長は考えていないのか私は理解できなくて、つくってしまったら自ら訴えられるのを嫌がっているのか、そこはどうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。



条例を制定する、条例をつくっていくということに関しては、当然中身はしっかり吟味をした上で完璧に近いものをつくらなきゃいけないとなった場合、なぜそれをつくるのかという事細かな課題をクリアしなければできないと思っています。今の段階で条例制定されたとします。そうなったときに、後にこういうこともつけるべきじゃなかったか。ああいうこともやらなきゃいけない。条例改正という意味もあるかもしれませんが、そうではなくて、そこに至るまでのまだまだ熟度が達していないと私は考えております。実際に職員自らの気持ちを察してみても、条例を制定したからこの問題はこれで終わりかって思われるのは嫌だという職員もいらっしゃいます。なので、その条例をつくることにフォーカスするわけではなくて、なぜこのようなことが前政権の中で起こったのか。それをどう救っていかなきゃならないのかということを見るのが一番先であります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時59分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

市長は条例制定については、きちんとした言及、つまりはつくる必要があるかどうかについて言及はされません。大変残念ですが、いざというときに訴える仕組みづくりをする。それが一定の防止策にもなる。当然市長は聖人君子でもなければ、清廉潔白な人でもないと思うんですね。人間はどこかで間違いを起こす場合がある。そのために職員が安心して職務に専念できるような仕組みづくり、ルー

ルづくりは必要だという立場に早く立つべきだと思って、次に移ります。

(2)南斎場の利用について。

①関係6市町とそれ以外の市町村の利用状況についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

宜保安孝議員への答弁とも重複しますが、令和元年度、南斎場を構成する関係6市町が2,134件、その他市町村が1,404件、合計で3,538件、利用割合につきましては、関係6市町60.32%、その他市町村39.68%。令和2年度、関係6市町2,177件、その他市町村1,584件、合計3,761件、利用割合は関係6市町57.88%、その他市町村が42.12%。令和3年度、関係6市町2,346件、その他市町村1,585件、合計が3,931件、利用割合は関係6市町59.68%、その他市町村40.32%。令和4年度、関係6市町2,708件、その他市町村1,454件、合計4,162件、利用割合は関係6市町65.06%、その他市町村34.94%。令和5年度につきましては、8月末時点で関係6市町1,074件、その他市町村が592件、合計が1,666件、利用割合は関係6市町64.47%、その他市町村35.53%となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

南斎場を建設するときの基本構想を、私ここにデータを持っているのですが、6市町の年間火葬件数を何件と見込んでいたのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南部広域南斎場建設基本構想における関係6市町の将来死亡者数の予測は、令和4年度をピークとしており、その数は1,677人としております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

令和4年度をピークに1,677人で、今現在は平成27年の時点でも1,876人と予想を超えていて、令和4年度2,708人という数字で大変な乖離があります。これで火葬待ちという事態を招いているところがあると思いますが、私が気になるのは、平成27年度の関係6市町の利用実績と令和4年度の利用実績、何件増加しているというふうになっているのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

関係6市町の利用実績として、平成27年度1,876件、令和4年度2,708件となっており、832件の増加となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

61%増加していて、急激な増え方をしています。聞きますが、この1週間で関係6市町の火葬待ち日数、4日以上待ったという状況が何件あったのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

9月5日から9月12日までの1週間で確認をしてもらったところ、関係6市町の火葬許可書の翌日をゼロ日として、5日経過した件数は5件とのことであります。なお、この5件につきましては死亡日が旧盆に当たっており、それが要因と思われるとのことでした。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

こういう事態を招いているのは、当初計画の見込み違い。これを見ていると、集中日の火葬取扱件数をいろいろ件数を掛けるのですが、9.24で計算して10回火葬できれば大丈夫だという、これはピークの数字です。ですから10回というのは、5つの炉を2回転させる。そしてもう一つの炉を予備として置く。だか

ら6炉で間に合うんだという、こういう計算の下に6炉にしている状況ですが、こういうことで見込みより多く亡くなる方がいらっしやるというのは、南城市などはこの間、平成27年度から令和2年度まで、人口は豊見城市より少ないのですが、火葬件数は豊見城市より多いんですね。こういういろいろなデータを見ておきますと、相当な見込み違いでこういう事態を招いたということが分かります。この1週間の間、建設費用を出した6市町と、それ以外の火葬件数は何件だったのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南斎場に確認しましたところ、去る5月5日から9月12日までの火葬件数は、関係6市町が54件、その他市町村が51件で、その割合に関しましては、関係6市町51.15%、その他市町村48.57%となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

令和4年度の利用割合を見ますと、関係6市町で65%ぐらいですか。それ以外、那覇市、浦添市、そして中部、北部、そこの利用割合としては35%、最近の1週間を見ると、50%、50%ぐらいになっていて、これは6市町の火葬が待たされるということが懸念されますので、まず②の火葬予約受付方法を変更しているが、関係6市町優先を徹底するシステムとなっているかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

火葬予約受付方法の変更後の内容としまして、火葬受付12枠のうち、関係6市町が8枠、その他圏内、浦添市、那覇市、離島などですが2枠、それ以外の圏外2枠が基本設定とされており、また関係6市町は24時間受付がで

きるのに対し、その他圏内、圏外の市町村は午前10時から午後5時15分までの予約受付とされており、関係6市町の優先度はかなり高いものと認識しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

令和2年の6月にも時間変更で関係市町は8時半からの受付で、それ以外については9時から30分ずらして受付をする。これを変更して1時間半遅らせるというやり方をしている、少し改善したのですが、最近では部長がおっしゃるように、7月から新たなシステムを構築したということで、これは6市町が24時間受付で、12枠全てに予約が可能とすると。それ以外については午前10時から午後5時15分まで、基本設定のそれぞれの2枠というのは、浦添市、那覇市の2枠、そしてそれ以外の中北部の2枠、その枠で予約が可能とする。しかし、現実問題としては4日とか5日とか、火葬待ちが6市町の中で起こっております。私が徹底してやってほしいというのは、言わば関係6市町以外、要するに那覇市、浦添市、中北部については3日までは受け付けるけど、それ以降は受け付けない。そのような形を取るべきだと思うのですが、その他圏内、圏外の市町村に対し何日先まで予約を受けるとなっているのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時41分)

再 開 (13時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

その他圏内、圏外の市町村につきましては、それぞれの枠、2枠については7日先まで受

付が可能となっております。また、予約受付時間は、先ほども答弁させていただきましたが、午前10時から午後5時15分までの予約受付時間の制限があるということです。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

徹底的に関係6市町の優先という仕組みをつくる上では、とにかく理想としては、亡くなられて2日後には火葬して告別式、大体そのパターンで以前はずっとやってきました。遅くとも3日後には火葬ができる。そういうことを考えた場合には、いろいろとこれから検討するべきところだと思うのですが、まずは6市町以外は3日以降はまず受け付けない。地元を最優先にする。建設費を出した6市町を最優先にする。そういうところで別のところを受け付けないということではなくて、そういうシステムを構築して、今少し元に戻ってきてはいるのですが、今後大災害が発生したり、いろいろな不測の事態が発生して火葬が6市町で増えるというときに、こういう仕組みをつくっておけば先々まで1週間も火葬を延ばすということにはならないので、そこはどうなんですか。検討すべきところだと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

今の質問につきましては、関係6市町の優先を徹底すべきと考えるがということでお答えしますと、令和4年度途中までは3日制限として対応をしていたと伺っております。実際には葬儀に係る準備が間に合わないなど、葬儀との関係で不都合が生じる状況が見られたため、空き枠、火葬待ちが生じないよういろいろ工夫をしながら検討した結果、現在の予約受付方法になっていると伺っております。なお、現在関係6市町が不利な状況になるこ

とはなく、現時点においては最も効率よく運営が行われているとのことでありましたので、本市としましては運営状況を見守っていきたいと考えております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

炉が空くという状況は生じないわけですから、それをうまく回転させる。要するに2枠、2枠の4枠については、所長の判断で6市町の枠にも火葬の予約を入れることができるような仕組みになっていますので、その辺は炉が空くというふうにはならないと思うので、もうちょっと突っ込んで将来のこと、不測の事態が発生したことを想定した上でシステムづくりを検討していただきたい。これは要望です。

次に、(3)30人以下学級について。

①30人以下学級の実施状況についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年5月1日現在における市内小中学校の学級編制につきましては、ほとんどの小学校1、2学年が1クラス30人以下、小学校3学年から6学年が1クラス35人以下で編制されているところでございます。2校の1年生クラスにおいて35人学級、1校の2年生クラスにおいて31人学級で編制している状況でございますが、1クラス増やした際に沖縄県の指定基準にございます少人数学級の下限条件、25人以上でありますけれども満たさないことから、現状31人や35人学級となっているところでございます。また、中学校1学年から3学年につきましては、1クラス35人以下で編制されており、沖縄県が定める少人数学級編制に基づきクラス編制を行っている状況でございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

今の仕組みですと、下限が25人以下にしてはいけませんという県の仕組みがあつて、3クラスで1年生が99人までいたら4クラスに編制ができないというのが限度です。当然33人学級の3クラスという編制になってしまうので。それは不条理で、教育委員会もちょっと議論をしているとお伺いしているのですが、教育長、これは25人の下限を撤廃してほしいと県のほうに提言するというお考えはないでしょうか。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

今回部長がおっしゃったように、1クラス25人を切るということで下限条件に引っかかってしまったので、学級編制上2クラスにすることになりましたけれども、本市といたしましては、子どもたちの教育環境の向上、下限条件の緩和については、県への要望も含めて、検討して進めてまいりたいと思います。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

②30人以下学級の対象学年を引き上げる取組みについてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と、安心安全な教育環境を整備するために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正が行われまして、令和3年4月1日から施行されており、同日に施行された政令において、国は1学級の児童数の標準を現行の40人から令和7年度までに全学年において35人に段階的に引き下げるとしております。沖縄県においても独自に少人数の学級編制を段階的に進めており、小学1年

生、小学2年生は30人学級、小学3年生以上は35人学級を進めているところでございます。本市におきましても教室不足が見込まれる場合は、空き教室の利用や必要に応じてオープンスペースの改築等により対応し、県との連携を図り進めているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

法が改正されて、市町村でも県の基準を踏まえ、そして学校の児童生徒の実態に応じて柔軟に学級編制はできますと。ただ、そのときに教師の配置をどうするのかとかいろいろ課題があって、そういうことについては当然県の基準を変えていくことしか近道ではないと思いますので、そこは県に対して働きかけをして、今小学校1年、2年という学級の30人、これを3年、4年、5年と引き上げていく取組を、働きかけをしていただきたい。

(4) 市育英会の運用改善について。

① 一般会計から繰り入れして、給付型奨学金の対象者を住民税非課税世帯まで拡充する考えがないかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

給付型奨学金につきましては、令和2年4月に国の高等教育の就学支援新制度におきまして、対象者の範囲が住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯まで拡充され、支給額についても拡充されてきております。また、令和6年度より年収上限を引き上げ、対象者を中間層まで拡充する等の方針が示されているところでございます。本市における給付型奨学金につきましては、生活保護受給者を対象とした制度としておりますが、国の制度の対象者の範囲及び支援額が上回っていることにより、市の給与実績につきましては数名となっております。国の制度が充実している状況に

おける市の対象者の拡充の必要性については、国や各市町村の動向を踏まえ検討してまいりましたが、他の民間制度等が充実していることにより、本市の育英会制度については一定の役割を終えているのではないかと思われ、制度そのものの在り方や見直しが必要であると考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

役割を終えているということではなくて、せっかく制度をつくったわけですから、言えば生活保護の基準がこの間、3回引き下げられて、住宅扶助とか、この前は生活扶助、2018年には生活保護基準そのものを見直しして、生活保護の基準そのものを下げてきた。それに近いボーダーラインの皆さんが収入としては生活保護に近いのですが、生活保護に該当しない。しかし、こういう皆さんも含めて、せっかく育英会という仕組みがある以上、育英会の中でもし応援できるのであれば、支援できるのであれば制度を改善してでも支援すべきだと思うのですが、市長は人材育成に力を入れると。そういう意味でいうと、最も大事な人材育成に関わる問題であって、消極的な教育委員会に対して、一般会計から入れてでもその制度を改善していくという考えを持っていらっしゃるのかどうかお伺いします。

○ 市長 徳元次人

育英会そのものに関しては、今教育部長が答弁したとおりであります。私も同様の考えを持っておりまして、この一般質問の間でも話をしましたけれども、人材育成基金とか、その他持っている、性質は違うにしても、今一定の役割を終えたという認識を私たちは持っていますので、そこを踏まえた統合的な考え方で何に振っていったら一番効果を発揮

するのかということを一々考える必要があるものだと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

それではもう②を聞いても全く答えは期待できませんので。

(5) 全国青年市長会参加について。

①いつ加入したのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

全国青年市長会は、新しい時代を切り開くため、若い情熱、エネルギーをぶつけ合い、共に本音で研さんし、もって地方自治の発展に寄与することを目的に、昭和63年6月に設立し、今年で35年を迎えております。会員の条件につきましては、会の趣旨に賛同する当選時点で49歳以下の人となっており、会員数は確認できている直近の令和5年7月27日現在で109名となっております。ご質問のあった全国青年市長会への加入時期につきましては、令和5年6月21日付で加入の手続きを行っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

今回は公費で参加されたと聞いておりますが、最初に聞きますが、②会への参加は公費なのか、私費なのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年度の会費につきましては、令和5年6月7日を基準にして入会している市のほうに請求を行っているため、本市の加入が6月21日付だということで今年度の会費は支払いは発生しておりません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

会費の話ではなくて、全国青年市長会の会則は、会員同士の若い情熱とエネルギーをぶつけ合い、共に本音で研さんする、そういう

知識を磨くというところですか。ですから、地方自治法で位置づけられた全国市長会と全く質が違う任意団体ですから、そういう任意団体には、自らの知識を高めるために参加するのであれば私費でやるべきであって、市長、今後会費を年間3万円も出すことについては、もうちょっと慎重に議論されて、こういう任意団体に公費を使うということはやめるべきだということを求めて、私の質問を終わります。

—— 通告番号20 (18番) 楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○ (18番) 楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。楚南留美でございます。早速でございますが、通告に従いまして、一般質問を行います。

(1) 福祉行政について。

1994年「国際アルツハイマー病協会」は、世界保健機構（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、また6月に成立した認知症基本法では、9月を認知症月間、21日を認知症の日と定められ、この日を中心に認知症の啓蒙活動を実施していることから以下の内容についてお伺いいたします。

①高齢者の増加に伴い、認知症への対策も急務となっている現在、その指針となる戦略が厚生労働省の認知症施策「新オレンジプラン」に示されておりますが、どのような内容なのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

認知症施策推進総合戦略、認知症、高齢者

等に優しい地域づくりに向けて、「新オレンジプラン」は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し策定されたものでございます。新オレンジプランは、1番目に認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、2番目に認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供、3番目に若年性認知症施策の強化、4番目に認知症の人の介護者への支援、5番目に認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、6番目、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、最後に7番目に、認知症の人やその家族の視点を重視という7つの柱に沿って認知症、高齢者等に優しい地域づくりを推進していくため、施策を総合的に推進していくとされています。最後の7番目の、認知症の人やその家族の視点を重視は、ほかの6つの柱に共通するプラン全体の理念でもあります。新オレンジプランは、地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、認知症について社会を挙げた取組のモデルを示していくものであり、認知症、高齢者等に優しい地域の実現には、行政、民間、地域住民など様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められるとしております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

②本市の認知症サポート体制の取り組みについてお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の人やその家族を支える応援者である認知症サポ-

ーターを養成しており、2009年から2023年7月現在で3,419名の方が認知症サポーター養成講座を受講しております。また、市役所職員に対しても、2017年と2018年に実施し、232名が受講しております。令和元年度末にも実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施を見送っております。住民向けの認知症サポーター養成講座についても、令和2年度下期から令和4年の10月まで実施を見合わせておりましたが、令和4年11月から感染状況を考慮しながら再開しております。今年度は認知症サポーター養成講座に力を入れ、広報紙やホームページで実施希望団体を募っています。また、地域ミニデータービス事業を利用されている方向けに順次養成講座を実施しております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

新オレンジプランの基本方針、7つの柱の一つに認知症の人を含む高齢者に優しいまちづくりの推進も掲げていることから、平成29年9月定例会にて認知症への理解を深め、窓口対応などに生かすための本市全職員を対象とした認知症サポーター養成講座の受講をご提言し、その後、取組がなされておりました。当時私も認知症サポーターの養成講座を受講し、そのサポーターの証としてこのオレンジリングを頂戴いたしましたけれども、2022年、昨年からこのようなカードに変わっているということでお伺いしました。今現在は、コロナ禍により本市職員向けの認知症サポーター養成講座は中断しているとのこととございましたけれども、これを機に、ぜひまた再開していただきたいと思っておりますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

職員への認知症サポーター養成講座の再開につきましては、関係課の人事課等と調整して、再開に向け取り組んでいきたいと思いません。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ある調査によりますと、65歳以上の高齢者層がピークになる2040年には46.3%が認知症の可能性との調査結果が示されております。見守りの目を増やすという意味で、市内の企業、例えば銀行、スーパー、コンビニなど市民と接する機会の多い職種では、認知症サポーターの取組が進んでいると伺いました。職員の皆様におかれましては、それぞれの場面において認知症、高齢者に対応することも今後は増えると予想されます。認知症を正しく理解し支援することで、認知症の人や家族を見守り、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らすことができますので、認知症サポーター養成講座の受講をぜひ再開していただきたいと、こちらは要望いたします。

③9月21日の「世界アルツハイマーデー」にちなみ毎年9月を「とみぐすく市認知症サポート月間」と定める考えがないか、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市では世界アルツハイマーデー・アルツハイマー月間に合わせて、市役所1階市民交流広場で認知症についてのパネル展示と、当事者の方が作成した作品展示や、市地域包括支援センターの認知症地域推進支援員による相談会を行っております。昨年度からはオレンジガーデニングプロジェクトとして、認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花の苗を無料配布しております。今年度は認知症地域推進支援員による相談会、パネル展

示、苗の配布を1週間実施しております。ただいま1階のほうで実施しております。また、パネル展示等と合わせて、市で実施している認知症等見守りシール交付事業、認知症サポーター養成講座、認知症初期集中支援事業、認知症カフェ「オレンジカフェ」、認知症・高齢者等見守りSOSネットワーク事業の周知等を実施しております。議員ご質問の9月のアルツハイマーデーにちなみ、豊見城市認知症サポーター月間と定めることにつきましては、今後他市の状況や名称も含め、検討してまいりたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

前向きなご答弁だと理解させていただきたいと思えます。

ご答弁にもありましたように、本日までですよね。市役所1階市民交流広場で認知症についてのパネル展を開始しております。私も拝見させていただきまして、このようにパンフレットも幾つか頂戴してまいりましたけれども、本市ではこれまでも様々な取組がなされておりますが、改めて認知症サポート月間を定めることで、認知症や認知症予防について学び、認知症当事者、家族、認知症支援者の声を聞き認知症への理解を深め、認知症になっても暮らしやすいまちづくりについて考えるきっかけづくりができると考えておりますので、毎年9月をぜひ認知症サポート月間としていただければと思います。こちらも要望です。

それではちょっと周知も兼ねて再質問をさせていただきますと思いますが、現在本市で取り組んでおります事業の一つに、先日新聞報道でもございました認知症の認知症等見守りシールというのがあるかと思うんですけれども、改めてどのようなものなのかお伺い



たします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

先ほど申しあげました認知症等見守りシール交付事業につきましては、このシールを認知症の方に配布し、服やかばん等に貼り付けて、その認知症の方がもし見えなくなった、どこに行ったか分からないとかという場合に、それを発見された方が、これにQRコードが付されていて、それを読み取ることによってその方の特徴などの情報が表れ、またそれが自然と関係者に通知されるような仕組みになっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

認知症の方の多くが在宅生活を送る中、本市では地域で暮らす認知症の方にさりげない支援の手が行き届く、とてもいい取組だと感じました。認知症に優しいまちづくりを目指す上でも、一人でも多くの方に認知症等見守りシールの存在を知っていただくためにも、周知活動にぜひ努めていただきたいと思います。こちらも要望です。

次にちょっと順番を変えまして、(4)教育行政について。

令和5年3月議会において「大学生等の学生または生徒の能力向上、将来的に就業の拡大を図ることを目的に中学生以上の学生を対象に資格試験等の受験に要する費用を全額助成することについて」ご提言しましたがその後の取組状況について詳しくお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会におきましては、中学校で学習する教科等の関連が強く、進学においても有利となる実用英語技能検定試験等の資格は、

子どもたちの将来に資するものと考えておりますので、資格取得の助成について検討しているところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。

このご答弁、3月も同様の内容ですので、教育委員会としては、中学生に対する英検の助成については前向きだということは既に理解しているところでございます。しかし、私の今回の質問は、3月定例会でご提言させていただきました、令和4年4月より、栃木県佐野市で実施されています、中学生以上の学生に108全ての国家試験や日本商工会議所簿記検定1級から3級、英検、TOEICなどに係る受験料の全額助成について、その後の進捗状況でございます。3月で市長は、当然人材育成には力を入れており、将来開けていくという道を前提に話をしていますので、ご提案のとおり内容を精査しながら、我が豊見城市にも適用できるのかどうかを検証させていただきたいとのご答弁をされておりました。市長の答弁を聞く限り、意気込みを感じたのですが、3月以降に調査研究された内容があれば、お伺いさせていただきたいと思っております。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、徳元市長の英語教育の施策展開も含めまして、今陣容と予算と、その中でどれを取捨選択をしながら進めていくかということについて検討いたしまして、現時点では中学校の英語検定を先に進める必要があるだろうということで、現在そこの取組を進めるということで答弁させていただいているところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

私が3月定例会の市長答弁を読み返す限り

では、徳元市長にとっても共感を得られたように感じたわけですが、しかしながら今回改めて質問を通告すると、どうもしっくり来なかったです。市長答弁と当局の温度差に大きな開きがあると感じました。市長の議会における発言は、自治体の意思を示す重たいものです。どうぞ徳元市長におかれましては、今後ともご自身の議場でのご発言の後に、現場で市長の発言に対し、どのようなリアクションを取っているのか。また、事象に対する成否までしっかりと把握していただければ幸いです。

改めて質問しますが、佐野市の人口12万人、事業に係る予算措置額は265万円とのことでした。中学生以上の学生に資格試験取得にかかる費用の全額助成を行うものです。予算規模からしても、こんなリーズナブルな事業で市民の満足度の高まるものなら実施すべきと考えますけれども、改めて市長のご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年度市民の方の雇用の機会の確保を図ることを支援するため、資格試験の取得について市民ニーズを補足するための市民アンケートを実施しているところであります。市民アンケートの結果を受け、来年の雇用政策等に反映していきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

このアンケート調査は、例えば豊見城市は佐野市よりさらに枠を広げて、佐野市は学生が中心なのですが、市民全体にその資格試験の助成を行うためのアンケート調査実施という理解でよろしいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時12分)

再 開 (14時12分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

アンケート自体は市民全体にやっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

そうですね。だからアンケート自体、市民全体にやられていますよね。ですから、それは私が今回提言しました先進地佐野市のように本市でもできませんかということでご提言させていただいているのですけれども、本市ではさらに佐野市の学生だけではなくて、市民全体に助成するための前のアンケート調査という認識でよろしいのですかというご質問です。

○ 総務企画部長 内原英洋

今おっしゃるように、そういう資格試験の取得に関する支援をするという前に、市民のニーズをまず把握することが前提だと思っています。それを見た上でしっかりと判断していきたいと考えています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

沖縄県の子どもの貧困率は全国の2倍、3人に1人が貧困と言われています。生まれ育った環境による教育格差を解消し、学力低下による連鎖的な原因の一つとも考えられます貧困対策にもつながるのではないのでしょうか。市長が大田正樹議員に対して、英語を話せることで収入アップにもつながると先ほどご答弁されておりましたように、資格はとても重要と考えております。魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教えてください。そういう意味では市長のお考えとも一致していると思います。これからまた次年度に向けて予算

折衝が始まります。事業推進に向けて取り組んでいただきたいと思います。こちらはぜひ市長のご見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えさせていただきたいと思います。

3月定例会に質問いただいてから以降も私の気持ちは変わりませんし、今おっしゃったように食べ物を与えるわけでも、これは食ってしまったら終わりなので、そうじゃなくて自分の足で立って、立つだけではまだ足りなくて、それで自分の足で走っていける。自走できるような人間像というものをこれから育てていく子どもたちにはやっていただきたいという思いがありますので、まさにその資格を取ることによって、社会に出ていく上で優位に立つというのは当たり前話でありますから。ただ、次年度それが実施できるかどうかというものに関しては、やはり慎重に、その財源をどこに充てるかとか、そういうところを含めて総合的に判断しなければいけませんので、そこはもしかすると子ども未来基金なのかもしれません。でも、それを当てはめるときには何かしらの改正であったり、いろいろなことを変えていかなければいけない。それは教育委員会に波及することであれば、なおさらそういうことの仕組みも全庁的に考える必要がありますので、いましばらく、もう少し精査に時間がかかるということをご理解いただきたいと思います。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。また今後も取り上げてまいりますので、しっかりと調査研究されることを期待いたします。

(2)行政改革について。

厚生労働省は、平成22年にイクメンプロジェクトを始動いたしました。イクメンプロ

ジェクトとは、働く男性が育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう社会の機運を高めることを目的としたプロジェクトです。また、政府は令和2年度から、子どもが産まれた全ての男性職員が1か月以上をめぐりに、育児に伴う休暇、休業を取得することを目指し、政府一丸となって取組を進めております。本市男性職員が当たり前に育休制度を活用できる環境を整えることで、ひいては市内にあります民間企業にも波及することを期待し、質問に入りたいと思います。

①男性職員の育児休業取得状況について。

(ア)過去5年間の育児休業実績についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

過去5年間の男性職員の育児休業の実績につきましては、平成30年度から令和4年度までの男性職員の育児休業取得者数は合計で26名でございます。年度ごとの男性職員の育児休業取得者と取得率につきましては、平成30年は1名で取得率4.5%、令和元年度は3名で取得率10.7%、令和2年度は4名で取得率23.5%、令和3年度は4名で取得率19.0%、令和4年度は14名で取得率53.8%でございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

(イ)過去5年間の消防本部における育児休業実績についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

過去5年間の消防本部における育児休業実績につきましては、令和4年度に4名、令和5年度が9月1日現在において5名、合計で9名の職員が育児休暇取得済みで、現在育児

休業中の職員は1名となっております。なお、令和元年から令和3年までの育児休業取得者はありません。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

(ウ)国からどのような対応が求められているのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今般、国におきましては、令和5年6月に決定したこども未来戦略方針に基づき、国、地方の公務員に係る男性の育児休業取得率を、政府目標を先行的に前倒しで進めるとし、令和7年度までに1週間以上の取得率を85%、令和12年度までに2週間以上の取得率を85%に引き上げるとしてしております。これらのことを踏まえ、国からは地方公共団体においても新たな目標設定を行っていただきたいこと。また、国が通知した先進的な取り組み事例を参考に、地域の実情に応じ、男性職員の育児休業等の取得促進に積極的に取り組むよう求められております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

男性職員に限らないのですが、育休制度を活用することによる現状と課題について、行政職、消防職、それぞれお伺いしたいと思いつても、行政職のほうからお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時19分)

再 開 (14時19分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えいたします。

男性が育児休業を取得する上での課題とし

て、国が取りまとめた調査資料によりますと、育児等への関わりに対する男性職員自身の意識づけ、職場に迷惑をかけると考え、男性職員自身が育児休業等の取得を諦める。次に、男性の育休取得について理解が乏しい職場風土。給与が減額されるため、男性職員自身が育休取得に消極的とするもので、本市も同様な課題があるものと考えております。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防本部の勤務体制の現状ですが、育児休業者がいる警備については、非番の職員や毎日勤務者で欠員分を補うなどして消防体制を整え、市民の安全安心の確保に努めているところでございます。

課題につきましては、消防体制を維持する観点から最低人員を確保する必要があります。今後も育児休業制度を活用する職員が増え、長期に育児休業を取得する職員が出た場合には、消防体制を安定的に維持するための対策が課題になると考えております。しかしながら育児休業制度の活用によって生じる課題については、担当部局に消防の現状を丁寧に説明し、課題解決に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

育児休業制度の活用につきましては大いに推進いたしますけれども、それにより市民サービスの低下を招くことがあってはなりません。特に消防本部におきましては、市民の生命、身体、財産を守る最前線で活動し、あらゆる危機から救い出せる唯一無二の重要な存在です。臨時の職員での対応も不可能なことから、人員確保につきましてはしっかりと対応が求められると考えますけれども、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

育児休業が取得しやすい環境づくりのためにも、職員の適正配置に取り組んでいきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

あらゆる想定をしながら、今後の人員確保に努めていただきますよう要望いたします。

②各窓口での各種申請・届け出等手続等を簡素化する「書かないワンストップ窓口」の導入について。

(ア)DX化推進に伴い令和4年12月に「窓口支援システム」が導入されていますが、活用内容について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口受付支援システムは、窓口において何度も住所や氏名を書くという市民の負担軽減を図ることにより、市民サービスの向上や業務の効率化に取り組むことを目的に導入しております。活用内容といたしましては、転入された方が転入手続の際に提出する転出証明の情報を基に、関連する窓口へ提出する届け出等の届出書などに住所や氏名等が印字されたものを作成し、市民の負担軽減を図っております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

現在は転入手続のみの活用なのですが、(イ)幾つかの窓口を巡りそれぞれ記入しなければならない死亡時の手続の現状についてどのようにお感じになられているのか当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

死亡に伴う各種手続は多岐にわたり、ご遺族の方々に大変なご負担であると認識してお

ります。そのご負担を少しでも軽減するために、本市ではお悔やみハンドブックを作成し、どのような手続が必要なのかを確認するために活用していただいております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

窓口支援システムの導入意義といたしまして、何度も住所や氏名を書くという市民の負担軽減を図ることにより、市民サービスの向上や業務の効率化に取り組むとのことでした。そのことも踏まえまして、ご質問をさせていただきます。

(ウ)「窓口支援システム」を活用することで、死亡届の手続きも簡素化できると考えますが当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口受付支援システムは、現在のところ主に議員がおっしゃっているように、転入に伴う各種手続の負担軽減を図るために活用しております。ご提案の死亡に伴う様々な手続の簡素化につきましても、市民の皆様の負担軽減を図るために検討をしていきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

死亡に伴う様々な手続の簡素化も検討していただけるとのご答弁でしたけれども、現在導入されている窓口支援システムを拡充し、死亡届の手続を簡素化することが可能なのかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口受付支援システムの拡充により、現在活用しております転入に伴う手続同様に、死亡に伴う様々な手続の簡素化にもつながるものだと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

可能ということですが、拡充するためには改修が必要になると思います。それにかかる予算額というのは、今お分かりでしたら伺いたします。

○ 市民部長 上地五十八

システムの改修につきましては、死亡に伴う届出書等の詳細な内容を関係課と調整する必要がありますので、今後改修する費用につきましては、そういうものを把握しながら努めてまいりたいと思います。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

既存の窓口支援システムを改修することで、死亡に伴う多岐にわたる手続の負担軽減が図られるようです。死亡時の手続にも活用することは、窓口支援システムの導入意義とも一致していると思いますので、予算額も含めた調査など早急に取り組んでいただきたいと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時27分)

再 開 (14時27分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

議員からもありましたように、担当部署として、できる限り調査研究をしてやっていきたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

(エ)那覇市を初め全国的に「おくやみコーナー」の事業導入実例がございます。本市のDX化推進のモデルケースとして当事業の意義は大きいと思われませんが、改めて「おくやみコーナー」の設置について当局のご見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

おくやみコーナーの設置につきましては、市民の皆様の負担軽減を図るためにも必要であると認識しております。しかしながら死亡に伴う手続は、さっきも答弁しましたように多岐にわたるため、行政経験の豊富な職員の配置等の課題がございます。先ほど議員からご提案のありました窓口受付支援システムの拡充や他市町村の事例を参考に、市民の皆様の負担軽減のためにどのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ワンストップサービスのおくやみコーナーの設置につきましては、過去4回質問し、ご提案させていただいております。最初に取り上げた平成30年当時は、全国でも6自治体のみが設置している状況でしたが、令和2年度には169自治体にまで広がり、遺族の負担軽減に取り組む事例が増えていることから、市民ニーズは大いにあることがうかがえます。また、県内でおくやみコーナーを開設した那覇市によりますと、およそ70の手続があり、遺族はこれまで最大6つの窓口を訪れて手続をする必要がありましたが、おくやみコーナーではおよそ30種類の手続が一括で対応可能とされており、市民の負担軽減に寄与されているものと申しておりました。

そこでお伺いいたしますが、おくやみコーナーの設置実現に向けて窓口受付支援システムの活用以外にも、もしご検討されていることがあれば伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

現在担当課としまして、市民課では窓口業務等を民間に委託しておりますけれども、その委託業務に市民の皆様の負担軽減を図るこ

とを目的に、死亡に伴う様々な手続のご案内等を追加できるかどうか、調査研究してまいりたいと考えております。様々な課題等はございますが、市民サービスの向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

遺族は大切な家族を失った中でも手続を進めなければならず、複数課をぐるぐると回される負担は、遺族の立場に立った市民サービスとは言えません。また、遺族の中には、経済的、精神的な支えであった方を亡くしている場合もございます。特に窓口はセーフティネットの役割も担っているものと理解しておりますので、いかに職員が寄り添ってケアできるかが求められていると思います。そのことも踏まえ、しっかりとご検討していただきたいとご要望いたします。

(オ)混雑回避、待ち時間減少にも有効、市民ファースト視点と職員の負担軽減の視点から今後は、市役所窓口へ行かなくても必要な手続や書類が入手できる「行かない窓口」の推進を図るべきと考えますが当局のご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

行かない窓口の推進は、市民サービスの質の向上や待ち時間の短縮、混雑回避に貢献する重要な施策であり、この点は国の自治体DX推進計画における行政手続のオンライン化と一致しているところであります。本市でもマイナポータルのぴったりサービスを用いて、子育て、介護保険、消防関係の29の手続をはじめ、健診予約や各種講座の申込みなどもオンラインで可能にしております。今後オンライン化の手続を随時拡充し、市民サービスの

向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

国は書かない、待たない、回らない「ワンストップ窓口」の実現を提唱しておりますが、市民一人ひとりが自分に合った方法で行政サービスを利用できなければなりません。

そこで確認も含めてお尋ねしたいのですが、行かない窓口を目指すに当たり、情報弱者など、自分に合った方法で従来どおり来庁しての手続や相談などは可能であるとの認識でよろしいのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

手続のオンライン化が進むにつれ、高齢者などデジタルに不慣れな方への対応についてであります。オンライン化の手続を拡充したとしても従来の窓口サービスは維持し、高齢者などのデジタルに不慣れた方々に対しても安心して手続ができる環境を整え、対応していきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。

併せて、来庁される市民が迷うことなく、スピーディーに手続ができる窓口を目指していただきたいと思っております。

(カ)今後の行政のデジタル化推進目標はどのようになっているのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市では、豊見城市デジタル化推進計画を令和3年度から令和7年度の5か年計画を策定しております。この計画では、国の自治体DX推進計画の重点取組事項となっている行政手続のオンライン化、自治体情報のシステムの標準化、共通化、AI、RPAの利用促

進、マイナンバーカードの普及促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底を含めた内容となっております。これらの取組を通じて、市民へより質の高いサービスを提供し、効率的な行政運営を実現することを目標にしております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

重点取組事項の一つに、マイナンバーカードの普及促進が挙げられておりました。本市のデジタル推進目標達成のためには、マイナンバーカードを持っていない人にもデジタル化の利便性を実感してもらう必要がございます。マイナンバーカードの普及、その取組も強化する必要があると考えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

マイナンバーカードの普及取組につきましては、カードの利便性を高めることが重要だと思っております。様々な行政手続等で利用を拡大し、その利便性を市民に広く周知することにより、普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

行かない窓口、本市も目指しているところでございます。今後は行かない、待たない、書かない行政サービスの普及も加速していくと予想されますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

（3）スポーツ振興について。

①市民プールの築年数と耐用年数についてお伺いいたします。使用開始時期についてもお答えください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の豊見城市総合運動公園市民

プールは、昭和61年完成で、同年6月に供用開始となっております。現時点で築37年が経過しております。また、耐用年数等につきましては、財務省の減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表におきますと、水泳プールは30年と定められているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

②市営プールの老朽化が進み建て替えの時期にあると考えますが当局のご見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

老朽化した市民プールは、これまでも経年劣化により修繕が必要な箇所が散見されておりましたので、近年においては、毎年修繕を行って稼働させている状況であります。このような中においても市民などから利用ニーズが高いことから、建て替え等も見据えて、当面の間は現施設の定期的な点検などを通して、修繕を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

③「森の風テラス」構想の実現に向けた総合公園の再編と連動し、市民体育館の附帯施設として、市民プールを移設してはいかがでしょうか。当局のご見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

貴重なご提言だと思っております。市民体育館の附帯施設として移設することで体育施設が集約化できることから、利便性の向上が、その場合は図られるものと考えております。しかしながら市民体育館周辺の土地利用の状況、駐車場、財源確保等多くの課題があることから、現時点では厳しいものと考えております。



森の風テラスとの一体的な整備につきましては、今検討部会等にて関係部署、関係機関と協議調整を行っているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 ー再質問ー

森の風テラス構想を進める中でも、このプールの在り方が生じると思うのですけれども、今ご答弁でも、体育施設の附帯施設として移設することで利便性の向上が図られるというご理解は得られたと思っております。いろいろな縛りがあると思うのですが、現時点で体育館横の土地利用が可能なのかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点では都市公園の中にこの施設があり、その体育館自体も駐車場が少ない状況になっておりますので、大きな50メートル規模のプールをその公園内に設置することは、かなり現実的にハードルが高いものだというふうに理解をしているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 ー再質問ー

今後市長公約であります森の風テラス構想が進行していく中でも、プールの在り方が生じた場合には、選択肢の一つとしてぜひ検討していただきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時38分）

再 開（14時50分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号21（3番）新垣繁人議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○（3番）新垣繁人議員 ー登壇ー

皆様、こんにちは。城の風、新垣繁人です。まず改めまして、私の兄貴であります大田正樹議員、本当にお帰りなさい。そして、本当に心から皆さん、お待ちしております。これからもまた、一緒に市民のために汗をかいて頑張ってもらいましょう。よろしくお願ひします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

ちょっと順を変えまして、まずはじめに(6)の教育行政についてということで、実は今定例会の中で宜保安孝議員もそうですし、そして長嶺吉起議員も取り上げてきた案件であります。豊見城中学校1年生の宜保尚吾君が硬式野球ポニーのほうで日本代表に選ばれて、そしてアジアの予選大会を突破し、そして世界のほうで優勝を収めております。これは本当に豊見城市の未来モンスター、間違いなく未来につながっていく。だからこそ私たちは支えていく必要があるのかなということも含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

それでは、スポーツ大会等への派遣費補助、国も含めての対象を、改めて改善も含めて伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

児童生徒派遣費補助制度につきましては、一括交付金を財源に県内の大会などで優秀な成績を収め、運動競技及び文化活動の九州大会、全国大会に参加するために、県内離島、県外等に派遣される児童生徒を対象に航空賃、宿泊料、車賃などの対象経費の2分の1を補

助率として助成を行っているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

これまでのいろいろな方々の答弁を聞いていまして、これまではこういう世界大会とか、どうしても派遣費の補助ができないと。補助率も2分の1ということでおっしゃってございましたけれども、これは確かに一括交付金として該当しないということは、これまでの答弁を聞いてもう把握できていますので。ただ、一括交付金でできなければ、ここは市長の思いとして、市独自として支援していく必要もあるかと私は思っておりますけれども、そこら辺、見解を伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指摘の各議員諸氏の皆さんからご提案を受けているところでございます。先日表敬を受けた後、市長からも検討ができないかというような指示がありまして、今検討を進めているところであります。選手派遣の枠組みの中では難しいところではありますが、他自治体の例を見ても奨励金というような形で支給している例がございますので、そこを前提に議論が進められないか、今検討を進めているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

スポーツは野球だけではなく、シンクロとかいろいろなスポーツがあります。また、スポーツだけではなく、文化関係でも活躍する子どもたちも含めて支援していただきたいと。

そこで、ここは市長に答弁いただきたいのですが、今回アジア大会も終わりました、世界大会も終えております。これからの支援も大事なことなのですが、今宜保尚吾君、しっかりと豊見城市としてみんなで支えてい

く意味も含めて、さかのぼってどうにか支援していただけないか。市長、よろしく申し上げます。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

私も先日宜保尚吾選手が優勝したと。世界一になったという報告を私のところまで届けてきておりました。本人にもお会いしましたし、これからもすごいポテンシャルを秘めているなど。やはり街としても応援しなきゃいけないというところを私はまた再度決意をしたところだったのですが、今教育部長が答弁したとおり、彼を支える……、これからではなくて、私が学生時代に思ったことでもあります。市町村によって差があるというのはおかしいということもあって、沖縄県を背負っていく、国を背負っていくという今回のタイミングでありますから、地元である豊見城市がどういう支援の仕方があるのかということをしつかりやっていただきたいという旨のお願いをしておりますので、その結果が出たら速やかに実行していきたいと思っております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

実は今回世界に行く前に、アジア戦もそうだと思うのですが、一度一括交付金ということで支援がお断りされているということを知っていますので、今間違いなく動画を見て「よっしゃー」と思っていると思います。さすが徳元市長ということもありますので、できない案件をできるように変える。これが新たな政権だと私は思っておりますので、ぜひとも対応をよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、ここもちょっと順を変えて、(5)公園整備についてということで、新たな公園活用として、これまでいろいろ宜保

安孝議員も提案されていましたが、このしおさい公園等に災害時にも活用できるトレーラーハウスなどを導入して、新たなアクティビティに繋げる考えがないか見解を伺いたと思います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

トレーラーハウスの導入につきましては、都市公園での新たな取組として、観光や休日のレジャーなどにつながるものが想定されることから、とてもよい提案だと考えております。しかし、市内の都市公園へ導入する際、トレーラーハウスの設置費用や電気、上下水道、ガスなどの整備費用、施設利用者の安全管理、公園利用者への影響など調整事項も多く、総合的な判断が必要であると考えております。また、現在指定管理者制度の導入により管理運営を行っていることから、新たな自主事業としての検討も必要と考えておりますので、指定管理者やその他企業等からの提案がありましたら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ検討していただきたいと思っております。

実際指定管理者の自主事業としても、場合によってはこれから挙がる可能性もあります。企業提案もあるかと思っております。だからこそそのときは、今言った電気、ガス、下水道整備等の課題はあると思っておりますけれども、新たなPFI/PPPの、ある意味考え方は一緒なのかなというところ、そういう検討もしていただきながら、そこはまた市長、どうかこの提案が上がった際には、すぐにでも市長、バックアップできる範囲はバックアップしていただきたいのですけれども、いかがで

しょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

ただいまの提案は非常にいい提案だと思っていますし、まさに民間の活用というのは、私が推し進めている一つでもあります。今経済建設部長が答弁したとおり、調整する事項はたくさんあると思いますが、でもクリアをするための協議ということをしっかり前向きに検討させていただいて、整ったら実行していきたいという考えでありますので、よろしくお願いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いたします。

瀬長島開発もそうではありますが、しおさい公園の一带もいろいろこれからリンクしてくる場所だと思っております。新たなシチュエーションも含めて、アクティビティも含めて、また新たな創出をつくり上げていただきますようよろしくお願いたします。

それでは続きまして、(3)道路行政についてということで、これは前回質問を入れていたのですができなくて、ただ、正悟議員も質問されておりました。少し重複になりますけれども質問します。

豊見城団地で地滑りが生じている市道46号線、そして市道48号線等の整備について、これは一日でも早く対応していただきたいと。そしてその対応をしていくに当たって、現在の進捗状況を改めて伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道46号線及び市道48号線につきましては、複数の箇所において舗装面の亀裂及び陥没が生じていることを確認しております。市道46号線につきましては、現在社会資本整備総合

交付金を活用し、令和5年6月に詳細設計業務を発注しており、その中で対策工法等を検討しております。本設計業務の履行期間は、令和5年12月中旬となっておりますが、9月をめどに概算工事費を算出し、令和6年度予算として要望を行い、令和6年度の早期の工事発注に向け取り組んでまいります。

市道48号線につきましては、現在豊見城団地市改良住宅L棟側の1か所において舗装面の亀裂及び地先境界ブロックとの間の隙間を確認しております。現状としましては、約1センチから2センチ程度の段差と2センチ程度の隙間が発生しておりますが、通行に大きく支障が出るものではないと判断しております。段差部分につきましては、斜面地側におけるガードレールや斜面地樹木について大きく変状している箇所が見当たらないため、道路部分における沈下ではないかと推測しております。市道48号線の対策としましては、地先境界ブロックとの隙間についてはモルタル等の間詰充填を行い、雨水の流入対策を検討しております。今後も引き続き経過観察を行い、大きく変状が見られましたら対応を検討してまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ検討をお願いしたいところなのですが、まずは市道46号線、今一番影響が出ているところだと思っております。ここはずっと一方通行が続いていて、本当に団地の方々が困っております。ただ、今の答弁、前回もそうだったのですが、多分今年で設計を終えて、次年度工事着工というイメージだと思うのですが、やり方次第では前倒し執行も可能だと思っております。要は、年度内着工。ここはどうか工夫して、次年度着工ではなくて、今年度で前倒しでどうか。

設計が今年で終わるわけですから、今年って12月じゃないですか。でも、年度で言えばまだ3月まであります。この一日でも早くという私の思いはそこにありまして、どうか前倒しで執行するような形で動いていただけないか、もう一度見解をお願いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先ほどの答弁の中においても12月の工期履行期間となっております。現在9月をめどに概算工事を算出予定ですので、概算工事費が出ましたら予算の確保と前倒しの執行を行っていきたくと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本当に前倒しが可能であれば、大体どれぐらいの時期で着工をイメージできますか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

9月をめどに概算工事費が出ましたら、工事費を算出後、発注準備をかけますと、前倒しになりますと令和5年度では着工可能かと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ令和5年度の年度内、次年度ではなくて年度内の一日でも早めの執行に向けて、よろしくをお願いします。

それでは続きまして、(7)民間活力の導入について。

①民間と包括連携を行い、行政手続のオンライン化等市民サービスの向上として、デジタル推進を行っていく考えがないか。これは先ほどの留美議員の質問にもつながってきます。答弁をよろしくをお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

包括連携について、連携することによるメ

リットは、民間企業の持つ多様な技術とノウハウを行政サービスに生かすことができる点であり、この専門性をうまく活用することにより、市民サービスの質を高めるだけではなく、行政の業務の効率の向上もできると考えております。包括連携を行う場合、包括連携自体が目的ではなく、連携を通して具体的な課題解決をどのように行うか。また、連携をどのように形成し展開していくかなどが重要であります。そのため十分な検討と調整を行い、取り組んでいきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ取組をお願いしたいところなのですが、民間と連携していくにも早めのほうがいいなというところもありまして、実際取組時期としましては、どの時期を検討していただけるのか。よろしくをお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

包括連携の取組については、具体的な時期はまだ未定であります。現在検討中です。具体的にまとめ次第、適切なタイミングで進めていきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

すみません、できれば早めの対応をよろしくをお願いします。

続きまして、いろいろな方々の思いを酌んで今回通告しているのですが、すみません、(2)に行きたいと思っております。

それでは、(2)与根体育施設について。

①与根漁港多目的広場について以下を伺います。

(ア)利用状況を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場は、令和4年度に多様

なスポーツにも利用できるように機能強化を図る整備を行ったところでございます。多目的広場整備前の平成30年4月1日から令和4年7月31日までの利用状況としましては、平日の利用率が約8%、休日の利用率が約34%となっております。

次に、多目的広場整備後の令和4年10月22日から令和5年8月31日までの利用状況としましては、平日の利用率が約7%、休日の利用率が約52%となっております。平日の利用率については横ばいの状態ですが、休日においては約18%利用率が向上している状況となっております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今、利用率が向上ということなのですが、続いて(イ)に入りたいと思っております。

(イ)与根体育施設（サッカー場）の事実上、仮の代替施設として機能が果たされているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根漁港多目的広場は、フェンスの設置及びサッカーゴールが設定されたことよりまして、与根体育施設の受け皿として一定程度の役割を果たしているかと理解しているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ここで再質問になるのですが、漁港の多目的広場としては確かに利用率は上がると思っております。それはこれまでの与根漁港と比較しているからであります。私が確認したいのは、実際与根体育施設が稼働していた頃と、今の与根漁港多目的広場が整備されましたよね。そこを比較したときに、実際利用率はどうなっているのかお聞かせください。上がっているのか、下がっているのかも含めて、で

できれば昼間、夜間も含めてよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時07分)

再 開 (15時07分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根体育施設除却前ですけれども、令和元年度、コロナ等の影響を受けていないときの利用状況です。平日の利用件数が351件で、利用人数は9,859名とありまして、土日については利用件数106件、利用人数3,775名で、合わせて利用件数457件、利用人数は1万3,634名となっております。また、そのうちナイターの利用については、平日246件で7,916名の利用、土日は23件で571名の利用となっております。平日の利用率は約71%、土日は59%となっており、ナイター利用は平日47%、土日は約18%となっているところでございます。これは令和元年のほうですね。この比較ということでございますが、実際は旧与根体育施設のほうはサッカー専用施設であったこと。現在の与根漁港多目的広場の利用につきましては、サッカーや野球や、その他いろいろな団体が利用していることから、単純に比較ができない状況になっております。グラウンド改修後の令和4年度の与根漁港多目的広場のサッカーにおける利用状況は、利用件数39件、利用人数1,690名というふうになっておりまして、与根漁港多目的広場は野球、その他の利用が、8割がその利用になっておりまして、その残りのところがサッカー、その他の利用となっております。与根体育

施設との比較は難しいものと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

確かに比較は難しいということなのですが、ナイターがないというところでは大分利用率に影響が出ているのかなというところで思っている中で、次の質問に行きたいと思ひます。

(ウ)前山川市長時代に観光にもつなげていくとのことで整備を行ったが、現状として観光にもつながっているのか見解を伺ひます。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場につきましては、令和4年度に機能強化を図る目的で再整備をしたところでございますが、現在の利用状況や利用団体からしますと、多目的広場の整備が直接観光にはつながっていないものと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

観光にはつながっていないという答弁の中で、(エ)に行きたいと思ひます。

(エ)前山川市長時代に観光にもつなげていくとのことでフェンス整備等を行いましたけれども、当時の実施計画等も含め補正予算計上に至るまでの経緯を改めて伺ひます。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の経緯につきましては、与根漁港内に建築中の与根地区観光交流施設が令和4年4月にオープンを予定しており、多くの市民や観光客が訪れることを想定しておりました。また、令和3年8月6日付で豊見城市サッカー協会からサッカー場の利用及び整備についての要請書が提出され、その中には多目的広場の環境整備についての要望も含まれておりましたので、観光交流施設との連携及び多

目的広場の利用者の利便性向上を図るため、令和3年9月補正で設計費及び外周フェンス、サッカーゴール、グラウンド表面の凸凹の整地費としての工事費を合わせて約2,500万円を要求しておりますが、予算措置には至っておりません。なお、実施計画につきましては、9月補正時点では要求しておらず、10月に追加で提出しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本当にそのとおりでと思います。たしか令和3年の9月補正だったと思うのですが、私たちがそれを修正にかけております。なぜなら計画性がないからであります。当初予算でやるべきだということで、実際当初予算で今整備されております。

そこで再確認します。ここ、皆さんよく聞いていてくださいね。行きます。令和3年9月補正で予算計上、上程されたとき、農林水産課より観光関連でぜひとも必要だと。観光関連で必要だと、4月のゆにま〜る施設オープンへ向けて緊急だとの説明を受けたけれども、もともと計画があって、そしてその計画に基づいた関連予算を含めた予算案だったのか。事実を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和3年度当初予算には計上されていないことから、観光に関する計画は当初はなかったものだと思います。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

令和3年9月補正において、観光関連として計画もないのに約2,500万円もの予算を要求しておりますけれども、最初にその予算要求の指示をしたのは誰なのか、事実を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当時の副市長から総務企画部参事監を通して、農林水産課長に与根漁港多目的広場整備に関する資料作成の依頼があり、その後、補正予算要求に当たっては、副市長と農林水産課長が整備内容の調整を行い、9月補正で予算要求を行ったと伺っております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

やはりパワハラ条例のことも言われている方もいるのですが、根本的なことを変えないと変わらないのです。プロポーザルの件もそうです。これだけ変えればいいのではなくて、この4年間、前山川市政で何が起こったのか。混乱も含めて全て洗い出さないと、何も解決しないと思うのです。だからこそ、ちょっと聞きたいのです。なぜその当時、部長ではなくて、部長を飛び越えて担当課長に当時の政策調整監が指示をされたのか、ぜひ聞きたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（15時14分）

再 開（15時15分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

基本的には指示等がございましたら担当部長に確認を行っておりますが、本件につきましては順番は定かではございませんが、当時の担当部長にもしっかりとご説明をしていると認識しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

じゃあ質問しますけど、先ほどの答弁では部長ではなくて、一番最初に流れが来たのは、政策調整監から当時の課長にその補正を組む

よう指示があったと答弁がありますので、そこはなぜ部長を飛び越えて課長に来るのか。それって混乱なんです。それって、この部署だけではないと思うんです。ですから、当時の特命事項自体も含めて、指示を受けられているはずなんです。だからなぜ部長を飛び越えて、そのような……。他部署でやってきたこともそうなんですけれども、この案件に関してそのような指示をされたのかということを知りたいんです。

○ 総務企画部参事監 大城 智

先ほども答弁させていただきましたが、基本的には担当部長に内容の確認を行いまして、具体的な説明を担当課長に私のほうから行うことはあります。例えば先立って課長のほうに説明する場合には、担当部長が不在だったり、そういう場合には先に課長のほうに資料内容、説明などを行いまして、共有を後ほど部長と行うというような流れがございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

多分不在じゃなくても、そのような行為をされてきていると思うんですよね。だからこそ問題がありまして、実際この案件に関して、その他指示を受けた事項として指示されたのか、お聞かせください。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

与根漁港多目的広場の活用についての検討をするように担当部署等に伝えるようにと指示がございました。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

実際その当時、補正予算として財政課へ提出されたのはいつ頃ですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場に関する補正予算につ

きましては、財政課への提出を行ったのは8月20日となっております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ちなみに、補正予算の財政課提出締切はいつ頃だったのか教えてください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

9月補正予算の財政課への提出締切は7月16日となっております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

そもそも計画がないからそうなると思うんですよね。観光につなげるとか。だからここで逆に聞くのですけれども、補正予算は本来しっかりと財政課のヒアリングを受けて、そして査定があって内示だと思うんですけれども、実際そういうヒアリングは実施されたのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場を含む9月補正に関するものについては、7月26日に914万1,000円のヒアリングを受けておりますが、与根漁港多目的広場の2,500万円についての財政課ヒアリングは受けておりません。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ヒアリングを受けていないのは何ですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時19分)

再 開 (15時20分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱 真一

お答えいたします。

ヒアリングの日程等の後も、当時諸課題に



ついて、予算計上に至ったものと認識しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時20分)

再 開 (15時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱 真一

先ほどの答弁に追加しますと、当時、ヒアリングの場もあったのですが、さらにこの案件に関しては、計上を行ったということだと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時26分)

再 開 (15時29分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

時間内に終わりそうもないので、会議時間を延長いたします。

時間延長 (15時29分)

暫時休憩いたします。

休 憩 (15時29分)

再 開 (16時20分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

先ほど市民部参事監より発言の訂正がある旨の申出がありますので、市民部参事監。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱 真一 —訂正—

先ほど調整の上という文言等がございましたが、その上での計上というふうに答弁しましたが、2回目のヒアリング等は実際行っていないということです。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

今度は経済建設部長より訂正の申出がありますので、経済建設部長。

○ 経済建設部長 城間保光 —訂正—

先ほど答弁の中で与根漁港多目的広場以外の9月補正に関するものについては、7月26日にヒアリングを受けておりますが、与根漁港多目的広場についてはヒアリングを受けておりませんという答弁をいたしました。資料を確認しますと、与根漁港多目的広場を含む9月補正に関するものについては、7月26日に914万1,000円のヒアリングを受けておりますが、与根漁港多目的広場の2,500万円についての財政課ヒアリングは受けておりませんに訂正をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 —再質問—

2回目のヒアリングは受けていないということであります。この大体約1,600万円が受けられていないということであります。本来はやらないといけない案件だと思っておりますが、なぜやらなかったのかは今聞かれません。時間の都合も含めて。本来このような手続を含めて事務の流れとしまして、私はよろしくないと思っておりますけれども、総務企画部長の見解をお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、914万1,000円の要求はあったと。その後、8月20日に最終的に内示が出されております。その間、実は農林水産課からの予算要求も8月20日に入力されて、内示も8月20

日になっております。その間、今担当部署に確認しますと、副市長と担当課との調整があったという話であります。通常の予算の流れから行きますと、1,500万円余りの予算が増えるわけですから、もちろん財源のこともありますので、財政課との調整は必要であるというふうに認識しております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時22分)

再 開 (16時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋 一訂正一

訂正します。9月と言ったのは8月20日です。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

もう一度、この4年間どういうことがあったのかというトータル的な精査をしていただきたいと。その事実は事実でしっかり真相を出して、そこで反省して初めて改善だと思うんです。こういうのをなかったことにするんじゃないくて、これからはトータル的なことで精査をしっかりしていただきたいなと思っております。

次の質問ですが、一番の本来のメインは、今度の12月定例会に向けて、与根体育施設はどうしても条例廃止はしないといけないところも、私たちは感じております。だからこそ、スポーツ拠点エリア構想の中で、そのゾーニングをしっかり今後の見通しを出していただいた中で、ただ、その間というのは、間違いなく5年、10年以上絶対かかるんです。

だからこそ、事実上の代替施設が与根漁港多目的広場になるわけなんです。今の現状の施設整備は私はできていないと思っております。もっと利用者の方々が利用できる意味で、やはりナイター照明の設備は必要だと思っておりますし、フェンスの今の高さも変えなきゃいけないと思っているんですよね。そこら辺、しっかり対応、方針も含めて12月までに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時24分)

再 開 (16時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場へのナイター施設の設置につきましては、今後の利用状況を確認しながら、必要が生じたときにはまた関係部署と調整を行いながら検討していきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひナイター照明の設備、機能強化をしていただきたいと思っておりますので、教育長、ぜひとも、ここは一番気持ちが分かると思っております。ここはまた市長も総合調整権を使っていただきながら、すり合わせをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、(1)公務員像(全体の奉仕者)についてということなのですが、本当にもう時間がないので、ちょっとポイントだけ入りたいと思ひます。②に行きたいと思ひます。

②令和4年度第4回定例会で緊急質問を行った公募型プロポーザルにおける業者選定

について以下を伺うというところで(ウ)です。

(ウ) 前山川市長は選定された業者との面識はないと答弁されている状態ではありますが、私は虚偽答弁に値するのではないかと思っております。その見解をお聞かせください。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和4年第4回定例会におきまして前山川市長より、選定された業者との面識について、「承知をしておりません」との答弁がありました。その答弁が虚偽答弁に値するものなのかにつきましては、事実確認ができておりません。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

そこですが、前議会、6月のときに川満玄治議員も新垣亜矢子議員も質問されていて、この川満玄治議員への答弁の中で、実は面識があるんじゃないかっていうのが、自分の中ではそう思っていますので、その当時も含めて、当時の参事監ですか、いろいろと……。これはプロポーザルだけの話だけにつながるんじゃないんです。健康推進課の抗原検査キットの業務も全部トータルで見ないと見えてこないところがありますので、そこをまた改めての答弁をいただきたいと思いません。

まず1点目が、昨年企業版ふるさと納税ということで、今私たちが言っている業者の親元となる企業のほうに、本土に一度市長と一緒に随行して当時の参事監は行かれていますと思いますが、それはまず間違いないですか。ちなみに、大体去年の5月頃だと思います。

○ 総務企画部参事監 大城 智

昨年5月に市長の随行としまして、企業版ふるさと納税の寄附金のお願いで当該業者の親会社を訪問するというので伺ってはおり

ます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

これは特命事項、その他指示を受けた事項として随行されたのか、お聞かせください。

○ 総務企画部参事監 大城 智

特命事項のその他指示事項となります。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

それで市長と本土のほうで一緒にその親元と会って、実際その場でその親元のほうから、実は沖縄に私たちの子会社があるという、まず紹介を受けていますよね。

○ 総務企画部参事監 大城 智

当時訪問した際に、沖縄県内には当該業者、子会社であるということを紹介したと記憶しております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

そのときはもちろん市長も一緒の場所だと思っております。実際その出張から帰られて、同じ5月の末頃に、実際その子会社が市長室に表敬訪問されたときに同席されていると思うんですけども、それも間違いないですよ。

○ 総務企画部参事監 大城 智

ご質問の件につきましては、5月30日に市長表敬をされておりまして、私も同席したと記憶しております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

それも特命事項として対応されたんですよ。

○ 総務企画部参事監 大城 智

そうです。特命事項として同席するようにと指示がございました。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

そのとき、当時の総務企画部長は同席したか記憶にないようなことを前回言われておりましたけれども、そもそもセットされている

理由は何なんですか。そもそも、まずは日程が組まれていた理由、なぜ当時の総務企画部長がそこにいないといけなかったのかお聞かせください。参加していないにしてもですね。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時29分)

再 開 (16時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部参事監兼福祉健康部参事監 奥濱 真一

お答えします。

当時の日程について自分の部のことで入れる場合もございますけれども、例えば市長の判断とかで入れる場合とかもございましたので、その辺の経緯については、私のほうでは分かりません。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

改めて、おさらいです。企業版ふるさと納税で5月に当時参事監は前市長と一緒に随行で行かれて、戻ってこられた月末ぐらいに、その子会社があるということで紹介を受けて、実際その子会社の、市長室で表敬訪問を受けていますよね。それが去年の5月末。実際プロポーザルの期間が始まったのが、7月20日から26日ぐらいだったと思うんです。それまで時間はたっていません。その後に抗原検査キット、健康推進課のものに対して、この同業者を使ってという指示をされていると思うんですけれども、指示された経緯をもう一度、前市長からの指示でこの業者を使ってほしいと指示されたのか。その経緯、もう一度教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時33分)

再 開 (16時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 総務企画部参事監 大城 智

健康推進課に指示ということではなくて、受託できそうではないかというところでご紹介をしたというところは事実でございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時34分)

再 開 (16時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えします。

繰り返しになりますが、受託できそうな業者だと考えまして、ご紹介をしたところでございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

この指示的なものがあつたのが8月2日、また別で、実際問題となった市民課のプロポーザルの選定を行ったのは私は8月3日だと思っておりますけれども、間違いはないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時36分)

再 開 (16時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 市民部長 上地五十八

市民課が行ったプロポーザルの実施日なのですが、令和4年8月3日となっております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

指示されたと思われる日が8月2日、これは抗原検査キット、その翌日に同業者の例の

問題が起きているわけでございます。全く面識がないということは言えないはずなんです。

ここを確認したいのですが、当時福祉健康部のグループLINE、もしくはLOGOチャットがあると思います。当時の8月2日付で。そのときに、私に今入ってきている情報では、検査キットの件で8月2日、当時の大城政策調整監より午前11時指示ありと。指示ありってなっているんです。その中で委託先はここだよと。「早急に開始、調整してください。よろしくとのこと」ってまで入っています。それが事実か、ちょっと確認をお願いします。当時の部長宛てにだと思えます。ただ、当時も今も部長は変わっていませんので、そういうやり取りがあったのか教えてください。その中で指示となっています。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

今、繁人議員のほうからおっしゃったことは、今すぐ……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時41分)

再 開 (17時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

昨年の8月2日に福祉グループのLOGOチャットの中に健康推進課長から、そういう参事監から聞いたことの連絡はございました。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

これって全体で見れるものなので、今お名前とかを出していますけれども、そういう方々から私は情報は本当に入っていません。ただ、その中で指示って入っていますよね。

その確認。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

このLOGOチャットの中で健康推進課長が、参事監から指示があったという文言は入っております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

確かに書かれているんです。ということは、別に政策調整監云々じゃなくて、市長からの指示を受けて指示なはずなんです。だから私、確認します。今度は参事監にです。

これまで一緒に企業版ふるさと納税で随行もされて、その後、市長室でもお会いして、その後、そういうやり取り、指示的なものも受けて、それを検査キットも紹介されたものとしてですね。ただ、当時参事監、私が緊急質問した9月の時点で参事監としては、私が言う業者に対して面識はありましたか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (17時04分)

再 開 (17時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

東京出張の際に紹介されたということと、5月30日に表敬をしたという点で、私としては面識はございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (17時06分)

再 開 (17時09分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします

○ 総務企画部参事監 大城 智 一訂正一  
面識はございます。

○ 議長 外間 剛 —許可—

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月21日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (17時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (19番) 大 田 正 樹

署名議員 (20番) 赤 嶺 吉 信

— 令和5年第6回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年9月21日（木）





令和5年第6回

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年9月21日（木曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市長	徳元次人	副市長	大城正
総務企画部長	内原英洋	市民部長	上地五十八
福祉健康部長	久手堅勝	こども未来部長	森山真由美
都市計画部長	嘉川聡子	経済建設部長	城間保光
上下水道部長	大城堅	消防長	高良寛
教育部長	赤嶺太一	総務課長	上原元樹

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）  
議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）  
陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）  
以上3件一括上程
- 日程第3. 陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書  
陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書  
以上2件一括上程
- 日程第4. 議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について  
議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
以上3件一括上程
- 日程第5. 認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算  
認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算  
認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算  
以上5件一括上程
- 日程第6. 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第7. 意見書案第8号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳  
(年度末)まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費  
無料制度の改善を求める意見書
- 日程第8. 開会中の継続審査の申し出について (総務財政常任委員会)
- 日程第9. 開会中の継続審査の申し出について (教育民生常任委員会)
- 日程第10. 開会中の継続審査の申し出について (経済建設常任委員会)

## 令和5年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年9月21日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第39号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）	総財委員長 報告後議決
	議案第51号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	〃
	陳情第7号	県産品の優先使用について（要請）	〃
		以上3件一括上程	
3	陳情第5号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書	教民委員長 報告後議決
	陳情第6号	認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書	〃
		以上2件一括上程	
4	議案第44号	豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	経建委員長 報告後議決
	議案第49号	令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
	議案第50号	令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
		以上3件一括上程	
5	認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算特別 委員会付託
	認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教育民生 委員会付託
	認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	〃
		以上5件一括上程	
6	報告第9号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告

日程 番号	議案番号	件名	備考
7	意見書案第8号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと 18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子 ども医療費無料制度の改善を求める意見書	即決
8		閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員 会）	
9		閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員 会）	
10		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員 会）	

本会議の次第

豊見城市議会総務財政常任委員会

○ 議長 外間 剛

委員長 新 垣 亜矢子

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

委員会の審査報告について

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

1. 付託案件

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宮城恵議員、仲田政美議員を指名いたします。

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)

陳情第7号 県産品の優先使用について  
(要請)

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時00分)

2. 審査の経過

再 開 (10時01分)

本委員会に付託の案件は、令和5年第6回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第3号)、議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)、陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)、以上3件を一括して議題に供します。

3. 審査の結果

議案第39号及び議案第51号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

陳情第7号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

令和5年9月21日

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

これより討論に移ります。

議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時04分）

再 開（10時06分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（10番）川満玄治議員 一発言取消一

ただいまの討論を全て取り消したいと思いをします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの川満玄治議員から、これまでの発言取消の申出があります。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって川満玄治議員の発言取消の申出を許可することに決しました。

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計

補正予算（第3号）について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第39号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論をしたいと思いをします。

補正予算については賛成ではございますが、今回委員会でも話をしたのですが、低所得者の支援策で住民税均等割のみの課税世帯の数が100世帯というミスをしておりました。実際には1,400世帯ということで、配付予定が100世帯ということでミスがありましたが、これは私から見ると看過できないミスであったのではないかと感じております。実際最終的には部長のほうでもきちんと決裁をしていると思いをしますが、そういう初歩的ミスは、ぜひ今後は気をつけていただければと思いをします。それ以外は問題ございませんので、以上で私の賛成討論としたいと思いをします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第51号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)は、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

### ○ 議長 外間 剛

日程第3、陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳(年度末)までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書、陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書、以上2件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

### ○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和5年9月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

### 委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。



## 1. 付託案件

陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書

陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書

## 2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第6回定例会中に陳情者及び関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

## 3. 審査の結果

陳情第5号及び陳情第6号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

陳情第5号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳（年度末）までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してくだ

さい。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第6号 認可外保育施設園児への支援充実を求める陳情書については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

### ○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件を一括して議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

### ○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和5年9月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会  
委員長 宜保安孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

### 1. 付託案件

議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

### 2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第6回定例会開会中に関係部課長の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

### 3. 審査の結果

議案第44号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

議案第49号及び議案第50号については、原案可決及び認定すべきものと決定した。

### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第44号 豊見城市豊見城中央線沿道地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は原案可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は

反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第49号 令和4年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決及び認定と決しました。

議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は原案可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第50号 令和4年度豊見城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決及び認定と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時25分)

再開（10時26分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上5件を一括して議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算、認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算及び認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付し、併せて主要な施策の成果を説明する書類を提出するものであります。

それでは主な内容を説明いたします。歳入歳出決算書1ページの決算総括表をご覧ください。一般会計につきましては、収入済額336億5,286万3,227円、支出済額333億109万2,066円、差引残額3億5,177万1,161円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、収入済額73億6,625万9,039円、支出済額73億

5,403万6,340円、差引残額1,222万2,699円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、収入済額5億3,969万4,396円、支出済額5億2,259万7,738円、差引残額1,709万6,658円となっております。

育英会特別会計につきましては、収入済額1,505万98円、支出済額960万3,467円、差引残額544万6,631円となっております。

公営墓地事業特別会計につきましては、収入済額90万8,519円、支出済額17万4,419円、差引残額73万4,100円となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、予算決算特別委員会及び教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算については、予算決算特別委員会へ付託いたします。

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上4件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定5号については、委員会で審査

をする時間的な余裕がありませんので、閉会中の継続審査に付することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

それでは、先ほど市長から提案のありました報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明します。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を図ることが目的とされております。

それでは2枚目をお開きください。健全化判断比率について説明します。実質赤字比率につきましては、最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、本市においては実質赤字ではないため、赤字比率は算定されません。

次に、連結実質赤字比率については、全ての会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、本市においては連結実質赤字ではないため、連結実質赤字比率は算定されていません。

次に、実質公債費比率については、借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、本市においては実質公債費比率は8.7%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。実質公債費比率につきましては、対前年度で0.5ポイントの減となり、やや改善されているところであります。

次に、将来負担比率については、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等を財政規模に対する割合で表したのですが、本市においては将来負担比率は81.8%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。将来負担比率につきましては、対前年度比で11.2ポイント減となり、改善されている状況であります。

次に、資金不足比率について説明します。本市においては水道事業会計、下水道事業会計の公共下水道事業、農業集落排水事業における公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の悪化度合いを示すもので、本市においては資金不足の額が発生していないため、資金不足比率は算定されていません。

3枚目からは監査委員の審査意見書となりますが、めくりまして1ページ、令和4年度健全化判断比率審査意見書及び2ページの令和4年度資金不足比率審査意見書においても、審査結果の下の欄にありますが、是正改善を要する事項において、指摘すべき事項は特になくなっております。説明は以上です。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時36分)

再 開 (10時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、意見書案第8号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳(年度末)まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

意見書案第8号

令和5年9月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳(年度末)まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

こども医療費助成制度を現物給付にした市町村に対して、国民健康保険の国庫補助金の削減というペナルティを全廃すること及び18歳年度末までのこども医療費無料化を国の制度として実現することを求めるため、国宛てに意見書を提出する。

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳(年度末)まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書(案)

経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関に受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体によるこども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。2021年4月1

日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2%。さらにこの勢いは加速しています。

いま高校生世代の困窮も問題になっており、子どもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡充すべき状況です。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策」で18歳までの医療費助成へのペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）廃止を条件付きで表明しました。今後より子どもの医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会も求めているように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきです。

沖縄県では多数のヤングケアラーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情があります。少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、子どもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を国に求めます。

1. 子どもの医療費助成制度を現物給付にした市町村に対して国民健康保険の国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること
2. 18歳年度末までの医療費無料化を国の制度として実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月21日

沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

#### ○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第8号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第8号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳（年度末）まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第8号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳(年度末)まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

総務財政常任委員会委員長から総務財政の所管事務に係る行政視察について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てたいとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

教育民生常任委員会委員長から教育民生の所管事務に係る行政視察について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の

申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てたいとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

#### ○ 議長 外間 剛

日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について(要請書)について、陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

また、経済建設の所管事務に係る行政視察についても閉会中の継続審査の申し出があります。その理由は、今後の委員会活動に役立てたいとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### ○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理に



についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第6回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会（10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（21番） 宮 城 恵

署名議員（22番） 仲 田 政 美



# 議案等処理一覽表



# 議案等処理一覽表

— 令和5年第5回豊見城市議会臨時会 —

## 1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 5件

(2) 議員提出議案 0件

### (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	1	1										
条例												
諮問												
同意												
承認	2							2				
認定												
報告	1						1					
議決事件	1			1								
意見書												
決議												
計	5	1		1			1	2				

# 議案等処理一覧表

— 令和5年第6回豊見城市議会定例会 —

## 1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 24件

(2) 議員提出議案 1件

### (3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	5	5											
条例	3	3											
諮問													
同意	9			9									
承認													
認定													
報告	2							2					
議決事件	5				3						2		
意見書	1	1											
決議													
計	25	9		9	3			2			2		

## 2 請願及び陳情処理状況

### (1) 付託件数

○前定例会からの継続

請願 0件

陳情 2件

○今会期の付託

請願 0件

陳情 3件

○計

請願 0件

陳情 5件

### (2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
0	0							

陳 情

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採 択	一 部採 択	趣 旨採 択	不採 択	未 了	取 り下 げ	継 続 審 査
2	3	3						2

3 委員会への継続審査事件

(1) 予算決算特別委員会（1件）

認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算

(2) 総務財政常任委員会（1件）

総務財政の所管事務に係る行政視察について

(3) 教育民生常任委員会（5件）

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算

教育民生の所管事務に係る行政視察について

(4) 経済建設常任委員会（3件）

陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情

経済建設の所管事務に係る行政視察について

(5) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）





# 資料



## 議長諸般の報告（9月定例会）

令和5年6月～令和5年8月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
6月4日	令和5年度沖縄ジョン万次郎会定期総会・講演会・懇親会	豊見城市社会福祉協議会 (2階ホール)	
6月8日	第98回九州市議会議長会定期総会	出島メッセ長崎(長崎県)	
6月14日	第99回全国市議会議長会定期総会	東京国際フォーラム(東京都)	
6月16日	チャンプルー交流会	豊見城市立中央公民館大ホール	
	国際ろう者スポーツ委員会役員ほか 来訪 (第5回デフバレーボール世界選手権大会 沖縄豊見城2024への協力依頼)	豊見城市役所4階応接室	
6月23日	令和5年沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園	
	豊見城市環境緑化振興会懇親会	市内	
6月26日	例月現金出納検査(令和5年4月分)の結果報告	豊見城市監査委員	
6月30日	令和5年度豊見城市交通安全推進協議会総会及び功労者表彰	豊見城市役所5階多目的室	
7月3日	豊見城市商工会会長ほか 来訪(地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請)	豊見城市役所4階第1会議室	
7月7日	県産品奨励月間実行委員会会長ほか 来訪 (県産品優先使用の要請)	豊見城市役所5階多目的室	
7月10日	令和5年夏の交通安全県民運動出発式	豊見城市役所1階正面玄関前広場	
7月11日	令和5年夏の交通安全県民運動(街頭指導)	上田交差点(豊見城交差点)	
7月26日	例月現金出納検査(令和5年5月分)の結果報告	豊見城市監査委員	
7月27日	那覇空港拡張整備促進連盟 令和5年度総会	沖縄ハーバービューホテル	
8月8日	例月現金出納検査(令和5年6月分)の結果報告	豊見城市監査委員	
8月9日	沖縄県商工会連合会設立50周年記念事業 「地域経済活性化サミット」・情報交換会	ラグナガーデンホテル	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
8月22日	第180回沖縄県市議会議長会定期総会	P' sQUARE	
8月24日	令和5年度豊見城市畜産共進会	南部家畜市場	

## 市長の市政一般報告（9月定例会）

令和5年6月～令和5年8月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	6月2日	来訪 時事通信社 那覇支局長	応接室
		国民健康保険対策特別委員会	庁議室
2	6月4日	沖縄ジョン万次郎会 定期総会・懇親会	市社会福祉センター
3	6月6日	全国市長会 東京都へ出張（6／7まで）	東京都
4	6月8日	財界九州インタビュー	応接室
5	6月9日	消防防災ヘリコプター導入に係る市町村長意見交換会	南部合同庁舎
6	6月10日	第130回豊見城市小学生バレーボール大会 開始式	市民体育館
7	6月13日	旧海軍司令部壕慰霊祭	海軍壕公園 海軍戦没者慰霊之塔前
8	6月14日	来訪 リゾーツ琉球株式会社 代表取締役、株式会社渡南エンジニアング 代表取締役	応接室
		琉球ロジスティクスセンター落成式	琉球ロジスティクスセンター
9	6月15日	株式会社興洋エンジニアリングからこども未来基金・企業版ふるさと納税へ寄付金贈呈	応接室
		株式会社南土木設計・株式会社南テクノから育英会へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 社会福祉法人乙羽会 グリーンハウス長堂 理事長ほか	応接室
		来訪 空手武道剛柔流仲本塾	応接室
10	6月16日	チャンプルー交流会（地域ミニデイサービス事業）	中央公民館
		来訪 沖縄県酪農青年女性部連絡協議会、沖縄県酪農農業協同組合	応接室
		来訪 デフバレーボール世界選手権大会関係者	応接室
		来訪 カサイエレクトリック株式会社 沖縄事業所 所長	応接室
11	6月17日	デフバレーボール日本代表豊見城市合宿歓迎セレモニー	市民体育館
		マンゴーはさみ入れ式	字渡嘉敷地区内圃場
		市マンゴーの里宣言14周年記念祭・豊見城マンゴー防犯パトロール出発式	J Aおきなわ食彩館「菜々色畑」
12	6月18日	自衛官候補生課程修了式	那覇駐屯地 体育館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
13	6月23日	沖縄全戦没者追悼式	平和祈念公園
14	6月24日	第43回全日本バレーボール小学生大会 沖縄県大会 開会式	市民体育館
		第11回台湾出身戦没者慰霊顕彰祭	糸満市平和祈念公園内 台湾之塔
15	6月26日	来訪 市女性会 役員	応接室
		来訪 市文化協会 会長ほか	応接室
		来訪 株式会社沖通商 代表取締役ほか	応接室
		「非行防止・水難事故防止・交通事故防止」豊見城市 民大会 ラジオ収録	市長室
		来訪 株式会社アイ・シー・エス 代表取締役	応接室
		沖縄県畜産共進会協議会 第1回通常総会	沖縄畜産振興支援セン ター
		那覇南ロータリークラブ最終夜間例会	パシフィックホテル沖 縄
16	6月27日	来訪 公益社団法人豊見城市シルバー人材センター 理事長ほか	応接室
		赤十字地区長（市長）による企業訪問	豊崎
		来訪 株式会社つくりえ 代表	応接室
17	6月28日	視察 長嶺小学校 マナーリテラシー教育	長嶺小学校
18	6月29日	FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 株式会社チャイナゲートウェイ 代表取締役ほ か	応接室
		視察 那覇浄化センター（みずクリン那覇）	那覇浄化センター
		来訪 沖縄奄美自然環境事務所長ほか	応接室
		デフバレーボール世界選手権大会 PR動画撮影	応接室
19	6月30日	来訪 沖縄大学 地域研究所 特別研究員 島田様	応接室
		豊見城市交通安全推進協議会功労者表彰および総会	5階多目的室
		市商工会青年部令和5年度地域活性化基金資金造成& チャリティーボウリング大会始球式	スカイレーン 那覇空 港ボウル
20	7月1日	「社会を明るくする運動」那覇保護区大会出発式及び 伝達式	愛のシーサー公園

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
21	7月3日	来訪 JICA青年海外協力隊	応接室
		来訪 エンバイロ・ソリューション株式会社	応接室
		市商工会 地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請活動	4階第1会議室
		来訪 沖縄県薬物乱用防止協会 会長ほか	応接室
		自治会長会	5階多目的室
22	7月4日	訪問 陸上自衛隊	那覇駐屯地
23	7月5日	パナソニックパンサーズ沖縄とみぐすく合宿歓迎セレモニー	市民体育館
24	7月6日	来訪 沖縄設計サービス株式会社 参与ほか	応接室
		来訪 沖縄公園等バリアフリー化推進協議会 会長ほか	応接室
		来訪 障害者就労支援センターちいろば 所長ほか	応接室
		来訪 長嶺中学校生徒会、根差部花友会	応接室
25	7月7日	来訪 メルコヘアデザイン (MHD) 代表ほか	応接室
		公益社団法人県工業連合会 2023年県産品優先使用の要請行動	5階多目的室
		来訪 豊見城えび養殖研究所	応接室
		少年の主張大会	中央公民館
26	7月9日	りゅうぎんグループ・友好会社Presents 海あしびなーSUNフェスタ2023オープニングセレモニー	豊崎海浜公園 美らSUNビーチ北浜エリア
27	7月10日	来訪 アジアコーポレーション株式会社	応接室
		夏の交通安全県民運動出発式	1階市民交流スペース
28	7月11日	交通安全県民運動 街頭指導	豊見城交差点
		来訪 株式会社エマオ 会長	応接室
		来訪 豊見城ニュータウン自治会 自治会長ほか	応接室
		株式会社東江建設から企業版ふるさと納税へ寄付金贈呈	応接室
		全国市長会社会文教委員会 東京都へ出張 (7/12まで)	東京都
29	7月13日	来訪 株式会社サザンプラント 取締役社長ほか	応接室
		愛の血液助け合い運動 献血推進キャンペーン in 豊見城	1階市民交流スペース

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
30	7月14日	来訪 那覇保護区保護司会	応接室
		第1回農業委員候補者評価委員会	3階第3会議室
		来訪 ソニー生命保険株式会社	応接室
		来訪 市ウージ染め協同組合 新役員	応接室
		市畜産共進会実行委員会定期総会	5階全員協議会室
		来訪 女子バスケットボール日本代表(3人制)市出身選手 宮本梨々奈様ほか	応接室
31	7月15日	「マンゴーの日」セレモニー	道の駅 豊崎 情報ステーション
32	7月16日	株式会社ジーセットメディカル創立25周年記念式典	沖縄ハーバービューホテル
33	7月18日	第1回沖縄県地域公共交通協議会	自治会館ホール
34	7月19日	全国高速道路建設協議会第59回総会、沖縄南部地域の重点要望に関する要請行動 東京都へ出張(7/21まで)	東京都
35	7月23日	第16回豊見城ハーリー大会	豊崎海浜公園(オリオンECO美らSUNビーチ北側)
		「夢みる小学校」上映会	中央公民館
36	7月24日	小型風力発電見学(沖縄トータルロジスティクス)	うるま市勝連
		来訪 沖縄奄美自然環境事務所 所長ほか	応接室
		来訪 国土政策研究会	応接室
37	7月25日	市固定資産評価審査委員会委員選任証交付式	応接室
		第73回「社会を明るくする運動」那覇保護区大会	中央公民館
		視察 豊崎地区内の就労支援施設	宇豊崎
38	7月26日	来訪 那覇税務署 署長ほか	応接室
		来訪 NTT西日本 技術革新部イノベーション戦略室	応接室
		来訪 第16回沖縄県マンゴーコンテスト受賞者(3名)、JAおきなわ豊見城支店長ほか	応接室
		来訪 エンバイロ・ソリューション株式会社	応接室
		来訪 株式会社あしびかんぱにー 代表取締役社長ほか	応接室
		来訪 株式会社チャイナゲートウェイ 代表取締役ほか	応接室



番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
39	7月27日	那覇空港拡張整備促進連盟 総会	沖縄ハーバービューホテル
40	7月28日	来訪 有限会社外間建築設計事務所 代表取締役会長ほか	応接室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		沖縄県都市教育長協議会	4階第1会議室
		市内事業者団体等との意見交換会	5階多目的室
		来訪 高千穂町姉妹都市スポーツ交流団	5階多目的室
41	7月29日	第43回宮崎県美郷町姉妹都市交流事業受入歓迎式・懇親会	中央公民館
		瀬長自治会 夏祭り	瀬長公園
42	7月30日	豊見城市ボウリング協会 第11回豊見城市長杯ボウリング大会	スカイレーン 那覇空港ボウル
43	7月31日	来訪 株式会社琉球プランテーションズ 代表ほか	応接室
		管理監督者対象ラインケア研修	5階多目的室
44	8月8日	来訪 沖縄タイムス社 専務取締役ほか	応接室
		スクールロイヤー委嘱状交付式	応接室
		来訪 沖縄ボリビア協会 会長ほか	応接室
		来訪 株式会社沖縄トータルロジスティクス 代表取締役社長ほか	応接室
45	8月9日	来訪 琉球舞踊宮城流薫風の会 会主ほか	応接室
		沖縄県商工会連合会設立50周年記念事業「地域経済活性化サミット」・情報交換会	ラグナガーデンホテル
46	8月10日	来訪 新日本婦人の会	応接室
		オキコ株式会社・JAおきなわ豊見城支店 豊見城産キーツマンゴーを使用した商品開発報告会（トミッキーツのキーツマンゴータルト・ネオスティック）	応接室
		来訪 沖縄県大衆音楽祭 チャイルド大賞受賞 とよみ小6年 仲座苺花様ほか	応接室
47	8月11日	第7回「山の日」全国大会	大宜味村立大宜味小中学校 体育館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
48	8月12日	県営真玉橋団地自治会 第32回団地まつり	県営真玉橋団地集会所 広場
		真玉橋団地自治会 夏祭り	神愛バプテスト教会裏 空き地
		真玉橋自治会 第31回真玉橋フェスティバル	真玉橋公民館大広場
		高安自治会 綱引き&夏祭り	高安公民館前広場
49	8月14日	来訪 有限会社津田建設 代表取締役ほか	応接室
		来訪 沖縄S V株式会社 代表取締役ほか	応接室
50	8月15日	来訪 かりゆし58 前川真悟様	応接室
		かりゆし58×豊崎中学校 校歌制作発表会 (かりゆし58前川真悟様)	4階第1会議室
		第2回沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会	自治会館
51	8月16日	フラワーポット贈呈式	根差部公民館広場
52	8月17日	第37回全国青年市長会総会 岐阜県へ出張 (8/19まで)	岐阜県
53	8月20日	空手国際演武会	沖縄空手会館
54	8月21日	宜保郵便局 開局セレモニー	宜保郵便局前
		来訪 子ども第三の居場所HOPE 理事長ほか	応接室
		豊見城市障害者施策推進協議会委員委嘱状交付式および第1回障害者施策推進協議会	八汐荘1階屋良ホール
55	8月22日	視察 HADO ARENA (ARスポーツ「HADO (ハドー)」専用施設)	MEGAドン・キホーテ 豊見城店5F
		自治体キャラバン	4階第1会議室
		来訪 滋賀レイクスU-15コーチ 根間洋一 (ひろかず) 様 (長嶺中学校出身)	応接室
		FIBAバスケットボールワールドカップ2023 オーストラリア代表VSジョージア代表 練習試合	市民体育館
56	8月23日	来訪 沖縄ケーブルネットワーク株式会社 代表取締役社長ほか	応接室
		来訪 豊見城中学校野球部 (第75回沖縄県中学校野球選手権大会優勝・第48回九州中学校軟式野球競技大会ベスト8受賞報告)	応接室
		来訪 沖縄総合事務局 次長ほか	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
57	8月24日	市畜産共進会	南部家畜市場
		第2回沖縄県市長会総会	自治会館
58	8月25日	来訪 アマゾンジャパン合同会社 シニアエリアマネージャーほか	応接室
		サマーフェスタ2023	航空自衛隊那覇基地 展示機エリア
59	8月26日	第1回豊見城市長杯ミニバスケットボール大会（マンガークップ2023）	市民体育館
60	8月28日	来訪 一般社団法人デザインイノベーションおきなわ	応接室
		訪問 長嶺中学校	長嶺中学校
		視察 豊見城城址発掘調査現場	豊見城城址
61	8月29日	第1回豊見城市観光振興計画審議委員会 委員委嘱状 交付式	5階多目的室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 EO Okinawa 副会長ほか	応接室
62	8月30日	東京都へ出張（8/31まで）	東京都

